

(二口メモ)

# 関係主要用語集

平成五年一月  
内閣法制局





目次

一	A級戦犯	1
二	思いやり予算	17
三	閣議決定・閣議了解・閣議報告	33
四	間接侵略	41
五	艦・船・艇	47
六	軍事大国	53
七	公開の原則(原子力)	57
八	攻撃的兵器と防衛的兵器	63
九	公式参拝・私的参拝・正式参拝	67
一〇	国会決議の効力	73
一一	国是	79
一二	三権分立	89
一三	指針(日米防衛協力のための指針)	93
一三―二	新指針(日米防衛協力のための指針)	103
一四	首都	123

一五	侵略戦争	129
一六	政府統一見解・政府見解	137
一七	専守防衛	143
一八	遷都・分都・展都	149
一九	大綱（防衛計画の大綱）	167
一九―二	新防衛大綱（平成八年度以降に係る防衛計画の大綱）	177
二〇	大東亜戦争	193
二一	中立	201
二二	東京裁判	207
二三	当然の法理	215
二四	内政干渉	229
二五	白書・青書	235
二六	非核三原則	243
二七	秘密（国家公務員法第一〇〇条）	255
二八	平和の目的	263
二九	予算と法律	285
三〇	有事	289

三一	領海侵犯	.....	291
三二	領空侵犯	.....	309
三三	教育勅語	.....	317

## 一 A級戦犯

一 法令上、明確な定義があるわけではないが、世上一般には、「極東国際軍事裁判所において、極東国際軍事裁判所条例第五条第二項 a に規定する平和に対する罪を含む犯罪を犯したとして、有罪判決を言い渡された者、すなわち、具体的には東条英機等二五名を指して、A級戦犯と称している。なお、これに対して、横浜、マニラ、シンガポール等の各地で、米、英、中、蘭等の各国の軍事委員会、軍法会議等において、通例の戦争犯罪や人道上の罪に問われ、有罪を言い渡された者を、世上一般には、B・C級戦犯（B級かC級かの区別は一般に行われていない。）と称している。

二 A級戦犯ないしB・C級戦犯という名称については、一般には、極東国際軍事裁判所条例が、同裁判所の管轄に属する犯罪として「a. 平和に対する罪」、「b. 通例の戦争犯罪」、「c. 人道に対する罪」の三者を区別するとともに、同裁判所が、「平和に対する罪を含む犯罪につき、個人として、又は団体員として訴追された極東戦争犯罪人を審理し、処罰する権限を有する」（同条例五条）こととされていたことに由来するといわれている。

三 いわゆるA級戦犯二五名に対する極東国際軍事裁判所における判決（昭和二三年一月一二日言渡し）の結果は、別添資料の通りである。なお、同裁判所の裁判をめぐる法的な諸問題に関しては種々の議論があるが、我が国としては、日本国との平和条約第一条によって、同裁判所の裁判を受諾している。

四 靖国神社には、極東国際軍事裁判所で有罪判決を言い渡されて死刑執行され又は受刑中死亡した東条英機等一二名が、合祀されている。なお、新聞等では、起訴後、判決を受けずに未決拘禁中死亡した二名（松岡洋右及び永野修身）を含めてA級戦犯一四名が合祀された旨報道されたが、この場合のA級戦犯の用語は、前記の説明とは異なり、極東国際軍事裁判所での有罪判決の有無にかかわらず、同裁判所に起訴さ

れた者全員をA級戦犯と称していると解される。

(参考資料一)

○極東国際軍事裁判所条例(抄)

一九四六年一月一九日付連合国軍最高司令官の宣言は、極東国際軍事裁判所を設置した。  
本裁判所条例は、次のとおりである。

#### 第一章 裁判所の構成

##### 第一条 裁判所の設置

極東における重大戦争犯罪人の公正かつ迅速な審理及び処罰のため、ここに極東国際軍事裁判所を設置する。裁判所の常設地は、東京とする。

##### 第五条 人及び犯罪に関する管轄

本裁判所は、平和に対する罪を含む犯罪につき、個人として、又は団体員として訴追された極東戦争犯罪人を審理し、処罰する権限を有する。

次に掲げる各行為又はそのいずれかは、本裁判所の管轄に属する犯罪とし、これについては個人的責任が成立する。

a. 平和に対する罪 すなわち、宣戦を布告し、若しくは布告しない侵略戦争若しくは国際法、条約、協定若しくは誓約に違反する戦争の計画、準備、開始若しくは遂行又はこれらの各行為のいずれかを達成するための共通の計画若しくは共同謀議への参加

b. 通例の戦争犯罪 すなわち、戦争の法規または慣例の違反

c. 人道に対する罪 すなわち、戦前若しくは戦時中すべての一般人民に対して行なわれた殺人、殲滅、奴隸化、追放及びその他の非人道的行為又は犯行地の国内法の違反であると否とを問わず、本裁判所の管轄に属する犯罪の遂行として、若しくはこれに関連して行なわれた政治的若しくは人種的理由に基づく迫害行為 上記犯罪のいずれかを犯そうとする共通の計画又は共同謀議の立案又は実行に参加した指導者、組織者、教唆者及び共犯者は、何人によってなされたかを問わず、その計画の遂行上行なわれた一切の行為につき責任を有する。

(注一) 「戦争犯罪裁判関係法令集 第一巻」(法務大臣官房司法法制調査部 一九六三)四〇、四二頁より引用

(注二) 本条例は、一九四六年四月二六日一般命令第二〇号で全面的に改正されているが、ここに抄出している第一条及び第五条に実質的な改正はない。すなわち第五条cの「戦時中すべての一般人民に対して」が「戦時中に」に改められているにとどまる。

(参考資料二)

○極東国際軍事裁判の判定

【絞首刑】	
東条英機	第1、27、29、31、32、54、55
土肥賢二	第1、27、29、31、32、54、55
広田弘毅	第1、27、29、31、32、54、55
板垣征四郎	第1、27、29、31、32、54、55
木村兵太郎	第1、27、29、31、32、54、55
松井石根	第1、27、29、31、32、54、55

(訴因) 54 について有罪

重光葵	東郷茂徳	鈴木貞一	梅津美治郎	白鳥繁夫	嶋田太一郎	佐藤賢了	大藤浩	岡敬純	南次郎	小磯国昭	木戸孝興	賀屋興宣	星野直樹	平沼駿一	畑俊六	橋本欣五郎	荒木貞夫	武藤章
第27、29、31、32、33、55	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

注 (訴因) 第1 東アジア、太平洋およびインド洋と、その地域内にある諸国との支配を獲得するために、侵略戦争をおこなう共同謀議をなしたこと。 第27 中国に対して侵略戦争をおこなったこと。 第29 アメリカに対して侵略戦争をおこなったこと。 第31 イギリス連邦に対して侵略戦争をおこなったこと。 第32 オランダに対し

て侵略戦争をおこなったこと。 第33 フランスに対して侵略戦争をおこなったこと。  
 第35 ハサン湖でソヴェトに侵略戦争をおこなったこと。 第36 ノモンハンでソヴェトに侵略戦争をおこなったこと。 第54 通常の戦争犯罪の遂行を命令し、授権し、許可したこと。 第55 捕虜と一般抑留者に関する規則の実施をおこなったこと。

〔「世界大百科事典 7」(一九七二年 平凡社刊) 五九四頁(寺沢一執筆)より引用〕

(参考資料三)

○戦犯の合祀について

一・靖国神社は、昭和五三年一〇月一七日、いわゆるA級戦犯一二名を合祀したが、その氏名は次のとおりである。

東条 英機	元首相	死刑執行
板垣征四郎	元陸軍大将	〃
土肥原賢二	元陸軍大将	〃
松井 石根	元陸軍大将	〃
木村兵太郎	元陸軍大将	〃
武藤 章	元陸軍中将	〃
広田 弘毅	元首相	〃
白鳥 敏夫	元駐伊大使	受刑中死亡
東郷 茂徳	元外相	〃
小磯 国昭	元首相	〃

- 平沼騏一郎 元首相                    "                    "  
 梅津美治郎 元陸軍大将               "                    "  
 二、また、極東国際軍事裁判所に起訴され、未決拘禁中死亡した次の二名も同時に合祀された。  
 松岡 洋右 元外相                    未決拘禁中死亡  
 永野 修身 元海軍元帥               "                    "

## (参考資料四)

○本年八月一五日の内閣総理大臣その他の國務大臣による靖国神社公式参拝について(抄)

〔昭和六一年八月一四日  
 後藤田内閣官房長官談話〕

二、しかしながら、靖国神社がいわゆるA級戦犯を合祀していること等もあつて、昨年実施した公式参拝は、過去における我が国の行為により多大の苦痛と損害を蒙つた近隣諸国の国民の間に、そのような我が国の行為に責任を有するA級戦犯に対して礼拝したのではないかとの批判を生み、ひいては、我が国が様々な機会に表明してきた過般の戦争への反省とその上に立つた平和友好への決意に対する誤解と不信さえ生まれるおそれがある。それは、諸国民との友好増進を念願する我が国の国益にも、そしてまた、戦没者の究極の願いにも副う所以ではない。

三、もとより、公式参拝の実施を願う国民や遺族の感情を尊重することは、政治を行う者の当然の責務であるが、他方、我が国が平和国家として、国際社会の平和と繁栄のためにいよいよ重い責務を担うべき立場にあることを考えれば、国際関係を重視し、近隣諸国の国民感情にも適切に配慮しなければならぬ。

四、政府としては、これら諸般の事情を総合的に考慮し、慎重かつ自主的に検討した結果、明八月一五日に

は、内閣総理大臣の靖国神社への公式参拝は差し控えることとした。

(質問主意書・答弁書)

(昭六〇・一一・五 对秦豊・参)

○質問主意書

七 政府は、日本による侵略戦争の責任を追及した極東軍事裁判総体について、基本的な面で疑義を有しているのか。

十四 政府は、靖国神社に合祀されているA級戦犯は、故なくして罪に問われたものとしているのか。それとも、明らかに戦争責任を有する者とみなしているのか。

十五 公式参拝によつて、A級戦犯は復権されたのか。

○答弁書

七及び十四について

日本国との平和条約(昭和二十七年条約第五号)第十一条により、我が国は、極東国際軍事裁判所の裁判を受諾している。

十五について

去る八月十五日の靖国神社公式参拝は、戦没者の追悼を行う目的で実施したものであり、御指摘のような問題とは関係がない。

一の1について

(平三・一〇・二九 对吉岡吉典・参)

(二口メモ)

第二次世界大戦における日本国民の戦争犯罪に関して行われた裁判としては、(1)東京において行われた極東国際軍事裁判所の裁判、(2)東京において行われたいわゆるGHQ裁判及び(3)連合国各国が開いた法廷において行われた裁判があった。(3)については、米国はマニラ、横浜、上海、グアム等において、英国はシンガポール、クアラルンプール、タイピン、ラングーン、香港、ペナン、ジェッセルトン、メイミヨウ等において、オーストラリアはラバウル、ウエワク、モロタイ、ダーウイン、シンガポール、香港、マヌス等において、オランダはバタヴィア、バリクパパン、マカッサル、モロタイ、ポンチャナック、メナド、アンボン、メダン、クーバン、バンジェルマシム、ホーランドディア等において、中国は上海、南京、広州、北京、徐州、漢口、瀋陽、済南、台北、太原等において、フランスはサイゴンにおいて、フィリピンはマニラにおいて裁判を行ったと承知している。

一の2について

起訴された者の数及びその裁判結果を裁判国等ごとに示すと次の表のとおりであると承知している。

裁判国等	起訴された者の数 (人)	死刑 (人)	無期徒刑 (人)	有期徒刑 (人)	無罪 (人)	その他 (人) (注)
極東国際軍事裁判	二八	七	一六	二	〇	三
いわゆるGHQ裁判	二	〇	〇	一	一	〇
米 国	一、四五三	一四三	一六二	八七一	一八八	八九
英 国	九七八	二二三	五四	五〇二	一一六	八三
オーストラリア	九四九	一五三	三八	四五五	二六七	三六

オランダ	一、〇三八	二二六	二八	七〇五	五五	一四
フランス	二三〇	六三	二二	一一二	三一	一
フィリピン	一六九	一七	八七	二七	一一	二七
中国	八八三	一四九	八三	二七二	三五〇	二九
計	五、七三〇	九九一	四九一	二、九四七	一、〇一九	二八二

(注) 「その他」は、起訴取下げ、公訴棄却、裁判中止、死亡、結果不明等である。

一の3について

戦争犯罪裁判を、A、B、Cの三級に区別することは、公式に行われていたわけではないが、いわゆるA級及びBC級戦争犯罪裁判の区別について承知しているところは、おおむね次のとおりである。

いわゆるA級戦争犯罪人とは、極東国際軍事裁判所において審理された戦争犯罪人を指し、これを裁いた裁判がA級戦争犯罪裁判といわれている。

いわゆるBC級戦争犯罪人とは、日本国内及び国外において連合国が開いた法廷のうち極東国際軍事裁判所以外のもの(以下「連合国戦争犯罪法廷」という。)において審理された戦争犯罪人を指し、これを裁いた裁判がBC級戦争裁判といわれている。

一の4について

日本国との平和条約(昭和二十七年条約第五号。以下「平和条約」という。)発効時に戦争犯罪人として巣鴨刑務所に収容されていた者は、九百二十七名である。そのほかに、資料によれば、ニュービリビッド刑務所(通称モンテンルパ刑務所、フィリピン)に百十一名、マヌス島刑務所(オーストラリア)に二百六名の者が戦争犯罪人として収容されていたと承知している。

一の5について

宣審仮出所制度とは、昭和二十五年三月七日、連合国最高司令官総司令部により、日本において服役するすべての戦争犯罪人を対象として、拘留所におけるすべての規則を忠実に遵守しつつ、一定の期間以上服役した戦争犯罪人に付与する恩典として設けられた仮出所の制度である。

右制度により、平和条約発効時までに出所した者の数は、八百九十二名であった。

二の1について

A級戦争犯罪人に対する減刑及び赦免は、平和条約第十一条及び平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律（昭和二十七年法律第百三十三号）を根拠として、中央更生保護審査会の審査に基づき我が国の勧告及び極東国際軍事裁判所に代表者を出した政府の過半数の決定に基づいて行うものとされていた。

A級戦争犯罪人として有罪判決を受けた者のうち減刑された者は十名（いずれも終身禁錮の判決を受けた者である。）であり、いずれも昭和三十三年四月七日付けで、同日までにそれぞれ服役した期間を刑期とする刑に減刑された。なお、赦免された者はいない。

二の2について

二の1において述べた十名に対する減刑は、いずれも、我が国の勧告並びに米国、英国、フランス、オランダ、オーストラリア、カナダ、フィリピン、パキスタン及びニュー・ジブランドの政府の決定に基づいて行われた。なお、その減刑の処分決定には理由が付されていないが、我が国の勧告は、本人の善行及び高齢を理由とするものであった。

二の3について

B C級戦争犯罪人に対する減刑及び赦免も、平和条約第十一条及び平和条約第十一条による刑の執行及

び赦免等に関する法律に基づいて行われた。

二の4について

平和条約第十一条及び平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律に規定する「赦免」とは、一般に刑の執行からの解放を意味すると解される。赦免が判決の効力に及ぼす影響について定めた法令等は存在しない。

二の5について

平和条約第十一条に規定する「拘禁されている日本国民」とは、極東国際軍事裁判所又は連合国戦争犯罪法廷において有罪とされ、刑を科せられて平和条約の発効時まで日本国民として拘禁されていた者を意味するものと解され、平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律は、これらの者の刑の執行並びに赦免、刑の軽減及び仮出所について定めたものである。したがって、同法第一条に規定する「刑を科せられた者」は、平和条約第十一条に規定する「拘禁されている日本国民」と同義であり、平和条約発効によって日本国籍を離脱した者も、これに含まれると解される。

二の6について

A級戦争犯罪人のすべてについて刑期が満了したのは、昭和三十三年四月七日であり、BC級戦争犯罪人のすべてについて刑期が満了したのは、昭和三十三年十二月二十九日である。BC級戦争犯罪人のうちお尋ねの朝鮮半島出身者及び台湾出身者についての釈放の時期は、不明である。

三について

昭和二十七年四月二十八日、平和条約の発効及び公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律（昭和二十七年法律第九十四号）の施行により、選挙権、被選挙権などの公民権が回復された。

## 四の1について

資料によれば、平和条約発効時に巣鴨刑務所に収容されていた者のうち、朝鮮半島出身者と推定される者は二十九名で、その裁判国は、十八名が英国、十名がオランダ、一名がオーストラリアであり、台湾出身者と推定される者は一名で、その裁判国は英国である。

## 四の2について

朝鮮半島出身者及び台湾出身者で戦争犯罪裁判において起訴された者の数及びその裁判結果等については、いずれもその実態を正確に把握できない。資料から推定できる受刑者総数は、朝鮮半島出身者について百五十名程度、台湾出身者について百七十名程度と承知している。

## 四の3について

朝鮮半島出身者及び台湾出身者の刑の執行の状況は、平和条約発効前については、不明である。

平和条約発効後については、我が国が、平和条約第十一条及び平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律に基づき、連合国最高司令官又は関係国から身柄の引渡しを受けた者に対して巣鴨刑務所で残刑を執行した。

## 四の4について

朝鮮半島出身者及び台湾出身者について、我が国は、累次にわたり赦免の勧告をしている。減刑の勧告をした事例は資料上見当たらない。

朝鮮半島出身者及び台湾出身者について、赦免又は減刑を受けた者の数その他赦免又は減刑に関する実情は、不明である。

(国会答弁例)

(二口メモ)

〔衆・予算委 昭六一・二・三〕  
中曽根内閣総理大臣 答弁

○田邊(誠)委員 ……中曽根さん、あなたが靖国神社に公式参拝されたときに、この靖国にはA級戦犯が合祀されていることを知っておりましたか。そのことを念頭に置いてあなたは参拝されましたか。

○中曽根内閣総理大臣 それは念頭にはなかったのです。

○田邊(誠)委員 なぜなかったのですか。知らなかったのじゃないですね。どうなんでしょうか。

○中曽根内閣総理大臣 八月十五日に、靖国懇の我々に対する意見もあり、かつまた全国民の大多数が総理大臣が参拝することを望んでおり、また靖国神社というものはそういう追悼施設、中心的施設である、そういうことも考えまして、全国民の大多数の要望にこたえて参拝をした、そういうことで、それは追悼と平和に対する我々の誓いを新たにした、そういう意味でお参りしたのであります。

〔衆・法務委 昭六一・一〇・二二〕  
渡辺内閣官房副長官 答弁

○安倍(基)委員 もう時間もございませんから、最後にもう一遍念を押したいのですけれども、そうすると、いろいろ諸般の事情を勘案した場合に、政府は靖国神社に対してA級戦犯の合祀を外してもらいたいという要請はするつもりがあるのですか、ないのですか。

○渡辺(秀)政府委員 先ほどから申し上げておりますようにいわゆる政教分離でありますから、政府の方からある特定の神社仏閣にいかような形でも憲法に抵触するような中で差し出がましいことを申し上げるつもりはないということです。

衆・法務委 昭六一・一〇・二二  
大西厚生省援護局庶務課長 答弁

○大西説明員 …… 御案内のように、厚生省は遺族援護という立場から靖国神社からの調査依頼に応じまして、一般的な調査資料提供の一環ということで遺族年金、弔慰金等の裁定状況等について調査、回答してきたところでございまして、戦犯の遺族に関する遺族年金、弔慰金等の裁定状況等につきましても同様に調査、回答しておるところでございます。しかしながら、戦犯を含めだれを合祀するかということにつきましてはあくまで靖国神社の判断でございまして、厚生省からの調査、回答を受けて靖国神社がどのような経緯で戦犯を合祀されたかということは必ずしも明らかでございません。

ただ、御参考までに、A級戦犯の合祀に関しましては、昭和五十五年四月十九日付の朝日新聞朝刊及びサンケイ新聞朝刊にこのA級戦犯合祀に至る経緯が報道されておりまして、その中で参考にならうと思われるところを申し上げます。靖国神社に藤田勝重という権宮司がおられますが、その方のお話しになられた内容ということで新聞に載っておるところを、これは朝日新聞の方の記事でございしますが、ちょっと読ましていただきますと、

これまでA級戦犯の取り扱いについては国民感情の面から延び延びになってきたが、戦後三十三年も経過していることや、明治以来の伝統から靖国へまつことが適当である、と神社内で判断した。A級戦犯とはいえ、それぞれ国のために尽くした人であるのは間違いなく、遺族の心情も思い、いつまでも放置しておくわけにもいかなかった。なお、不満の人もあることから、いっさい遺族の承諾を求めたものではないと判断し、案内も出さなかった。もちろん、われわれだけの判断ではなく、神社の崇敬者総代の全員の合意も得た。関係者にあらぬ刺激を与えたくなかったが、無理にかくす気持ちもなかった。あくまで、まつられるべき時期にきたと思っている。

こういうように述べられておるのがコメントとして載っておることをごさいますて、サンケイ新聞の方もお  
おむね同趣旨の記事が載っております。

このことから申ししましても、この戦犯の、特にA級戦犯の合祀は神社側の判断によってなされたというこ  
とが明確だろうと思えます。

〔衆・予算委 昭六一・二・三〕  
水田厚生省援護局長 答弁

○水田政府委員 …… 援護法は御承知のとおり二十七年に制定されまして、翌二十八年に、いわゆる平和  
条約十一条に基づきまして裁判にかけられて拘禁中に死亡したり刑死した人の遺族については社会保障的に  
これを救済すべきではないかということが法案の審議の際に指摘されました、これに対する国際的な影響等  
につきましても、外務省から省議で、社会保障的にこれを行うのならば特に国際上問題は生じないという回  
答もなされ、超党派でいわゆる先生の御指摘のとおり修正が行われ、私どもは、戦犯の御遺族の方に社会  
保障的にこの給付をなすことについては、A級であろうとB級であろうとC級であろうとそれは差がないも  
のと考えて、給付をいたしたところでございます。

〔衆・法務委 昭六一・一〇・二二〕  
味村内閣法制局長官 答弁

○味村政府委員 恩給法の規定によりまして、戦犯としての拘禁中に死亡した方々に対しては恩給を支給し  
ているということは恩給法の観点から行っていることとございます。片一方、靖国神社がA級戦犯を合祀し  
ているということは靖国神社の判断によりまして行っていることとございまして、この間に特段の関係があ

るというふうには考えておりません。

○味村政府委員 平和条約の十一條によりまして、我が国は極東軍事裁判所の裁判、これを受諾するという  
ことになってゐるわけでございます。それで他方、恩給法上は恩給法の九條によりまして、九條の一項の二  
号で「死刑又ハ無期若ハ三年ヲ超ユル懲役若ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキ」、これは恩給の欠格事由、こ  
ういうことになっております。さらに同條の二項によりまして「在職中ノ職務ニ関スル犯罪（過失犯ヲ除ク）  
ニ因リ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ權利消滅ス」、ただし書きがついておりますが、そういうよ  
うなことでいずれもその欠格事由、一定以上の懲役なり禁錮を受けますと欠格事由ということに相なつてお  
ります。

ただ、これは我が国の刑事裁判所におきまして裁判を受けた結果こういう刑に処せられたものだというのが  
確定した解釈になっておりました、極東軍事裁判所の裁判は、これは我が国の裁判ではございませぬから、  
したがって、恩給法上の欠格事由にはもともと該当しないということでございます。該当しないことが先ほ  
ど申し上げました平和条約の十一條に違反するのかと申しますと、それはそういうことはない、このように  
考えております。

## 二 思いやり予算

一 在日米軍の駐留を円滑にするための施策として、地位協定第二四条の範囲内において、在日米軍の負担する経費の軽減を図り、かつ、在日米軍の日本人従業員の雇用の安定を図るために、我が国が負担している予算のことをいう。

(我が国が負担するに至った動機あるいはその姿勢のことを金丸元防衛庁長官が「思いやり」という表現で言ったことから、一般に定着した言葉であり、俗称である。)

さらに、昭和六二年度以降は、同条につき特別の措置を講じ、日本側として更なる経費の負担を行ってきている。

二 地位協定第二四条第一項により、米国は、「合衆国軍隊を維持することに伴う経費」を負担する義務を負うが、右の経費とは、在日米軍がその任務を遂行していく上で必然的に発生する経費をいい、具体的経費がこれに該当するかは個々の経費の性格に即して判断すべきである。

日本側の負担する経費は、主として、日本人従業員の労務費に関するものと、施設費に関するものに大別されるので、思いやり予算の内容も二つに大別される。

## 三 労務費関係について

労務費については、在日米軍がその任務を遂行する上で労働力を使用するために直接必要な経費が「合衆国軍隊を維持することに伴う経費」と考えられる。このような観点から、①昭和五三年度以降、労働力を使用するために直接必要な経費とみなされない経費である福利厚生費等を我が国が負担し、また、②昭和五四年度以降、日本人従業員給与のうちで、国家公務員の水準を超える部分についての経費である語学手当、格差給等についても、労働力を使用するために必要な経費とみなされないとして、これを我が国が

負担してきた。

さらに、地位協定第二四条に関する特別の措置として、昭和六二年度には、円高等の国際経済情勢の変動による在日米軍の駐留経費の逼迫等を考慮し、米国が従来義務として負担してきた、日本人従業員に支払われる手当のうち（米国において存在しないもの）、調整手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、夏季手当、年末手当、年度末手当及び退職手当に要する経費について、二分の一を限度として、さらに、昭和六三年度には全額までを、我が国が負担し得るものとした（地位協定第二四条についての特別措置を定める協定）。

その後、平成三年には、在日米軍従業員の基本給及び諸手当全項目と、在日米軍が公用のために調達する電気、ガス、水道、下水道及び暖房用などの燃料の料金・代金の全部又は一部を五年間にわたって負担することとなり、このような地位協定の特別措置を講ずるため、新たな協定が日米間で締結された。この特別措置は、平成七年及び平成一二年の協定により、それぞれ講じられ、平成一二年の協定は平成一八年三月三十一日まで有効である（地位協定第二四条についての新たな特別の措置に関する協定Ⅱ平成三年条約第二号、平成七年条約第二四号、平成一二年条約第一二号）。

#### 四 施設費関係について

施設費については、日本側の負担で、住宅、隊舎、汚水処理施設等の施設の新築、改築等の整備を行い、施設・区域として提供するものであり、昭和五四年度から実施されている。これは、地位協定第二四条第二項によるものであるとされている。

(参照条文)

○地位協定

第二十四条

1 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。

2 日本国は、第二条及び第三条に定めるすべての施設及び区域並びに路線権（飛行場及び港における施設及び区域のように共同に使用される施設及び区域を含む。）をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけることが合意される。

3 この協定に基づいて生ずる資金上の取引に適用すべき経理のため、日本国政府と合衆国政府との間に取極を行なうことが合意される。

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（昭和六二年六月一日発効）

第一条

日本国は、この協定が効力を有する期間、労働者に対する次の手当の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。

(a) 調整手当、扶養手当、通勤手当及び住居手当

- (b) 夏季手当、年末手当及び年度末手当
- (c) 退職手当

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（平成三年四月一七日 条約第二号）

### 第一条

日本国は、この協定が効力を有する期間、労働者に対する次の給与の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。

- (a) 基本給、日雇従業員の日給、特殊期間従業員給与、時給制臨時従業員の時給及び劇場従業員の給与
- (b) 調整手当、解雇手当、扶養手当、隔遠地手当、特殊作業手当、夏季手当、年末手当、寒冷地手当、退職手当（人員整理のため合衆国軍隊又は地位協定第十五条1(a)に定める諸機関により解職される労働者及び業務上の就労不能又は業務上の傷病による死亡により雇用が終了する労働者に対する退職手当を含む。）、人員整理退職手当、人員整理あん分手当、通勤手当、転換手当、職位転換手当、年度末手当、夜間勤務手当、住居手当、単身赴任手当、時間調整給、時間外勤務給、時給制臨時従業員の割増給、祝日給、夜勤給、休業手当及び時給制臨時従業員の業務上の傷病に対して認められる日給
- (c) 船員の有給休暇未付与手当、危険貨物手当、乗船手当、機関部手当、機関作業手当、消火手当、外国船手当、外国航路手当、労務手当、出勤手当、小型船手当、油送船手当、引き船手当及び船長・機関長手当

### 第二条

日本国は、この協定が効力を有する期間、合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が適当な証明書を付して日本国で公用のため調達する次のものに係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。

- (a) 公益事業によって使用に供される電気、ガス、水道及び下水道
- (b) (a)に規定するものを除くほか、暖房用、調理用又は給湯用の燃料

### 第三条

日本国は、同国の会計年度ごとに、それぞれ第一条及び前条の規定に基づいて負担する経費の具体的金額を決定し、当該決定をアメリカ合衆国に対し速やかに通報する。

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(平成一二年一月二二日 条約第一二二号)

### 第一条

日本国は、この協定が効力を有する期間、労働者に対する次の給与の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。

- (a) 基本給、日雇従業員の日給、特殊期間従業員の日給、時給制臨時従業員の時給及び劇場従業員の給与
- (b) 調整手当、解雇手当、扶養手当、隔遠地手当、特殊作業手当、夏季手当、年末手当、寒冷地手当、退職手当(人員整理のため合衆国軍隊又は地位協定第十五条1(a)に定める諸機関により解職される労働者及び業務上の就労不能又は業務上の傷病による死亡により雇用が終了する労働者に対する退職手当を含む。)、人員整理退職手当、人員整理あん分手当、通勤手当、転換手当、職位転換手当、年度末手当、

夜間勤務手当、住居手当、単身赴任手当、時間調整給、時間外勤務給、時給制臨時従業員の割増給、祝日給、夜勤給、休業手当及び時給制臨時従業員の業務上の傷病に対して認められる日給

(c) 船員の有給休暇未付与手当、危険貨物手当、乗船手当、機関部手当、機関作業手当、消火手当、外国船手当、外国航路手当、労務手当、出勤手当、小型船手当、油送船手当、引き船手当及び船長・機関長手当

#### 第二条

日本国は、この協定が効力を有する期間、合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が適当な証明書を付して日本国で公用のため調達する次のものに係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。

- (a) 公益事業によって使用に供される電気、ガス、水道及び下水道
- (b) (a)に規定するものを除くほか、暖房用、調理用又は給湯用の燃料

#### 第三条

日本国は、条約第六条の規定に基づいてアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域（以下「施設及び区域」という。）のうちいずれか特定の施設及び区域を使用して合衆国軍隊が実施する訓練に関し、地位協定第二十五条1に定める合同委員会（以下「合同委員会」という。）における日本政府の要請に基づき、アメリカ合衆国がその全部又は一部を当該特定の施設及び区域に代えて他の施設及び区域を使用するよう変更する場合には、その変更に伴って追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担する。もっとも、日本政府が、当該要請に当たり、日本国がこの条の規定に従って経費を負担するとの通告をアメリカ合衆国政府に対して行う場合に限る。

#### 第四条

アメリカ合衆国は、従来と同様、前三条に規定する経費の節約に努める。

#### 第五条

日本国は、同国の会計年度ごとに、それぞれ第一条、第二条及び第三条の規定に基づいて負担する経費の具体的金額を決定し、当該決定をアメリカ合衆国に対し速やかに通報する。

#### 第六条

日本国及びアメリカ合衆国は、この協定の実施に関するすべての事項につき、合同委員会を通じて協議することができる。

#### 第七条

この協定は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換されていることを条件として、二十一年四月一日に効力を生じ、二十六年三月三十一日まで効力を有する。

#### (国会答弁例)

衆・内閣委 昭五三・六・六

巨理防衛施設庁長官 答弁

○巨理政府委員 …… 労務問題につきましては、一昨年から日米間で協議を続けてきたわけでございます。その発端は、石油ショック以降の日本の賃金、物価の急騰とかあるいは米軍の海外駐留経費の削減等の影響もございまして、特に四十九、五十年度の駐留軍従業員の給与改定が非常に難航したわけでございます。私どもは、国家公務員と同時同率の給与改定を行うべきであるということで米側と折衝いたすわけでございますが、これが難航して、一般公務員に比べて、ときに実施がやっとまっても半年もおくれる、こういう

ふうな状態が続きまして、こういうことでは、労使関係の安定あるいは二万数千人の労務者の雇用の安定と、それから家族を含めた、これは十万人に近い人数になるわけでございますが、生活の確保ということに支障を来すということで、基本的にこの労務問題を相互に協議しよう、こういうことで一昨年から協議をして、そうして昨年の末に合意したわけでございます。

合意した内容は、これもすでに御承知のとおり、社会保険の保険料の事業主負担金とかあるいは健康診断費とかのいわゆる法定福利費、それから福利厚生費とか褒賞とか災害見舞金とか制服とかのいわゆる任意福利費、それから県の労務管理事務所の人件事務費等にかかります労務管理費、この三つの項目でございますが、これは五十三年度ベースで約六十一億円、これを五十三年度から日本側で負担をするということと合意に達したわけでございます。．．．五十三年度からそういうことで予算措置も行われましたので、五十三年度の基本労務契約においては、その趣旨に沿いまして、社会保険料、これは五十二年度の労務契約で言えば四条のc項であります。それからd項の児童手当拠出金、f項の保健及び医務費、それからg項の安全及び衛生費、h項の褒賞費、j項の宿舍費、k項の従業員の福利費、それからl項の管理費、これらは日本側の負担とする、その他の経費については従来どおり米側において負担するということにいたしましたわけでございます。．．．

○柴田（睦）委員　．．．いま言われました部分は、地位協定上合衆国軍隊を維持することに伴う経費には入らないというような解釈をとられたのか。とられたとすれば、その根拠をお伺いしたいと思います。

○巨理政府委員　ただいま申し上げましたとおり、地位協定二十四条一項の経費には該当しないというふうな考えられるわけであります。

地位協定二十四条一項で米国が負担すべき合衆国軍隊を維持することに伴う経費というものに該当するものは、在日米軍がその任務を遂行します上で一般に労働力を使用するのに直接必要とする経費であるという

こと、抽象的に申せばそういうことであると考えるわけでございますが、五十三年度から日本側で負担することになりました福利関係の経費あるいは労務管理費は、これらに該当しないというふうに解しておるわけでございます。

○巨理政府委員 昨年末の合意では、先ほど申し上げましたように法定福利費及び任意福利費並びに管理費を日本側で負担することとしたわけでございまして、本年度の基本労務契約上は、基本給、諸手当は引き続き米側が負担することになっておることは当然でございます。

地位協定二十四条につきましては、先ほども申し上げましたように、合衆国軍隊を維持することに伴う経費に該当するものは何かということでございますが、これは私どもは在日米軍がその任務を遂行する上で一般に労働力を使用するのに直接必要とする経費だ、こういうふうに考えております。ただ、個々の経費がこれにどう当たるかどうかということについては、そのそれぞれの経費の性格に即して判断すべきものであると考えますが、現在の段階では昨年末の合意以上の検討はいたしていない次第でございます。

〔参・内閣委 昭五四・一二・六〕

〔森山防衛施設庁施設部長・中島外務省アメリカ局長 答弁〕

○山中郁子君 ……七三年の三月十三日の当時の大平外務大臣が、政府としてはその運用、つまり地位協定二十四条ですね、この運用につき原則として代替の範囲を超える新築を含むことのないよう措置すると、こう答弁しているんですね。……ここで改めてこれをなぜ変更するのか。……

○政府委員(森山武君) ……当時の外務大臣答弁は、当時の国会におきます論議を踏まえた上で、既存の施設区域におけるリロケーションとかあるいは改修、改築等の代替の場合において、原則として代替の範囲を超える新築というものは含まないように措置するという政府としての地位協定運用上の方針を示したも

のであって、一般的に新規提供及び追加提供について述べたものではないと私も承知しております。

○政府委員（中島敏次郎君）・・・大平答弁は、先ほど施設庁からお答えがありましたように、地位協定の運用上の指針として、代替関係があるようなものを、既存の施設区域の中に新しい建物をつくるとか、

老朽施設を改築するとか、そういうような場合の運用上の指針を外務大臣として当時述べられたものでありまして、当時の国会の御論議にも明らかでございますが、私どももいたしましたしては、その既存の施設区域、すでに提供した施設区域の中に新しい建物をつくって提供するというのもこの地位協定二十四条の施設区域の提供に該当するものであって、条約上の解釈としては、そのような新規の建物を既存の施設区域の中に提供し、または老朽施設を改修改築するということは条約上できるところでありますということを当時よく御説明申し上げたわけでございます。ただ、具体的に当時岩国とか三沢の隊舎の改築の問題でいろいろ御論議が出て、その御論議を踏まえて当時の大平外務大臣が、代替性のあるようなものについては、代替の範囲を、前の取りつぐすものの規模を超えないようにすることによって、施設の整理統合を名として基地の中における建物等をふやしていく、大きくしていく、そういうようなことはするつもりがありませんということをお述べになったものだというふうに理解しておるわけでございます。・・・

（参考）

〔衆・予算委 昭四八・三・一三〕  
大平外務大臣 答弁

○大平国務大臣 地位協定第二十四条の解釈につきましては、先般来御説明申し上げたところでありますが、この際、政府としては、その運用につき、原則として代替の範囲を超える新築を含むことのないよう措置する所存であります。・・・

〔参・予算委 昭五五・三・一一〕  
〔玉木防衛施設庁長官 答弁〕

○上田耕一郎君 じゃ、なぜ思いやり負担で米軍のこれはやっているんですか。

○政府委員(玉木清司君) 思いやり思いやりというお言葉でお尋ねでございますけれども、思いやりというのは、この新しき日本側の負担を考えました動機あるいはその姿勢を金丸元長官がそういう表現で言われたものでございまして、施設を提供いたしますのは地位協定の二条に基づき、経費の負担は二十四条二項に基づいて実施するものでございますし、労務費の方は地位協定の中にあります第二十四条一項によります米軍の維持の費用についてしさいに検討いたしまして、その中で日本政府が負担してしかるべきと考えたものを提案しておるといふことでございます。

〔参・決算委 昭五九・四・一一三〕  
〔安倍外務大臣・塩田防衛施設庁長官 答弁〕

○国務大臣(安倍晋太郎君) 思いやり予算につきましては、今、日米間には安保体制というのがありまして、その根幹として在日米軍の駐留が行われております。この駐留が円滑かつ効果的に行われると、そして我が国自身の安全保障の観点及び在日米軍従業員の雇用の安定という見地から地位協定の枠内においてなすべきことはしなければならぬと、こういう考え方でなされておると、こういうふうにして判断しております。

○政府委員(塩田章君) 先ほど外務大臣からもお答えありましたが、この点私どもは、地位協定二十四条二項による、施設関係の方は、二十四条二項による日本側の負担であって、いわゆる俗称として思いやりという言葉が使われておりますけれども、日本側に全く義務のないものを文字どおりの意味の思いやりとして

提供しているのではない。あくまでも根拠規定としては地位協定二十四条二項であるというふうには理解いたしております。

〔衆・予算委一分科 昭六〇・三・七〕  
宇都防衛施設庁施設部長 答弁

○吉井分科員 次に、よく基地のこうした問題に使われる言葉の中に、思いやり予算という言葉が使われます。この思いやり予算というのは一体どういうものなのか、その性格と経緯についてお尋ねをしたいと思います。

○宇都政府委員 現在思いやり予算と言われております予算は、正確には米軍の提供施設、区域に日本政府の経費の負担で施設を新築あるいは改築あるいは改築に準じた改修等を行いまして米側に追加提供等を行う事業でございます。予算的には提供施設整備事業ということで進めております。

この事業は昭和五十四年度から実施されております。事業の内容としましては、住宅とか隊舎というように在日米軍の生活の基盤になる施設、それから汚水処理施設等の環境整備の施設、その他提供施設内につくります各種の施設の建築等を行っておるところでございます。

○宇都政府委員 その経緯につきまして詳しく御説明申し上げますが、この提供施設整備に先立ちまして、昭和五十三年度から、在日米軍経費のうち、そこに勤めております日本人従業員に関する労務費の一部を負担することにいたしました。その後五十四年度から、ただいま申し上げましたように工事費の部分を負担するようになったわけでございますが、五十三年度の予算要求をする時点あるいは五十四年度の予算要求をする時点におきまして、日本におきますドルが大変安くなりまして、当時の在日米駐留軍の駐留経費が大変逼迫してまいりまして、米軍の基地の運営あるいは米軍軍人軍属等の生活の上で、ドル安・円高の影響

を受けて、米軍が大変困窮しておった事情がございます。

その時期に、当時の防衛庁長官であります金丸大臣が、日本政府の手で地位協定の範囲内のできるだけの経費の負担をすべきではないかというお考えを持ちまして、そのお考えを思いやりという表現であらわされたわけでございますが、そういう発端でこの事業が進められてきておるところでございます。

〔衆・予算委 昭六一・一一・六〕

〔味村内閣法制局長官・藤井外務省北米局長 答弁〕

○味村政府委員 いわゆる地位協定の二十四条に「日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。」とございまして、その二に、「日本国は、第二条及び第三条に定めるすべての施設及び区域並びに路線権をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけないで提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行なうことが合意される。」こうなっておりますので、施設、区域並びに路線権の提供のための経費等二十四条二項に定めます経費以外ものは合衆国が費用を負担するという事に相なっているわけでございます。これを基本として先ほど先生の言われました費用負担の問題は解釈すべきものである、このように存じます。

ただ、地位協定上この「合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費」という中に労務費がどの程度含まれるかという事は、これは合理的な解釈の問題になろうかと存じます。

○藤井(宏)政府委員 労務費につきましては、ただいま法制局長官が御指摘になりましたように、二十四条の解釈の範囲内で昭和五十三年、五十四年に福利厚生費等一部の経費につきまして、米軍が直接負担すべき経費以外のものとして日本政府としてはこれを負担してきておるわけでございます。最近、特に近年円高

等の事情によりまして米軍の駐留経費が逼迫しておるといふ事情もございます。これが日本人の従業員、労働者の雇用の不安定にもつながるといふ事態がございます。この点について十分な検討を今後ともしていく必要があるといふことは一方にあるわけでございますけれども、他方、従来政府が累次答弁申し上げておりますように、労務費につきましては現行の地位協定二十四条一項の解釈、これにつきましては、これ以上日本政府がこの二十四条一項のもとにおきましてさらに労務費を見ていくということには限界があるといふことは累次政府が答弁しておるとおりでございます。

(参考資料)

○内閣官房長官談話(平成二年十二月二十日)

一 最近の国際情勢の変化の中にあつて、日米安保条約は、引き続き日米関係の基礎をなす強固なきずなであり、我が国が自らの平和と安全を確保し、広くアジア・太平洋地域の発展を図っていくための不可欠な枠組みとして機能しております。

二 我が国は、従来から、このような意義と重要性を有する日米安保体制の効果的な運用を確保していくことは極めて重要との観点から、在日米軍経費負担問題について自主的にできる限りの努力を払ってきているところであります。

三 政府は、このような努力の一環として、今般の中期防衛力整備計画策定の作業の中で検討した結果、在日米軍の駐留支援については、「新たな措置を講ずる」ことといたしました。

四 具体的には、次の方針で対処することとしております。

在日米軍経費負担のうち、在日米軍従業員の基本給等及び光熱水料等を対象として、平成三年度から段階的に負担の増大を図り、中期防衛力整備計画の最終年度である平成七年度にその全額を負担することと

し、これに必要な特別協定を米国と締結の上、今通常国会に提出する。

(二〇メモ)

## 三 閣議決定・閣議了解・閣議報告

一 内閣は、内閣総理大臣及びその他の國務大臣をもって組織される合議制の行政機関であるが、この内閣がその意思を決定する方式としては、実務上、閣議決定と閣議了解の二つの方式がある。

閣議決定は、憲法又は法律により内閣の意思決定が必要とされるものについて行われるのが普通であるが、特に重要な事項については法令上規定がない場合にも行われることがある。

閣議了解は、各省庁の権限に属する事項のうち、特に重要と認められ、かつ、他省庁にも関係する等事案決定の及ぼす影響からみて閣議において意思決定をしておくことが必要と思料される事項について行われるものである。

二 なお、この外に閣議報告というものがあるが、一般的にいえば、これは、各主管の大臣がそれぞれの所管事項について閣議に報告するというものである。

三 閣議決定又は閣議了解を行うには、法律上は、書面によると口頭によるとを問わないものと考えており、口頭により行われる閣議了解は、実務上、閣議口頭了解と呼ばれることがある。

また、事案によっては、閣議の一つの形式として、持ち回り閣議が従来から慣行として行われている。

四 閣議決定は、その対象となった事柄にもよるが、一般的にいえば、内閣の意思決定として内閣の統轄下にある行政機関を拘束するものであり、各行政機関の関係職員はその決定に従って職務を執行する責務を有することはいうまでもない。閣議決定及び閣議了解は、いずれも内閣としての意思決定である点においてその効力に違いはない。

なお、閣議決定の効力は、原則としてその後の内閣にも及ぶというのが従来からの取扱いとなっている。閣議決定の変更等については、一般論としては、憲法及び法律の範囲内において、新たな閣議決定により

前の閣議決定に必要な変更等を行うことが可能である。

(質問主意書・答弁書)

一の3について

・・・なお、「閣議決定」とは、内閣の機関意思を決定するものとして、閣議でする決定をいい、「閣議了解」とは、行政事務を分担管理する国务大臣が、その機関意思を決定するにつき、閣議において与えられる了解をいう。

(昭六一・五・一六 对矢山有作・衆)

一及び二について

内閣がその意思を決定する方式には、実務上、閣議決定と閣議了解の二つの方式があるところ、いずれも、内閣の意思決定である点においてその効力に違いはない。閣議決定は、憲法又は法律により内閣の意思決定が必要とされる事項や、法令上規定がない場合でも特に重要な事項について行われるものである。閣議了解は、各省庁の所管に属する事項で、他省庁にも関係するなどその及ぼす影響にかんがみ、閣議において意思決定しておく必要が認められるものについて行われるものである。

(平一一・七・一四 对金田誠一・衆)

また、閣議報告は、各主管の大臣がそれぞれの所管事項について、閣議に報告するものであり、内閣の意思決定ではない。

一及び二について

(平一一・一一・一 対加藤公一・衆)

閣議決定は、一般的には、内閣の意思決定としてその統轄下にある行政機関を拘束するものであり、各行政機関の関係職員は、その決定に従って職務を執行する責務を有する。……

(国会答弁例)

〔参・予算委 昭六二・五・七〕  
味村内閣法制局長官 答弁

○政府委員(味村治君) 内閣の意思決定は閣議によって行われるわけでございます。内閣の意思決定として行われますものには、これは実務上の取り扱いでございますが、閣議決定と呼ばれるものと閣議了解と呼ばれるものとがございます。

閣議決定と申しますのは、憲法上なりあるいは法律によりまして内閣の意思決定が必要とされるものについて行われるのが普通でございますが、そのほかにも、特に重要なものについて閣議決定が行われる場合があるわけでございます。これはもちろん内閣という言ってみれば行政の最高機関であります合議機関の意思決定の一つの形態でございます。

もう一つございますのが閣議了解と言われるものでございまして、これも内閣の合議機関としての機関意思の決定の一つの形態でございます。これは、大体のところを申し上げますと、それぞれの省庁の所管に属する事項、それぞれの省庁が独自に決めることができないうけではございませんが、内閣として機関意思を決定しておく必要がある、そういうような事項につきまして閣議了解という形で閣議の意思決定が行われるわけでございまして、このように、閣議の意思決定には閣議決定と言われるものと閣議了解と言われるもの

と二つございます。

そのほかに、閣議報告というものがございまして、これは各主管の、主任の大臣がそれぞれの所管事項につきまして閣議に御報告になるものでございます。

さらに、これらの閣議決定、閣議了解、閣議報告は必ずしも書面によることを法律上は必要といたしておりません。ただ、私の所管外でございしますが、実務的には書面によることが多いというふう聞いております。そのほかに、書面によらないで各閣僚が御自分の所管事項につきまして口頭で御説明になるという事項もございします。

大体、あらましを申し上げますと以上のようなことでございます。

〔衆・予算委 昭六三・三・一〕  
小淵内閣官房長官 答弁

○日笠委員 …… 官房長官、閣議了解というものは、内閣への拘束性といいまししょうか、どういう性格のものであるか、まずお聞きしたいと思います。

○小淵國務大臣 お答えいたします。

閣議決定、閣議了解のどちらも内閣の意思決定である点では違いはないわけでございます。閣議了解は、各省庁の権限に属する事項のうち、特に重要と認められ、かつ他省庁にも関係する等、事案決定の及ぼす影響から見て、閣議において意思決定をしておくことが必要と想料される事項について行われるものでございます。

なお、閣議了解につきましては、主管大臣から口頭により了解を求めることがあり、これを閣議口頭了解と称しておるわけでございます。

○日笠委員　そうすると、閣議口頭了解、閣議了解、こういうものは内閣として厳肅に守っていくべきものである、このようにお考えですか。

○小淵國務大臣　もとよりと存じております。

○政府委員(秋山収君)　内閣におきまして閣議決定をいたしました場合には、原則としてその効力はその後の内閣にも及ぶというのが従前からの取り扱いとなっております。

それから、閣議決定の変更に関するお尋ねでございますが、一般論として申し上げますと、憲法及び法律の範囲内ということはもう当然でございますが、その範囲内におきまして新たな閣議決定をすることによって前の閣議決定に必要な変更などを行うことが可能と考えられております。

〔参・内閣委　平六・一一・八〕

〔秋山内閣法制局第二部長　答弁〕

○政府委員(大森政輔君)　まず、前段階で閣議決定の法的効力そのものについての御説明からいたしたいと思います。

と思いますが、一般論としまして内閣法四条第一項の定めによりますと、要するに内閣の意思決定というものは合議体である内閣の会議である閣議というものによって決めるということになっているわけでございます。

したがって、閣議決定と申しますのは憲法六十五条により行政権が属するとされている内閣の意思決定でございます。それは構成員たる國務大臣はもとより、最高行政機関たる内閣の統括下にあるすべての

〔参・予算委・平八・一二・一〇〕

〔大森内閣法制局長官　答弁〕

行政機関を拘束するということが一般的に言えようかと思えます。したがって、関係行政機関の関係職員は、その決定に従って職務を執行する責務が生ずることになるかと思えます。

ただいま委員は、それを国家公務員法とリンクさせてお尋ねでございました。国家公務員法の規定にかんがみますと、やはりあそこで言う上司というのは直接の指揮監督権を有する具体的な上司ということになるかと思いますが、ただいまの閣議決定というのは、その上司もそれに従って職務を遂行する責務を有するそういう基準になるという、そういう関係になるかと思えます。

〔衆・決算行政監視委 平一二・三・一三〕  
津野 内閣法制局長官 答弁〕

○津野政府特別補佐人・・・持ち回り閣議は、内閣が職権を行うのに閣議によるという内閣法の規定がございますが、その閣議のやり方として、一つの形式として持ち回り閣議という形式が従来から慣行として行われてきているということでございます。

その場合に、事案の内容が重大であるか、あるいは、軽微なものであるかというようなこと、あるいは、緊急性を要するかどうかということも当然その内容の判断に入ってくるとは思いますが、緊急性を要するというような場合には、事案が軽微であれば、あるいは場合によってはかなり重要なことも定めざるを得ない、決定しなければいけないというような事態も全く考えられないわけではございませんで、それなりに、重要な場合でも緊急性が非常にあるというようなときには、持ち回り閣議というようなものもされているというふうに理解しております。

(参考資料)

○内閣制度百年史 上巻 (一五二―一五二頁)

閣議決定は正規の用紙をもって整えられるのが、古くからの例である。閣議を求める文書が各大臣から提出されると、内閣官房において、提出された案に、閣議の件名を記載し国務大臣の署名欄を設けた用紙(「閣議書」という。)を添付し、閣議の席上で各国務大臣の署名を求め、案件について国務大臣の意見が一致したときは、これを確認するために各大臣が署名をし、最後に内閣総理大臣が署名をする。持ち回り閣議のように署名の時期に差がある場合は、内閣総理大臣の署名が行われた時に閣議の結論が得られたものとして扱われる。

閣議に付議される案件は、その内容により、閣議決定、閣議了解、閣議報告として処理される。閣議決定は、合議体たる内閣の機関意思を決定するものとして閣議で行われる決定である。天皇の国事行為に対する助言と承認はすべて閣議決定の形式で行われ、また、行政権の主体として行う内閣の意思決定も、すべて閣議決定の形式で行われる。閣議了解は、当該案件が本来主任の大臣の権限により決し得る事項に属するものであるが、事柄の重要性にかんがみて、他の国務大臣の意向も徴することが適当と判断されるものについて行われる。閣議報告は、主要な審議会の答申等を閣議に披露するような場合に行われる。

閣議の結果は、これらの処理区分とその具体的な内容に応じて、天皇に対する助言と承認、国会に対する議案の提出などその結果について執行を要するものは執行され、行政上の方針の決定のように関係者に示達すれば足りるものは示達するなどの措置が採られる。

#### 四 間接侵略

一 第二次大戦後に、非社会主義国内における共産主義勢力の革命的策動を指すものとして生まれた言葉である。

国際法上明確な定義があるわけではないが、武力を用いて他国を侵害することが直接侵略と考えられ、これとの対比で、そのような武力行使に至らない方法をもって他国を侵略することをいうと解される。間接侵略には、せん動・陰謀による内乱その他の破壊活動、秩序、生産、民心の安定を内部から切り崩す行為などが含まれると考えられている。

二 条約上は、旧安保条約第一条が「一又は二以上の外部の国による教唆又は干渉によつて引き起こされた日本国における大規模の内乱及び騒じよう」と規定していた場合が、これに相当する。

三 国内法上は、自衛隊法第三条第一項及び同法第七八条第一項が「間接侵略」という語を用いる。これは外国の教唆又は干渉による大規模な内乱又は騒擾をいうものと解される。

(参照条文)

#### ○旧安保条約

##### 第一条

平和条約及びこの条約の効力発生と同時に、アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその附近に配備する権利を、日本国は、許与し、アメリカ合衆国は、これを受諾する。この軍隊は、極東における

国際の平和と安全の維持に寄与し、並びに、一又は二以上の外部の国による教唆又は干渉によつて引き起された日本国における大規模の内乱及び騒じようを鎮圧するため日本国政府の明示の要請に応じて与えられる援助を含めて、外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することができる。

○自衛隊法（昭二九・六・九 法一六五）

（自衛隊の任務）

第三条 自衛隊は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当るものとする。

2 陸上自衛隊は主として陸において、海上自衛隊は主として海において、航空自衛隊は主として空においてそれぞれ行動することを任務とする。

（命令による治安出動）

第七十八条 内閣総理大臣は、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもつては、治安を維持することができないと認められる場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による出動を命じた場合には、出動を命じた日から二十日以内に国会に付議して、その承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会において、すみやかに、その承認を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があつたとき、又は出動の必要がなくなつたときは、すみやかに、自衛隊の撤収を命じなければならない。

(国会答弁例)

〔参・外務委 昭六二・五・二六〕  
〔斉藤外務省条約局長 答弁〕

○矢田部理君 ……そこで次の質問に移りますが、外務省、間接侵略というのはどんなふうに定義していますか。

○政府委員(斉藤邦彦君) 国際法上、間接侵略というものにつきまして何も明確な定義があるというわけではございませんけれども、通常用いられております意味は、直接侵略というのが武力を用いまして実力をもって他国を侵害することだと考えられますので、それに対しまして、そのような実力の行使に至らない方法をもって他国を侵害することというふうに解して差し支えないかと思われれます。

〔参・予算委 昭四四・三・八〕  
〔有田防衛庁長官 答弁〕

○二宮文造君 ……防衛庁長官に、自衛隊法の第三条で「間接侵略」、こういうふうなうたわれておりますが、大陸諸国と違っています、周辺を海でかこまれている日本の国、また現在の時点でどうい場合間接侵略というのは考えられるか、これをお伺いしたい。

○国務大臣(有田喜一君) 自衛隊法によりまして、いわゆる間接侵略というのは、外国がわが国に対して直接武力攻撃をするような事態ではなく、いわゆる外国の教唆扇動などによって、大規模な内乱、騒擾を起こすような場合があるのでございますが、たとえば言えば、国内に暴徒、不法分子があると、それに対してまして外国から隠密に武器などの搬入を行ないまして、これらの暴徒がこれを利用して国内において内乱、騒擾を起こすと、こういうようなことを一応考えておるわけですが、そうだからといって、当面わが国にそ

ういうような脅威があるというわけではございませんが、そういうようなことが考えられておるわけであり  
ます。

〔衆・内閣委 昭四四・六・二四〕  
〔大戸防衛庁防衛局長 答弁〕

○伊藤（惣）委員 …… 自衛隊法第七十八条における「その他の緊急事態」というところがあるわけですね。これはどのような場合なのか。 ……

○大戸政府委員 例示にあがっております間接侵略といいますが、外国の教唆、干渉がありまして、そして国内において大規模な内乱、騒擾的な事態が起こっている場合というふうにいえるかと思えます。「その他の緊急事態」といいますのは、それに準ずる場合ということがいえるかと思えますが、やはり治安行動のことを頭に置いて考えますと、間接侵略という事態と違いますのは、外国の教唆なり干渉なりがなくても、大規模な内乱事態、騒擾事態という事態があれば「その他の緊急事態」の中に入る、こういうことがいえるのじゃないかと思えます。

（参考資料）

○新法律学辞典 第三版 編集代表 竹内昭夫・松尾浩也・塩野宏

間接侵略 [英] indirect aggression (invasion)

第二次大戦後生まれた語で、主として非社会主義諸国内における革命的作動に対する外部からの不法な支援を指す。外国に直接武力攻撃を加える直接侵略に対する。扇動・陰謀による内乱その他の破壊活動、秩序・生産・民心の安定を内部から切り崩す行為などを含む。これを集団的自衛権発動の条件とする条約上の規定

もある。一九七四年に国際連合総会が採択した決議「侵略の定義」(38)も、実質的にはこれを侵略に含めたとみられる。なお、自衛隊法三条は、自衛隊の主な任務は直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することにあるとし、間接侵略に当たり、一般警察力をもっては治安を維持することができないと認められる場合には、内閣総理大臣は、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができるものとしている(自衛78)  
(↓「命令による治安出動」)。↓「侵略」

## 五 艦・船・艇

### 一 国内法

#### (1) 「艦」の用語について

自衛隊法第一〇二条においては、「自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶」とあり、「艦」の用語を用いている（他に第四条等において例あり）。なお、自衛艦とその他の船舶（内部的には支援船と総称。）とを区分する基準は定められておらず、おおよそ作戦に直接参加する船舶を自衛艦とし、それ以外を支援船としているとのこと（防衛庁長官官房法規課）。

#### (2) 「船」及び「艇」の用語について

船舶安全法の体系では、省令で「原子力船」、「エアクション艇」等「船」及び「艇」の両方の語の使用例があるが、明確な区分基準はなく、「艇」の語は、比較的小型の船舶に用いている。

また、海上保安庁法においては、「海上保安庁の船舶」（第四条、第三二条）とあるのみであるが、告示において、海上保安庁の船舶を「巡視船」、「巡視艇」等に分類している。この告示においては、主として基地周辺海域等で任務に従事する船舶に「艇」の語を用い、それ以外のものに「船」の語を用いている。

ちなみに、自衛隊においても、内部的に、自衛艦のうちおおむね排水量五〇〇トン以下の小型のものについては「掃海艇」等「艇」の語を用いているとのこと（防衛庁海上幕僚監部）。

（参考）一般の字義（広辞苑）

船 ふね。

艦 いくさぶね。

艇　こぶね。はしけ。

## 二 国際法

海洋法に関する国際連合条約等において、「軍艦」及び「非商業的的目的のために運航するその他の政府船舶」等の用語が用いられており、自衛艦については前者に、海上保安庁の船舶については後者に該当するものと考えられる。

(参照条文)

○自衛隊法（昭二九・六・九 法一六五）

(自衛隊の旗)

第四条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、自衛隊旗又は自衛艦旗を自衛隊の部隊又は自衛艦に交付する。

2 前項の自衛隊旗及び自衛艦旗の制式は、政令で定める。

(自衛艦旗等)

第二百二条 自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶は、長官の定めるところにより、国旗及び第四条第一項の規定により交付された自衛艦旗その他の旗を掲げなければならない。

2 自衛隊の使用する航空機は、自衛隊の航空機であることを明らかに識別することができるような標識を付さなければならない。

3 自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶又は自衛隊の使用する航空機以外の船舶又は航空機は、第一項に

規定する旗若しくは前項に規定する標識又はこれらにまぎらわしい旗若しくは標識を掲げ、又は付してはならない。

4 自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶の掲げる第四条第一項の規定により交付された自衛艦旗以外の旗及び自衛隊の使用する航空機の付する標識の制式は、長官が定め、官報で告示する。

○海上保安庁法(昭二三・四・二七 法二八)

第四条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。

② 海上保安庁の船舶は、番号及び他の船舶と明らかに識別し得るような標識を附し、国旗及び海上保安庁の旗を掲げなければならない。

③ 海上保安庁の航空機は、番号及び他の航空機と明らかに識別し得るような標識を附さなければならない。  
第三十二条 海上保安庁の船舶以外の船舶は、第四条第二項に規定する標識若しくは海上保安庁の旗又はこれらに紛らわしい標識若しくは旗を附し、又は掲げてはならない。

② 海上保安庁の航空機以外の航空機は、第四条第三項に規定する標識又はこれらに紛らわしい標識を附してはならない。

○昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号(海上保安庁の船舶の番号及び標識)

(昭二四・一〇・一八 告示三六)

第二条 海上保安庁の船舶の種別は、次の通りとする。

- 一 巡 視 船 主として法令の海上における励行、海難救助、海洋の汚染及び海上災害の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕その他海上の安全の確保に関する事務に従事するもの
- 二 巡 視 艇 主として基地周辺海域における前号の事務に従事するもの
- 三 特殊警備救難艇 主として港内及びその周辺海域における放射能調査作業、基地周辺の特殊海域における公安事案に係る警備、基地周辺の特殊海域における公害の監視及び取締り若しくはプレジャーボートの指導及び取締り若しくは特殊な基地の周辺海域における外国漁船の監視及び取締り又は基地周辺海域における流出油の防除に従事するもの
- 四 測 量 船 主として水路測量観測作業に従事するもの
- 五 航路標識測定船 主として航路標識の性能の測定作業に従事するもの
- 六 設 標 船 主として浮標の設置及び整備の作業に従事するもの
- 七 灯台見回り船 主として航路標識の見回りに従事するもの
- 八 雑 船 主として港内の雑務に従事するもの

○海洋法に関する国際連合条約（平八・七・一二 条六）

第二十九条 軍艦の定義

この条約の適用上、「軍艦」とは、一の国の軍隊に属する船舶であつて、当該国の国籍を有するそのような船舶であることを示す外部標識を掲げ、当該国の政府によって正式に任命されてその氏名が軍務に従事する者の適当な名簿又はこれに相当する者に記載されている士官の指揮の下にあり、かつ、正規の軍隊の規律に服する乗組員が配置されているものをいう。

第三十二条 軍艦及び非商業的目的のために運航するその他の政府船舶に与えられる免除  
この節のA及び前二条の規定による例外を除くほか、この条約のいかなる規定も、軍艦及び非商業的目的  
のために運航するその他の政府船舶に与えられる免除に影響を及ぼすものではない。

(二)ロメモ

## 六 軍事大国

- 一 「軍事大国」という言葉は、法令上の用語ではなく、その明確な定義をすることは難しいが、一般には、アメリカ及び旧ソ連のように強大な軍事力を持った国家のことを意味するものとして用いられている。
- 二 また、我が国は、憲法第九条により、自衛のための必要最小限度の実力の保持しかできないと解されているが、憲法に違反し、その範囲を超える実力を持つようなことになれば、軍事大国というべきものに相当するというような意味で使われることもある。

### (国会答弁例)

〔衆・内閣委 昭五二・一〇・二七〕  
福田内閣総理大臣 答弁

○市川委員 総理は八月十八日、ASEAN歴訪の最終地マニラにおきまして、三つの原則をマニラ声明の中で明らかにされたわけです。この中の第一として、日本は軍事大国にならないということを決意している、こういう言葉があるわけですが、総理がおっしゃっている、日本は軍事大国にならないという、この軍事大国というのは何かはっきりとした原則をお持ちなのかどうか。基準をお持ちなのかどうか。

○福田内閣総理大臣 わが国が平和国家であるということは、もう大方の世界じゅうの国が理解しておると思うのです。しかし一部に、経済大国はもう当然というか、流れといたしまして自然に軍事大国化していく

ものだという歴史も一方にあるわけです。その歴史的な流れを踏まえまして、いずれは日本の国は経済大國にとどまらぬ、経済大國を踏まえて軍事大國化するのではないかというような見方をする人があるわけなんです。・・・東南アジア諸國を旅行した、この機会に、これを東南アジア隣組の皆さんに誤解がないように、また同時に、世界全体といたしましても正しくわが國の立場を理解するように、さように考えまして、マニラで発言をした、その第一項目として日本は再び軍事大國にはならぬ、こういうふう宣言をしたわけなんです。軍事大國にならぬということはわが國の憲法でちゃんと決まっております。その憲法ののりを越えぬということでありませぬ。すなわち、わが國は自衛力は持つ、持つけれども、他國を脅威するようなあるいは他國を侵略するような、そういう軍備は持ちませぬ、こういうことでありまして、軍事大國というのはどういう限界かというお尋ねでありますれば憲法の規定に従う、こういうことでございます。

○市川委員　・・・いまの世界で總理が軍事大國だと認識されている國はどんな國がございませうか。どうですか。

○福田内閣總理大臣　まあ常識論でございませうが、米ソ兩國のごときは軍事大國じゃないか、かように思われます。

〔参・安保、沖繩・北方特別委 昭五五・一〇・二四〕  
大村防衛庁長官 答弁

○國務大臣（大村襄治君）　軍事大國という言葉につきましては、いろいろ用いられている例があるかと思うのでございますが、先生が御指摘になりましたような強大な軍事力を擁している國（注 米ソだけと指摘している。）が、いわゆる軍事大國ということになるのではないかと思うわけでございます。

そこで、わが國は御指摘のように専守防衛の原則に基づき、わが國の自衛のために必要な限度内での防衛

力を保持することとしておるのでございますが、この範囲を超えて他国に侵略的、攻撃的脅威を与えるような防衛力を保持し、あるいはそれを背景にして外交政策をとるようなことが万一あれば、それはあるいは軍事大国というものに相当するかもしれないと思うのでございますが、もとよりわが国といたしましてはそのようなことは全く考えておらない……

〔参・本会議 昭五六・一・三〇〕  
〔鈴木内閣総理大臣 答弁〕

○国務大臣（鈴木善幸君）……わが国の防衛のため必要とする範囲を超え、他国に脅威を与えるような強大な軍事力を保持することになれば、それは軍事大国と言ふべきものであります。わが国が目指しているところでないことはたびたび申し上げておるところでございます……

〔参・予算委 昭五六・三・一九〕  
〔角田内閣法制局長官 答弁〕

○堀江正夫君……軍事大国って何だと。これはひとつまず法制局長官、概念規定をお聞かせください。  
○政府委員（角田禮次郎君） 軍事大国という言葉は、もう専守防衛以上に政治的と申しますか、非法律的な用語でございますから、私はとても定義はできませんが、あえて申し上げれば、憲法の九条というものでわが国は自衛のため必要最小限度の武力行使しかしないし、またそれに相応する必要最小限度の実力の保持しかできないのだと、そういうことが憲法九条の解釈として言われておりますから、それと相反するような防衛力を持つというようなのが、恐らく軍事大国という意味で使われているのだらうと思えます。

## 七 公開の原則（原子力）

一 原子力基本法第二条は、「原子力の研究、開発及び利用は、……その成果を公開し……」と規定し、いわゆる公開の原則を定める。

これは、我が国における原子力の平和利用を担保するとともに、研究・開発の成果を公開することによって、学術の進歩と産業の振興を図ろうとする趣旨のものである。

## 二 公開の対象について

(1) 公開の原則は、その文言からいって、研究・開発・利用の成果を対象としたものであり、研究・開発・利用の過程にあるものは、その対象に含まれないと解される。

(2) また、研究・開発・利用の成果であっても、いわゆる商業機密に属するものについては、財産権の保護からいって、公開の原則の対象とならない場合があると解される。

(3) さらに、研究・開発・利用の成果であっても、核不拡散の観点あるいは核物質防護上の観点から、公開の原則の対象とならない場合があると解される。

三 原子力基本法第二条の適用対象者については、その主眼は、国あるいは公共団体であると思われるが、同条は、特に客体を限定していないので、民間の企業、国民に対しても適用があると解される。

四 近時環境保護の見地から、原子力安全審査会の議事録の公開要求や原子炉設置許可申請の一件書類の公開要求等の根拠の一つとして、原子力基本法第二条の「公開の原則」を使う事案もみられる。本条は、いわゆる訓示規定であり、具体的な公開要求権は、別個の法令の制定をまって認められるものと考えられる。本条のもともとの立法趣旨は、前記のように軍事転用の防止、学術の振興及び産業の振興であるが、公共の安全もこれに含まれるかどうかは、なお検討を要する。

（参照条文等）

○原子力基本法（昭三〇・一二・一九 法一八六）

（基本方針）

第二条 原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。

（提案理由説明）

（第二三回国会・昭三〇・一二・一三 衆・科学技術振興対策特別委 四号・四頁）

○中曾根委員・・・第二条は、基本方針をうたっております。その中心は平和目的に限るということでもあります。つまり軍事的利用は絶対禁止するという意思であると同時に、学術会議の意見を尊重いたしました。民主、自主、公開の三原則を明瞭にうたい、さらに国際協力に資することとも明確にうたったのであります。国際協力に資するということをうたった理由は、アメリカ、イギリス、フランスあるいはわれわれと協力しようとするいかなる国とも、話が合えば協力するということであります。・・・

（参考人の意見）

○茅 誠司（第二三回国会・昭三〇・一二・一六 参・商工委における参考人としての意見、会議録六号・一頁）

・・・原子力につきまして最も基本的なこととして学術会議で考えておりますのは、この基本法案の第二条にございますところの民主的な運営、自主的に行うということと、この成果を公開するという、この三つの事柄であります。これを通称学術会議の三原則と申しておりますが、この考え方が原子力研究の基礎的なものであるとわれわれは信じております。それがこの基本法案にそのままの形において取り入れられておるといふことは、私ども学術会議のものといたしましては、非常にありがたく思っておる次第であります。」

その成果を公開し、「という点が学術会議におきましてもぜひ論議された点であります。結局これが兵器として使われるということの心配は、その研究結果に秘密な点がある。そういう点におもな根拠があるということを考えて、平和的に利用される上においてはぜひ結果は公開をされなければならないという意味で、こういうことを申したのであります。この点については多くの疑義が差しはさまれております。

第一は、商業上の特許の問題、そういったような問題で、この原子力関係の技術に公開されないものが多々あるのではないかとというような点もぜひ論議されたのであります。そういう問題は、結局、目的は平和的に使う、兵器として原子力を利用しないというその目標をはっきりとすれば、おのずから限度はわかるわけでありますからして、その原則といたしましては、ここに現われておりますように、「その成果を公開し」ということでわかるということに落ちついておるのであります。・・・

(質問主意書・答弁書)

(平四・七・一四 対山田俊昭・参)

一の3について

我が国の電気事業者が英国核燃料会社(BNFL)及びフランス核燃料会社(COGEMA)に委託している使用済燃料再処理役務の費用については、私企業の営業活動の内容に触れるものであり、商取引に影響を及ぼすおそれがあるため、政府からのお答えは差し控えさせていただきます。

(国会答弁例)

参・科学特別委 昭五一・四・二六  
前田内閣法制局第三部長 答弁

○塩出啓典君 …… 成果を公開しなければならないということは、…… いわゆる企業とか国民に対しては適用されるのかしないのか。……

○政府委員（前田正道君） 原子力基本法の第二条は、特に客体を限定しておりませんので、すべての原子力の開発、研究、利用について適用があるものと考えております。

○塩出啓典君 と申しますと、この法律の趣旨、純法律的な解釈からいえば、成果を公開しなければならぬということとは企業にも適用を受けると、そのように判断をしていいわけですね。

○政府委員（前田正道君） これは原子力基本法が原子力委員会の設置等もあわせて規定をしておりますところから申しますと、国あるいは公共団体というものを主体に考えているとは思いますが、特段の限定をしておりますので、原子力の研究、開発、利用に關しましてすべて適用がある、その意味におきましては民間の企業に対しても適用があるというふうに考えるべきだろうと思えます。

○塩出啓典君 …… 技術が研究中であると、まだ成果に至っていない、こういうものは当然公開の対象にはならないかと思うんです。その点は法制局の見解どうなりますか。

○政府委員（前田正道君） 先生御指摘のとおり、基本法の第二条は「その成果」、つまり原子力の研究、開発、利用の「成果を公開し」、「公開につきましては「その成果を」という限定をつけておりますので、公開が問題になりますのは成果についてであろうということでございます。

衆・予算委 昭四五・二・二〇

西田科学技術庁長官 答弁

○西田国務大臣 …… 原子力基本法に公開の原則をとっておる。この公開の原則をとっておるからどんな査察でも受けることになるのであって、これを改正したらどうか、こういう御意見と存じますが、核防条約

に基づきます査察は、核物質の軍事的転用の防止に必要なものに限って行なわれる、こういうことになっておるわけでございまして、同条約におきましても、当事国の経済的なあるいは技術的な発展を妨げないような方法で実施しなければならぬ、こういうふうな規定されておるわけでございます。一方、わが国の原子力基本法の公開の原則は、わが国の原子力の平和利用を担保するとともに、研究開発の成果の公開によって国民経済の発展に資しようとするものでございまして、いわば商業機密に類するようなものにつきましては、何もかにも公開をしなければならぬ、こういう趣旨ではないと考えております。・・・

衆・科学委 昭六三・三・三一  
〔松井科学技術庁原子力局長 答弁〕

○矢島委員 そうしますと、日本では原子力の軍事研究は行わないことの保証として、一切の情報の完全な公開と国民への周知ということが原子力基本法にあるわけですから、当然今日情報はすべて公開されていると言っているですね。

○松井政府委員 基本法に確かに公開の原則が書いてございますけれども、普通二点からの制限があるというふうな理解しております。一つは、その成果であって、いわゆる商業機密と申しますか、そういったものに属するものはその例外になり得るであろう。それからもう一点は、やはり核の不拡散、核を拡散してはいけないという観点から、それなりの措置をとらなければいけない問題がございまして、大きく言いますと、主にその二点からの制限はあり得るといふふうな考えでおります。

参・予算委 昭六三・三・一六  
〔浜岡資源エネルギー庁長官 答弁〕

○稲村稔夫君 結局、企業の要求があつて市の方がそういうふうな判断をせざるを得なかつた、こういうことなんだろうと思ふんです。これは、私は公開の原則というものから考えていってやはり問題があるのではないか、そう思います。

そこで、特にこうした企業からの要求に基づいてその一部が未公開になるといふ点についてはどう考えますか。

○政府委員（浜岡平一君） 原子力の安全に関連をいたします資料を公開いたしますことは、国民の理解と協力を得て原子力の開発利用などを進めるといふ観点から重要であると認識をいたしております。

敦賀一号炉のケースにつきましても、基本的にはこういう認識を踏んまえて対処すべきものでございませうけれども、一部の情報につきましても、核物質の盗難防止でございませうとか、あるいはノーハウなどの財産権の保護などの観点から、その公開につき慎重を期すべきものがあることも事実でございませう。

ただ、こういったものにつきましても、企業機密等に名をかりましてに非公開とすることは適当でないと考えておりました、ケース・バイ・ケースの適切な対応が望ましいと考えております。・・・

（判例）

○東京高裁昭四七ヲ第五五号（昭四七・五・二二決定）

「・・・相手方らが主張する原子力基本法第二条に定める公開の原則は、相手方らに対し、前記装置設置許可申請書の引渡または閲覧を請求し得る権利を付与したものとはいえない。・・・」

## 八 攻撃的兵器と防御的兵器

憲法上保有することが許される兵器の範囲を論ずる際に用いられる用語である。ICBM、長距離爆撃機等の性能上専ら相手国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられる兵器は、いわゆる攻撃的兵器であって、これを保有することは、自衛のための必要最小限度の範囲を超えることになるから、いかなる場合にも許されないと解されている。これに対し、それ以外の兵器は、その性能上は自衛権の限界内の行動(防御的)にも、自衛権の限界を超える行動(攻撃的)にも使えるものが大部分であり、その保有が憲法上直ちに許されないということにはならない。いわゆる攻撃的兵器以外の兵器であっても、それを保有することにより、我が国の保持する実力の全体が自衛のための必要最小限度を超えることとなってはならないことは当然である。なお、前記の攻撃的兵器に対して、高射砲など、国土防衛にしか使うことができない兵器を防御的兵器ということがある。

(国会答弁例)

衆・予算委 昭四四・二・五  
 高辻内閣法制局長官 答弁

○高辻政府委員 ……わが国の生存、国民の生存と安全を保持するという正当な目的を達成する限度をこえる兵器は、わが憲法がその保持を禁止するものと考えるべきであるし、これが攻撃的というようなことばで出ておいたものと私は思いますが、わが国民の生存と安全を保持するという正当な目的を達成する限度を

こえることがない兵器は、わが憲法がその保持を禁止するものとは考えられないというのが、．．．ほんとの考え方である。その場合に、一方のものを攻撃的といい、一方のものを防衛的というような表現を使ったことがあるかもしれませんが、その本旨はいま申したとおりでございます。

〔衆・予算委 昭五三・二・一三〕  
伊藤防衛庁防衛局長 答弁〕

○伊藤（圭）政府委員．．．攻撃的兵器、防衛的兵器というのが、それぞれについて画然と分かれるということはなかなかないわけでございます。しかしながら、その中でも特に純粹に国土を守るためのもの、たとえば以前でございますと高射砲、現在で申しますとナイキとかホーク、そういったものは純粹に国土を守る防衛用兵器であろうと思ひますし、またICBMとかあるいはIRBM、中距離弾道弾あるいはB52のような長距離爆撃機、こういうものは直接相手に攻撃を加え壊滅的な打撃を与える兵器でございますので、こういうものはいわゆる攻撃的兵器というふうに考えておるわけでございます。

〔衆・内閣委 昭五六・五・七〕  
味村内閣法制局第一部長 答弁〕

○味村政府委員．．．他国に対して攻撃的な兵器、自衛のためでない兵器は持てないということは当然でございます．．．

○味村政府委員．．．個々の兵器につきましては、ある兵器は防衛的機能も持ちますし攻撃的機能も持っております。そういったように個々の兵器につきましては、これが憲法上可能かどうかということを判断することは非常に困難な場合がございますが、．．．「専ら他国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられる兵

器」につきまして、答弁書においてこれは保持できないことは憲法上明らかでございますので、これを例に挙げた次第でございます。

〔参・予算委 昭六三・四・一〕  
〔味村内閣法制局長官 答弁〕

○政府委員（味村治君）・・・性能上専ら相手国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられるいわゆる攻撃的兵器を自衛隊が保有するということは、これによりまして我が国の保持する実力が直ちに自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなりますから、そういう兵器の保持は憲法によって許されないというふうに解釈しているところでございまして、これは従来から一貫いたしまして当局・・・が答弁をしているところでございます。

・・・従来政府側の答弁といたしまして、憲法上保有することができない兵器といたしまして、他国に侵略的攻撃的脅威を与える、侵略的脅威を与え、こういふ表現を用いているものがございますが、それは結局、基本的には私が先ほど申し上げましたと同じ考え方によるものでございまして、そういう兵器を保持することになりますと、自衛のための必要最小限度の範囲を超えることになる、そういう兵器について説明のしづりでございますが、その趣旨は同じことを言っているものというふうに考えております。・・・

〔参・予算委 昭六三・四・六〕  
〔瓦防衛庁長官 答弁〕

○瓦国務大臣・・・政府が従来から申し上げているとおり、憲法第九条第二項で我が国が保持することが

禁じられている戦力とは、自衛のための必要最小限度の実力を超えるものを指すと解されるところであり、同項の戦力に当たるか否かは、我が国が保持する全体の實力についての問題であって、自衛隊の保有する個々の兵器については、これを保有することにより我が国の保持する實力の全体が右の限度を超えることとなるか否かによって、その保有の可否が決められるものであります。

しかしながら、個々の兵器のうちでも、性能上専ら相手国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられるいわゆる攻撃的兵器を保有することは、これにより直ちに自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなるから、いかなる場合にも許されず、したがって、例えばICBM、長距離核戦略爆撃機・・長距離戦略爆撃機、あるいは攻撃型空母を自衛隊が保有することは許されず、このことは累次申し上げてきておりであります。

## 九 公式参拝・私的参拝・正式参拝

公式参拝であるか私的参拝であるかが法律上問題となるのは、通常、公務員である者の行う参拝についてであり、この場合、公式参拝とは公務員が公的な資格で行う参拝を指し、その他の参拝は私的参拝と呼ばれる。

国務大臣の神社等への参拝に係る公私の区別の基準については、昭和五三年一〇月一七日の参議院内閣委員会で当時の安倍内閣官房長官が述べた政府統一見解において示されているところであり、そこでは、「特に、政府の行事として参拝を実施することが決定されるとか、玉ぐし料等の経費を公費で支出するなどの事情がない限り、それは私人の立場での行動と見るべきものと考えられる。」とされている。

なお、正式参拝とは、一般に、祭神に礼拝する方式として神社が定める神道儀式にのっとり行う参拝のことをいう。

(注) 「参拝」という語は、「神社等に赴いて神や仏に祈る意志をもって神仏に拝礼すること」というように参拝者の内心まで含めた意味で用いられる場合もあるが、「神社等に赴き拝礼すること」というように広く行為の外形を指す意味で用いられる場合もあり、後者の意味では、神社等で行う追悼も参拝に含まれることになる。「靖国神社への公式参拝」という場合における「参拝」は、この後者の意味で用いている。

(質問主意書・答弁書)

(昭六三・一・二九 对野田哲・参)

## 九

公式参拝・私的参拝・正式参拝

三について

公式参拝とは公務員が公的な資格で参拝することを指し、私人の立場で参拝することは私的参拝であると考えている。国務大臣の神社等への参拝に係る公私の区別の基準については、昭和五十三年十月十七日の政府統一見解の考え方のとおりである。

(平六・七・二六 対 齋正敏・参)

内閣総理大臣その他の国務大臣の靖国神社公式参拝とは、内閣総理大臣その他の国務大臣が公的な資格(国務大臣という資格)で行う靖国神社への参拝のことである。・・・

(国会答弁例)

参・内閣委 昭五三・一〇・一七  
安倍内閣官房長官 答弁

○国務大臣(安倍晋太郎君) 内閣総理大臣その他の国務大臣の地位にある者であっても、私人として憲法上信教の自由が保障されていることは言うまでもないから、これらの者が、私人の立場で神社、仏閣等に参拝することはもとより自由であって、このような立場で靖国神社に参拝することは、これまでもしばしば行われているところである。閣僚の地位にある者は、その地位の重さから、およそ公人と私人との立場の使い分けは困難であるとの主張があるが、神社、仏閣等への参拝は、宗教心のあらわれとして、すぐれて私的な性格を有するものであり、特に、政府の行事として参拝を実施することが決定されるとか、玉ぐし料等の経費を公費で支出するなどの事情がない限り、それは私人の立場での行動と見るべきものと考えられる。

先般の内閣総理大臣等の靖国神社参拝に関しては、公用車を利用したこと等をもって私人の立場を超えた

ものとする主張もあるが、閣僚の場合、整備上の都合、緊急時の連絡の必要等から、私人としての行動の際にも、必要に応じて公用車を使用しており、公用車を利用したからといって、私人の立場を離れたものとは言えない。

また、記帳に当たり、その地位を示す肩書きを付すことも、その地位にある個人をあらわす場合に、慣例としてしばしば用いられており、肩書きを付したからといって、私人の立場を離れたものと考えることはできない。

さらに、気持ちを同じくする閣僚が同行したからといって、私人の立場が損なわれるものではない。

なお、先般の参拝に当たっては、私人の立場で参拝するものであることをあらかじめ国民の前に明らかにし、公の立場での参拝であるとの誤解を受けることのないよう配慮したところであり、また、当然のことながら玉ぐし料は私費で支払われている。

以上が内閣総理大臣等の靖国神社参拝についての政府としての統一見解でございます。

衆・法務委 昭六〇・九・六  
大森内閣法制局第一部長事務代理 答弁

○大森説明員 . . . お尋ねは、公式参拝というものは一体どのようなものかということでございますが、この点に關しましては、昭和五十五年十月二十八日付で稲葉委員に対する答弁書がございます。その答弁書の中では、「靖国神社への公式参拝とは公務員が公的な資格で参拝することを指し、」このように述べた経緯がございます。

○大森説明員 . . . いわゆる公式参拝の公式とはどういうことかというお尋ねに対しましては、やはり先ほどお答えいたしましたように、公務員が公的な資格で行う参拝であるという以外に答えようがないという

九

公式参拝・私的参拝・正式参拝

ふうにご考えております。(稲葉(誠)委員「じゃ参拝は」と呼ぶ)なお、もう一つ非常に紛らわしい言葉といたしまして、正式参拝と正式でない参拝という言葉がございます。この言う正式参拝と申しますのは、靖国神社に關しましては靖国神社が定めた参拝の方式を言うというふうに使われている次第でございます。

○稲葉(誠)委員 靖国神社が定めた参拝の方式というのはどういふのを言うのですか。

○大森説明員 私ども神道の祭祀に關しましてはそう深く研究しているわけでもございませんし、また専門でもございませんが、聞きかじりしたところによりますと、正式参拝と称する儀式は、まず手水の儀、それから修祓の儀を経まして、そして本殿所定の座に進み、そして玉ぐしを奉奠し、そしてその後にお神酒をいただくというような手続を経る儀式である、このように承知いたしております。

〔衆・内閣委 昭六〇・八・二〇〕  
〔茂串内閣法制局長官 答弁〕

○茂串説明員 ……参拝という言葉の意味合い、使い方の問題かと思えます。すなわち参拝というのは、先ほども申し上げましたように神社、仏閣に赴いて拝礼するという行為として把握する場合には、通常は神仏に祈りをささげるといったような宗教的な目的を持ったものでございますけれども、そのほかに広い意味の参拝という言葉としては、例えば表敬をするとか、このたびのいわゆる参拝のように非宗教的な戦没者追悼という目的のために参拝するという場合もあり得るわけでございまして、これは言葉の使い方の問題であるというふうにご考えております。

○茂串説明員 参拝と追悼の違いはどういうところにあるかということでございますが、参拝という言葉は神社、仏閣等に赴き拝礼するというように広く行為の外形を意味するものと解しますと、神社等で行う追悼も参拝に含まれることは明らかでございます。政府が公式参拝というときの参拝はこの意味で用いている

ものでございます。

他方、参拝をより狭く、神社等に赴いて神仏に祈る意思を持って神仏に拝礼するというように、参拝者の内心までを含めた意味の言葉であると解しますと、神社等で行う追悼は参拝ではないということになるかと思えます。

九

公式参拝・私的参拝・正式参拝

一〇 国会決議の効力

一 国会は国権の最高機関であり、政府においては、この国会の意思として示された国会決議の趣旨を十分尊重して行政を遂行すべきことは当然のことである。

したがって、政府としては、国会を構成する衆議院又は参議院の決議がなされた場合には、その趣旨を尊重し、その実現のために努力すべき政治的責任を負うものと考えられる。

しかしながら、国会決議は法律とは異なるものであり、法的拘束力まで有するものではない。

二 したがって、仮に政府の行政運営が国会決議の趣旨からみて適当でないという事態が生ずるとすれば、これは政府の国会に対する政治的責任の問題として考慮していくべきものであり、それが違法であるとか無効であるとかという法的効力の問題にかかわるものではないと考えられる。

(備考) 国会決議の解釈については、最終的には、有権解釈は国会にあるが、国会決議との関係での対応措置を検討するに当たって、国会決議に抵触することのないようその趣旨について政府としての解釈を行うことは、考えられるところである。

(国会答弁例)

衆・商工委 昭四五・六・一一  
真田内閣法制局第一部長 答弁

○真田説明員 …… 御質問の趣旨がやや受け取りにくい点もございますけれども、私のほうとしては、決

議の法的な拘束力といえますか、法的な効力があるかないか、イエスかノーかというような観点からお答え申し上げます。

御承知のように憲法には七十三条に、内閣は法律を誠実に実施しなければならないという義務が書いてございますので、法律についてはもとより法的な効果といえますか、政府に対する拘束力があるわけでございますが、決議につきましては、特にそういう意味の法的な効果はないというふうにいわざるを得ないと思えます。ただ、国の最高機関の一翼である議院、衆議院なり参議院が決議案を可決されました場合には、その趣旨を十分尊重して、なるべくその実現に沿うようにできるだけの努力をしなければならぬという政治的の姿勢は当然ある、尊重しなければならぬという政治的な要請は働くというふうを考える次第でございます。

○加藤（清）委員 決議の趣旨を尊重して、これを誠心誠意実行に努力するということは、あの決議の際に総理大臣も答弁に立っておられるところでございます。

そこでお尋ねしますが、それに内閣、行政府等々が違反した場合はどういうことに相なりますか。

○真田説明員 各議院において可決されました決議の内容を、政府が尊重しないということはないことだろうと存じますけれども、かりに、仮定の問題といたしまして、全然決議の内容を尊重しない、一顧だに与えないというようなことがあれば、それは当然政治的な責任の問題になると思えます。ただ、それが違法だとか無効だとかという法律問題ではないということだけは、先生も御了解いただけるだろうと思えます。

○加藤（清）委員 ……もし国会の決議に反する行為をあえてしなければならぬときは、これはもう一度国会で審議をし直して、決議のし直しをする必要があると思えますが、これはいかがでございますか、法制局。

○真田説明員 先ほども申し上げましたように、法律ではなくて、各議院、参議院または衆議院の決議の問題でございますので、それを尊重するというのは政治上の、政治的な姿勢としての問題でございますから、

法律論にはならないというふうにお答えせざるを得ないのじゃないかと思えます。

○真田説明員 仮定の問題といたしまして、衆議院または参議院における決議の趣旨、内容と違う行政措置がとられて非常に困る、どうしたらいいかという問題だと存じますが、もし決議の内容どおりのことをもって政府を拘束したいということであれば、それは法律を制定していただくということに相なるうかと思いません。あるいはまた、内閣に対する政治的不信任の理由として取り上げるといふことも、これはもちろん理論の問題としては可能でございます。

あと、決議のやり直しをすべきかどうかということは、これは各議院のおきめになることでございます。私のほうで、そうすべきだとか、しなければならぬということをお答えする筋ではないというふうに考えます。

〔衆・決算委 昭五九・五・一八〕  
〔前田内閣法制局第一部長 答弁〕

○前田(正) 政府委員 国会決議の法的性格につきまして、一般論としてお答え申し上げます。

申し上げるまでもなく、国会は国権の最高機関でございますから、政府が国会の意思として示されました国会決議の趣旨を尊重して行政を遂行すべきことは当然のことでございます。その意味におきまして、政府は、国会決議、正確に申しますれば、国会を構成される衆議院または参議院の決議の趣旨の実現に努力すべきいわば政治的な責務を負うものと考えます。ただ、理論的に申し上げますと、国会決議につきましては、法律の場合と同様な意味での法的拘束力まではないものと考えております。

〔衆・予算委 昭六一・一一・六〕  
中曾根内閣総理大臣 答弁

○中曾根内閣総理大臣 国会決議の有権的解釈は国会がおやりになるものであると前から申し上げておるとおりでございます。しかし、条約を執行するのは政府の考え、方針、政策でもございます。そういうような関係、外交関係を処理するという面、そういういろいろな面におきまして政府は憲法の許す範囲内において行爲できるものであると考え、そういう判断に立って行っておるものでございます。・・・

〔衆・予算委 平一〇・三・三〕  
大森内閣法制局長官 答弁

○大森政府委員・・・国会決議、これは言うまでもなく、国会を構成する衆議院及び参議院の一般的な意思表示の一形式であるというふうに理解しております。したがって、政府といたしましては、議院の意思として示された議決の趣旨を十分尊重して行政を遂行する責務を有することは当然でございます。

ただ、法的拘束力があるかということになりますと、法的拘束力であるというわけではございません。もし、国会が内閣を法的に拘束し、縛ろうという目的がある場合には、法律の形式でその意思を確定する必要があるということが言えようかと思えます。

(参考資料)

○衆議院先例集(平成六年版)

三七〇 決議は、内閣に対する不信任、特別委員会の設置、国交又は領土に関する意思表示、感謝、表彰、祝賀、慰問、弔詞その他国政に関する諸般の事項に関して、これをする。

決議は、内閣に対する不信任、特別委員会の設置、国交又は領土に関する議院の意思表明、外国あるいは外国諸機関に対する感謝、永年在職議員に対する表彰、祝賀、慰問、弔詞その他国政に関する諸般の事項に關してなされる。

これらの案件は、議長の發議若しくは議員の動議により、又は決議案の形式をもって、會議に付される。

一一 国是

一 「国是」という言葉は、法令上の用語ではなく、その明確な定義は行い難いが、一般には、国家としての方針のことをいうとされている。

二 「国是」という言葉が用いられているものとして、非核三原則に係る各種の国会決議がある。また、非核三原則については、政府の国会答弁等においても、(国の重要な政策、基本政策である、あるいは国民から広く支持された政策であるという意味において)「国是」という言葉が度々用いられている。

なお、国会決議、国会答弁等において、「国是」の語が繰り返し用いられている事柄は、非核三原則以外には見当たらない。

(三) なお、ある事柄を「国是」であるとした場合、そのこと自体によって特別の法律上の効果が生ずるものではない。例えば、非核三原則が「国是」であるからといって、憲法上、一切の核兵器の保有が禁じられているとの解釈が導かれるものではない。( )

(参考資料)

○非核三原則を「国是」であるとした国会決議

(1)昭五一・四・二七 衆・外務委「核兵器の不拡散条約に関する件」

政府は、核兵器を持たず、作らず、持ち込まさずとの非核三原則が国是として確立されていることにかんがみ、いかなる場合においても、これを忠実に履行すること。

(後略)

(2) 昭五三・五・二三 衆・本会議「国際連合軍縮特別総会に関する決議」

(3) 昭五三・五・二四 参・本会議「同右」

(4) 昭五六・六・五 衆・外務委「核軍縮に関する件」

(5) 昭五七・五・二七 衆・本会議「第二回国際連合軍縮特別総会に関する決議」

(6) 昭五七・五・二八 参・本会議「同右」

(7) 昭六三・五・二五 衆・本会議及び参・本会議「第三回国際連合軍縮特別総会に関する決議」

米ソ両国により、中距離核戦力全廃条約が署名され、更に両国の間で戦略核兵器の大幅削減を目指す交渉が進められていることは、核軍縮の促進のために明るい展望を開くものであり、今や全面完全軍縮なからず核兵器の廃絶という人類共通の究極の目標に対する期待には大なるものがある。

このような時に、本年、第三回国際連合軍縮特別総会が開催され、世界的規模で軍縮問題が討議されることは誠に意義深い。世界の恒久平和、特に、広島、長崎の惨禍が再び繰り返されないことを願い、非核三原則を国是として堅持する我が国民の軍縮特別総会に寄せる期待にも誠に強いものがある。

(質問主意書・答弁書)

(昭五六・六・二六 対黒柳明・参)

二二について

政府は、非核三原則を国是として堅持するとの方針を今後とも貫く所存である。

(昭五七・一・二二 対草川昭三・衆)

○質問主意書

八 武器輸出三原則・非核三原則は、共に国是であると政府は考えるのかどうか。

○答弁書

八について

武器輸出三原則は、武器輸出によって国際紛争等を助長することを回避することを目的として定められた重要な政策であり、また、非核三原則は、我が国が史上唯一の被爆国であるとの事実等に基づいて定められた重要な政策である。

なお、非核三原則については、昭和五十六年一月二十六日に行われた施政方針演説において、国是である旨言及している。

(昭五九・六・一 対秦豊・参)

(一) 我が国の防衛は、平和憲法の下、専守防衛に徹し、近隣諸国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を国是とし、昭和三十一年に閣議決定された「国防の基本方針」に定められているとおり、国際協調等世界平和への努力の推進、民生安定等による安全保障基盤の確立、効率的な防衛力の漸進的な整備及び日米安全保障体制を基調とすることを基本方針としている。

(昭五九・七・二〇 対稲葉誠一・衆)

一から三まで及び八について

非核三原則にいう「持たず」、「造らず」、「持ち込ませず」は、それぞれ重要な原則であり、非核三原則を堅持することは政府の一貫した政策である。政府としては、今後とも非核三原則を堅持する所存で

ある。我が国のこの政策については、既に内外に周知徹底されているところであり、政府としてはこれを改めて法制化する必要はないと考えている。

(国会答弁例)

〔参・予算委 昭四七・四・一八〕

〔竹下内閣官房長官 答弁〕

○国務大臣(竹下登君) . . . いわゆる非核三原則を国是とし、また、院の議決もいただいておりますという立場において、いかなる国で行なわれましようとも、核実験、こういうものには政府として今日まで絶えず抗議を申し込むと、こういう姿勢をとっております。 . . .

〔衆・内閣委 昭四九・一二・六〕

〔木村外務大臣 答弁〕

○木村国務大臣 . . . むしろ日本国の国民的な願望である核兵器の絶滅につながる確固たる方針に基づいて非核三原則というものはでき上がっておりますし、また、すでにこれは国会で決議をされておることでありますから、私どもは、非核三原則というものは、日本の国是として今後も守っていかねければならぬ基本的な考え方であると思えます。 . . .

〔衆・本会議 昭五〇・五・六〕

〔三木内閣総理大臣 答弁〕

○小林正巳君 . . . それとも、国是とも言うべきこの原則を、いかなる場合も断固貫き通す決意であります

しょうか。三木総理の明快なる御答弁を求めたいと思います。・・・

○内閣総理大臣（三木武夫君）・・・非核三原則は政府が従来堅持してきた方針であり、昭和四十六年の十一月、国会の決議もありまして、三木内閣がこれを堅持していくことは当然でございます。また、非核三原則について弾力的運用は考えておりません。

〔衆・予算委 昭五〇・二・一三〕  
〔三木内閣総理大臣 答弁〕

○榎崎委員・・・非核三原則というのは、平時の原則でございますか、それとも緊急時も含めて日本の不変の国是でございますか。

○三木内閣総理大臣 日本の不変の原則でございます。

〔参・本会議 昭五二・一一・二〕  
〔福田内閣総理大臣 答弁〕

○国務大臣（福田赳夫君） 非核三原則をこの際法制化したらどうだろう、こういうお話でございますが、私は、非核三原則は、もうはっきり皆さんに申し上げておるんです。これはもう憲法にも似た国の大きな基本的な原則になっておる、国会におきましてもすでに決議がある、そういうものでありますので、これをさらに法制化するというような必要は、政府といたしましてはいささかも感じておりません。

〔衆・外務委 昭五三・三・二四〕  
〔福田内閣総理大臣 答弁〕

○福田内閣総理大臣 . . . わが国は非核三原則というものを国是としておる、それからまた核拡散防止条約に加入しておる、また原子力基本法を持っておる、こういうことでございますので、現実の問題として核を持つ、こういう核を兵器として持つということはあり得ませんが、憲法解釈の問題とは別個の問題であるというふうに御理解願います。

〔衆・本会議 昭五三・四・七〕  
福田内閣総理大臣 答弁

○内閣総理大臣（福田赳夫君） . . . 特に、非核三原則につきましては国会満場一致の御決議でもあり、私どもは国是にも似た大原則である、このような立場でこの原則を堅持したい、このように考えておるのであります、この見地から、いかなる核装備でありましても、いやくも核装備は絶対に持たない、このようにいたしておる次第でございます。

〔参・本会議 昭五三・五・一〇〕  
福田内閣総理大臣 答弁

○国務大臣（福田赳夫君） . . . 政府の方針の問題といたしましては、非核三原則、これを最高の国是、これくらいに考えておるわけでありまして、もうこの辺で、憲法解釈論と政策論を混同するという、そういう見方は終わりとしていただきたいと、このように考えるのであります。

〔参・予算委 昭五三・四・三〕  
真田内閣法制局長官 答弁

○政府委員（真田秀夫君）・・・核兵器の保有に関する憲法第九条の解釈についての補足説明を申し上げます。

（中略）

三 もっとも、一に述べた解釈において、核兵器であっても仮に自衛のための必要最小限度の範囲にとどまるものがあるとするれば、憲法上その保有を許されるとしている意味は、もともと、単にその保有を禁じていないというにとどまり、その保有を義務付けているというものでないことは当然であるから、これを保有しないこととする政策的選択を行うことは憲法上何ら否定されていないのであって、現に我が国は、そうした政策的選択の下に、国是ともいふべき非核三原則を堅持し、更に原子力基本法及び核兵器不拡散条約の規定により一切の核兵器を保有し得ないこととしているところである。

〔参・本会議 昭五四・三・一六〕  
大平内閣総理大臣 答弁

○国務大臣（大平正芳君）・・・わが国は、政策的な選択といたしまして、いわゆる非核三原則を国是ともいふべき政策として堅持しております。さらに、原子力基本法並びに核兵器不拡散条約の規定によりまして、一切の核兵器を保有し得ないとしていることは言うまでもないところでございます。・・・

〔参・予算委 昭五七・四・五〕  
角田内閣法制局長官 答弁

○政府委員（角田禮次郎君）・・・核兵器のすべてが憲法上持てないというのではなくて、自衛のため必

要最小限度の範囲内に属する核兵器というものがもしありとすればそれは持ち得ると。ただし非核三原則というわが国の国是とも言うべき方針によって一切の核兵器は持たない、こういう政策的な選択をしている、これが正確な政府の見解でございます。

〔衆・予算委 昭五八・二・二一〕

〔中曾根内閣総理大臣 答弁〕

○中曾根内閣総理大臣 先日はとっさにお聞かれしたものですから、私は勉強不足でありました。私の記憶にはたしか外務委員会で何とかという、かんがみという言葉があったのでいまのような答弁をしましたが、いまいろいろ御指摘をいただきましたれば、確かに国是であると私も認める次第でございます。

○大出委員 . . . 国際的にも明確になっているという点について、非核三原則は国是である、そのことが国際的にも明らかになっているということをお認めいただけますか。

○中曾根内閣総理大臣 お認め申し上げます。

〔衆・外務委 昭五九・六・二〇〕

〔安倍外務大臣 答弁〕

○安倍国務大臣 . . . 非核三原則につきましては、それは鈴木総理もずっと言っておられますし、その後、歴代の総理大臣も言っておりますように、国の基本的な政策、そしてこれは国民から広く支持をされておるというようなことで、いわば国是とも言うべきものだ、こういうふう到我々としても考えておるし、これは国会が決議しておることは事実でございます。 . . .

〔衆・内閣委 昭五九・六・二八〕  
〔藤波内閣官房長官 答弁〕

○藤波内閣大臣 …… 政府が非核三原則ということを明らかにしており、国会もそのように御意思を持っておられ、そして非常に国民の強い支持がその政策についてあるという場合に、ほとんど国民と一緒に一つの政策が固まっている、こういうふうな理解をする場合に国是と言うのであるならば、非核三原則というのはそれにほとんど近いものになっておるのではないかと、思っていますので、国民と一緒に政府、国会、国民、非核三原則ということについては随分固まった原則になっておる、こういう理解に立っておるといふふうにお答えを申し上げておきたいと存じます。……

〔衆・予算委 昭六三・二・二三〕  
〔竹下内閣総理大臣 答弁〕

○榎崎委員 それを確認しなかったのですよ。三木総理大臣もそれを確認している。福田外務大臣も当時それを確認している。つまり、非核三原則というのは、平時、戦時を通じての日本の国是である、これを私は確認をしているのですよ。総理大臣、どうでしょうか。

○竹下内閣総理大臣 国是である、ナショナルポリシーである、こういうふうな私も理解しております。

(参考資料)

○国語辞典における「国是」の意味

(1)「広辞苑」(第五版)

こく—ぜ【国是】①(国を挙げて是せと認めたもの意) 国家としての方針。② (raison d'Etat フランス)



## 一二 三権分立

一 「三権分立」とは、通常、「国家作用を立法・司法・行政の三権に分け、各々を担当する者を相互に分離独立させ、相互に牽制させる統治組織原理」のことを指すものとして使われている。

二 日本国憲法においては、立法権は国会に（第四一条）、行政権は内閣に（第六五条）、司法権は裁判所に（第七六条第一項）、それぞれ属することとされており、また、それらの間には、議院内閣制、内閣の裁判官任命権、違憲立法審査権等の相互に他を抑制し、均衡を保つ仕組みが定められている。

（参考）三権の間の相互抑制の仕組みの主要なものを挙げれば、次のとおりである。

### 1 立法と行政

#### (1) 立法の行政に対する抑制

- ① 内閣総理大臣の国会による指名（第六七条）
  - ② 内閣総理大臣及びその他の國務大臣の過半数は国会議員であること（第六七条、第六八条）
  - ③ 内閣は、国会に対して連帯して責任を負うこと（第六六条第三項）
  - ④ 内閣は、衆議院の信任を必要とすること（第六九条）
- (2) 行政の立法に対する抑制
- ① 内閣の衆議院解散権（第七條、第六九條）

### 2 行政と司法

#### (1) 行政の司法に対する抑制

- ① 内閣の裁判官任命権（第七九條）

(2) 司法の行政に対する抑制

① 行政権の執行に対する裁判権の行使（第七六条第二項）

② 違憲立法審査権（第八一条）

3 司法と立法

(1) 司法の立法に対する抑制

① 違憲立法審査権（第八一条）

(2) 立法の司法に対する抑制

① 弾劾裁判所（第六四条）

（国会答弁例）

〔 参・予算委 昭六二・五・二〇  
味村内閣法制局長官 答弁 〕

○政府委員（味村治君） 三権分立は我が国の憲法の基本的な統治組織でございます。したがって、国会、内閣、裁判所というそれぞれの三権を担当する機関がそれぞれ独立に職権を行うこととなっております。ただ、その相互の間の牽制作用というのはもちろんございまして、内閣は議院内閣制でございますし、国会が御制定になりました法律、これについてはその解釈を裁判所がするわけでございますから、裁判所が判断をするについては、国会の御制定になりました法律に拘束されるということに相なっているわけでございます。

また、裁判所は御承知のように違憲立法審査権というのを持っておりまして、国会の御制定になった法律でございまして、憲法違反であるということになればその旨の判断をするというように、あるいは内閣は裁判官の任命をするというように、相互の間の牽制作用があるわけでございますが、それぞれそういうふうにお互いに介入するのには憲法に基づく権能が必要であるということでございます。その憲法に基づく権能以外の介入というものはこれは憲法上許されていないというふうに私どもは解しております。・・・

〔衆・予算委 昭六二・七・一四〕

〔味村内閣法制局長官 答弁〕

○味村政府委員 三権分立と申しますと、委員がただいま述べられましたように、国家作用を立法、司法、行政の三つに分かちまして、そのおのをおのを担当いたします機関を相互に分離、独立させ、それらの機関を相互に牽制させるといふ統治組織の原理であると心得ております。この原理は、委員御指摘のような理念に基づきまして、近代民主主義国家におきまして広く採用されているところでございまして、日本国憲法の定めております統治組織もこの原理を基本原則としておる次第でございます。・・・

〔衆・決算委 昭六三・四・二〇〕

〔大出内閣法制局第一部長 答弁〕

○大出政府委員 三権分立といえますのは、通常は国家作用を立法、司法、行政の三権に分けまして、おのをおのを担当する機関を相互に分離、独立させ、それらの機関を相互に牽制させるといふ統治組織の原理のことを指すものと承知をいたしております。日本国憲法の定めております統治組織もこの原理を基本的原理といたしておる次第であります。日本国憲法のもとにおける立法、司法及び行政の三権の間の関係は、戦後約

四十年の間に調和と均衡を維持して発展をしてきているものと承知いたしております。

〔衆・予算委一分科 平一〇・三・一九〕  
村岡内閣官房長官 答弁

○村岡國務大臣 . . . 三権分立とは、通常、国家作用を立法、司法、行政の三権に分け、おのおのを担当するものを相互に分離、独立をさせ、相互に牽制させる統治組織原理のことを指すものとして使われているものと思っております。

日本国憲法においては、立法権は国会に、行政権は内閣、司法権は裁判所にそれぞれ属することとされており、それらの間には、議院内閣制、内閣の裁判官任免権（注・任命権の誤り）、違憲立法審査権等の相互に他を抑制し均衡を保つ仕組みが定められている . . .

## 一三 指針(日米防衛協力のための指針)

一 日米安全保障協議委員会の下部機構として設置された防衛協力小委員会で、日米安保条約及びその関連取極の目的の効果的達成を図るための日米間の防衛協力の在り方について研究・協議を行った結果を取りまとめ、日米安全保障協議委員会で了承されたものである。昭和五三年一月二八日、国防会議の審議を受け、さらに、同日の閣議においても、その経過、内容について外務大臣及び防衛庁長官が報告し、了承されている。

二 この指針は、基本的にじ後行われる研究作業のガイドラインとしての性格を有するにとどまり、その取り扱いはそれぞれの政府の判断に委ねられる。政府間の協定と異なり、政府としての行政措置等を義務付けるものではない。

三 指針の内容は、侵略を未然に防止するための態勢、日本に対する武力攻撃に対しての対処行動等及び日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合の日米協力の三項目からなり、基本原則とそのため共同研究等の実施が記述されている。この指針を受けて、共同作戦計画の研究その他の研究が行われている。

(注) 「日米安全保障協議委員会」は、「安全保障協議委員会の設置に関する往復書簡」(一九六〇年一月二九日付)に基づき、日米安保条約にかかる協議を行うために設置されたものである。その構成員は、日本側においては、外務大臣及び防衛庁長官であり、アメリカ側においては、國務長官及び国防長官である(アメリカ側の構成員は、当初、日本国駐在大使及び太平洋軍事司令官であったが、その後、「全保障協議委員会の構成の変更に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文」(平成二

年十二月二十六日付」により改められた。）。

（国会答弁例）

〔参・予算委 昭六二・五・一九〕  
後藤田内閣官房長官 答弁

○国務大臣（後藤田正晴君）

二 「日米防衛協力のための指針」は、日米安全保障協議委員会の下部機構たる防衛協力小委員会における研究・協議の結果を取りまとめて文書として作成したものであり、昭和五十三年十一月二十七日に開催された第十七回日米安全保障協議委員会において報告され、了承されたものである。これは、あくまでも爾後行われるべき研究作業等のガイドラインとしての性格を有するものであって、外務大臣及び防衛庁長官が処理すべきものであり、また、政府としての具体的行政措置等を定めるものではないので、閣議書をもって付議される案件として処理されなかったが、その内容上、日米防衛協力の在り方にわたるものであることから、シベリアン・コントロールの確保という面も考慮し、昭和五十三年十一月二十八日の国防会議で審議を行い、さらに同日の閣議において、資料を席上配付の上、所管大臣たる外務大臣及び防衛庁長官が発言し、その経緯、内容を報告し、了承されたものである。

（参考資料）

○日米安全保障協議委員会が了承した防衛協力小委員会の報告（昭和五十三年一月二七日）

昭和五十一年七月八日に開催された日米安全保障協議委員会で設置された防衛協力小委員会は、今日まで八回の会合を行った。防衛協力小委員会は、日米安全保障協議委員会によって付託された任務を遂行するに当たり、次の前提条件及び研究・協議事項に合意した。

#### 1 前提条件

(1) 事前協議に関する諸問題、日本の憲法上の制約に関する諸問題及び非核三原則は、研究・協議の対象としない。

(2) 研究・協議の結論は、日米安全保障協議委員会に報告し、その取扱いは、日米両国政府のそれぞれの判断に委ねられるものとする。この結論は、両国政府の立法、予算ないし行政上の措置を義務づけるものではない。

#### 2 研究・協議事項

(1) 日本に武力攻撃がなされた場合又はそのおそれのある場合の諸問題

(2) (1)以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合の諸問題

(3) その他（共同演習・訓練等）

防衛協力小委員会は、研究・協議を進めるに当たり、日本に対する武力攻撃に際しての日米安保条約に基づく日米間の防衛協力のあり方についての日本政府の基本的な構想を聴取し、これを研究・協議の基礎として作業を進めることとした。防衛協力小委員会は、小委員会における研究・協議の進捗を図るため、下部機構として、作戦、情報及び後方支援の三部会を設置した。これらの部会は、専門的な立場から研究・協議を行った。更に、防衛協力小委員会は、その任務内にあるその他の日米間の協力に関する諸問題についても研究・協議を行った。

防衛協力小委員会がここに日米安全保障協議委員会の了承を得るため報告する「日米防衛協力のための指

針」は、以上のような防衛協力小委員会の結果である。

○日米防衛協力のための指針

この指針は、日米安保条約及びその関連取極に基づいて日米両国が有している権利及び義務に何ら影響を与えないものと解されてはならない。

この指針が記述する米国に対する日本の便宜供与及び支援の実施は、日本の関係法令に従うことが了解される。

I 侵略を未然に防止するための態勢

1 日本は、その防衛政策として自衛のため必要な範囲内において適切な規模の防衛力を保有するとともに、その最も効率的な運用を確保するための態勢を整備・維持し、また、地位協定に従い、米軍による在日施設・区域の安定的かつ効果的な使用を確保する。また、米国は、核抑止力を保持するとともに、即応部隊を前方展開し、及び来援し得るその他の兵力を保持する。

2 日米両国は、日本に対する武力攻撃がなされた場合に共同対処行動を円滑に実施し得るよう、作戦、情報、後方支援等の分野における自衛隊と米軍との間の協力態勢の整備に努める。

このため、

(1) 自衛隊及び米軍は、日本防衛のための整合のとれた作戦を円滑かつ効果的に共同して実施するため、共同作戦計画についての研究を行う。また、必要な共同演習及び共同訓練を適時実施する。

更に、自衛隊及び米軍は、作戦を円滑に共同して実施するため作戦上必要と認める共通の実施要領をあらかじめ研究し、準備しておく。この実施要領には、作戦、情報及び後方支援に関する事項が含まれる。また、通信電子活動は指揮及び連絡の実施に不可欠であるので、自衛隊及び米軍は、通信電

子活動に關しても相互に必要な事項をあらかじめ定めておく。

(2) 自衛隊及び米軍は、日本防衛に必要な情報を作成し、交換する。自衛隊及び米軍は、情報の交換を円滑に実施するため、交換する情報の種類並びに交換の任務に当たる自衛隊及び米軍の部隊を調整して定めておく。また、自衛隊及び米軍は、相互間の通信連絡体系の整備等所要の措置を講ずることにより緊密な情報協力態勢の充實を図る。

(3) 自衛隊及び米軍は、日米両国がそれぞれの自国の自衛隊又は軍の後方支援について責任を有するとの基本原則を踏まえつつ、適時、適切に相互支援を実施し得るよう、補給、輸送、整備、施設等の各機能について、あらかじめ緊密に相互に調整し又は研究を行う。この相互支援に必要な細目は、共同の研究及び計画作業を通じて明らかにされる。特に、自衛隊及び米軍は、予想される不足補給品目、数量、補完の優先順位、緊急取得要領等についてあらかじめ調整しておくとともに、自衛隊の基地及び米軍の施設・区域の経済的かつ効率的な利用のあり方について研究する。

## II 日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等

### I 日本に対する武力攻撃がなされるおそれのある場合

日米両国は、連絡を一層密にして、それぞれ所要の措置をとるとともに、情勢の変化に応じて必要と認めるときは、自衛隊と米軍との間の調整機関の開設を含め、整合のとれた共同対処行動を確保するために必要な準備を行う。

自衛隊及び米軍は、それぞれが実施する作戦準備に關し、日米両国が整合のとれた共通の準備段階を選択し自衛隊及び米軍がそれぞれ効果的な作戦準備を協力して行うことを確保することができるよう、共通の基準をあらかじめ定めておく。

この共通の基準は、情報活動、部隊の行動準備、移動、後方支援その他の作戦準備に係る事項に關し、

部隊の警戒監視のための態勢の強化から部隊の戦闘準備の態勢の最大限の強化にいたるまでの準備段階を区分して示す。

自衛隊及び米軍は、それぞれ、日米両国政府の合意によって選択された準備段階に従い必要と認める作戦準備を実施する。

2 日本に対する武力攻撃がなされた場合

(1) 日本は、原則として、限定的かつ小規模な侵略を独力で排除する。侵略の規模、態様等により独力で排除することが困難な場合には、米国の協力を求めて、これを排除する。

(2) 自衛隊及び米軍が日本防衛のための作戦を共同して実施する場合には、双方は、相互に緊密な調整を図り、それぞれの防衛力を適時かつ効果的に運用する。

(i) 作戦構想

自衛隊は主として日本の領域及びその周辺海空域において防勢作戦を行い、米軍は自衛隊の行う作戦を支援する。米軍は、また、自衛隊の能力の及ばない機能を補完するための作戦を実施する。

自衛隊及び米軍は、陸上作戦、海上作戦及び航空作戦を次のとおり共同して実施する。

(a) 陸上作戦

陸上自衛隊及び米陸上部隊は、日本防衛のための陸上作戦を共同して実施する。

陸上自衛隊は、阻止、持久及び反撃のための作戦を実施する。

米陸上部隊は、必要に応じ来援し、反撃のための作戦を中心に陸上自衛隊と共同して作戦を実施する。

(b) 海上作戦

海上自衛隊及び米海軍は、周辺海域の防衛のための海上作戦及び海上交通の保護のための海上

作戦を共同して実施する。

海上自衛隊は、日本の重要な港湾及び海峡の防備のための作戦及び周辺海域における対潜作戦、船舶の保護のための作戦その他の作戦を主体となって実施する。

米海軍部隊は、海上自衛隊の行う作戦を支援し、及び機動打撃力を有する任務部隊の使用を伴うような作戦を含め、侵攻兵力を撃退するための作戦を実施する。

(c) 航空作戦

航空自衛隊及び米空軍は、日本防衛のための航空作戦を共同して実施する。

航空自衛隊は、防空、着上陸侵攻阻止、対地支援、航空偵察、航空輸送等の航空作戦を実施する。

米空軍部隊は、航空自衛隊の行う作戦を支援し、及び航空打撃力を有する航空部隊の使用を伴うような作戦を含め、侵攻兵力を撃退するための作戦を実施する。

(d) 陸上作戦、海上作戦及び航空作戦を実施するに当たり、自衛隊及び米軍は、情報、後方支援等の作戦に係る諸活動について必要な支援を相互に与える。

(ii) 指揮及び調整

自衛隊及び米軍は、緊密な協力の下に、それぞれの指揮系統に従って行動する。自衛隊及び米軍は、整合のとれた作戦を共同して効果的に実施することができるよう、あらかじめ調整された作戦運用上の手続に従って行動する。

(iii) 調整機関

自衛隊及び米軍は、効果的な作戦を共同して実施するため、調整機関を通じ、作戦、情報及び後方支援について相互に緊密な調整を図る。



(iv) 情報活動

自衛隊及び米軍は、それぞれの情報組織を運営しつつ、効果的な作戦を共同して遂行することに資するため緊密に協力して情報活動を実施する。このため、自衛隊及び米軍は、情報の要求、収集、処理及び配布の各段階につき情報活動を緊密に調整する。自衛隊及び米軍は、保全に関しそれぞれ責任を負う。

(v) 後方支援活動

自衛隊及び米軍は、日米両国間の関係取極に従い、効率的かつ適切な後方支援活動を緊密に協力して実施する。

このため、日本及び米国は、後方支援の各機能の効率性を向上し及びそれぞれの能力不足を軽減するよう、相互支援活動を次のとおり実施する。

(a) 補給

米国は、米国製の装備品等の補給品の取得を支援し、日本は、日本国内における補給品の取得を支援する。

(b) 輸送

日本及び米国は、米国から日本への補給品の航空輸送及び海上輸送を含む輸送活動を緊密に協力して実施する。

(c) 整備

米国は、米国製の品目の整備であって日本の整備能力が及ばないものを支援し、日本は、日本国内において米軍の装備品の整備を支援する。整備支援には、必要な整備要員の技術指導を含める。関連活動として、日本は、日本国内におけるサルベージ及び回収に関する米軍の需要につい

ても支援を与える。

(d) 施設

米軍は、必要なときは、日米安保条約及びその関連取極に従って新たな施設・区域を提供される。また、効果的かつ経済的な使用を向上するため自衛隊の基地及び米軍の施設・区域の共同使用を考慮することが必要な場合には、自衛隊及び米軍は、同条約及び取極に従って、共同使用を実施する。

Ⅲ 日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合の日米間の協力

日米両政府は、情勢の変化に応じ随時協議する。

日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合に日本が米軍に対して行う便宜供与のあり方は、日米安保条約、その関連取極、その他の日米間の関連取極及び日本の関係法令によって規律される。日米両政府は、日本が上記の法的枠組みの範囲内において米軍に対し行う便宜供与のあり方について、あらかじめ相互に研究を行う。このような研究には、米軍による自衛隊の基地の共同使用その他の便宜供与のあり方に関する研究が含まれる。



## 一三―二 新指針（日米防衛協力のための指針）

一 平成八年四月に日米首脳により発表された「日米安全保障共同宣言」において、昭和五三年に作成された指針（旧指針）の見直しを開始することが表明され、防衛協力小委員会での検討を経て、平成九年九月二三日、日米安全保障協議委員会において、「日米防衛協力のための指針」（新指針）が旧指針に代わるものとして了承された。

二 新指針は、①平素、②日本に対する武力攻撃及び③周辺事態という三つの場合における日米協力の在り方について一般的な大枠及び方向性を示すものであり、政治的な意図の表明として作成された文書である。日米いずれの政府も、指針により、立法、予算又は行政上の措置を採ることを義務付けられるものではなく、日米両国の間に国際法上の権利義務関係が生じることもない。

三 新指針は、平成九年九月二九日、安全保障会議の了承を経て、閣議報告された。この閣議においては、新指針の実効性を確保し、もって我が国の平和と安全を確保するための態勢の充実を図るため、法的側面を含め、政府全体として検討の上、必要な措置を講ずるとの閣議決定がなされた。このような経緯を経て、新指針の実効性を確保するための法整備として、平成一二年五月、「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」及び「自衛隊法の一部を改正する法律」が成立するとともに、「日米物品役務相互提供協定を改正する協定」が承認され、また、同年一月、「周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律」が成立した。

（質問主意書・答弁書）

（平一一・八・二四 対清水澄子・参）

五の1について

指針は、日米両国政府が①平素、②日本に対する武力攻撃及び③周辺事態という三つの場合における日米協力の在り方について一般的な大枠及び方向性を示すものであり、政治的な意図の表明として作成した文書である。すなわち、日米いずれの政府も、指針により、立法、予算又は行政上の措置を採ることを義務付けられるものではない。また、指針により日米両国の間に国際法上の権利義務関係が生じることはい。

このように、指針自体は国内法又は国際法としての法的効力を持つものではない。

（参考資料）

○共同発表日米安全保障協議委員会

日米防衛協力のための指針の見直しの終了

於 ニュー・ヨーク一九九七年九月二三日

日米同盟関係は、日本の安全の確保にとって必要不可欠なものであり、また、アジア太平洋地域における平和と安定を維持するために引き続き重要な役割を果たしている。日米同盟関係は、この地域における米国の肯定的な関与を促進するものである。この同盟関係は、自由、民主主義及び人権の尊重等の共通の価値観を反映するとともに、より安定した国際的な安全保障環境の構築のための努力を始めとする広範な日米間の協力の政治的な基礎となっている。このような努力が成果を挙げることは、この地域のすべての者の利益となる。

一九七八年一月二七日の第一七回日米安全保障協議委員会（SCC）で了承された「日米防衛協力のための指針」（「指針」）は、防衛の分野における包括的な協力態勢に関する研究・協議の結果として策定された。指針の下で行われたより緊密な防衛協力のための作業の成果には顕著なものがあり、これは、日米安全保障体制の信頼性を増進させた。

冷戦の終結にもかかわらず、アジア太平洋地域には潜在的な不安定性と不確実性が依然として存在しており、この地域における平和と安定の維持は、日本の安全のために一層重要になっている。

一九九六年四月に橋本総理大臣とクリントン大統領により発表された「日米安全保障共同宣言」は、日米安全保障関係が、共通の安全保障上の目標を達成するとともに、二一世紀に向けてアジア太平洋地域において安定的に繁栄した情勢を維持するための基礎であり続けることを再確認した。また、総理大臣と大統領は、日本と米国の間に既に構築されている緊密な協力関係を増進するため、一九七八年の指針の見直しを開始することで見解が一致した。

一九九六年六月、日米両国政府は、一九九五年一月の日本の「防衛計画の大綱」及び「日米安全保障共同宣言」を踏まえて指針の見直し（「見直し」）を行うため、日米安全保障協議委員会の下にある防衛協力小委員会（SDC）を改組した。防衛協力小委員会は、冷戦後の情勢の変化にかんがみ、指針の下での成果を基礎として、以下の分野について検討を行ってきた。

○平素から行う協力

○日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等

○日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合（「周辺事態」）の協力  
これらの検討は、平素からの及び緊急事態における日米両国の役割並びに協力及び調整の在り方について、一般的な大枠及び方向性を示すことを目的としたものである。見直しは、特定の地域における事態を議論し

て行ったものではない。

防衛協力小委員会は、一九九六年九月の日米安全保障協議委員会による指示を受け、一九九七年秋に終了することを目途に、より効果的な日米協力を資するような考え方及び具体的な項目を洗い出すことを目標として見直しを行った。見直しの過程で防衛協力小委員会において行われた議論は、一九九六年九月の「日米防衛協力のための指針の見直しの進捗状況報告」及び一九九七年六月の「日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間とりまとめ」に整理されている。

防衛協力小委員会は、新たな「日米防衛協力のための指針」を作成し、これを日米安全保障協議委員会に報告した。日米安全保障協議委員会は、以下に示す指針を了承し、公表した。この指針は、一九七八年の指針に代わるものである。

## ○日米防衛協力のための指針

### I 指針の目的

この指針の目的は、平素から並びに日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際してより効果的かつ信頼性のある日米協力をを行うための、堅固な基礎を構築することである。また、指針は、平素からの及び緊急事態における日米両国の役割並びに協力及び調整の在り方について、一般的な大枠及び方向性を示すものである。

### II 基本的な前提及び考え方

指針及びその下で行われる取組みは、以下の基本的な前提及び考え方に従う。

- 1 日米安全保障条約及びその関連取極に基づく権利及び義務並びに日米同盟関係の基本的な枠組みは、変更されない。

2 日本のすべての行為は、日本の憲法上の制約の範囲内において、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従って行われる。

3 日米両国のすべての行為は、紛争の平和的解決及び主権平等を含む国際法の基本原則並びに国際連合憲章を始めとする関連する国際約束に合致するものである。

4 指針及びその下で行われる取組みは、いずれの政府にも、立法上、予算上又は行政上の措置をとることを義務づけるものではない。しかしながら、日米協力のための効果的な態勢の構築が指針及びその下で行われる取組みの目標であることから、日米両国政府が、各々の判断に従い、このような努力の結果を各々の具体的な政策や措置に適切な形で反映することが期待される。日本のすべての行為は、その時々において適用のある国内法令に従う。

### III 平素から行う協力

日米両国政府は、現在の日米安全保障体制を堅持し、また、各々所要の防衛態勢の維持に努める。日本は、「防衛計画の大綱」にのっとり、自衛のために必要な範囲内で防衛力を保持する。米国は、そのコミットメントを達成するため、核抑止力を保持するとともに、アジア太平洋地域における前方展開兵力を維持し、かつ、来援し得るその他の兵力を保持する。

日米両国政府は、各々の政策を基礎としつつ、日本の防衛及びより安定した国際的な安全保障環境の構築のため、平素から密接な協力を維持する。

日米両国政府は、平素から様々な分野での協力を充実する。この協力には、日米物品役務相互提供協定及び日米相互防衛援助協定並びにこれらの関連取決めに基づく相互支援活動が含まれる。

#### 1 情報交換及び政策協議

日米両国政府は、正確な情報及び的確な分析が安全保障の基礎であると認識し、アジア太平洋地域の

情勢を中心として、双方が関心を有する国際情勢についての情報及び意見の交換を強化するとともに、防衛政策及び軍事態勢についての緊密な協議を継続する。

このような情報交換及び政策協議は、日米安全保障協議委員会及び日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）を含むあらゆる機会をとらえ、できる限り広範なレベル及び分野において行われる。

## 2 安全保障面での種々の協力

安全保障面での地域的な及び地球的規模の諸活動を促進するための日米協力は、より安定した国際的な安全保障環境の構築に寄与する。

日米両国政府は、この地域における安全保障対話・防衛交流及び国際的な軍備管理・軍縮の意義と重要性を認識し、これらの活動を促進するとともに、必要に応じて協力する。

日米いずれかの政府又は両国政府が国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に参加する場合には、日米両国政府は、必要に応じて、相互支援のために密接に協力する。日米両国政府は、輸送、衛生、情報交換、教育訓練等の分野における協力の要領を準備する。

大規模災害の発生を受け、日米いずれかの政府又は両国政府が関係政府又は国際機関の要請に応じて緊急援助活動を行う場合には、日米両国政府は、必要に応じて密接に協力する。

## 3 日米共同の取組み

日米両国政府は、日本に対する武力攻撃に際しての共同作戦計画についての検討及び周辺事態に際しての相互協力計画についての検討を含む共同作業を行う。このような努力は、双方の関係機関の関与を得た包括的なメカニズムおいて行われ、日米協力の基礎を構築する。

日米両国政府は、このような共同作業を検証するとともに、自衛隊及び米軍を始めとする日米両国の公的機関及び民間の機関による円滑かつ効果的な対応を可能とするため、共同演習・訓練を強化する。

また、日米両国政府は、緊急事態において関係機関の関与を得て運用される日米間の調整メカニズムを平素から構築しておく。

#### IV 日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等

日本に対する武力攻撃に際しての共同対処行動等は、引き続き日米防衛協力の中核的要素である。

日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、日米両国政府は、事態の拡大を抑制するための措置をとるとともに、日本の防衛のために必要な準備を行う。日本に対する武力攻撃がなされた場合には、日米両国政府は、適切に共同して対処し、極力早期にこれを排除する。

##### 1 日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合

日米両国政府は、情報交換及び政策協議を強化するとともに、日米間の調整メカニズムの運用を早期に開始する。日米両国政府は、適切に協力しつつ、合意によって選択された準備段階に従い、整合のとれた対応を確保するために必要な準備を行う。日本は、米軍の来援基盤を構築し、維持する。また、日米両国政府は、情勢の変化に応じ、情報収集及び警戒監視を強化するとともに、日本に対する武力攻撃に発展し得る行為に対応するための準備を行う。

日米両国政府は、事態の拡大を抑制するため、外交上のものを含むあらゆる努力を払う。

なお、日米両国政府は、周辺事態の推移によって日本に対する武力攻撃が差し迫ったものとなるような場合もあり得ることを念頭に置きつつ、日本の防衛のための準備と周辺事態への対応又はそのための準備との間の密接な相互関係に留意する。

##### 2 日本に対する武力攻撃がなされた場合

###### (1) 整合のとれた共同対処行動のための基本的な考え方

(イ) 日本は、日本に対する武力攻撃に即応して主体的に行動し、極力早期にこれを排除する。その際、

米国は、日本に対して適切に協力する。このような日米協力の在り方は、武力攻撃の規模、態様、事態の推移その他の要素により異なるが、これには、整合のとれた共同の作戦の実施及びそのための準備、事態の拡大を抑制するための措置、警戒監視並びに情報交換についての協力が含まれ得る。

(ロ) 自衛隊及び米軍が作戦を共同して実施する場合には、双方は、整合性を確保しつつ、適時かつ適切な形で、各々の防衛力を運用する。その際、双方は、各々の陸・海・空部隊の効果的な統合運用を行う。自衛隊は、主として日本の領域及びその周辺海空域において防勢作戦を行い、米軍は、自衛隊の行う作戦を支援する。米軍は、また、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

(ハ) 米国は、兵力を適時に来援させ、日本は、これを促進するための基盤を構築し、維持する。

(2) 作戦構想

(イ) 日本に対する航空侵攻に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する航空侵攻に対処するための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、防空のための作戦を主体的に実施する。

米軍は、自衛隊の行う作戦を支援するとともに、打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

(ロ) 日本周辺海域の防衛及び海上交通の保護のための作戦

自衛隊及び米軍は、日本周辺海域の防衛のための作戦及び海上交通の保護のための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、日本の重要な港湾及び海峡の防備、日本周辺海域における船舶の保護並びにその他の作戦を主体的に実施する。

米軍は、自衛隊の行う作戦を支援するとともに、機動打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自

衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

(イ) 日本に対する着上陸侵攻に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する着上陸侵攻に対処するための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、日本に対する着上陸侵攻を阻止し排除するための作戦を主体的に実施する。

米軍は、主として自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。その際、米国は、侵攻の規模、態様その他の要素に応じ、極力早期に兵力を来援させ、自衛隊の行う作戦を支援する。

(ニ) その他の脅威への対応

(i) 自衛隊は、ゲリラ・コマンドウ攻撃等日本領域に軍事力を潜入させて行う不正規型の攻撃を極力早期に阻止し排除するための作戦を主体的に実施する。その際、関係機関と密接に協力し調整するとともに、事態に応じて米軍の適切な支援を得る。

(ii) 自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル攻撃に対応するために密接に協力し調整する。米軍は、日本に対し必要な情報を提供するとともに、必要に応じ、打撃力を有する部隊の使用を考慮する。

(3) 作戦に係る諸活動及びそれに必要な事項

(イ) 指揮及び調整

自衛隊及び米軍は、緊密な協力の下、各々の指揮系統に従って行動する。自衛隊及び米軍は、効果的な作戦を共同して実施するため、役割分担の決定、作戦行動の整合性の確保等についての手続をあらかじめ定めておく。

(ロ) 日米間の調整メカニズム

日米両国の関係機関の間における必要な調整は、日米間の調整メカニズムを通じて行われる。自衛隊及び米軍は、効果的な作戦を共同して実施するため、作戦、情報活動及び後方支援について、

日米共同調整所の活用を含め、この調整メカニズムを通じて相互に緊密に調整する。

(ハ) 通信電子活動

日米両国政府は、通信電子能力の効果的な活用を確保するため、相互に支援する。

(ニ) 情報活動

日米両国政府は、効果的な作戦を共同して実施するため、情報活動について協力する。これには、情報の要求、収集、処理及び配布についての調整が含まれる。その際、日米両国政府は、共有した情報の保全に関し各々責任を負う。

(ホ) 後方支援活動

自衛隊及び米軍は、日米間の適切な取決めに従い、効率的かつ適切に後方支援活動を実施する。

日米両国政府は、後方支援の効率性を向上させ、かつ、各々の能力不足を軽減するよう、中央政府及び地方公共団体が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用しつつ、相互支援活動を実施する。その際、特に次の事項に配慮する。

(イ) 補給

米国は、米国製の装備品等の補給品の取得を支援し、日本は、日本国内における補給品の取得を支援する。

(ロ) 輸送

日米両国政府は、米国から日本への補給品の航空輸送及び海上輸送を含む輸送活動について、緊密に協力する。

(ハ) 整備

日本は、日本国内において米軍の装備品の整備を支援し、米国は、米国製の品目の整備であっ

て日本の整備能力が及ばないものについて支援を行う。整備の支援には、必要に応じ、整備要員の技術指導を含む。また、日本は、サルベージ及び回収に関する米軍の需要についても支援を行う。

#### (iv) 施設

日本は、必要に応じ、日米安全保障条約及びその関連取極に従って新たな施設・区域を提供する。また、作戦を効果的かつ効率的に実施するために必要な場合には、自衛隊及び米軍は、同条約及びその関連取極に従って、自衛隊の施設及び米軍の施設・区域の共同使用を実施する。

#### (v) 衛生

日米両国政府は、衛生の分野において、傷病者の治療及び後送等の相互支援を行う。

### V 日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合(周辺事態)の協力

周辺事態は、日本の平和と安全に重要な影響を与える事態である。周辺事態の概念は、地理的なものではなく、事態の性質に着目したものである。日米両国政府は、周辺事態が発生することのないよう、外交上のものを含むあらゆる努力を払う。日米両国政府は、個々の事態の状況について共通の認識に到達した場合に、各々の行う活動を効果的に調整する。なお、周辺事態に対応する際にとられる措置は、情勢に応じて異なり得るものである。

#### 1 周辺事態が予想される場合

周辺事態が予想される場合には、日米両国政府は、その事態について共通の認識に到達するための努力を含め、情報交換及び政府協議を強化する。

同時に、日米両国政府は、事態の拡大を抑制するため、外交上のものを含むあらゆる努力を払うとともに、日米共同調整所の活用を含め、日米間の調整メカニズムの運用を早期に開始する。また、日米両

国政府は、適切に協力しつつ、合意によって選択された準備段階に従い、整合のとれた対応を確保するために必要な準備を行う。更に、日米両国政府は、情勢の変化に応じ、情報収集及び警戒監視を強化するとともに、情勢に対応するための即応態勢を強化する。

## 2 周辺事態への対応

周辺事態への対応に際しては、日米両国政府は、事態の拡大の抑制のためのものを含む適切な措置をとる。これらの措置は、上記Ⅱに掲げられた基本的な前提及び考え方に従い、かつ、各々の判断に基づいてとられる。日米両国政府は、適切な取決めに従って、必要に応じて相互支援を行う。

協力の対象となる機能及び分野並びに協力項目例は、以下に整理し、別表に示すとおりである。

### (1) 日米両国政府が各々主体的に行う活動における協力

日米両国政府は、以下の活動を各々の判断の下に実施することができるが、日米間の協力は、その実効性を高めることとなる。

#### (イ) 救援活動及び避難民への対応のための措置

日米両国政府は、被災地の現地当局の同意と協力を得つつ、救援活動を行う。日米両国政府は、各々の能力を勘案しつつ、必要に応じて協力する。

日米両国政府は、避難民の取扱いについて、必要に応じて協力する。避難民が日本の領域に流入してくる場合については、日本がその対応の在り方を決定することともに、主として日本が責任を担ってこれに対応し、米国は適切な支援を行う。

#### (ロ) 搜索・救難

日米両国政府は、搜索・救難活動について協力する。日本は、日本領域及び戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本の周辺の海域において搜索・救難活動を実施する。米国は、米軍

が活動している際には、活動区域内及びその付近での搜索・救難活動を実施する。

(ハ) 非戦闘員を退避させるための活動

日本国民又は米国民である非戦闘員を第三国から安全な地域に退避させる必要が生じる場合には、日米両国政府は、自国の国民の退避及び現地当局との関係について各々責任を有する。日米両国政府は、各々が適切であると判断する場合には、各々の有する能力を相互補完的に使用しつつ、輸送手段の確保、輸送及び施設の使用に係るものを含め、これらの非戦闘員の退避に関して、計画に際して調整し、また、実施に際して協力する。日本国民又は米国民以外の非戦闘員について同様の必要が生じる場合には、日米両国が、各々の基準に従って、第三国の国民に対して退避に係る援助を行うことを検討することもある。

(ニ) 国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動

日米両国政府は、国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動に対し、各々の基準に従って寄与する。

また、日米両国政府は、各々の能力を勘案しつつ、適切に協力する。そのような協力には、情報交換、及び国際連合安全保障理事会決議に基づく船舶の検査に際しての協力が含まれる。

(2) 米軍の活動に対する日本の支援

(イ) 施設の使用

日米安全保障条約及びその関連取極に基づき、日本は、必要に応じ、新たな施設・区域の提供を適時かつ適切に行うとともに、米軍による自衛隊施設及び民間空港・港湾の一時的使用を確保する。

(ロ) 後方地域支援

日本は、日米安全保障条約の目的の達成のため活動する米軍に対して、後方地域支援を行う。こ

の後方地域支援は、米軍が施設の使用及び種々の活動を効果的に行うことを可能とすることを主眼とするものである。そのような性質から、後方地域支援は、主として日本の領域において行われるが、戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本の周囲の公海及びその上空において行われることもあると考えられる。

後方地域支援を行うに当たって、日本は、中央政府及び地方公共団体が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。自衛隊は、日本の防衛及び公共の秩序維持のための任務の遂行と整合を図りつつ、適切にこのような支援を行う。

### (3) 運用面における日米協力

周辺事態は、日本の平和と安全に重要な影響を与えることから、自衛隊は、生命・財産の保護及び航行の安全確保を目的として、情報収集、警戒監視、機雷の除去等の活動を行う。米軍は、周辺事態により影響を受けた平和と安全の回復のための活動を行う。

自衛隊及び米軍の双方の活動の実効性は、関係機関の関与を得た協力及び調整により、大きく高められる。

## VI 指針の下で行われる効果的な防衛協力のための日米共同の取組み

指針の下での日米防衛協力を効果的に進めるためには、平素、日本に対する武力攻撃及び周辺事態という安全保障上の種々の状況を通じ、日米両国が協議を行うことが必要である。日米防衛協力が確実に成果を挙げていくためには、双方が様々なレベルにおいて十分な情報の提供を受けつつ、調整を行うことが不可欠である。このため、日米両国政府は、日米安全保障協議委員会及び日米安全保障高級事務レベル協議を含むあらゆる機会をとらえて情報交換及び政策協議を充実させていくほか、協議の促進、政策調整及び作戦・活動分野の調整のための以下の二つのメカニズムを構築する。

第一に、日米両国政府は、計画についての検討を行うとともに共通の基準及び実施要領等を確立するため、包括的なメカニズムを構築する。これには、自衛隊及び米軍のみならず、各々の政府のその他の関係機関が関与する。

日米両国政府は、この包括的なメカニズムの在り方を必要に応じて改善する。日米安全保障協議委員会は、このメカニズムの行う作業に関する政策的な方向性を示す上で引き続き重要な役割を有する。日米安全保障協議委員会は、方針を提示し、作業の進捗を確認し、必要に応じて指示を発出する責任を有する。防衛協力小委員会は、共同作業において、日米安全保障協議委員会を補佐する。

第二に、日米両国政府は、緊急事態において各々の活動に関して調整を行うため、両国の関係機関を含む日米間の調整メカニズムを平素から構築しておく。

#### 1 計画についての検討並びに共通の基準及び実施要領等の確立のための共同作業

双方の関係機関の関与を得て構築される包括的なメカニズムにおいては、以下に掲げる共同作業を計画的かつ効率的に進める。これらの作業の進捗及び結果は、節目節目に日米安全保障協議委員会及び防衛協力小委員会に対して報告される。

##### (1) 共同作戦計画についての検討及び相互協力計画についての検討

自衛隊及び米軍は、日本に対する武力攻撃に際して整合のとれた行動を円滑かつ効果的に実施し得るよう、平素から共同作戦計画についての検討を行う。また、日米両国政府は、周辺事態に円滑かつ効果的に対応し得るよう、平素から相互協力計画についての検討を行う。

共同作戦計画についての検討及び相互協力計画について検討は、その結果が日米両国政府の各々の計画に適切に反映されることが期待されるという前提の下で、種々の状況を想定しつつ行われる。日米両国政府は、実際の状況に照らして、日米両国各々の計画を調整する。日米両国政府は、共同作戦

計画についての検討と相互協力計画についての検討との間の整合を図るよう留意することにより、周辺事態が日本に対する武力攻撃に波及する可能性のある場合又は両者が同時に生起する場合に適切に対応し得るようになる。

## (2) 準備のための共通の基準の確立

日米両国政府は、日本の防衛のための準備に関し、共通の基準を平素から確立する。この基準は、各々の準備段階における情報活動、部隊の活動、移動、後方支援その他の事項を明らかにするものである。日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、日米両国政府の合意により共通の準備段階が選択され、これが、自衛隊、米軍その他の関係機関による日本の防衛のための準備のレベルに反映される。

同様に、日米両国政府は、周辺事態における協力措置の準備に関しても、合意により共通の準備段階を選択し得るよう、共通の基準を確立する。

## (3) 共通の実施要領等の確立

日米両国政府は、自衛隊及び米軍が日本の防衛のための整合のとれた作戦を円滑かつ効果的に実施できるよう、共通の実施要領等をあらかじめ準備しておく。これには、通信、目標位置の伝達、情報活動及び後方支援並びに相撃防止のための要領とともに、各々の部隊の活動を適切に律するための基準が含まれる。また、自衛隊及び米軍は、通信電子活動等に関する相互運用性の重要性を考慮し、相互に必要な事項をあらかじめ定めておく。

## 2 日米間の調整メカニズム

日米両国政府は、日米両国の関係機関の関与を得て、日米間の調整メカニズムを平素から構築し、日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際して各々が行う活動の間の調整を行う。

調整の要領は、調整すべき事項及び関与する関係機関に応じて異なる。調整の要領には、調整会議の開催、連絡員の相互派遣及び連絡窓口の指定が含まれる。自衛隊及び米軍は、この調整メカニズムの一端として、双方の活動について調整するため、必要なハードウェア及びソフトウェアを備えた日米共同調整所を平素から準備しておく。

VII 指針の適時かつ適切な見直し

日米安全保障関係に関連する諸情勢に変化が生じ、その時の状況に照らして必要と判断される場合には、日米両国政府は、適時かつ適切な形でこの指針を見直す。

(別表) 周辺事態における協力の対象となる機能及び分野並びに協力項目例

機能及び分野		協力項目例
日米両国政府が 各々主体的に行 う活動における 協力	救援活動及び避 難民への対応の ための措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災地への人員及び補給品の輸送</li> <li>○被災地における衛生、通信及び輸送</li> <li>○避難民の救援及び輸送のための活動並びに避難民に対する応急物資の支援</li> </ul>
	捜索・救難	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本領域及び日本の周囲の海域における捜索・救難活動並びにこれに関する情報の交換</li> </ul>
非戦闘員を退避 させるための活 動		<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報の交換並びに非戦闘員との連絡及び非戦闘員の集結・輸送</li> <li>○非戦闘員の輸送のための米航空機・船舶による自衛隊施設及び民間空港・港湾の使用</li> </ul>

	<p>米軍の活動に対する日本の支援</p>	
<p>後方地域 補給</p>	<p>施設の使用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 補給等を目的とする米航空機・船舶による自衛隊施設及び民間空港・港湾の使用</li> <li>○ 自衛隊施設及び民間空港・港湾における米国による人員及び物資の積卸しに必要な場所及び保管施設の確保</li> <li>○ 米航空機・船舶による使用のための自衛隊施設及び民間空港・港湾の運用時間の延長</li> <li>○ 米航空機による自衛隊の飛行場の使用</li> <li>○ 訓練・演習区域の提供</li> <li>○ 米軍施設・区域内における事務所・宿泊所等の建設</li> <li>○ 自衛隊施設及び民間空港・港湾における米航空機・船舶に対する物資（武器・弾薬を除く。）及び燃料・油脂・潤滑油の提供</li> </ul>	<p>国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動</p>
		<p>国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動</p>
		<p>情報の交換</p>
		<p>非戦闘員の日本入国時の通関、出入国管理及び検疫</p> <p>日本国内における一時的な宿泊、輸送及び衛生に係る非戦闘員への援助</p> <p>経済制裁の実効性を確保するために国際連合安全保障理事会決議に基づいて行われる船舶の検査及びこのような検査に関する活動</p>

通信	警備	衛生	整備	輸送	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○日米両国の関係機関の間の通信のための周波数(衛星通信用を)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○米軍施設・区域の警備</li> <li>○米軍施設・区域の周囲の海域の警戒監視</li> <li>○日本国内の輸送経路上の警備</li> <li>○情報の交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医薬品及び衛生機具の提供</li> <li>○日本国内における傷病者の治療</li> <li>○日本国内における傷病者の輸送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○整備用資器材の一時提供</li> <li>○修理部門の提供</li> <li>○米航空機・船舶・車両の修理・整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○海上・航空輸送</li> <li>○公海上の米船舶に対する人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の海上輸送</li> <li>○人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の輸送のための車両及びクレーンの使用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○米軍施設・区域に対する物資(武器・弾薬を除く。)及び燃料・油脂・潤滑油の提供</li> </ul>



新指針(日米防衛協力のための指針)

運用面における 日米協力	警戒監視	その他	含む。）の確保及び器材の提供  ○米船舶の出入港に対する支援 ○自衛隊施設及び民間空港・港湾における物資の積卸し ○米軍施設・区域内における汚水処理、給水、給電等 ○米軍施設・区域従業員の一部増員
		機雷除去	
海・空域調整			○日本領域及び日本の周囲の公海における機雷の除去並びに機雷に関する情報の交換 ○日本領域及び周囲の海域における交通量の増大に対応した海上 運航調整 ○日本領域及び周囲の空域における航空交通管制及び空域調整

## 一四 首都

一 首都という用語は、一般には、中央政府（又は国の元首）の所在する都市を指す意味で用いられており、首都圏整備法等の現行法上の「首都」という用語も、明確な定義はないものの、このような通常の用例を踏まえて用いられているものと解される。

二 我が国の首都については、東京を我が国の首都とする直接の明文の規定は存しないが、例えば、①首都圏整備法第二条第一項は「この法律で「首都圏」とは、東京都の区域及び政令で定めるその周辺の地域を一体とした広域をいう。」と規定しており、これは、同法の制定に伴い、同法に実質的に吸収されることとなった（旧）首都建設法第一条が「この法律は、東京都を新しく我が国が平和国家の首都として十分にその政治、経済、文化等についての機能を發揮し得るよう計画し、建設することを目的とする。」と規定していたことを受けつつ、首都圏整備法施行後も、引き続き東京を我が国の首都とすることを当然の前提とした趣旨と理解され、また、②首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律、首都圏近郊緑地保全法等の首都圏関連法律における「首都圏」も、首都圏整備法上の首都圏を受けたものであって、これらの法律もまた、東京が首都であることを前提としていると考えられ、このほか、③首都高速道路公団法についても、その第一条で「首都高速道路公団は、東京都の区の存する区域及びその周辺の地域において、…自動車専用道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって首都の機能の維持及び増進に資することを目的とする。」との規定が置かれている。このように、首都という用語を法律上用いている現行の関係法律は、国法上、東京が我が国の首都として取り扱われることを前提として規定されているものと解される。

(注1) 首都建設法(昭二五法二一九)は、首都圏整備法附則第四項の規定により、同法の施行された昭和三年六月九日をもって廃止された。

(注2) 首都建設法第一二条は、「東京都の区域により行う都市計画事業については、東京都が国の首都であることにかんがみて必要と認めるときは、建設省、運輸省その他その事業の内容である事項を主管する行政官庁がこれを執行することができる。この場合においては、東京都及びその区域内の関係地方公共団体の同意を得なければならない。」と定め、東京都が首都であることを法文上明示していた。

(注3) 立法、行政、司法の三権との関係では、国会及び内閣については、これを東京に置くとの明文の規定は存しないが、裁判所については、裁判所法第六条で、最高裁判所を東京に置くとの規定がある。

(参考)

法律条文中「首都」の用語が用いられている主な法律

- 1 首都圏整備法(昭三一法八三)
- 2 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭三三法九八)
- 3 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律(昭三四法一七)
- 4 首都高速道路公団法(昭三四法一三三)
- 5 首都圏近郊緑地保全法(昭四一法一〇一)
- 6 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭四一法一〇四)
- 7 筑波研究学園都市建設法(昭四五法七三)
- 8 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法(昭五〇法六七)

## (国会答弁例)

〔参・内閣委 昭五四・六・五〕  
真田内閣法制局長官 答弁

○政府委員(真田秀夫君) . . . それから東京が首都であることについて法令上の根拠が一体何にもないではないかといういまお話でございしますが、首都圏整備法とか首都に関する法律は幾つかございします。その中には、東京都の区の存する区域は首都圏であるというふうに書いてございしますし、それから裁判所法の条文をござらんになりますと、最高裁判所は東京に置くという明文の規定もございします。ただ、国会は東京に置くとか内閣は東京に置くという規定はございしません。ございませんが、東京が日本の首都であるというそういう確信は、これは日本国民だれもが疑いなくそう信じていることであろうと存じます。

〔参・土地問題等特別委 昭六三・五・二〇〕  
竹下内閣総理大臣 答弁

○国務大臣(竹下登君) いわゆる首都機能、こういうことになりましたと、首都というものの定義は何ぞや、こういうことになると思います。それについて明確な定義があるわけじゃございしませんけれども、常識的に諸外国等の事例から考えますならば、国会、中央省庁、こういういわば政治、行政の中心となる機能を備えているものというのが首都ではないかな、こういうふうな考えておるところであります。 . . . ただ、これについてはやっぱり今度は、いつも申しますように、いや展都だ、遷都だ、分都だ、いろいろございしますが、そういう言葉の整理も逐次なされておりますけれども、国民生活に影響することが余りにも大きい問題でございしますので、今軽々に私自身が内閣として、このような首都移転をも含めた計画を考えておりますというところまでは率直に言っていない。そういう環境というものがどう熟していくかということ、これ

からそれはそれとして終始しながら、その問題と関連なく、都区部に存在する必然性のないものの移転とか、分散とか、そういう問題に力をいたすべきではなからうかというふうに考えております。

(参考資料)

○国語辞典における「首都」等の意味

(1)「広辞苑」(第五版)

しゅーと【首都】その国の中央政府のある都市。首府

(2)「広辞苑」(第三版)

しゅーふ【首府】国の元首の居住する都市。その国の中央政府がおかれている都市。首都。

(注) 第五版では、「国の元首の居住する都市。」の記述がない。

(3)「講談社日本語大辞典」(第二版)

しゅーと【首都】その国の中央政府が置かれている都市。政治的機能を中心とするが、経済的・文化的中心となることが多い。首府。capital

(4)「学研国語大辞典」(第二版)

しゅーと【首都】その国全体を治める役所のある都市。首府。「日本のーは東京」

○三権が複数の都市に分散している諸外国の例(旧国土庁の資料等による。)

・ドイツ・・・(立法・行政)ベルリン、(司法)カールスルーエ

・スイス・・・(立法・行政)ベルン、(司法)ローザンヌ

・南アフリカ・・・(立法)ケープタウン、(行政)プレトリア、(司法)プレームフォンテン

(注) なお、オランダの首都は、憲法上はアムステルダム(憲法第三二条に、国王の即位は、「首都アムステルダム」で行う旨規定している。)であるが、実際上の政治・外交の中心はハーグとなっている(実際上の王宮もスーストデイクとハーグとなっている。)(平凡社「世界大百科事典」一九八八年版等による。)

○東京都からの照会への回答

〔内閣法制局総発第一七四号〕  
平成十一年一月二五日

東京都政策報道室調査部 首都機能担当課長 殿

内閣法制局長官総務室第一課長

平成十一年一月四日付けで東京都知事から内閣法制局長官あてに送付された質問状について、お返事します。

これまで、首都の定義について、内閣法制局として、各省に見解を示したり、国会で答弁したことはありません。

なお、内閣法制局としての見解ではありませんが、首都とは何かということに関して、国会において答弁された例がありますので、ご参考までに別紙を送付いたします。

別紙

(国会答弁)

第一一二回国会(常会)

参議院土地問題等に関する特別委員会（昭和六三年五月二〇日）における下条進一郎委員の質疑に対する竹下登内閣総理大臣答弁

「○国務大臣（竹下登君）　いわゆる首都機能、こういうことになりますと、首都というものの定義は何ぞや、こういうことになると思います。それについて明確な定義があるわけじゃございませんけれども、常識的に諸外国等の事例から考えますならば、国会、中央省庁、こういういわば政治、行政の中心となる機能を備えているものというのが首都ではないかな、こういうふうに考えておるところであります。」

〔一一政調査第二五五号〕  
平成一一年一月四日

内閣法制局長官　津野修　殿

東京都知事　石原慎太郎

去る平成一一年九月二七日（月）の、「国会等の移転に関する特別委員会」での意見表明にあたり、事前に委員長宛に、下記の件について文書質問を致しましたが、回答がなかったところであります。

その後、委員会当日委員長より「法制局へ照会するように」とのご指示がありましたので、質問いたします。

記

一、首都とは何か。首都の定義を示されたい。

## 一五 侵略戦争

一 「侵略」とは、一般に、一国の他国に対する違法な武力の行使を中心とする概念であるが、国際法上、確立された定義があるわけではないので、「侵略戦争」についても正確に定義することは困難である。(少なくとも、外国に対し不法に武力で攻撃を加えることによる戦争が侵略戦争に当たるとは間違いないであろう。)

二 一九七四年に国連で採択された「侵略の定義に関する決議」によれば、「侵略とは、一国による他国の主権、領土保全若しくは政治的独立に対する、又は国際連合憲章と両立しないその他の方法による武力の行使であって、この定義に述べられているものをいう。」として、侵略となる典型的な行為を例示している。しかし、国際連合憲章上、侵略行為の存在を決定する権限は安全保障理事会にあり、この「侵略の定義」は、主として安保理が侵略行為の決定を行う際に用いるガイドラインとして作成されたものである。したがって、この「侵略の定義」により、直ちに、ある行為が侵略であるかどうか決せられるものではない。

三 国会においては、日中戦争等の戦前の我が国の行為に関連して、侵略戦争であったかどうか議論されることが多いが、「侵略戦争」ないし「侵略」の概念が一義的でないこと、日中共同声明等で戦争から生じた一切の問題は処理済であるとの法的立場を我が国がとっていることから、政府は、これら戦前の行為が「侵略戦争」であったかどうかの議論に対して、直接に言及しないよう、慎重な態度をとってきたが、最近では、侵略戦争であったことと認めるごとき答弁を行っている。

(参考)

○侵略の定義に関する決議(抄) (決議三三三—四(XXIX))

採択 一九七四年二月一日(国連第二九回総会)

第一条 侵略とは、一国による他国の主権、領土保全若しくは政治的独立に対する、又は国際連合憲章と両立しないその他の方法による武力の行使であつて、この定義に定められたものをいう。

(注) この定義において「国家」という語は、

- (a) 承認の問題又は国家が国際連合加盟国であるか否かとは関係なく用いられ、かつ、  
 (b) 適当である場合には、「国家群」という概念を含む。

第二条 国家による憲章違反の武力の先制的行使は、侵略行為のいちおうの証拠を構成する。ただし、安全保障理事会は、憲章に従い、侵略行為が行われたとの決定が他の関連状況(当該行為又はその結果が十分な重大性を有するものではないという事実を含む。)に照らして正当化されないとの結論を下すことができる。

第三条 次に掲げる行為は、いずれも宣戦布告の有無にかかわらず、第二条の規定に従うことを条件として、侵略行為とされる。

- (a) 一国の軍隊による他国の領土に対する侵入若しくは攻撃、一時的なものであつてもかかる侵入若しくは攻撃の結果として生じた軍事占領、又は武力の行使による他国の領土の全部若しくは一部の併合  
 (b) 一国の軍隊による他国の領土に対する砲撃、又は一国による他国の領土に対する武器の使用  
 (c) 一国の軍隊による他国の港又は沿岸の封鎖  
 (d) 一国の軍隊による他国の陸軍、海軍若しくは空軍又は船隊若しくは航空隊に対する攻撃  
 (e) 受入国との合意に基づきその国の領土内に駐留する軍隊の合意に定められた条件に反する使用、又は

合意終了後の右領土内における当該軍隊の駐留の継続

(f) 他国の使用に供した国家の領土を、右他国が第三国に対する侵略行為を行うために使用することを許容する当該国家の行為

(g) 上記の諸行為に相当する重大性を有する武力行為を他国に対して実行する武装部隊、集団、不正規兵又は傭兵の国家による派遣、若しくは国家のための派遣、又はかかる行為に対する国家の実質的関与

第四条 前条に列挙された行為は網羅的なものではなく、安全保障理事会は憲章の規定に従いその他の行為が侵略を構成すると決定することができる。

(国会答弁例)

〔衆・予算委 昭四二・三・二八〕  
佐藤内閣総理大臣 答弁

○猪俣委員 ……自衛戦争と侵略戦争をどこで区別するか。これは一言で言われるなら言ってみてください。どこで区別するんです。これは総理大臣、どこで区別するんです。

○佐藤内閣総理大臣 自衛戦争と侵略戦争の区別、これはわが憲法が認めておる自衛権、その自衛権の発動なりやいなや、ここにその限度があるわけでありまして。また、区別があるわけでありまして。だから、ことばで何と言おうと、わが国憲法が認めておる自衛権の行動なりやいなや、これで区別すべきものでございます。

(参考資料)

○法律学小辞典(有斐閣)

侵略 一國が他國に対して行なう武力の行使のうち、個別的又は集团的自衛権の発動でなく、しかも国際連合の権限ある機関の決定又は勧告に基礎づけられないもの。他國に対する宣戦、他國の領土・船舶・航空機に対する攻撃、他國の反乱軍に対する援助等がこれに含まれる。国際連合においては、その認定権は安全保障理事会に一任されている。侵略定義条約作成の試みは、一九三三年ソ連が近接諸國と結んだものを唯一の例外として、ことごとく未発効に終わっている。↓「侵略戦争」

侵略戦争 侵略を目的とした戦争で、今日では違法とされる。侵略そのものの定義が不確定であるため、侵略戦争も正確に定義することが困難である。今日、侵略を認定するのは国際連合安全保障理事会であり、認定されれば、侵略國に対して国際連合加盟國の制裁が加えられることが予定されている。第二次大戦において侵略戦争を行なったもの、又はその謀議に加わったものは、戦争犯罪人として処罰された。侵略戦争の結果、領土その他の權益を得た場合も、合法的な取得とは認められない。↓「安全保障」「侵略」「戦争犯罪」

○いわゆる日中戦争を含む戦前の我が國の行為の評価についての内閣総理大臣の国会答弁例

會議／年月日	質問者	答弁者	答 弁 内 容
參・予算委 昭39・3・5	龜田 得治 (社)	池田 總理	・後世史家の考えるべき問題と思う。 ・自衛権の発動という人もいるので、今は大東亞戦争の状態を何だと断定するだけの気持ちは持っていない。

昭55・10・8 参・本会議	昭54・6・5 参・内閣委	昭54・1・31 参・本会議	昭53・10・18 参・外務委	昭53・10・16 衆・外務委	昭51・1・30 衆・予算委	昭48・2・2 衆・予算委	昭47・11・7 衆・予算委	昭42・3・28 衆・予算委
市川 (共)正二	山中 (共)郁子	官本 (共)顕治	上田耕一郎 (共)	正森 (共)成二	不破 (共)哲三	不破 (共)哲三	松本 (共)善明	猪俣 (社)浩三
鈴木総理	大平総理	大平総理	福田総理	福田総理	三木総理	田中総理	田中総理	佐藤総理
戦争の悲惨さを身をもって体験しただけに平和の尊さ、自由の有難さはよくわかつている。我が国は、いつまでも自由で平和であり続けなければならない。私はそのために全力を尽くして	第二次大戦、大東亜戦争の評価は後世の歴史が決めていくものではないかと考えている。	第二次大戦のように国民のエネルギーを誤った方向にしむけた不幸な時期もあった。	侵略戦争であるとは申し上げないが、非常に中国に迷惑をかけた、非常に遺憾なことをしたという理解だ。	昭和六年以降日中間におきた事態は、はなはだ遺憾なことである。その考え方は、日中共同声明に明記されている。	再び太平洋戦争のようなことは繰り返してはいけなく考える。当然、戦争に対する反省がある。	過去に行われた日本の戦争が、侵略戦争であったか否かは後世史家が評価するものである。	過去に對してどう考え、どうするかより、将来、長く、善隣友好の実をあげたい。 過去の戦争で中国に大変な迷惑をかけたと深く反省しているが過去の戦争を侵略戦争と断定し得るか、私の今の立場では申し上げられない。	対英、対米の宣戦の詔勅に自衛自存のためと書いてある。しかし、憲法第九条の自衛権は限定されている。今後も過去のような自衛戦争ができるということはない。

(二口メモ)

昭58・2・18	衆・予算委	木島喜兵衛 (社)	中曾根総理	<p>努力してまいる考えである。</p> <p>・侵略戦争の定義にもよるが、中国との戦争は国際的に侵略であるとの批判を受け、我々は、そういう国際的批判を受容し、戒める。</p> <p>・考える過程が大事であるが、簡単に言えば侵略戦争である。</p>
昭60・10・17	参・本会議	久保 (社) 亘	中曾根総理	<p>・太平洋戦争は、誠に遺憾な戦争であり、起こすべからざる戦争であった。外国にも国民にも多大な迷惑をかけ、再びこのようなことがあってはならないと、固く我々は肝に銘じている。</p>
昭60・10・18	参・本会議	安武 (共) 洋子	中曾根総理	<p>・先の大戦はやるべからざる戦争、誤った戦争であった。日本人に対しても外国に対しても大変な被害を与えたことを深く反省して、再びやってはならない不再戦の誓いを中国と行った。これは、厳粛に守っていかねばならない。</p>
昭60・10・29	衆・予算委	東中 (共) 光雄	中曾根総理	<p>・太平洋戦争、大東亜戦争は、やるべからざる戦争であり間違った戦争である。中国に対しては侵略の事実もあった。</p>
昭61・9・16	衆・本会議	土井たか子 (社)	中曾根総理	<p>・日中戦争については、様々な事件が根底にあり、中国民族の感情を著しく傷つけていた。歴史的事実全般を考えてみた場合、やはり侵略的事実是否定できないと考えている。</p>
昭62・12・10	衆・予算委	松本 (共) 善明	竹下総理	<p>・先の戦争については、侵略戦争であるとか、偶発的な事情から発生した戦争であるとか、いろいろな評価はあろうかと思う。</p> <p>・回避されるべきものであったという印象を終戦後、素直に持っていたことは事実である。</p>
平元・2・27	衆・予算委	上原 (社) 康助	竹下総理	<p>・我が国が過去において戦争を通じて近隣諸国等の国民に対し重大な損害を与えたことは事実。かかる我が国の過去の行為について、侵略的事実を否定することはできない。</p>

(二)ロメモ

衆・予算委 平2・5・17	三浦 (共) 久	海部総理	・(太平洋戦争が日本による侵略戦争であったという認識を持っているかと問われて) そういう認識を持っている。
------------------	-------------	------	---

〔衆・予算委 平五・一〇・五〕  
〔細川内閣総理大臣 答弁〕

○細川内閣総理大臣 ……我が国の過去における一時期の行為が、これはどこからどこまでというふうに特定して申し上げることは、なかなかその要因等々をかんがみますと難しいことですが、しかし、よく考えてみると、やはりそういう側面が、侵略的な行為、侵略戦争と言われても仕方がないような行為というものがあつたということは、これはやはり否定し得ない事実であつたらう。

〔衆・本会議 平六・五・一三〕  
〔羽田内閣総理大臣 答弁〕

○内閣総理大臣(羽田孜君) ……さきの大戦を侵略戦争と認めないのかというお話でございますけれども、侵略戦争という用語の意味につきましては、いろいろとこれは議論があるというふうに思われますけれども、先般の所信表明演説(注)において申し上げましたように、私は「我が国の侵略行為や植民地支配等が多くの人々に耐えがたい苦しみと悲しみをもたらした」とものと認識しており、かかる認識と、その上に立つ反省やおわびの気持ちこそが重要であろうというふうに考えておることを申し上げさせていただきます。

(注) 第二百二十九回国会における羽田内閣総理大臣所信表明演説

この機会に、我が国の侵略行為や植民地支配などが多くの人々に耐え難い苦しみと悲しみをもたらしたとの認識を新たにし、これを後世に伝えるとともに、深い反省の上に立って、平和と創造とアジア太平洋地域の輝かしい未来の建設に向かって力を尽くしていくことが、これからの日本の歩むべき道であると信じます。私は、新内閣の政治信条として、このことを常に念頭に置いて政治を進めていくことを改めて誓いたいと思います。

○内閣総理大臣(村山富市君) 次に、さきの大戦は侵略戦争であったのか、戦争史観というものについてのお尋ねがございました。

侵略戦争という用語の意味についてはいろいろな御議論もあると思われませんが、先般の所信表明演説(注)において述べたとおり、私は、我が国の侵略行為や植民地支配などが多くの人々に耐えがたい苦しみと悲しみをもたらしたことへの認識を新たにしながら、深い反省の上に立って、不戦の決意のもと、世界平和の創造に今後とも力を尽くしてまいりたいと考えているところでございます。

(注) 第三百三十回国会における村山内閣総理大臣所信表明演説

世界に向かっては、先の大戦の反省の下に平和国家への誓いを忘れることなく、我が国こそが世界平和の先導役を担うとの気概と情熱をもって、人々の人権が守られ、平和で安定した生活を送ることができるよう国際社会の建設のために積極的な役割を果たしてまいりたいと思えます。我々の進むべき方向は、強い国よりもやさしい国、であると考えます。

〔衆・本会議 平六・七・二〇〕  
村山内閣総理大臣 答弁

## 一六 政府統一見解・政府見解

一 政府統一見解、政府見解については、これを定義付けたものではなく、明確な定義が存在しているわけではないが、一般的には、国会において、各大臣の間で答弁に統一性を欠くと指摘された場合に、政府の見解の統一を図るため、又は国会の質疑において紛糾した場合等に、政府の見解を明確にするため作成され、国会の当該委員会において関係大臣から述べられるものを指して呼ばれているものと考えられる。

二 政府統一見解と政府見解の用語は必ずしも明確に区別をして用いられているものではない。強いていえば、政府の見解の統一を図るために出されるものを政府統一見解、国会の質疑において紛糾した場合等に政府の見解を明確にするため出されるものを政府見解として用いることがあり得るということであろう。

三 政府統一見解、政府見解のいずれも、法令、規則等によって制度化されているものではなく、作成される過程からして重要問題についての政府の見解として事実上重みがあるとは考えられるが、形式的には国会における政府の答弁ないし発言の態様である。

したがって、法的拘束力があるものではなく、これを撤回し、又は変更するかどうかは、政府の権限の範囲内でその政治的責任において判断されるべきものである。

なお、政府統一見解等の作成に際し、閣議決定を伴っている場合には、その撤回、変更については新たな閣議決定を必要としよう。

(参考)

政府統一見解等の例

一 政府が「政府統一見解」と明示した例

(二〇メモ)

- (1) 武器輸出(衆・予算委 昭五一・二・二七)
  - (2) 閣僚の私人としての靖国参拝(参・内閣委 昭五三・一〇・一七)
  - (3) 北朝鮮は潜在的脅威か(衆・内閣委 昭五五・一〇・二八)
  - (4) 防衛施設庁の広報活動(参・予算委 昭六一・三・一八)
  - (5) 自衛隊違憲発言(衆・予算委 平五・一〇・六)
  - (6) 自衛隊違憲発言と憲法第六六条第三項(参・予算委 平五・一〇・八)
  - (7) 連立政権樹立のための確認事項(衆・予算委 平六・五・二五)
- 二 明示されていないが経緯から「政府統一見解」ともみられる例
- (1) 公務員の告発義務(衆・予算委 昭五五・三・七)
  - (2) シーレーン防衛(参・予算委 昭五九・四・一〇)
  - (3) 大型間接税(衆・予算委 昭六〇・二・二〇)
  - (4) 日米防衛協力指針(参・予算委 昭六二・五・一九)
- 三 質問者が「政府統一見解」と称した例
- (1) 憲法改正(衆・予算委 昭五五・一〇・九)
  - (2) シベリアンコントロール(衆・予算委 昭六〇・二・四)
  - (3) 国鉄共済(衆・連合 昭六〇・一一・二八)

(国会答弁例)

(二口メモ)

衆・予算委 昭六三・二一・二二二  
〔竹下内閣総理大臣・味村内閣法制局長官 答弁〕

○池田(克) 委員 私がお伺いしているのは、この中曾根見解は政府統一見解ですかということなんです。どうでしょうか。

○竹下内閣総理大臣 いわゆる政府統一見解というものにも定義がございませんで、そこで、一応統一見解を示せ、こう国会などで言われて、それで政府側が作業をして、それを政府統一見解を申し上げますと言つて読んだものは、これはまさに政府統一見解だ。あの場合も同じなんです。同じでございしますが、政府統一見解という定義が必ずしもございませんから、政府統一見解であれ、答弁の場をかりて答えたことであれ、同じように重いものもございませんで、こう答えておるわけでございますので、政府統一見解の方が重くて答弁が軽いかかそういう考えは全くございません。ただ、政府統一見解という定義を探すと、これもなかなか法律に論拠するところもございませんで、どっちであろうと大変重いものです、こういうことで整理させていただきます。いただいたわけでございます。

○池田(克) 委員 政府統一見解というのはだれが決めるのです、決めるとすれば。

○竹下内閣総理大臣 これは法制局長官にお聞きするのがいいかなと思いましたが、ちょっとそういう法制上の権威づけというものでも必ずしもございませんで、やはり質問に対して食い違い等が生じた場合に、お互いが相談してお答えするものを、それが政府統一見解であると受けとめられるのも結構でございませうし、ただ、定義そのものはないじゃないかなと思っております。どういう形であれ重いものであるというふうに理解しておるところでございます。

○池田(克) 委員 法制局長官、何かございませうか。

○味村政府委員 政府統一見解というこの言葉は法律の中にはございませんので、私の方から申し上げますといささか越権ということになるわけでございます。それで、従前、政府統一見解として国会でそういうふうにお取り扱いになっていくという実績がおりになるわけでございますが、この場合にいろんなお考えの方があられるように思うのでございます。

それで、ただいま総理がおっしゃいましたように、政府として、これは政府統一見解である、こういうふうにお前置きをされて述べられた答弁というのは、これはいろいろございまして、これが政府統一見解であることは否定はできないわけでございます。しかしながら、そうではなくて、国会の場でいろいろ議事が紛糾いたしましたして政府の統一見解を示せということ、そこで政府側が、関係閣僚がお集まりになりまして、それで見解をつくりまして、その上でどなたかの閣僚が御答弁申し上げる、時には総理が御答弁申し上げるといふ場合、これを政府統一見解と受け取られる向きもございまして、そういうふうなお取り扱いとして暗黙裏にと申しますか、そういうふうにお取り扱いなされる場合もあるということでございます。はっきりしたものは、ただいま申し上げましたように、政府側が政府統一見解として述べたというものは国会の先生方のお考えによるものであろうかと存じます。

○池田(克)委員 法制ではないのですよね。やはり、国会の今までのいろいろな歴史の中でできたものです。

国会にお詳しい総理、どうですか。総理大臣がかまない統一見解というのはないですね。必ず総理大臣が関与していらっしゃるんですよ。ですから、統一見解ということは、やはり一つの、そのときの状況に応じていろいろあるでしょうけれども、はっきりとその御本人が統一見解とおっしゃっていただければ統一見解になるんじゃないでしょうか。

○竹下内閣総理大臣 それは、法律の中に政府統一見解とは法第三条第何項によりなんというのではないわけ



でございますが、そういうふうにおとりになるといふのは、私はそれなりに結構じゃないかと思っております。ただ、行政府によりますと窮屈になりまして、もし何か法律にないようなことを法律があるような話をして後の世にまたとっちめられたら大変だというような警戒心も多少働いてございましょうが、言葉を選び過ぎますので、厳密な意味における政府統一見解というのは法制的には確かにはないと思えます。したがって、私も心の中で整理をして、それでは政府の統一した見解を申し述べますと言って読んだものであろうと、総理大臣が答弁の形で言ったものであろうと、同じように重い重いものでございましてというのが一番正直なお答えなのかな、こう思っております。

## 一七 専守防衛

一 我が国の防衛の基本的な方針を端的に表す言葉で、平成一二年版の「日本の防衛」によれば、「相手から武力攻撃を受けたときに初めて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど憲法の精神にのっとりた受動的な防衛戦略の姿勢をいう」とされている。

二 専守防衛の具体的内容としては、個別的自衛権の範囲内であること、外国に脅威を与えるような侵略的・攻撃的兵器を持たないこと、小規模な局所的な侵略に対抗して独力で対抗し得る装備を持つことであり、それにより、我が国の領土、領空、領海を守りぬくことをいうと考えられている。

なお、このような防衛力であれば、他国に対して侵略的脅威を与えるようなことはあり得ないと考えられている。

(参考資料)

○平成三年度以降の防衛計画の基本的考え方について(平成二年一月十九日 閣議決定)

(防衛の基本方針)

1 我が国は、平和憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、日米安全保障体制を堅持するとともに、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、節度ある防衛力を自主的に整備してきたところである。

(以下略)

(国会答弁例)

〔衆・内閣委 昭四六・四・二八〕  
久保防衛庁防衛局長 答弁

○加藤(陽)委員・・・専守防衛国家という考え方は、国連憲章の五十一条の自衛権及び砂川判決において最高裁判所が示した国際法上の自衛権、これを全部包括している観念か。という意味は、自衛権の範囲と専守防衛の範囲というものはぴったり一緒だと思っていいかどうかというお尋ねなんです。

○久保政府委員 国際法上も自衛権は一応認められているということになっておりますが、そういう意味での自衛権が一体どういう範囲であるかということは必ずしも明確ではないと思えます。ただし、先ほど御指摘になりました国連憲章の五十一条によりますと、個別的自衛権と集団的自衛権があります。日米安保体制の場合に、日本の立場では個別的自衛権であり、アメリカの場合は集団的自衛権であるというふうに説明をされております。したがって、日本については片務条約であるといわれますけれども、アメリカに対して支援助するという形はとり得ないということに、憲法上のたてまえからなっておりますので、憲章という自衛権のうち集団的自衛権がないことは明白であります。そこで、それでは個別的自衛権の中で専守防衛との関連はどうであるかという問題が出てこようかと思えます。ここで個別的自衛権の範囲というものは必ずしも明瞭でないというふうに申しましたが、私どもの印象といたしましては、専守防衛という用語が必ずしも国際的ではないかもしれません。あるいは国際法上のこととしては観念されないかもしれませんが。しかしながら実体的に申しますと、自衛権の中でも、憲法の解釈が最小限度の範囲内においてというふうになっておりますように、一般でいう自衛権よりもさらに狭く、わが国土の周辺のみを守るといふ観念を非常に強く打ち

出した思想ではなからうか。それで自衛権の中でも必要最小限度というのと専守防衛というのとほぼイコールに考えてもよろしいのではないかという感じがいたします。

〔参・外交・総合安保特別委 昭六一・四・二三〕  
中曾根内閣総理大臣 答弁

○堀江正夫君 ……次に、我が防衛政策の基本であります専守防衛について若干お伺いしたいと思います。この用語は、総理が防衛庁長官のときつくられたものであります。総理が防衛庁長官のときつくられたこの専守防衛の意味については、四十五年に初めて出されました防衛白書の中ではっきりと書かれております。時間の関係上、私はその内容を要約して申し上げますと、万一の場合は戦略守勢によって国土防衛に徹する、したがって保有する防衛力の質も量も、さらにこれを運用する場合も自衛の範囲に限る、こういったものでございます。……

以上、従来の政府の具体的な見解の幾つかを申し上げたわけですが、これらは自衛行動というものを軍事的な合理性というものを無視して、みずから極めて困難というよりも、その達成をほとんど不可能にしておるということを私はあえて指摘をさせていただいたわけでございます。……

大変長々と申し上げたわけですが、専守防衛はあくまでも我が憲法下、日本の防衛政策の基本であることを私も確信をしておる一人であります。この精神を貫かなければならないことは言うまでもないわけでありまして。ただ、この我が憲法下の自衛行動の範囲についての解釈は自衛というものの原点に立って、その目的が達成されるように具体的に軍事的な合理性との接点が探究されなければならぬのじゃないか。そうでないと、自衛隊そのものがあるいは絵にかいたもちになりかねないし、国の存立を危うくすることにもなりかねないのだと深く憂うるわけがあります。……どうかこれについての総理の具体的かつ率直な御見

解を承りたい、このように思います。

○国務大臣（中曾根康弘君） 専守防衛という考え方は日本の憲法に根差しておりまして、それに基づいて当時国防の基本原則という五原則が決められております。これは現在も厳然として存在するものであります。その国防基本原則の上に立ちまして、受動的な戦略体制に徹して、この受動的な防衛戦略の基本に立って、しかも自衛権を全うするに値するだけの必要最小限の装備と力を持つ、そういう考えに立っておるものであります。

具体的な問題については今まで歴代の政府及び政府委員が国会で御答弁申し上げているとおりでございますが、基本的な点はやはり個別的自衛権の範囲でなければなりません。それからもう一つは、外国に脅威を与えるような侵略的な攻撃的兵器は持たない、そういう範囲内において日本の領土、領空、領海を守り抜く。しかも、想定されているものは、防衛計画の大綱におきましては、やはり限定的な非核の、小規模のいわば局所的な侵略に対抗して独力で撃攘できるといふ装備を持ちつつそれを果たす、そういうことが今行われておる防衛計画の大綱の基礎にある考え方、それはいわゆる基盤防衛力とも他面言われますが、そういう基本的構えと姿勢、運用というものを我々は専守防衛というふうに考えておるわけであります。

〔参・内閣委 昭六一・五・二〇〕  
加藤防衛庁長官 答弁

○柳澤錬造君 ……それで、次には、これは防衛庁長官にお答えいただかなきゃならない。専守防衛、日本の国は。それで、政府がお考えの専守防衛といったらばどういふものかという、その辺の解説をしていただきたいと思います。と思うんです。

○国務大臣（加藤紘一君） ……御質問のありました専守防衛の点でございますけれども、これは言うな

れば極めて、我が方が自衛権を発動する際にはあくまでも攻撃を受けてから初めて自衛権を行使し、そしてその対応についても必要最小限であり、そしてまたそれに備えた防衛力の整備も必要最小限であるという意味の受動的な防衛体制を示すもの、そういった防衛体制の精神を示しているものだというふうに私たちは考えておりました、我が国の戦後の防衛政策の中で一番大きな基本的な政策の一つだと思っております。

- 一 諸機能とりわけ中枢管理機能の東京への一極集中による弊害を是正し、国土の均衡ある発展を図るため、東京に存する首都機能を移転再配置しようという観点から、政府部内等で検討されてきた首都機能の移転再配置の諸方式を指す。各方式について、明確な定義があるわけではないが、一般には、「遷都」とは、首都機能を一括して移転し、新首都を建設する方式をいい、「分都」とは、首都機能を適地に分散して配置する方式をいい、「展都」とは、首都機能を東京圏内に展開配置する方式をいうものと理解されている。
- 二 第三次全国総合開発計画(昭五二・一一・四 閣議決定)は、首都機能の移転方式として、「遷都の方式」と「分都の方式」を挙げ、その利点と問題点を論じ、基本的には、首都機能の移転は、国民の意識構造に深くかかわる課題であるとともに、その効果として政治、行政、経済等我が国の社会システム全般にも大きな影響をもたらすこととなるので、二一世紀に向けて創造的建設的な議論が国民的規模でなされることが望まれ、これを踏まえて首都機能の移転の方向を見定めなければならないとした。
- 三 その後、遷都については、第四次全国総合開発計画(昭六二・六・三〇 閣議決定)において、「遷都問題については、・・・東京一極集中への基本的対応として重要と考えられる。そのため、政治・行政機能と経済機能の相互関係の在り方を含め、国民的規模での議論を踏まえ、引き続き検討することとされた。
- 四 さらに、平成二年一月七日には、衆議院及び参議院において「国会等の移転に関する決議」が行われ、「国土全般にわたって生じた歪を是正するための基本的対応策として一極集中を排除し、さらに、二十一世紀にふさわしい政治・行政機能を確立するため、国会及び政府機能の移転を行うべきである。」とされた。

五 なお、「分都」ないし「展都」と称し得るか否かは別として、首都機能の一部の移転・再配置に関連する施策としては、東京に所在する政府機関等の一部の移転・再配置政策が、政府において推進されている。まず、第四次全国総合開発計画においては、「業務上独立性が比較的高い中央省庁の一部部局、地方支分部局等の政府機関の移転再配置等を検討し、その推進を図る」とされ、その後、多極分散型国土形成促進法（昭六三・六・一四 法八三）が制定され、国の行政機関等の東京都区部からの移転等についての規定が置かれ、同法第四条第一項及び第二項に基づき国の行政機関等の移転に関する基本方針を定めた「国の行政機関等の移転について」（昭六三・七・一九 閣議決定）が決定され、同基本方針に基づき国の行政機関等の移転が推進されている。

（注一）「遷都」という用語は、「分都」や「展都」という用語とともに用いられる場合には、一般には前記のように、首都機能の移転・再配置のための方式のうちで、首都機能を一括して移転する方式を指すと解されるが、これに対して、「遷都」という用語が、国の中央政府（又は元首）の所在する都市としての「首都」を移転するという意味で用いられることも少なくない。後者の意味で用いられる場合には、移転の対象は、「首都機能」ではなく、「首都」そのものであり、具体的には国の中央政府（又は元首）である。

なお、現行の首都圏整備法等の諸法律は、東京が我が国の首都であることを前提とした規定を置いていると解されるので、仮に、首都の所在都市の変更（すなわち国の中央政府（又は元首）の所在都市の変更）を伴うような形で、首都機能の移転・再配置が行われるような場合には、立法上の措置が必要となると解される。

（注二）「首都機能」については、明確な定義があるわけではないが、一般には、国家統治のための中枢的

な機能を意味し、具体的には、おおむね、狹義には、立法、司法、行政の三権のうち全国を管轄する機能を指し、広義には、更に、政府関係機関及び公団等の特殊法人、地方公共団体の出先機関、外国政府公館等の機能を含めた機能を指すものと理解されている。なお、昭和五二年の三全総には、「・・・首都機能の移転再配置を進めることが、国土総合開発政策上の重要な課題となるであろう。現在、東京には国会、最高裁、中央省庁の全国統治機構に直接従事する公務員等約六万人、外国政府公館、都道府県事務所や公社公団等政府関係機関の職員約五万人、更に、政党本部、労働組合、経済団体等各種の全国的組織の職員約三万人、合計約一四万人程度が首都機能に直接関連して従事しており、家族及び関連サービス人口を含めると、おおむね約五〇万人前後が移転の検討の対象となり得るものとみられる。」との記載があるが、現行の四全総には、これに対応した記述はない。

(注3) 分都・展都については、文章中に「分都」及び「展都」の名称が明記されたものとして、政府としての計画ではないが、国土庁大都市圏整備局の策定した首都改造計画(昭六〇・五 国土庁大都市圏整備局策定)があり、「現在東京中心部にある政府機関等及びその地方支分部局のうち、東京中心部に立地する必要性の乏しいもの等の核都市等周辺部への移転(いわゆる「展都」)及び東京大都市圏以外の地方への移転(いわゆる「分都」)を図る」との記載がある。

(参考資料一)

○首都機能移転問題の経緯(四全総以降)

① 第四次全国総合開発計画(昭六二・六・三〇 閣議決定)

「業務上独立性が比較的高い中央省庁の一部部局、地方支分部局等の政府機関の移転再配置等を検討し、その推進を図る」

② 緊急土地対策要綱（昭六二・一〇・一六 閣議決定）

「政府機関の移転再配置を推進するため、関係省庁による検討協議の場の設定を含めて具体的推進方針の検討を行う」

③ 国の機関等の移転について（昭六三・一・二二 閣議決定）

国の機関等の移転についての方針を定めるとともに、内閣に、国の機関等移転推進連絡会議を設けるととした。

④ 世界とともに生きる日本——経済運営五ヶ年計画——（昭六三・五・二七 閣議決定）

国の行政機関等の移転の推進、国の機関等の東京都区部への新規立地の抑制が盛り込まれ、さらに、東京に現存する行政機能の一括移転が今後の検討課題とされる。

⑤ 多極分散型国土形成促進法（昭六三・六・一四 法八三）

（国の行政機関等の東京都区部からの移転等）

第四条 国は、東京都の特別区の存する区域から（以下「東京都区部」という。）における人口及び行政、経済、文化等に関する機能の過度の集中の是正に資するため、行政機関の官署（東京都のみ又は東京都区部若しくはその一部のみをその管轄区域とするものを除く。次項において同じ。）及び特殊法人の主たる事務所の移転に関する基本方針（以下「移転基本方針」という。）に基づき、その東京都区部からの移転に努めなければならない。

2 略

3 内閣総理大臣は、移転基本方針の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。

⑥ 総合土地対策要綱について(昭六三・六・二八 閣議決定)

「1 首都機能、都市・産業機能等の分散

(1) 行政機能等の分散

ア 「国の機関等の移転について」(昭和六三年一月二二日閣議決定)に沿って、移転候補機関の見直し、追加を行いつつ調整を進め、早期に実施する。

イ 政治・行政機能等の中枢的機関の移転再配置について、幅広い観点から本格的検討に着手する。」

⑦ 国の行政機関等の移転について(昭六三・七・一九 閣議決定)

「多極分散型国土形成促進法(…略…)第四条第一項及び第二項の規定に基づき、国の行政機関等の移転に関する基本方針を下記のとおり定めるものとする。(以下略)」「第一の基本方針に従い、当面、下記により国の行政機関等の移転を推進する。(以下略)」

⑧ 「国会等の移転に関する決議」衆参両院で決議(平二・一一・七)

⑨ 総合土地政策推進要綱(平三・一・二五 閣議決定)

「第2 首都機能、都市・産業機能等の分散

1 行政機能等の分散

ア 「国の機関等の移転について」(昭和六三年一月二二日閣議決定)及び「国の行政機関等の移転先地等について」(平成元年八月二四日国の機関等移転推進連絡会議とりまとめ)に沿って、着実に実施する。

イ 第一一九回国会における「国会等の移転に関する決議」を受けて、首都機能移転及びこれに伴う政府中枢機能の移転に関する諸問題について、幅広い観点から検討する。」

⑩ 首都機能移転問題に関する懇談会(国土庁長官の私的懇談会)とりまとめ(平四・六・二二)

政治・行政機能と経済機能を分離し、政治・行政機能に純化した新首都を想定し、移転候補地は、「少なくとも東京圏（六〇如圏）を除くなどの措置が必要」としている。

⑩ 首都機能移転問題を考える有識者会議（内閣総理大臣の私的懇談会）とりまとめ（平四・七・二二）

「立法府、司法府及び行政府のうち中核的な機能を首都機能として、移転の検討対象」とし、経済機能とは分離することを主張するとともに、「首都機能移転の方法等については、・・・首都機能移転問題に関する懇談会」のとりまとめに沿って具体的な検討を進めることが適当」とする。

（参考資料二）

○首都機能移転に関する近年の主な経緯（旧国土庁の資料等による。）

- ・平成 四年 二月 国会等の移転に関する法律制定（議員立法）
- ・平成 五年 四月 国会等移転調査会の発足
- ・平成 七年 二月 国会等移転調査会報告（移転の意義・効果、移転先の選定基準等のとりまとめ）
- ・平成 八年 六月 国会等の移転に関する法律の一部改正（議員立法。国会等移転審議会の位置付け等を内容とするもの）
- ・平成 八年 二月 国会等移転審議会の発足（当時の会長は平岩外四氏）  
調査対象地域の設定、現地調査や公聴会等の実施、総合評価の実施等を経て、移転先候補地の選定作業を行う。
- ・平成 一一年 二月 国会等移転審議会の答申（会長は森亘東京大学名誉教授）
- ・平成 一二年 五月 国会等の移転に関する決議（衆・国会等の移転に関する特別委員会）

(参考資料三)

○第三次全国総合開発計画(昭和五二年一月四日閣議決定) (抄)

第五 計画の実施

(首都機能の移転問題)

このため、二一世紀に向けて、一億数千万人の人間と国土とのかわりあい展望の中で、均衡ある国土の利用を図り、各定住圏における定住の基礎的条件を整備するためには、東京における中枢管理機能集積の主因となり、東京一点集中の要因となってきた首都機能の移転再配置を進めることが、国土総合開発政策上の重要な課題となるであろう。

現在、東京には国会、最高裁、中央省庁の全国的統治機構に直接従事する公務員等約六万人、外国政府公館、都道府県事務所や公社公団等政府関係機関の職員約五万人、更に、政党本部、労働組合、経済団体等各種の全国的組織の職員約三万人、合計約一四万人程度が首都機能に直接関連して従事しており、家族及び関連サービス人口を含めると、おおむね約五〇万人前後が移転の検討の対象となり得るものと見られる。

移転の方式については、これらの対象を一括して新首都を建設する遷都の方式と、これらの対象を適地に分散配置する分都の方式があるが、海外における先例をも勘案しつつ、我が国の実態と将来展望に即して現実的可能性のある方式を探究しなければならない。

遷都の方式は、首都機能の一体性が保持され、機能の効率性への影響はないが、反面新たな形で新首都への求心性を生ずる可能性があること、また、新首都にふさわしい都市集積を支えるために相当の国土資源の賦存を要することから立地の選択が大きな課題となること等のほか、遷都が達成されるまでに膨大な投資と期間を必要とすること、移転の手順などの問題がある。

他方、分都の方式の場合には、分散配置する機能の種類、規模、立地が問題となるが、中枢機能の地域的な分散により求心的構造に変化をもたらすことが期待される。その反面、首都機能が分散配置されることにより、情報のキーステーションとしての東京の役割が増大することも考えられ、更に、政治、行政の制度の運用に大きな影響をもたらすとともに、機能の効率性に問題が生ずるおそれがある。この克服のため、交通、通信メディアの技術開発と政治、行政の制度、運用面における改善、工夫が今後の課題である。しかし、基本的には、首都機能の移転は、国民の意識構造に深くかわる課題であるとともに、その効果として政治、行政、経済等我が国の社会システム全般にも大きな影響をもたらすこととなるので、二一世紀に向けて創造的建設的な議論が国民的規模でなされることが望まれ、これを踏まえて首都機能の移転の方向を見定めなければならない。

(参考資料四)

○第四次全国総合開発計画(昭和六二年六月三〇日閣議決定) (抄)

第二章 多極分散型国土の姿とその実現

第一節 一極集中の是正と各圏域の役割

各地域が人口定住の場として活性化するとともに、全国的、国際的な機能や業務機能、特色ある研究開発機能を適切に分担する必要がある。この計画期間後半には東京圏から地方圏へ人口が純流出となることを目標とし、産業の振興施策の充実等地方圏の定住条件を改善するとともに東京圏への諸機能の過度の集中を抑制し、分散を促進する。

そのため、引き続き工業の分散・再配置政策を推進するとともに、業務上独立性が比較的高い中央省庁の一部部局、地方支分部局等の政府機関の移転再配置等を検討し、その推進を図る。また、今後新たに設

置する全国的文化、研究施設について原則として東京外への立地を図る。

(略)

遷都問題については、国民生活全体に大きな影響を及ぼし、国土政策の観点のみでは決定できない面があるが、東京一極集中への基本的対応として重要と考えられる。そのため、政治・行政機能と経済機能の相互関係の在り方を含め、国民的規模での議論を踏まえ、引き続き検討する。

(参考資料五)

○国会等の移転に関する決議(平二・一一・七 衆・参両院決議)

国会等の移転に関する決議

わが国は、明治以来近代化をなしとげ、第二次世界大戦後の荒廃から立ち上がり、今日の繁栄を築きあげてきた。今後の課題は、国民がひとしく豊かさを実感する社会を実現し、世界の人々との友好親善を深め、国際社会に貢献していくことである。

わが国の現状は、政治、経済、文化等の中枢機能が首都東京へ集中した結果、人工の過密、地価の異常な高騰、良好な生活環境の欠如、災害時における都市機能の麻痺等を生ぜしめるとともに、地域経済の停滞や過疎地域を拡大させるなど、さまざまな問題を発生させている。

これら国土全般にわたって生じた歪を是正するための基本的対応策として一極集中を排除し、さらに、二十一世紀にふさわしい政治・行政機能を確立するため、国会及び政府機能の移転を行うべきである。

政府においては、右の趣旨を体し、その実現に努力すべきである。  
右決議する。

(参考資料六)

○首都機能移転問題を考える有識者会議とりまとめ(平四・七・二二)

①首都機能移転の対象

立法府、司法府及び行政府のうち中枢的な機能を首都機能として位置づけ、移転の検討対象とするともに、大使館等首都機能と密接に関連する機能についても同様に検討の対象とする必要がある。

②経済機能との分離

新都市のあり方として、移転に当たっては、政治、行政機能と経済機能を原則として分離することが必要である。

③行政改革との関係(略)

④東京の将来像

首都機能の移転後も、東京は、世界的な経済、金融及び文化の中心の一つとして、その役割を果たし続けるものと考えられる。このため、防災性の向上等に配慮しつつ、広域的な機能配置や環境の整備を進め、ゆとりとuringおいのある生活の実現を図っていく必要がある。

⑤当面の首都圏整備との関係(略)

(参考資料七)

○国会等移転審議会の答申(平成二一年二月二〇日)(抜粋)

第二章 移転先候補地の選定

1 移転先候補地

移転先候補地として、北東地域の「栃木・福島地域」又は東海地域の「岐阜・愛知地域」を選定する。

「茨城地域」は、自然災害に対する安全性に優れる等の特徴を有しており、「栃木・福島地域」と連携し、これを支援、補完する役割が期待される。

「三重・畿央地域」は、他の地域にはない特徴を有しており、将来新たな高速交通網等が整備されることになれば、移転先候補地となる可能性がある。

移転先では、初期段階からその地域だけで首都機能の運営に十全を期することは容易ではなく、東京あるいは仙台、名古屋、京都、大阪等の大都市との広域的な連携はもちろん、同じ調査対象地域内の他の地域との連携が必要である。

(参考資料八)

○国会等移転に関する決議(平成二二年五月一八日)(衆・国会等の移転に関する特別委員会)

国会等の移転に関する決議

昨年一二月、国会等移転審議会の答申について、内閣総理大臣から国会に報告がなされた。国会においては、この答申を真摯に受け止め、我が国の将来を大局的な観点から検討し、内外の批判に耐え得る適切な結論を速やかに導くことが求められているところである。

国会等の移転は、我が国の将来に深く関わり、国政の在り方をも左右する極めて重要な問題であり、世紀を超えた長期的視点に立って構想すべき歴史的な大事業である。

政府においても、本委員会にて、国会が早期に国会等の移転について結論を出すことを期待し、これに向けて積極的に協力する旨を表明している。

これらの期待に応え、まず、国会等の移転先の現在の三候補地を一箇所に絞り込み、その上で、国会等の

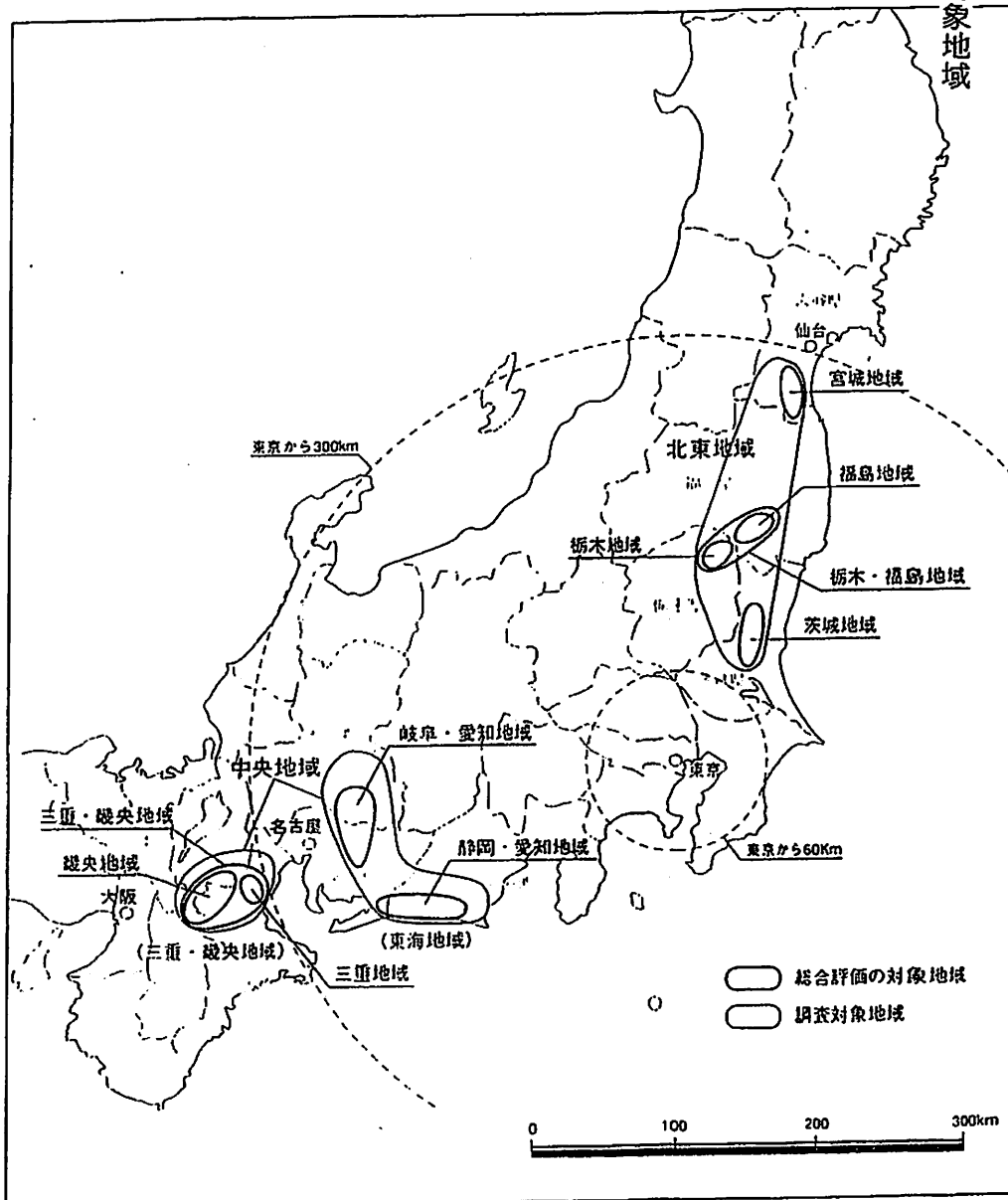
移転に関する法律の趣旨にのっとり、社会経済情勢の諸事情に配慮し、東京都との比較考量を通じて、移転について検討することは、国会に課された重要な課題である。よって、本委員会としては、国会等移転審議会の答申を踏まえ、移転先候補地の絞り込みを行い、二年を目途にその結論を得ることができるよう、政府その他の関係者の協力を得て、広く国民の意見を聞く措置等により、早急に検討を進めるべきである。右、決議する。

(参考資料九)

○国会等移転審議会の答申後の手続(旧国土庁の資料による。)

- ・答申が行われたときは、国民の合意形成の状況、社会経済情勢の諸事情に配慮し、東京都との比較考量を通じて、移転について検討(移転法第二二条)。
- ・移転を徹底する場合には、答申の国会への報告を踏まえ、移転先について別に法律で定める(移転法第二三条)。

(参考資料一〇)  
○総合評価の対象地域



一八

選都・分都・展都

(二〇×千)

## (国会答弁例)

衆・土地問題等特別委 昭六二・一二・四

竹下内閣総理大臣 答弁

○竹下内閣総理大臣 . . . 基本的にさかのぼって首都機能の分散ということにつきますと、大方の理解をいただける問題でございますが、いわゆる遷都論、こういうことになりましたと、その問題がただ地価対策とか土地問題だけから議論する問題では必ずしもなからう。したがって、. . . その考え方は私どもも非常に関心を持っておりませうけれども、直ちの問題としてこれを具体化するだけの準備は、私にはまだございませう。大きな流れとして我々が念頭に置くべき課題である、このように思っております。 . . .

衆・土地問題等特別委 昭六三・四・一八

奥野国土庁長官 答弁

○奥野国務大臣 御指摘のように三十年代にいわゆる遷都論がございました。今回は、東京の過密を救うには抜本的にやはりいわゆる遷都の手段が必要じゃないかということから再燃してきた、こう申し上げていると思います。また、そういう背景もございしますので、行革審におきましても、政府関係機関の移転を考えたかどうか、こういう御提言もあったと思えますし、昨年十月の緊急土地対策要綱の閣議決定の中にも同じ趣旨が盛り込まれておるわけでございます。それを受けまして、政府関係機関の移転のことをこの法案の中に織り込んでおるわけでございます。単に閣議決定で遂行していくのじゃなしに、国会で御論議をいただいて法律という枠組みの中で進めていきたい、こう考えておるわけでございます。

でございますが、ここですぐ政府機能一括移転の問題を考えているわけじゃございませんで、あくまでも政府関係機関の移転でございます。そういう意味においてはいわゆる遷都論とは違う範疇のものではあるけ



れども、またある意味においてはいわゆる遷都論に根差した関係の問題でもある、こう申し上げてもいいのじゃないかと思えます。

○岡田(正)委員　ここに京都大学の天野教授の御意見があるのですよ。遷都とは一体何か、これはいろいろ論の分かれるところでありますが、五つぐらいに先生は分けて書いておられます。一は「改都」。都を改めるということで、「首都機能を移転したり、分散することはなく、東京湾上の新都市や現市街地の積極的な再開発によって量的・質的なニーズの増加を受けとめてゆこうとする。」これがいわゆる改都というふうに論じておられます。

それから「展都」。これは「首都東京の機能を関東平野に展開することによって東京の過密化の現状を開きようとする。」ものである。

三番目に「分都」。分都としまして、「東京の首都機能のうち一部、たとえば研究・学園機能や一部政治機能、工業機能などを東京以外の一地区にまとめて移転する。」

それから第四番目が「遷都」。これは「東京からある程度以上離れた新都市あるいは既存都市に首都機能を一括して移し、東京への集積度を緩和するとともに、均衡ある国土の発展を実現しようとするもの。」である。

五番目が「拡都」ですね。これは「リニアモーターカーなどの超高速交通機関で結び首都機能を複数の都市に移動して東京を含む多極首都をつくる。」

こういうような選別の仕方を天野先生はしていらっしゃるわけです。それで、今の長官の御説明によりますと、この中の幾つかが今度の法案にまことにどんびしゃりとまわってくるような感じがするのです。

そこでお尋ねをしたいと思いますのは、・・・こういう二つの圏の首都が移った、政府の機関がそっくり移った。であるのに人が入げがない、人のおいがない。これは一体何でしょうか。私にもわからぬのであり

ますが、長官どう思われますか。

○奥野国務大臣 自民党の中に首都機能移転に関する調査会が設けられておるわけでございまして、そこでは宮城を移す移さないは論議の外にしよう、だから遷都という言葉は使わないようにしようではないかと言っておられますので、首都機能移転とか首都移転とかいうような言葉を使うようにしようではないかという話になっておるわけでございます。三年の間に結論を出そうということでございますから、今御指摘になりましたように、一体移転するとすればどこに移転するかというようなことも論議の的になっていくのではないかと思います。政府としてはこの論議が煮詰まる前に結論的なことは言うのは避けたい、こう言っているわけでございます。・・・

〔衆・土地問題等特別委 昭六三・四・一八〕  
奥野 国 土 庁 長 官 答 弁

○奥野国務大臣 首都機能一括移転の問題は国民全体で十分論議を熟させていただきました、その経過を見守った上で政府としては結論を出すべきであろう、こう考えておるわけでございます。・・・少なくとも東京の過密を救うためには、単に民間のいろいろな施設を移転してもらっただけじゃなしに、政府みずから率先して実行しなければならぬ、それが政府関係機関の移転ではございますけれども、首都機能一括移転ということになりますと、やはり国民全体の論議が熟さなければ結論は出せないのじゃないだろうか。・・・

〔衆・土地問題等特別委 昭六三・四・二五〕  
奥野 国 土 庁 長 官 答 弁

○奥野国務大臣 首都機能の一括移転の問題は現にいろいろと論議が行われているさなかでございますので、

これに対しまして決定的な政府の姿勢は示すべきではない、こう思っておるわけでございます。しかし、四全総にも政府関係機関の移転問題が取り上げられておるわけでございますので、その線に沿って立案しているわけでございます。

今お話しになりました展都、分都ということになりますと、政府関係機関の機能の一部を展開立地させていくのが展都だと考えることができましょうし、またそれを他のところへ分けて立地させていくことが分都だということになるだろうと思うわけでございますので、展都、分都がこの法律の中で取り上げられているんだ、こう御理解いただいたらいんじゃないだろうか、こう思っております。

(注) 「この法律」とは、多極分散型国土形成促進法案を指す。

衆・国会等移転特別委 平八・六・一三  
橋本内閣総理大臣 答弁

○橋本内閣総理大臣 …… たまたま議員の御質問中に首都移転という言葉が一度用いられましたが、私は、首都移転というつもりはありません。皇室に御動座をいただく意思はありません。その上で、国会等の機能を分散する、他の地域に移していくことによりまして、私はこの東京の中にも、いわば都民の生活の中に潤いを見出せる空間をつくり出す、こうしたことも一つの大きな役割であると思えます。そして当然のことながら一極集中というものを緩和していく、こうした要素も持つものでありますし、私どもとしては積極的に取り組んでいくべき目標、そのようにとらえ、この席にも立たせていただきました。今後とも御支援を心からお願いを申し上げます。

○橋本内閣総理大臣 私は、首都機能移転と申しますものを進めてまいりますこと、これは物理的に政経分離を図る、その結果として政官民の関係のあり方を見直す大きな一つの契機になるという認識とともに、具

体的な行政機能の移転のあり方、その検討の過程におきまして新たな行政システムの確立が促される、こうしたことにより国政全般の改革に大きく寄与すると考えております。国会が移転をいたしますとき、現在の中央省庁がそのまま形でついていく、それは私は到底とるところではないと思います。

○橋本内閣総理大臣・・・私は、先ほどもこの席で申しましたが、皇室を御動座願う意思はないということとを申しました。当然のことながら外交団その他が認証を受ける、あるいはその他のことによって相当程度この東京に軸足を残しましたとき、それに対応する部分というものは残るでありましょう。あるいは、経済の中心としての東京において、その市場と連動するような部分を人為的に動かして市場がうまく動くかということになりませうれば、そうした分野が影響を受けることは当然考えられることであります。

私は、相当部分と言いましたかある程度と言いましたか、そこをちょっと正確に覚えておりませんが、そういう意味では、国会を移転することによって、それと並行して移転すべき中枢機能とともに、それ以外の分野の行政の相当程度が、あるいはある程度のもものが、どの言い方でもいいですけれども、残ることというものはあり得ることだと思っております。

〔衆・本会議 平一二・九・二六〕  
森内閣総理大臣 答弁

○内閣総理大臣（森喜朗君） 首都機能移転についてお尋ねがありました。

この問題につきましては、今後、国会等の移転に関する法律に基づき、審議会の答申を踏まえ、国会において、社会経済情勢の諸事情等に配慮しつつ、大局的な観点から検討いただけるものと考えております。政府も、国会の審議が円滑に進められるよう積極的に協力していくとともに、国民に幅広く議論を喚起してまいります。

一九 大綱(防衛計画の大綱)

- 一 我が国の防衛の在り方についての指針を示すものとして、昭和五十一年一〇月二十九日に内閣が決定したものである。我が国が適切な規模の防衛力を保持しこれを効率的に運用し得る態勢を築くこと及び米国との安全保障体制の信頼性の維持・円滑な運用態勢の整備を図ることにより侵略を未然に防止し、限定的かつ小規模な侵略に対しては原則として独力で排除するという防衛構想の下に、我が国が平時から保有すべき防衛力の水準等の枠組みを定め、さらに、編成、主要装備等の具体的規模について別表で定めている。
- 二 この大綱は、安全保障会議設置法第二条第一項第二号の「防衛計画の大綱」に当たり、その改訂を行う場合には、同会議に諮ることが義務付けられている(注)。
- 三 この大綱は、憲法上許容される自衛のための必要最小限度の実力の範囲内のものであるが、この水準が憲法上の限界と一致するものでないことは当然である。

(注) 防衛計画の大綱の制定においては、国防会議の決定を受けている。なお、昭和四七年に制定された第四次防衛力整備計画についても、安全保障会議設置法による改正以前の防衛庁設置法第六十二条第一項第二号の「防衛計画の大綱」に当たるものとして、国防会議にかけられている。

(参照条文)

○安全保障会議設置法(昭六一・五・二七 法七一)

（内閣総理大臣の諮問等）

第二条 内閣総理大臣は、次の事項については、會議に諮らなければならない。

- 一 国防の基本方針
- 二 防衛計画の大綱
- 三 前号の計画に関連する産業等の調整計画の大綱
- 四 防衛出動の可否
- 五 その他内閣総理大臣が必要と認める国防に関する重要事項

○安全保障會議設置法による改正前の防衛庁設置法（昭二九・六・九 法一六四）

（国防會議）

第六二条 国防に関する重要事項を審議する機関として、内閣に、国防會議を置く。

② 内閣総理大臣は、次の事項については、国防會議にはからなければならない。

- 一 国防の基本方針
- 二 防衛計画の大綱
- 三 前号の計画に関連する産業等の調整計画の大綱
- 四 防衛出動の可否
- 五 その他内閣総理大臣が必要と認める国防に関する重要事項

③ 国防會議は、国防に関する重要事項につき、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べることができらる。

(質問主意書・答弁書)

(昭五九・五・一一 対秦豊・参)

一について

「防衛計画の大綱」における限定的かつ小規模な侵略とは、全面戦争や大規模な武力紛争に至らない規模の侵略すなわち限定的な侵略のうち、小規模なものを言う。

限定的かつ小規模な侵略の規模、態様等を具体的に示すことは困難であるが、一般的には、事前に侵略の意図が察知されないよう、大掛かりな準備を行うことなしに奇襲的に実施され、かつ、短期間のうちに既成事実を作ってしまうことなどをねらいとしたものであると考えている。

(国会答弁例)

〔参・本会議 昭六一・一一・二六〕

〔中曾根内閣総理大臣 答弁〕

○国務大臣(中曾根康弘君) . . . 第九条と自衛隊との関係でございますが、憲法第九条第二項においてその保持を禁じている「戦力」は、自衛のための必要最小限度を超えるものを意味すると思えます。

他方、大綱は、限定的かつ小規模な侵略に対して、原則として、独力で対処し得ること等を目標としたものであります。これが憲法上許容される自衛のための必要最小限度の実力の範囲内のものであることは、累次答弁しているところです。

したがって、現在の自衛隊あるいは大綱水準が達成された暁の自衛隊が「戦力」に該当せず、憲法第九条に違反しないことは言うまでもありません。 . . .

（参考資料）

○防衛計画の大綱

昭和五十一年一月二十九日 国防会議決定

昭和五十一年一月二十九日 閣議決定

昭和五十二年度以降に係る防衛計画の大綱について別紙のとおり定める。

別紙

防衛計画の大綱

一 目的及び趣旨

わが国が憲法上許される範囲内で防衛力を保有することは、一つには国民の平和と独立を守る気概の具体的な表明であるとともに、直接的には、日米安全保障体制と相まって、わが国に対する侵略を未然に防止し、万一、侵略が行われた場合にはこれを排除することを目的とするものであるが、一方、わが国がそのような態勢を堅持していることが、わが国周辺の国際政治の安定の維持に貢献することともなっているものである。

かかる意味においてわが国が保有すべき防衛力としては、安定化のための努力が続けられている国際情勢及びわが国周辺の国際政治構造並びに国内諸情勢が、当分の間、大きく変化しないという前提にたてば、防衛上必要な各種の機能を備え、後方支援体制を含めてその組織及び配備において均衡のとれた態勢を保有することを主眼とし、これをもって平時において十分な警戒態勢をとり得るとともに、限定的かつ小規模な侵略までの事態に有効に対処し得るものを目標とすることが最も適当であり、同時に、その防衛力をもって災害救援等を通じて国内の民生安定に寄与し得るよう配慮すべきものであると考えられる。

わが国は、従来、四次にわたる防衛力整備計画の策定、実施により、防衛力の漸進的な整備を行って来

たところであるが、前記のような構想にたつて防衛力の現状を見ると、規模的には、その構想において目標とするところとほぼ同水準にあると判断される。

この大綱は、以上のような観点にたつた上で、今後のわが国の防衛のあり方についての指針を示すものであり、具体的な防衛力の整備、維持及び運用に当たっては、以下に示す諸項目に準拠しつつ、防衛力の質的な維持向上を図り、もってわが国の防衛の目的を全うし得るよう努めるものとする。

## 二 国際情勢

この大綱の策定に当たって考慮した国際情勢のすう勢は、概略次のとおりである。

最近の国際社会においては、国際関係の多元化の傾向が一層顕著になるとともに、諸国のナショナルイズムに根ざす動きがますます活発化しており、他方、国際的相互依存関係が著しく深まりつつある。

このような状況の下で、特に軍事面で依然圧倒的比重を維持している米ソ両国の関係を中心に、東西間では、核戦争を回避し相互関係の改善を図るための対話が種々の曲折を経ながらも継続されており、また、各地域において、紛争を防止し国際関係の安定化を図るための各般の努力がなされている。

しかしながら、米ソ両国を中心とする東西関係においては、各種の対立要因が根強く存在しており、また、各地域においては、情勢の流動的な局面も多く、様々な不安定要因が見られる。わが国周辺地域においては、米・ソ・中三国間に一種の均衡が成立しているが、他方、朝鮮半島の緊張が持続し、また、わが国近隣諸国の軍事力の増強も引き続き行われている。

このような情勢にあって、核相互抑止を含む軍事均衡や各般の国際関係安定化の努力により、東西間の全面的軍事衝突又はこれを引き起こすおそれのある大規模な武力紛争が生起する可能性は少ない。

また、わが国周辺においては、限定的な武力紛争が生起する可能性を否定することはできないが、大国間の均衡的關係及び日米安全保障体制の存在が国際関係の安定維持及びわが国に対する本格的侵略の防止

に大きな役割を果たし続けるものと考えられる。

### 三 防衛の構想

#### 1 侵略の未然防止

わが国の防衛は、わが国自ら適切な規模の防衛力を保有し、これを最も効率的に運用し得る態勢を築くとともに、米国との安全保障体制の信頼性の維持及び円滑な運用態勢の整備を図ることにより、いかなる態様の侵略にも対応し得る防衛体制を構成し、これによって侵略を未然に防止することを基本とする。

また、核の脅威に対しては、米国の核抑止力に依存するものとする。

#### 2 侵略対処

間接侵略事態又は侵略につながるおそれのある軍事力をもってする不法行為が発生した場合には、これに即応して行動し、早期に事態を收拾することとする。

直接侵略事態が発生した場合には、これに即応して行動し、防衛力の総合的、有機的な運用を図ることによって、極力早期にこれを排除することとする。この場合において、限定的かつ小規模な侵略については、原則として独力で排除することとし、侵略の規模、態様等により、独力での排除が困難な場合にも、あらゆる方法による強じんな抵抗を継続し、米国からの協力をまわってこれを排除することとする。

### 四 防衛の態勢

前記三の防衛の構想の下に、以下に掲げる態勢及び次の五に掲げる体制を備えた防衛力を保有しておくものとする。その防衛力は、前記一においてわが国が保有すべき防衛力について示した機能及び態勢を有するものであり、かつ、情勢に重要な変化が生じ、新たな防衛力の態勢が必要とされるに至ったときには、円滑にこれに移行し得るよう配慮された基盤的なものとする。

- 1 警戒のための態勢  
わが国の領域及びその周辺海空域の警戒監視並びに必要な情報収集を常統的に実施し得ること。
  - 2 間接侵略、軍事力をもってする不法行為等に対処する態勢  
(1) 国外からの支援に基づく騒じょうの激化、国外からの人員、武器の組織的な潜搬入等の事態が生じし、又はわが国周辺海空域において非公然武力行使が発生した場合には、これに即応して行動し、適切な措置を講じ得ること。  
(2) わが国の領空に侵入した航空機又は侵入するおそれのある航空機に対し、即時適切な措置を講じ得ること。
  - 3 直接侵略事態に対処する態勢  
直接侵略事態が発生した場合には、その侵略の態様に応じて即応して行動し、限定的かつ小規模な侵略については、原則として独力でこれを排除し、また、独力で排除が困難な場合にも有効な抵抗を継続して米国からの協力をまっけてこれを排除し得ること。
  - 4 指揮通信及び後方支援の態勢  
迅速かつ有効適切な行動を実施するため、指揮通信、輸送、救難、補給、保守整備等の各分野において必要な機能を發揮し得ること。
  - 5 教育訓練の態勢  
防衛力の人的基盤のかん養に資するため、周到な教育訓練を実施し得ること。
  - 6 災害救援等の態勢  
国内のどの地域においても、必要に応じて災害救援等の行動を実施し得ること。
- 五 陸上、海上及び航空自衛隊の体制

前記四の防衛の態勢を保有するための基幹として、陸上、海上及び航空自衛隊において、それぞれ次のような体制を維持するものとする。

このほか、各自衛隊の有機的協力体制の促進及び統合運用効果の発揮につき特に配慮するものとする。

### 1 陸上自衛隊

- (1) わが国の領域のどの方面においても、侵略の当初から組織的な防衛行動を迅速かつ効果的に実施し得るよう、わが国の地理的特性等に従って均衡をとって配置された師団等を有していること。
- (2) 主として機動的に運用する各種の部隊を少なくとも一個戦術単位有していること。
- (3) 重要地域の低空域防空に当たり得る地对空誘導弾部隊を有していること。

### 2 海上自衛隊

- (1) 海上における侵略等の事態に対応し得るよう機動的に運用する艦艇部隊として、常時少なくとも一個護衛隊群を即応の態勢で維持し得る一個護衛艦隊を有していること。
- (2) 沿岸海域の警戒及び防備を目的とする艦艇部隊として、所定の海域ごとに、常時少なくとも一個隊を可動の態勢で維持し得る対潜水上艦艇部隊を有していること。

- (3) 必要とする場合に、重要港湾、主要海峡等の警戒、防備及び掃海を実施し得るよう、潜水艦部隊、回転翼対潜機部隊及び掃海部隊を有していること。

- (4) 周辺海域の監視哨戒及び海上護衛等の任務に当たり得る固定翼対潜機部隊を有していること。

### 3 航空自衛隊

- (1) わが国周辺のほぼ全空域を常続的に警戒監視できる航空警戒管制部隊を有していること。
- (2) 領空侵犯及び航空侵攻に対して即時適切な措置を講じ得る態勢を常続的に維持し得るよう、戦闘機部隊及び高空域防空用地対空誘導弾部隊を有していること。

(3) 必要とする場合に、着上陸侵攻阻止及び対地支援、航空偵察、低空侵入に対する早期警戒監視並びに航空輸送の任務にそれぞれ当たり得る部隊を有していること。

以上に基づく編成、主要装備等の具体的規模は、別表のとおりとする。

### 六 防衛力整備実施上の方針及び留意事項

防衛力の整備に当たっては、前記四及び五に掲げる態勢等を整備し、諸外国の技術的水準の動向に対応し得るよう、質的な充実向上に留意しつつこれらを維持することを基本とし、その具体的実施に際しては、そのときどきにおける経済財政事情等を勘案し、国の他の諸施策との調和を図りつつ、次の諸点に留意してこれを行うものとする。

なお、各年度の防衛力の具体的整備内容のうち、主要な事項の決定に当たっては国防会議にはかるものとし、当該主要な事項の範囲は、別に国防会議にはかった上閣議で決定するものとする。

1 隊員の充足についての合理的な基準を設定するとともに、良質の隊員の確保と士気高揚を図るための施策につき配慮すること。

2 防衛施設の有効な維持及び整備を図るとともに、騒音対策等環境保全に配慮し、周辺との調和に努めること。

3 装備品等の整備に当たっては、その適切な国産化につき配慮しつつ、緊急時の急速取得、教育訓練の容易性、費用対効果等についての総合的な判断の下に効率的な実施を図ること。

4 防衛力の質的水準の維持向上に資するため、技術研究開発態勢の充実に努めること。

### 別表

平時地域配備する部隊	自衛官定数	一二個師団
	一八万人	

航空自衛隊		海上自衛隊		陸上自衛隊	
主要装備	基幹部隊	主要装備	基幹部隊	基幹部隊	
作戦用航空機	航空警戒管制部隊 要撃戦闘機部隊 支援戦闘機部隊 航空偵察部隊 航空輸送部隊 警戒飛行隊 高空域防空用地対空誘導弾部隊	対潜水上艦艇 対潜水上艦艇部隊（機動運用） 掃海艦部隊 陸上対潜機部隊	対潜水上艦艇 掃海艦部隊 陸上対潜機部隊	機動運用部隊	機動運用部隊
約四三〇機	二八〇個飛行隊 一〇個飛行隊 三三三個飛行隊 一三三個飛行隊 六一個飛行隊	約一六〇機	一六〇個掃海隊 一〇個護衛隊 四〇個機動運用隊	八個高射特科群	二個混成団 一個機甲師団 一個特科団 一個空挺団 一個教導団 一個ヘリコプター団

（注）この表は、この大綱策定時において現有し、又は取得を予定している装備体系を前提とするものである。

（二〇メモ）

## 一九一二 新防衛大綱（平成八年度以降に係る防衛計画の大綱）

一 我が国の防衛力の在り方についての指針を示すもの。昭和五十一年一月二十九日に内閣が決定した「防衛計画の大綱」（以下「旧大綱」という。）に代わるものとして、平成七年十一月二十八日に内閣が決定したものであり、平成八年度以降に我が国が保有すべき防衛力の内容として、自衛隊の主要な編成、装備等の具体的規模を定めるなどしている。

二 我が国の防衛力の在り方について、この大綱は、旧大綱が取り入れていた「基盤的防衛力構想」の考え方を基本的に踏襲していくことが適当であるとした上で、今後の我が国の防衛力については、現行の防衛力の規模及び機能について見直しを行い、その合理化・効率化・コンパクト化を一層進めるとともに、必要な機能の充実と防衛力の質的な向上を図ることにより、多様な事態に対して有効に対応し得る防衛力を整備し、同時に事態の推移にも円滑に対応できるように適切な弾力性を確保し得るものとするのが適当であるとしている。

三 旧大綱と同様、この大綱は、安全保障会議設置法第二条第一項第二号に規定する「防衛計画の大綱」に当たり、その改定を行う場合には、同会議に諮ることが義務付けられており、また、この大綱において「我が国が保有すべき防衛力の内容」として定められているものが、憲法上許容される自衛のための必要最小限度の実力の範囲内のものであることは当然である。

（参照条文）

○安全保障会議設置法（昭六一・五・二三 法七一）

（内閣総理大臣の諮問等）

第二条 内閣総理大臣は、次の事項については、会議に諮らなければならない。

- 一 国防の基本方針
- 二 防衛計画の大綱
- 三 前号の計画に関連する産業等の調整計画の大綱
- 四 防衛出動の可否
- 五 その他内閣総理大臣が必要と認める国防に関する重要事項

（参考資料一）

○平成八年度以降に係る防衛計画の大綱について

〔平成七年一月二八日 安全保障会議決定  
平成七年一月二八日 閣議決定〕

平成八年度以降に係る防衛計画の大綱について別紙のとおり定める。

これに伴い、昭和五十一年一〇月二九日付け閣議決定「防衛計画の大綱について」は、平成七年度限りで廃止する。

（別紙）

平成八年度以降に係る防衛計画の大綱

## I 策定の趣旨

1 我が国は、国の独立と平和を守るため、日本国憲法の下、紛争の未然防止や解決の努力を含む国際政治の安定を確保するための外交努力の推進、内政の安定による安全保障基盤の確立、日米安全保障体制の堅持及び自らの適切な防衛力の整備に努めてきたところである。

2 我が国は、かかる方針の下、昭和五十一年、安定化のための努力が続けられている国際情勢及び我が国周辺の国際政治構造並びに国内諸情勢が当分の間大きく変化しないという前提に立ち、また、日米安全保障体制の存在が国際関係の安定維持等に大きな役割を果たし続けると判断し、「防衛計画の大綱」(昭和五十一年一〇月二十九日国防会議及び閣議決定。以下「大綱」という。)を策定した。爾来、我が国は、大綱に従って防衛力の整備を進めてきたが、我が国の着実な防衛努力は、日米安全保障体制の存在及びその円滑かつ効果的な運用を図るための努力と相まって、我が国に対する侵略の未然防止のみならず、我が国周辺地域の平和と安定の維持に貢献している。

3 大綱策定後約二〇年が経過し、冷戦の終結等により米ソ両国を中心とした東西間の軍事的対峙の構造が消滅するなど国際情勢が大きく変化するとともに、主たる任務である我が国の防衛に加え、大規模な災害等への対応、国際平和協力業務の実施等より安定した安全保障環境の構築への貢献という分野においても、自衛隊の役割に対する期待が高まってきていることにかんがみ、今後の我が国の防衛力の在り方について、ここに「平成八年度以降に係る防衛計画の大綱」として、新たな指針を示すこととする。

4 我が国としては、日本国憲法の下、この指針に従い、日米安全保障体制の信頼性の向上に配慮しつつ、防衛力の適切な整備、維持及び運用を図ることにより、我が国の防衛を全うするとともに、国際社会の平和と安定に資するよう努めるものとする。

## II 国際情勢

この新たな指針の策定に当たって考慮した国際情勢のすう勢は、概略次のとおりである。

1 最近の国際社会においては、冷戦の終結等に伴い、圧倒的な軍事力を背景とする東西間の軍事的対峙の構造は消滅し、世界的な規模の武力紛争が生起する可能性は遠のいている。他方、各種の領土問題は依然存続しており、また、宗教上の対立や民族問題等に根ざす対立は、むしろ顕在化し、複雑で多様な地域紛争が発生している。さらに、核を始めする大量破壊兵器やミサイル等の拡散といった新たな危険が増大するなど、国際情勢は依然として不透明・不確実な要素をはらんでいる。

2 これに対し、国家間の相互依存関係が一層進展する中で、政治、経済等の各分野において国際的な協力を推進し、国際関係の一層の安定化を図るための各般の努力が継続されており、各種の不安定要因が深刻な国際問題に発展することを未然に防止することが重視されている。安全保障面では、米ロ間及び欧州においては関係諸国間の合意に基づく軍備管理・軍縮が引き続き進展しているほか、地域的な安全保障の枠組みの活用、多国間及び二国間対話の拡大や国際連合の役割の充実へ向けた努力が進められている。

主要国は、大規模な侵略への対応を主眼としてきた軍事力について再編・合理化を進めるとともに、それぞれが置かれた戦略環境等を考慮しつつ、地域紛争等多様な事態への対応能力を確保するため、積極的な努力を行っている。この努力は、国際協調に基づく国際連合等を通じた取組と相まって、より安定した安全保障環境を構築する上でも重要な要素となっている。このような中で、米国は、その強大な力を背景に、引き続き世界の平和と安定に大きな役割を果たし続けている。

3 我が国周辺地域においては、冷戦の終結やソ連の崩壊といった動きの下で極東ロシアの軍事力の量的削減や軍事態勢の変化がみられる。他方、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が存在している中で、多数の国が、経済発展等を背景に、軍事力の拡充ないし近代化に力を注いでいる。また、朝鮮半島にお

ける緊張が継続するなど不透明・不確実な要素が残されており、安定的な安全保障環境が確立されるには至っていない。このような状況の下で、我が国周辺地域において、我が国の安全に重大な影響を与える事態が発生する可能性は否定できない。しかしながら、同時に、二国間対話の拡大、地域的な安全保障への取組等、国家間の協調関係を深め、地域の安定を図ろうとする種々の動きがみられる。

日米安全保障体制を基調とする日米両国間の緊密な協力関係は、こうした安定的な安全保障環境の構築に資するとともに、この地域の平和と安定にとって必要な米国の関与と米軍の展開を確保する基盤となり、我が国の安全及び国際社会の安定を図る上で、引き続き重要な役割を果たしていくものと考えらる。

### Ⅲ 我が国の安全保障と防衛力の役割

#### (我が国の安全保障と防衛の基本方針)

1 我が国は、日本国憲法の下、外交努力の推進及び内政の安定による安全保障基盤の確立を図りつつ、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、日米安全保障体制を堅持し、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、節度ある防衛力を自主的に整備してきたところであるが、かかる我が国の基本方針は、引き続きこれを堅持するものとする。

#### (防衛力の在り方)

2 我が国はこれまで大綱に従って、防衛力の整備を進めてきたが、この大綱は、我が国に対する軍事的脅威に直接対抗するよりも、自らが力の空白となって我が国周辺地域における不安定要因とならないよう、独立国としての必要最小限の基盤的な防衛力を保有するという「基盤的防衛力構想」を取り入れたものである。この大綱で示されている防衛力は、防衛上必要な各種の機能を備え、後方支援体制を含めてその組織及び配備において均衡のとれた態勢を保有することを主眼としたものであり、我が国の置か

れている戦略環境、地理的特性等を踏まえて導き出されたものである。

このような基盤的な防衛力を保有するという考え方については、国際情勢のすう勢として、不透明・不確実な要素をはらみながら国際関係の安定化を図るための各般の努力が継続されていくものとみられ、また、日米安全保障体制が我が国の安全及び周辺地域の平和と安定にとって引き続き重要な役割を果たし続けるとの認識に立てば、今後ともこれを基本的に踏襲していくことが適当である。

一方、保有すべき防衛力の内容については、冷戦の終結等に伴い、我が国周辺諸国の一部において軍事力の削減や軍事態勢の変化がみられることや、地域紛争の発生や大量破壊兵器の拡散等安全保障上考慮すべき事態が多様化していることに留意しつつ、その具体的在り方を見直し、最も効率的で適切なものとする必要がある。また、その際、近年における科学技術の進歩、若年人口の減少傾向、格段に厳しさを増している経済財政事情等に配慮しておかなければならない。

また、自衛隊の主たる任務が我が国の防衛であることを基本としつつ、内外諸情勢の変化や国際社会において我が国の置かれている立場を考慮すれば、自衛隊もまた、社会の高度化や多様化の中で大きな影響をもたらし得る大規模な災害等の各種の事態に対して十分に備えておくとともに、より安定した安全保障環境の構築に向けた我が国の積極的な取組において、適時適切にその役割を担っていくべきである。

今後の我が国の防衛力については、こうした観点から、現行の防衛力の規模及び機能について見直しを行い、その合理化・効率化・コンパクト化を一層進めるとともに、必要な機能の充実と防衛力の質的な向上を図ることにより、多様な事態に対して有効に対応し得る防衛力を整備し、同時に事態の推移にも円滑に対応できるように適切な弾力性を確保し得るものとするのが適当である。

（日米安全保障体制）

3 米国との安全保障体制は、我が国の安全の確保にとって必要不可欠なものであり、また、我が国周辺地域における平和と安定を確保し、より安定した安全保障環境を構築するためにも、引き続き重要な役割を果たしていくものと考えられる。

こうした観点から、日米安全保障体制の信頼性の向上を図り、これを有効に機能させていくためには、①情報交換、政策協議等の充実、②共同研究並びに共同演習・共同訓練及びこれらに関する相互協力の充実等を含む運用面における効果的な協力態勢の構築、③装備・技術面での幅広い相互交流の充実並びに④在日米軍の駐留を円滑かつ効果的にするための各種施策の実施等に努める必要がある。

また、このような日米安全保障体制を基調とする日米両国間の緊密な協力関係は、地域的な多国間の安全保障に関する対話・協力の推進や国際連合の諸活動への協力等、国際社会の平和と安定への我が国の積極的な取組に資するものである。

(防衛力の役割)

4 今後の我が国の防衛力については、上記の認識の下に、以下のとおり、それぞれの分野において、適切にその役割を果たし得るものとする必要がある。

(1) 我が国の防衛

ア 周辺諸国の軍備に配慮しつつ、我が国の地理的特性に応じ防衛上必要な機能を備えた適切な規模の防衛力を保有するとともに、これを最も効果的に運用し得る態勢を築き、我が国の防衛意思を明示することにより、日米安全保障体制と相まって、我が国に対する侵略の未然防止に努めることとする。

核兵器の脅威に対しては、核兵器のない世界を目指した現実的かつ着実な核軍縮の国際的努力の中で積極的な役割を果たしつつ、米国の核抑止力に依存するものとする。

イ 間接侵略事態又は侵略につながるおそれのある軍事力をもってする不法行為が発生した場合には、これに即応して行動し、早期に事態を収拾することとする。

直接侵略事態が発生した場合には、これに即応して行動しつつ、米国との適切な協力の下、防衛力の総合的・有機的な運用を図ることによって、極力早期にこれを排除することとする。

(2) 大規模災害等各種の事態への対応

ア 大規模な自然災害、テロリズムにより引き起こされた特殊な災害その他の人命又は財産の保護を必要とする各種の事態に際して、関係機関から自衛隊による対応が要請された場合などに、関係機関との緊密な協力の下、適時適切に災害救援等の所要の行動を実施することとし、もって民生の安定に寄与する。

イ 我が国周辺地域において我が国の平和と安全に重要な影響を与えるような事態が発生した場合には、憲法及び関係法令に従い、必要に応じ国際連合の活動を適切に支持しつつ、日米安全保障体制の円滑かつ効果的な運用を図ること等により適切に対応する。

(3) より安定した安全保障環境の構築への貢献

ア 国際平和協力業務の実施を通じ、国際平和のための努力に寄与するとともに、国際緊急援助活動の実施を通じ、国際協力の推進に寄与する。

イ 安全保障対話・防衛交流を引き続き推進し、我が国の周辺諸国を含む関係諸国との間の信頼関係の増進を図る。

ウ 大量破壊兵器やミサイル等の拡散の防止、地雷等通常兵器に関する規制や管理等のために国際連合、国際機関等が行う軍備管理・軍縮分野における諸活動に対し協力する。

IV 我が国が保有すべき防衛力の内容

Ⅲで述べた我が国の防衛力の役割を果たすための基幹として、陸上、海上及び航空自衛隊において、それぞれ1に示される体制を維持し、2及び3に示される態勢等を保持することとする。

1 陸上、海上及び航空自衛隊の体制

(1) 陸上自衛隊

ア 我が国の領域のどの方面においても、侵略の当初から組織的な防衛行動を迅速かつ効果的に実施し得るよう、我が国の地理的特性等に従って均衡をとって配置された師団及び旅団を有していること。

イ 主として機動的に運用する各種の部隊を少なくとも一個戦術単位有していること。

ウ 師団等及び重要地域の防空に当たり得る地对空誘導弾部隊を有していること。

エ 高い練度を維持し、侵略等の事態に迅速に対処し得るよう、部隊等の編成に当たっては、常備自衛官をもって充てることを原則とし、一部の部隊については即応性の高い予備自衛官を主体として充てること。

(2) 海上自衛隊

ア 海上における侵略等の事態に対応し得るよう機動的に運用する艦艇部隊として、常時少なくとも一個護衛隊群を即応の態勢で維持し得る一個護衛艦隊を有していること。

イ 沿岸海域の警戒及び防備を目的とする艦艇部隊として、所定の海域ごとに少なくとも一個護衛隊を有していること。

ウ 必要とする場合に、主要な港湾、海峡等の警戒、防備及び掃海を実施し得るよう、潜水艦部隊、回転翼哨戒機部隊及び掃海部隊を有していること。

エ 周辺海域の監視哨戒等の任務に当たり得る固定翼哨戒機部隊を有していること。

## (3) 航空自衛隊

ア 我が国周辺のほぼ全空域を常時継続的に警戒監視するとともに、必要とする場合に警戒管制の任務に当たり得る航空警戒管制部隊を有していること。

イ 領空侵犯及び航空侵攻に対して即時適切な措置を講じ得る態勢を常時継続的に維持し得るよう、戦闘機部隊及び地対空誘導弾部隊を有していること。

ウ 必要とする場合に、着上陸侵攻阻止及び対地支援の任務を実施し得る部隊を有していること。

エ 必要とする場合に、航空偵察、航空輸送等の効果的な作戦支援を実施し得る部隊を有していること。

## 2 各種の態勢

自衛隊が以下の態勢を保持する際には、自衛隊の任務を迅速かつ効果的に遂行するため、統合幕僚会議の機能の充実等による各自衛隊の統合的かつ有機的な運用及び関係各機関との間の有機的協力関係の推進に特に配慮する。

## (1) 侵略事態等に対応する態勢

ア 日米両国間における各種の研究、共同演習・共同訓練等を通じ、日米安全保障体制の信頼性の維持向上に努めるとともに、直接侵略事態が発生した場合、各種の防衛機能を有機的に組み合わせることにより、その態様に即応して行動し、有効な能力を発揮し得ること。

イ 間接侵略及び軍事力をもってする不法行為が発生した場合には、これに即応して行動し、適切な措置を講じ得ること。

ウ 我が国の領空に侵入した航空機又は侵入するおそれのある航空機に対し、即時適切な措置を講じ得ること。

- (2) 災害救援等の態勢  
国内のどの地域においても、大規模な災害等人命又は財産の保護を必要とする各種の事態に対して、適時適切に災害救援等の行動を実施し得ること。
- (3) 国際平和協力業務等の実施の態勢  
国際社会の平和と安定の維持に資するため、国際平和協力業務及び国際緊急援助活動を適時適切に実施し得ること。
- (4) 警戒、情報及び指揮通信の態勢  
情勢の変化を早期に察知し、機敏な意思決定に資するため、常時継続的に警戒監視を行うとともに、多様な情報収集手段の保有及び能力の高い情報専門家の確保を通じ、戦略情報を含む高度の情報収集・分析等を実施し得ること。  
また、高度の指揮通信機能を保持し、統合的な観点も踏まえて防衛力の有機的な運用を迅速かつ適切になし得ること。
- (5) 後方支援の態勢  
各種の事態への対処行動等を効果的に実施するため、輸送、救難、補給、保守整備、衛生等の各後方支援分野において必要な機能を発揮し得ること。
- (6) 人事・教育訓練の態勢  
適正な人的構成の下に、厳正な規律を保持し、各自衛隊・各機関相互間及び他省庁・民間との交流の推進等を通じ、高い士気及び能力並びに広い視野を備えた隊員を有し、組織全体の能力を発揮し得るとともに、国際平和協力業務等の円滑な実施にも配慮しつつ、隊員の募集、処遇、人材育成・教育訓練等を適切に実施し得ること。

## 3 防衛力の弾力性の確保

防衛力の規模及び機能についての見直しの中で、養成及び取得に長期間を要する要員及び装備を、教育訓練部門等において保持したり、即応性の高い予備自衛官を確保することにより、事態の推移に円滑に対応できるように適切な弾力性を確保することとする。

主要な編成、装備等の具体的規模は、別表のとおりとする。

## V 防衛力の整備、維持及び運用における留意事項

1 各自衛隊の体制等IVで述べた防衛力を整備、維持及び運用することを基本とし、その具体的実施に際しては、次の諸点に留意してこれを行うものとする。

なお、各年度の防衛力の具体的整備内容のうち、主要な事項の決定に当たっては、安全保障会議に諮るものとする。

(1) 経済財政事情等を勘案し、国の他の諸施策との調和を図りつつ、防衛力の整備、維持及び運用を行うものとする。

その際、格段に厳しさを増している財政事情を踏まえ、中長期的な見通しの下に経費配分を適切に行うことにより、防衛力全体として円滑に十全な機能を果たし得るように特に配慮する。

(2) 関係地方公共団体との緊密な協力の下に、防衛施設の効率的な維持及び整備並びに円滑な統廃合の実施を推進するため、所要の態勢の整備に配慮するとともに、周辺地域とのより一層の調和を図るための諸施策を実施する。

(3) 装備品等の整備に当たっては、緊急時の急速取得、教育訓練の容易性、装備の導入に伴う後年度の諸経費を含む費用対効果等についての総合的な判断の下に、調達価格等の抑制を図るための効率的な調達補給態勢の整備に配慮して、その効果的な実施を図る。

その際、適切な国産化等を通じた防衛生産・技術基盤の維持に配慮する。  
 (4) 技術進歩のすう勢に対応し、防衛力の質的水準の維持向上に資するため、技術研究開発の態勢の充実に努める。

2 将来情勢に重要な変化が生じ、防衛力の在り方の見直しが必要になると予想される場合には、その時の情勢に照らして、新たに検討するものとする。

別表

海上自衛隊		陸上自衛隊			
主要装備	基幹部隊	主要装備	基幹部隊		編成定数 常備自衛官定員 即応予備自衛官員数
潜水艦 護衛艦 作戦用航空機	掃海部隊 陸上哨戒機部隊	戦車 主要特科装備	地对空誘導弾部隊	機動運用部隊	平時地域配備する部隊
約一七〇機	一個掃海隊群 一三個隊	約九〇〇両 約九〇〇両	八個高射特科群	一個ヘリコプター団	一個機甲師団 一個空挺団
	護衛艦部隊(機動運用) 護衛艦部隊(地方隊) 潜水艦部隊	四個護衛隊群 七個隊 六個隊			八個師団 六個旅団
	護衛艦 潜水艦				一六万人 一四万五千人 一万五千人

航空自衛隊		
主要装備	基幹部隊	
うち戦闘機	航空警戒管制部隊 要撃戦闘機部隊 支援戦闘機部隊 航空偵察部隊 航空輸送部隊 地对空誘導弾部隊 作戦用航空機	八個警戒群 二〇個警戒隊 一個飛行隊 九個飛行隊 三個飛行隊 一個飛行隊 三個飛行隊 六個高射群 約四〇〇機 約三〇〇機

（参考資料二）

○内閣官房長官談話（平成七年一月二八日）

- 一 政府は、本日、安全保障会議及び閣議において、「平成八年度以降に係る防衛計画の大綱について」を決定いたしました。これは、昭和五十一年にいわゆる「基盤的防衛力構想」を取り入れて策定された「防衛計画の大綱」に代わるものであります。今後はこれを受けまして、平成八年度以降の中期的な防衛力整備計画の策定作業が進められることとなります。
- 二 今般、このように「平成八年度以降に係る防衛計画の大綱」を策定し、新たな指針を示すこととしたのは、「防衛計画の大綱」策定後約二〇年が経過し、冷戦の終結等により東西間の軍事的対峙の構造が消滅するなど国際情勢が大きく変化するとともに、主たる任務である我が国の防衛に加え、大規模な災害等への対応、より安定した安全保障環境の構築への貢献という分野においても、自衛隊の役割に対する期待が高まっていることを考慮したものであります。

三 新「防衛大綱」においては、まず、日本国憲法の下にこれまで我が国がとってきた防衛の基本方針については、引き続き堅持することとしております。

なお、集団的自衛権の行使のように我が国の憲法上許されないとされている事項について、従来の政府見解に何ら変更がないことは当然であります。

四 次に今後の我が国の防衛力については、基盤的な防衛力を保有するというこれまでの考え方を基本的に踏襲することとしておりますが、これは国際情勢のすう勢として、不透明・不確実な要素をはらみながら国際関係の安定化を図るための各般の努力が継続されていくものとみられ、また、日米安全保障体制が我が国の安全及び周辺地域の平和と安定にとって引き続き重要な役割を果たし続けるとの認識に立っていることによるものであります。

また、今後の防衛力の内容については、現行の防衛力の規模及び機能について見直しを行い、その合理化・効率化・コンパクト化を一層進めるとともに、必要な機能の充実と防衛力の質的な向上を図ることにより、多様な事態に対して有効に対応し得る防衛力を整備することとしております。その際、近年における科学技術の進歩、若年人口の減少傾向、格段に厳しさを増している経済財政事情等に配慮して、最も効率的で適切な態勢を追求しており、主要な部隊の編成や装備の具体的な規模については、別表に掲げているところであります。

五 日米安全保障体制については、これが、我が国の安全確保にとって不可欠なものであり、また、我が国周辺地域における平和と安定を確保し、より安定した安全保障環境を構築するためにも引き続き重要な役割を果たしていくとの認識を示しております。

これは、日米安全保障体制に基づく米軍の存在と米国の関与が我が国周辺地域の安定要因となっており、また、日米安全保障体制を基調とする日米両国間の安全保障、政治、経済など各般の分野における

幅広く緊密な協力関係が我が国周辺地域の平和と安定に貢献しているとの趣旨を示したものであります。したがって、ここでいう「我が国周辺地域における平和と安定を確保し」との表現により、日米安全保障条約にいう「極東」の範囲の解釈に関する政府統一見解を変更するようなものではありません。

また、日米安全保障体制の信頼性の向上を図り、これを有効に機能させていくため、政策協議等の充実、運用面における効果的な協力態勢の構築、装備・技術面での幅広い相互交流の充実及び在日米軍の駐留を円滑かつ効果的にするための各種施策の実施等に努める必要があるとされていますが、この在日米軍に関連した施策には、在日米軍駐留支援のみならず、在日米軍の施設・区域が高度に集中している沖縄において、日米安全保障条約の目的達成との調和を図りつつ、施設・区域の整理・統合・縮小を推進することが含まれているところであり、これに積極的に取り組んでいく所存であります。

六 防衛力の役割については、我が国への侵略に対する防衛がその中心であることは当然の前提であります。大規模災害等への対応として、関係機関との緊密な協力の下、適時適切に災害救援等の行動を実施するとともに、我が国の平和と安全に重要な影響を与えるような事態が発生した場合に、憲法及び関係法令に従い、適切に対応していく旨述べております。また、より安定した安全保障環境の構築への貢献として、国際平和協力業務や安全保障対話・防衛交流の推進、軍備管理・軍縮分野における諸活動への協力を進めていくこととしております。

なお、武器輸出三原則等に関しては、装備・技術面での幅広い相互交流の充実による日米安全保障体制の効果的運用との調和を図りつつ、国際紛争等を助長することを回避するというその基本理念を維持していく所存であります。

七 政府は、今回の決定を国会に御報告いたします。

国民の皆様におかれましても、御理解と御協力を切に希望する次第であります。

二〇 大東亜戦争

昭和一六年二月八日に開戦となった戦争の、支那事変をも含めた呼称である。この呼称は、同月二日の閣議において、「今次ノ対米英戦争及今後情勢ノ推移ニ伴ヒ生起スルコトアルヘキ戦争ハ支那事変ヲモ含メ大東亜戦争ト呼称ス」として、決定された。

この呼称は、昭和二〇年八月二十五日以降も用いられていたが、同年二月二十五日のいわゆる神道指令により、公文書において使用することが禁じられたため、当時、「大東亜戦争」という文言を用いていた法令については、この指令を受けて、「大東亜戦争」を「今次ノ戦争」に改める措置が採られた。

なお、その後、当該戦争の統一的呼称に関し、政府として、特段の決定は行っていない。

(質問主意書・答弁書)

第四について

・・・また、御指摘の戦争の呼称に関しては、昭和二十年十二月のいわゆる神道指令を受け、法令中の「大東亜戦争」の文言を「今次ノ戦争」に改める措置がとられた経緯があるが、その後、当該戦争の統一的呼称に関し、特段の決定は行っていない。

(昭六二・五・一五 対滝沢幸助・衆)

(二〇メモ)

(国会答弁例)

衆・予算委一分科 昭六〇・三・八  
藤波内閣官房長官 答弁

○藤波内閣大臣 昭和十六年十二月十二日の閣議におきまして、さきの大戦の呼称を大東亜戦争とするという旨が決定をされております。しかしながら、昭和二十年十二月のいわゆる神道指令を踏まえまして、閣議を経て、戦争の呼称を今次の戦争などと変更して現在に至っておる、こういう経緯でございます。

(参考資料)

○今次戦争ノ呼稱並ニ平戦時ノ分界時期等ニ付テ(昭和一六年一二月一二日 閣議決定)

一、今次ノ對米英戦争及今後情勢ノ推移ニ伴ヒ生起スルコトアルヘキ戦争ハ支那事變ヲ含メ大東亜戦争ト呼稱ス

二、給與、刑法ノ適用等ニ關スル平時、戦時ノ分界時期ハ昭和十六年十二月八日午前一時三十分トス

三、帝國領土(南洋群島委任統治區域ヲ除ク)ハ差當リ戦地ト指定スルコトナシ

但シ帝國領土ニ在リテハ第二號ニ關スル個々ノ問題ニ付其他ノ状態ヲ考慮シ戦地並ニ取扱フモノトス

○情報局発表(昭和一六年一二月一三日付け朝日新聞による。)

今次の対米英戦は、支那事變をも含め大東亜戦争と呼称す、大東亜戦争と称するは、大東亜新秩序建設を目的とする戦争なることを意味するものにして、戦争地域を大東亜のみに限定する意味に非ず

## ○「神道指令」(抄)

国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件

(昭和二〇年一月二十五日連合国軍最高司令官総司令部參謀副官發第三号日本政府ニ対スル覚書)

一、国家指定ノ宗教乃至祭式ニ対スル信仰或ハ信仰告白ノ(直接的或ハ間接的)強制ヨリ日本国民ヲ解放スル為ニ戦争犯罪、敗北、苦惱困窮及ビ現在ノ悲惨ナル状態ヲ招来セル「イデオロギー」ニ対スル強制的財政援助ヨリ生ズル日本国民ノ經濟的負担ヲ取り除ク為ニ神道ノ教理並ニ信仰ヲ歪曲シテ日本国民ヲ欺キ侵略戦争ヘ誘導スルタメニ意図サレタ軍国主義的並ニ過激ナル国家主義的宣伝ニ利用スルガ如キコトノ再ビ起ルコトヲ防止スル為ニ再教育ニ依ッテ国民生活ヲ更新シ永久ノ平和及民主主義ノ理想ニ基礎ヲ置ク新日本建設ヲ実現セシムル計画ニ対シテ日本国民ヲ援助スル為ニ茲ニ左ノ指令ヲ發ス。

イソリ (略)

又 公文書ニ於テ「大東亞戦争」、「八紘一宇」ナル用語乃至ソノ他ノ用語ニシテ日本語トシテソノ意味ノ連想ガ国家神道、軍国主義、過激ナル国家主義ト切り離シ得ザルモノハ之ヲ使用スルコトヲ禁止スル。而シテカカル用語ノ即刻停止ヲ命令スル。

ルソワ (略)

二、(略)

三、日本帝国政府ハ一九四六年三月十五日迄ニ本司令部ニ対シテ本指令ノ各条項ニ從ッテ取ラレタル諸措置ヲ詳細ニ記述セル總括的報告ヲ提出スベキモノナルコト。

四、日本ノ政府、県庁、市町村ノ凡テノ官公吏、属官、雇員並ニアラユル教師、教育関係職員、国民、日本国内在住者ハ本指令各条項ノ文言並ニソノ精神ヲ遵守スルコトニ対シテ夫々個人的責任ヲ負フベキコト。

最高司令官ニ代リテ

参謀副官 陸軍大佐

H・W・アレン

○「大東亞戦争」という文言の改正例

昭和二十一年三月十三日

内閣總理大臣 男爵 幣原 喜重郎

内務大臣 三土 忠造

大藏大臣 子爵 澁澤 敬三

運輸大臣 村上 義一

勅令第三百二十九號(官報三月十四日)

左ニ掲グル法律及勅令中「大東亞戦争」ヲ「今次の戦争」ニ改ム

臨時船舶管理法

昭和二十年法律第十九號

昭和二十年勅令第六十七號

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十一年三月十四日

内閣總理大臣 男爵 幣原 喜重郎

大藏大臣 子爵 澁澤 敬三

勅令第四百十二號（官報三月十四日）

左ニ掲グル法令中「大東亞戰爭」ヲ「今次ノ戰爭」ニ改ム

國有財産法

臨時利得税法

臨時軍事費特別會計法

臨時資金調整法

臨時租税措置法

臨時通貨法

特別法人税法

納税施設法

企業整備資金措置法

外資金庫法

軍需金融等特別措置法

昭和十二年法律第九十四號

昭和十三年法律第二十二號

昭和十四年法律第三十一號

昭和十五年法律第六十九號

政府職員共済組合法

會計規則等戰時特例

(二〇メモ)

臨時資金調整法特例

昭和十九年勅令第二百四十五號

昭和十九年勅令第三百二十一號

昭和二十年勅令第四百七十八號

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(注) 最近まで「大東亜戦争」という文言を用いていた法令としては、許可認可等臨時措置法(昭一八・三一八法七六)があつたが、行政事務に関する国と地方の關係等の整理及び合理化に関する法律(平三・五・二一法七九)により廃止された(廃止に係る規定の施行は平四・五・二〇)。これに伴い、同法により民法(明二九法八九)の一部が改正され、法人に係る主務官庁の権限の委任に関する規定(民法第八三条の二等)が整備された。

○旧許可認可等臨時措置法(昭一八・三一八法七六)

①大東亜戦争ニ際シ行政簡素化ノ為必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ法律ニ依リ許可、認可、免許、特許、承認、検査、協議、届出、報告等ヲ要スル事項ニ付左ニ掲グル措置ヲ為スコトヲ得

一〜六(略)

2・3(略)

○「太平洋戦争」という文言を用いている現行法令

①沖繩県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法

(昭五二・五・一八 法四〇)

(定義)

第二条 この法律において「位置境界不明地域」とは、沖縄県の区域内において、太平洋戦争による破壊又はアメリカ合衆国の軍隊の行為によつて、土地の形質が変更され、又は土地登記簿及び地図が滅失したことにより、各筆の土地の位置境界が明らかでないこととなつた土地が広範に存在する地域として、政令で定めるところにより、沖縄開発庁長官又は防衛施設庁長官が指定したものをいう。

2・3 (略)

② 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法施行令(昭五二・九・八 政二六〇)

(財政措置)

第十三条 国は、法第二十二條第一項に規定する位置境界不明地域内にある前条各号に掲げる道路を構成する敷地である土地のうち太平洋戦争の開始の日から日本国との平和条約の効力発生の日の前日までに築造された道の敷地であつたものを当該道路の道路管理者(道路法第十八條第一項の道路管理者をいう。以下同じ。)が取得する場合においては、当該土地の取得に要する費用について、前条第一号及び第二号に掲げる道路に係るものについてはその十分の十を沖縄県に対して、同条第三号に掲げる道路に係るものについてはその十分の八を当該道路の道路管理者である市町村に対して、補助するものとする。

2・3 (略)

③ 所得税法施行令 (昭四〇・三・三一 政九六)

(寡婦の範囲)

第十一条 法第二条第一項第三十一号イ又はロ (寡婦の意義) に規定する夫の生死の明らかでない者で政令で定めるものは、次に掲げる者の妻とする。

- 一 太平洋戦争の終結の当時もとの陸海軍に属していた者で、まだ国内に帰らないもの
- 二 前号に掲げる者以外の者で、太平洋戦争の終結の当時国外にあってまだ国内に帰らず、かつ、その帰らないことについて同号に掲げる者と同様の事情があると認められるもの
- 三 五 (略)

2 (略)

④ 地方税法施行令 (昭二五・七・三一 政二四五)

(寡婦の範囲)

第七条の二 法第二十三条第一項第十一号イ又はロに規定する夫の生死が明らかでない者で政令で定めるものは、次に掲げる者の妻とする。

- 一 太平洋戦争の終結の当時もとの陸海軍に属していた者で、まだ法の施行地内に帰らないもの
- 二 前号に掲げる者以外の者で、太平洋戦争の終結の当時法の施行地外にあってまだ法の施行地内に帰らず、かつ、その帰らないことについて同号に掲げる者と同様の事情があると認められるもの
- 三 五 (略)

2 (略)

## 二二 中立

一 中立とは、戦時国際法上の制度であり、国際法上の戦争状態が発生した場合に、戦争に参加しない国家が交戦当事国に対して有する地位をいう。

二 戦時国際法上の一般原則によれば、交戦当事国間に戦争状態が成立すると、戦争に参加しない第三国は、当然に中立国となり、交戦当事国との間に中立国としての権利義務関係が発生する（中立国は、交戦当事国に対し公平と回避を維持するために特殊な義務を負う。）。

このような「中立」制度は、戦争が国際法上合法であった時代に成立し発達したものである。一九〇七年のハーグ中立諸条約（陸戦ノ場合ニ於ケル中立国及中立人ノ権利義務ニ関スル条約、海戦ノ場合ニ於ケル中立国ノ権利義務ニ関スル条約）はこのプロセスの帰結であり、成果である。

三 しかし、それ以後、国際連盟規約、不戦条約を通じて戦争の違法化への国際法の発展が見られ、国連憲章に至ってそれが一応の完結を見た。このように「戦争」の地位が国際法上基本的に変化するに伴って、戦争に伴う地位としての「中立」の制度も根本的に変化せざるを得なかった。

四 国連憲章の下では、加盟国は原則として武力の行使を禁じられており、武力紛争が万一発生する場合でも、国連自身が加盟国に対し国際の平和と安全の維持、回復のために必要な軍事的その他の措置をとることを求めることができるほか、加盟国が自衛権の行使として実力行使に訴えることが認められているのみである。

これらの場合、現実を生ずる事態は実態的には武力衝突ではあっても、法的には戦争とは性質的に異なるものであり、第三国を伝統的な意味での「中立」の地位に当然に立たしめるものではない。

五 以上のような条件の枠内において、武力紛争が発生した場合に、第三国が「中立」の立場を選ぶかどうかどう

かは、基本的には当該国の政策の問題であるが、第三国が伝統的な意味での「中立」の立場を維持しなかったとしても、国連憲章下の今日の国際法上、直ちに「中立義務違反」としての違法行為を構成するものではなく、また、法的に当該武力紛争における「交戦国」としての立場に立たされることになるわけではない。(例えば一九三九年から四一年までの第二次大戦における米国の「非交戦国」(Non-belligerent)の立場や、朝鮮事象において国連安保理決議に協力した国連加盟国の立場は、かかる見地から合法とみなされている。)

(国会答弁例)

〔衆・外務委 昭四七・四・二六〕  
高島外務省条約局長 答弁

○高島政府委員・・・これは戦前の戦争の概念から申しますと、戦争があつた場合に交戦当事国以外は、いわゆる中立国ということで中立国としての特別の義務を負わなければならない。したがって、その交戦国に対して基地を提供するとか、交戦国の必要とする戦略物資を補給するとかということは禁止されております。これはしたがいまして戦前の戦争を前提とした国際法の概念でございます。戦後は先ほど申しましたとおり、自衛権の行使として以外の武力の行使は認められない、または国連自体が決定をした強制措置以外、たとえば朝鮮におけるがごとき場合以外は各国がかつてに武力を行使することは許されないというたてまえからいたしました。そのような前提に立ちますと、ただいま先生がおっしゃったような戦前の交戦国あるいは中立国、これとの関連におきますいろいろな法規の適用ということは、現在はございません。したがっ

て、戦地においては、先ほどいろいろ申しましたとおり、いろいろ戦闘に関する諸法規が適用されるというふうに思いますが、それ以外の国を中立国として中立法規を順守しなければならないというような関係には立ちません。したがって自衛権の行使に対して特定の基地を提供するというようなことは、何ら現在の国際連合憲章のもとで禁止されておる行為ではないというふうに確信しております。

〔衆・内閣委 昭五〇・八・二六〕  
松永外務省条約局長 答弁

○松永説明員 ……その次の中立法規が適用されるかどうかという御質問でございますけれども、中立ということとは、先ほど申しました伝統国際法のもとにおきまして戦争が合法化されたときに、戦争当事国とその当事国でない国との関係を規律するためにつくられている法規でございます。現在の戦争というのが合法化されていない国際法のもとにおいて中立法規がそのまま適用になると考えるのは適当でないと考えております。

○松永説明員 ……国際法上の議論として中立であるかいなかということ、現在の状態において議論することは必ずしも適当でないと考えます。その理由は、先ほど申しましたごとく、中立に関する法規と申しますのは、戦争というものが合法化されていたときに、中立国の中立義務あるいは交戦国の中立を尊重すべき義務を定めた戦時法規でございますから、そういう意味で用いられております国際法上の中立というものが存在するか存在しないかという議論を、現在の国連憲章のもとにおける国際関係に当てはめて議論するということは適当ではないというふうに考えております。

〔衆・予算委 昭五八・三・三〕

〔栗山外務省条約局長 答弁〕

○栗山政府委員 戦前の伝統的な国際法、戦時国際法というものがそのままの形で妥当しないということは、従来から申し上げておるところでございます。もちろん、すべてないということではございませんが、戦後におきましては、・・・国連憲章のもとで自衛権以外の武力行使というものが認められなくなったという状況のもとにおきまして、戦前の伝統的な国際法のもとのいわゆる中立法規というようなものがそのままの形では適用にならないということは、従来から政府が申し上げているところでございます。

○栗山政府委員 今日国際法におきましては、伝統的な戦時国際法の中でいわゆる人道法と称せられておりますような、各種の戦闘手段、行為についてのいろいろな人道的な考慮からの制限というようなものはそのまま今日においても妥当すると思えます。しかしながら、たとえば典型的な例で申し上げますと、中立法規に伴います中立国の義務でありますとか、それに対します交戦国の中立国の中立の尊重義務でありますとか、そういうようなものは今日の国連憲章のもとではそのままの形では妥当しないということでございます。

〔衆・予算委 昭六一・三・八〕  
〔小和田外務省条約局長 答弁〕

○小和田政府委員 御指摘の一九〇七年の陸戦及び海戦の場合における中立に関する条約は、発効いたしまして日本も当事国になった条約でございます。ただ、この条約は、詳細は申し上げませんが、古い条約でございます。今日の国連憲章下の事態においてそのまま適用があるというふうにお考えになることは必ずしも正しくないというふうに理解しております。

○小和田政府委員 ・・・国連憲章に至りまして、国際法上のテクニカルな意味で申しますところの戦争というものは違法な存在ということになったわけでございます。この戦争というものに伴う事態であるところ

の中立制度、伝統的な国際法で言うところの中立制度というものも、それに従って根本的な変更を受けておるといふのが私どもの認識でございます。

国連憲章のもとでは、御承知のように、武力の行使が原則的に加盟国に対して禁ぜられております。そこで、万一武力紛争が発生するという事態を考へてみましても、それは国連自身が加盟国に対して国際の平和と安全の維持あるいは回復のために必要な軍事的その他の措置をとることを求めるといふケースと、それから憲章第五十一条で認められておりますところの加盟国が自衛権の行使として実力行使に訴える、こういう二つのケースが認められておるとどまるわけでありませう。

そこで、そういう二つの場合におきまして、国連憲章の枠組みの中におきましては、現実を生ずる事態といたうのが実体的に武力紛争に当たるといふような事態でありませう、それは法的に、国際法的な認識としては、いわゆる伝統的な国際法で言うところの戦争といふものとは性質的には同一ではないのでございまして、第三国は伝統的な意味での中立という地位に立つわけではないということになるわけでございます。

つまり、中立国と交戦国というものを二元論的に割り切るといふ考え方、十九世紀に主として成立、発展いたしましたそういう考え方というものが、今や非常に大きい基本的な変更を受けているわけでありまして、今日の国連憲章のもとにおいて存在している事態というものは、違法な武力行使に訴える国と、それに対して国連自体の要請によって武力行使を行う国ないしは固有の自衛権に従って武力行使を行う国といふふうになるわけでございます。その場合に第三国がすべて中立という、厳密な意味での中立という立場をとらなければならぬという義務は当然には発生しないということになるわけでございます。ちなみに、これは政府の考え方でございますが、学説的にも通説的な考え方ということになっておると承知しております。

〔衆・予算委 平一・二・一・一〕  
東郷外務省条約局長 答弁

○東郷政府委員 . . .

交戦国、中立国というこの概念、これは . . . 戦争自体が国家政策の遂行手段の一つとして認められていた伝統的な戦時国際法のもとで発達したものでございます。これに対しまして、第二次世界大戦以降、武力の行使が原則的に禁止されまして、国際法上の戦争が違法化された国連憲章のもとにおきましては、戦争が違法でないということ为前提としました交戦国それから中立国、こういった概念が今日そのまま適用になるわけではないというふうに考えております。

## 二二 東京裁判

(二口メモ)

- 一 東京裁判とは、一般に、極東国際軍事裁判所が行った裁判の俗称である。
- 二 同裁判所は、昭和二十一年一月一九日付、連合国軍最高司令官ダグラス・マッカーサーの命により、極東における重大戦争犯罪人の審理及び処罰のため、東京を常設地として設置され、同年五月三日に開廷し、二十三年一月一二日に判決を下した。同裁判所は、極東国際軍事裁判所条例に基づき、平和に対する罪を含む犯罪につき、個人として、又は団員員として訴追された者を審理し、処罰する権限を有し、a 平和に対する罪、b 通例の戦争犯罪、c 人道に対する罪を同裁判所の管轄に属する犯罪とした。裁判官は、米、中、英、ソ連、オーストラリア、カナダ、仏、オランダ、ニュージーランド、インド、フィリピンの一一か国から任命され、裁判長には、オーストラリアのウェット判事が任命された。東条英機元首相ら日本人計二八名が起訴され、内七名が死刑、一六名が終身禁固刑、一名が二〇年の禁固刑、一名が七年の禁固刑を言い渡された(この他、二名(松岡洋右・永野修身)は未決拘禁中死亡、一名(大川周明)は精神異常により審理除外)。
- 三 同裁判をめぐる法的な諸問題に関しては種々の議論があるが、我が国としては、日本国との平和条約(いわゆるサンフランシスコ平和条約)第一条によって、極東国際軍事裁判所の裁判を受諾している。

(参考資料一)

○極東国際軍事裁判の判定

【7年の禁固刑】	東郷茂徳	鈴木貞一郎	梅津美貞	白鳥敏夫	嶋田繁太	佐藤賢了	大岡敬浩	岡南純郎	南第1	小磯昭一	木戸孝宣	賀屋興一	星野直樹	平沼俊一	畑本欣五郎	橋本貞夫	荒木貞夫	【終身の禁固刑】	武藤章	松井根	木村兵衛	板垣征四郎	広田弘毅	土肥賢二	東条英機	【絞首刑】	
	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32	第1、27、29、31、32
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

(訴因)

(1107)

東京裁判

重光 葵 . . . . . 第27、29、31、32、33、55

注 (訴因) 第1 東アジア、太平洋およびインド洋と、その地域内にある諸国との支配

を獲得するために、侵略戦争をおこなう共同謀議をなしたこと。 第27 中国に対し

て侵略戦争をおこなったこと。 第29 アメリカに対して侵略戦争をおこなったこと。

第31 イギリス連邦に対して侵略戦争をおこなったこと。 第32 オランダに対し

て侵略戦争をおこなったこと。 第33 フランスに対して侵略戦争をおこなったこと。

第35 ハサン湖でソヴェトに侵略戦争をおこなったこと。 第36 ノモンハンでソヴ

ェトに侵略戦争をおこなったこと。 第54 通常の戦争犯罪の遂行を命令し、授権し、

許可したこと。 第55 捕虜と一般抑留者に関する規則の実施をおこたったこと。

〔「世界大百科事典 7」(一九七二年 平凡社刊) 五九四頁(寺沢一執筆)より引用〕

(参考資料二)

○極東国際軍事裁判所条例 (抄)

一九四六年一月一九日付連合国軍最高司令官の宣言は、極東国際軍事裁判所を設置した。

本裁判所条例は、次のとおりである。

第一章 裁判所の構成

第一条 裁判所の設置

極東における重大戦争犯罪人の公正かつ迅速な審理及び処罰のため、ここに極東国際軍事裁判所を設置する。裁判所の常設地は、東京とする。

第五条 人及び犯罪に関する管轄



本裁判所は、平和に対する罪を含む犯罪につき、個人として、又は団体員として訴追された極東戦争犯罪人を審理し、処罰する権限を有する。

次に掲げる各行為又はそのいずれかは、本裁判所の管轄に属する犯罪とし、これについては個人的責任が成立する。

a. 平和に対する罪 すなわち、宣戦を布告し、若しくは布告しない侵略戦争若しくは国際法、条約、協定若しくは誓約に違反する戦争の計画、準備、開始若しくは遂行又はこれらの各行為のいずれかを達成するための共通の計画若しくは共同謀議への参加

b. 通例の戦争犯罪 すなわち、戦争の法規または慣例の違反

c. 人道に対する罪 すなわち、戦前若しくは戦時中すべての一般人民に対して行なわれた殺人、殲滅、奴隷化、追放及びその他の非人道的行為又は犯行地の国内法の違反であると否とを問わず、本裁判所の管轄に属する犯罪の遂行として、若しくはこれに関連して行なわれた政治的若しくは人種的理由に基づく迫害行為 上記犯罪のいずれかを犯そうとする共通の計画又は共同謀議の立案又は実行に参加した指導者、組織者、教唆者及び共犯者は、何人によってなされたかを問わず、その計画の遂行上行なわれた一切の行為につき責任を有する。

(注一) 「戦争犯罪裁判関係法令集 第一巻」(法務大臣官房司法法制調査部 一九六三)四〇、四二頁より引用

(注二) 本条例は、一九四六年四月二六日一般命令第二〇号で全面的に改正されているが、ここに抄出している第一条及び第五条に実質的な改正はない。すなわち第五条cの「戦時中すべての一般人民に対して」が「戦時中に」に改められているにとどまる。

(参照条文)

○日本国との平和条約(抄)

昭和二六年 九月 八日 サン・フランシスコ市で署名

昭和二六年 一月 一八日 批准

昭和二六年 一月 二八日 批准書寄託

昭和二七年 四月 二八日 効力発生

昭和二七年 四月 二八日 公布(条約第五号)

### 第十一条

日本国は、極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾し、且つ、日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行するものとする。これらの拘禁されている者を赦免し、減刑し、及び仮出獄させる権限は、各事件について刑を課した一又は二以上の政府の決定及び日本国の勧告に基く場合の外、行使することができない。極東国際軍事裁判所が刑を宣告した者については、この権限は、裁判所に代表者を出した政府の過半数の決定及び日本国の勧告に基く場合の外、行使することができない。

(質問主意書・答弁書)

(昭六二・五・一五 対滝沢幸助・衆)

### 第一について

1 極東国際軍事裁判については、同裁判をめぐる法的な諸問題に関して、種々の議論があることは承知しているが、国と国との間の関係においては、我が国は、サン・フランシスコ平和条約第十一条によつ

て、極東国際軍事裁判所の裁判を受諾しているところである。

(国会答弁例)

〔衆・平和条約、安保条約特別委 昭二六・一〇・一七〕  
西村 外務省 条約局長 答 弁

○西村(熊) 政府委員 平和条約と安全保障条約につきまして、簡単に逐条説明を申し上げます。…第十一条は戦犯に関する規定であります。戦犯に関しましては、平和条約に特別の規定を置かない限り、平和条約の効力発生と同時に、戦犯に対する判決は将来に向けて効力を失い、裁判がまだ終わっていない者は釈放しなければならぬというのが国際法の原則であります。従って第十一条はそういう当然の結果にならないために置かれたものでございまして、第一段におきまして、日本は極東軍事裁判所の判決その他各連合国の軍事裁判所によってなした裁判を承諾したということになっております。後段は内地において服役しております戦犯につきまして、日本が判決の執行の任に当るといふことと、こういう人たちの恩赦、釈放、減刑などに関する事柄は、日本政府の勧告に依じて、判決を下した連合国政府においてこれを行う、極東軍事裁判所の下した判決につきましては、連合国の過半数によって決定する、こういう趣旨でございまして、従いまして第十一条後段の利益は、国外において服役中の戦犯者には適用ありません。…

〔参・平和条約、安保条約特別委 昭二六・一一・一〇〕  
大 橋 法 務 総 裁 答 弁

○国務大臣(大橋武夫君) 講和条約第十一条によりまして裁判を受諾するということは、被告人に対しまして申渡された裁判を合法的且つ最終的のものとして、日本国政府が承認をするという意味を含んでおると

存するのでございます。従いまして、その現在あります確定しておりますところの裁判につきまして、日本政府の立場から、その手続なり或いは内容について適当でないという点を指摘いたしましたして、その修正を求めるといふ方法は原則的には銷されておる、こう考えるわけであります。併しながら何分にも多数の戦犯の諸君の数でございますし、又遠隔の、殊に言語不十分といったような非常に特殊な環境のもとに裁判されたものでございますから、今後調査によりまして、個々のにいろいろ不適當ではないかと認められるようなものがありましたならば、その都度外交上の手段を通じまして、でき得る限り是正の道を図るといふのが、これは政府として当然考えなければならん事柄でないかと思ひます。但しこれは条約上の権利として主張し得るものではない。条約は一応裁判を日本国が受諾いたしておるのであります。ただその後は通常の外交上の措置といたしまして、できる限り政府といたしましては努力をいたしたい、こういう次第でございます。

〔衆・外務委 昭六〇・一一・八〕

〔小和田外務省条約局長 答弁〕

○小和田政府委員 土井委員御承知のとおり、日本国との平和条約の第十一条に規定がございます。「日本国は、極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾し、且つ、日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行するものとする。」云々という規定がございます。ここで極東国際軍事裁判所の裁判を受諾するということを約束しておるわけでございます。

○小和田政府委員 ……ポツダム宣言の第十項に言っております戦争犯罪人の処罰、それが具体的に実施に移されたものとして極東軍事裁判というものが位置づけられると思ひますので、その意味におきましては極東軍事裁判の裁判の結果というものは、ポツダム宣言第十項に言っておりますところの戦争犯罪人の処罰



## 二三 当然の法理

- 一 一般に公務員となるについて日本国籍を必要とする旨の明文の規定はないが、公務員に関する当然の法理として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としないと、政府は従来から解しており、これを当然の法理という。
- 二 当然の法理の理由付けとして、昭和二年一月一七日付けの法制意見は、①信頼性、②忠誠心、③当該外国人の属する外国の対人主権の侵害のおそれ、④民情風俗の通曉を挙げている。
- 三 「公権力の行使」とは、通常国家統治権に基づく優越的意思の発動をいうものとされているが、必ずしもこれに限られるものではなく、いわゆる特別権力関係、公物管理権に基づく権力作用を含む。「公権力の行使に携わる公務員」であるから、必ずしも公権力を自らの法令上の権限として行使する者でなくても、その者の命を受けて公権力を行使する者をも含む。
- 四 「公の意思の形成への参画」とは、国家の活動について、その企画、立案、決定等に関与することをいう。この場合の国家の活動は、必ずしも権力作用に限らず、私経済作用を含む非権力作用に属する活動も含まれると考える。
- 五 これに対し、その職務の内容が単に学術的若しくは技術的な事務を処理し、又は機械的労務を提供するに過ぎないようなものは、ここにいう「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」には含まれない。
- 六 公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員であるかどうかは、当該公務員の任用にかかるとる職務内容を検討して、任命権者において、具体的に決定すべきものである。
- 七 当然の法理は、国家公務員のみならず、地方公務員の場合も適用がある。

八 当然の法理の効果として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務に、外国人を任用したときは、当該任用は当然無効と解される。また、本法理は一種の法規範であるから、その例外を設けるには、その必要性について合理的根拠が必要であり、かつ、立法事項になるものと解せられる。

九 現行法令として、当然の法理の趣旨を確認的に明文化したものは、外務公務員法第七条、公職選挙法第一〇条、人事院規則八一―八第八条等がある。

また、当然の法理の適用除外を明文化したものとしては、国立又は公立大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法第二条及び第三条並びに研究交流促進法第三条がある。

(参照条文)

○外務公務員法(昭二七・三・三一 法四一)

(外務公務員の欠格事由)

第七条 国家公務員法第三十八条の規定に該当する場合の外、国籍を有しない者若しくは外国の国籍を有する者又はこれを配偶者とする者は、外務公務員となることができない。

2 外務公務員は、前項の規定により外務公務員となることができなくなつたときは、政令で定める場合を除く外、当然失職する。

○公職選挙法(昭二五・四・一五 法一〇〇)

(被選挙権)

第十条 日本国民は、左の各号の区分に従い、それぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する。

- 一 衆議院議員については年齢満二十五年以上の者
  - 二 参議院議員については年齢満三十年以上の者
  - 三 都道府県の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のもの
  - 四 都道府県知事については年齢満三十年以上の者
  - 五 市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のもの
  - 六 市町村長については年齢満二十五年以上の者
- 2 前項各号の年齢は、選挙の期日により算定する。

○人事院規則八一八(昭四二・三・一 公布、施行)

第八条 前条の受験資格を有しない者並びに法第三十八条の規定に該当する者及び日本の国籍を有しない者(第三条第一項第四号及び第七号に掲げる採用試験については、外国の国籍を有する者又は国籍を有しない者若しくは外国の国籍を有する者を配偶者とする者を含む。)は、採用試験を受けることができない。

○国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法(昭五七・九・一 法八九)  
(外国人の国立又は公立の大学の教授等への任用等)

第二条 国立又は公立の大学においては、外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)を教授、助教授又は講師(以下「教員」という。)に任用することができる。

2 前項の規定により任用された教員は、外国人であることを理由として、教授会その他大学の運営に関する合議制の機関の構成員となり、その議決に加わることを妨げられるものではない。

3 第一項の規定により任用される教員の任期については、大学管理機関の定めるところによる。

(外国人の大学共同利用機関等の職員への任用等)

第三条 国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)第三章の三から第三章の五までに規定する機関においては、外国人を国立の大学の教員に相当するこれらの機関の職員又は当該機関の運営に関する重要事項について、当該機関の長に助言し、若しくはその諮問に應ずる職員に任用することができる。

2 前条第三項の規定は、前項の規定により任用される職員について準用する。この場合において、同条第三項中「大学管理機関」とあるのは、「文部省令で定めるところにより任命権者」と読み替えるものとする。

○研究交流促進法(昭六一・五・二〇 法五七)

(外国人の研究公務員への任用)

第三条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第五十五条第一項の規定その他の法律の規定により任命権を有する者(同条第二項の規定によりその任命権が委任されている場合には、その委任を受けた者。次項及び次条において「任命権者」という。)は、外国人(日本の国籍を有しない者をいう。次項において同じ。)を研究公務員(前条第二項第二号に規定する者を除く。)に任用することができる。ただし、次に掲げる職員については、この限りでない。

- 一 試験研究機関等の長である職員
- 二 試験研究機関等の長を助け、当該試験研究機関等の業務を整理する職の職員その他これに準ずる職員として政令で定めるもの
- 三 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

2 任命権者は、前項の規定により外国人を研究公務員に任用する場合において、当該外国人を任用するために特に必要であるときには、任期を定めることができる。

(質問主意書・答弁書)

(昭五八・四・一 对斎藤実・衆)

一から三までについて

(1) 政府は、従来から公務員に関する当然の法理として公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とするものと解している。

公立の小学校、中学校及び高等学校(以下「公立小学校等」という。)の教諭については、校長の行う校務の運営に参画することにより公の意思の形成への参画に携わることを職務として認められ、右の法理の適用があると考えている。

なお、公立小学校等の教諭の職務は、各地方公共団体によつて異なることはないと思われ、右の法理の適用について各地方公共団体によつて判断を異にする理由はないと考えている。

(国会答弁例)

参・予算委 昭五三・三・二〇  
真田内閣法制局長官 答弁

○政府委員(真田秀夫君) . . . わが国の公務員制度といたしまして、公権力の行使とかあるいは国家意思の形成に関与するという仕事、そういうポストにつくためには、これは日本国民つまり日本の国籍を持っている者に限るんだという考え方があられるわけなんで、法制局といたしましても多年にわたってそういう考え

方で各省庁からの御照会にお答えもしておりますし、また、各省での運用もそういうふうな線に沿ってなされておるのだらうと思います。

そこで、もし国立大学の正規の教授として外国人をお迎えした場合には、現在の法制でいきますと、当然教授会のメンバーになられます。そして、御承知のことだと思いますけれども、教育公務員特例法という法律がございますので、教授会はいろいろ大学の人事だとか運営を決定する、審査する、いろんな権限が与えられておりますので、そのことと、先ほど申しました国家意思の形成には関与していただくわけにはいかないんだという考え方をどうマッチするか、調整するかということに帰するわけなんです。その方法としましては、教授会の権能からそういう人事とか大学の運営なんというようなことを取り去っちゃってもっぱら教育のあり方についてだけ仕事をしていただくというようなことも一つの方法として考えられますが、これはまた大学の自治という大変な重要な問題に関連いたしますので、とてもいろいろなむずかしい問題が出てくるのだらうと思うのです。

そこで、そういう手荒なこともできませんので、それでは外国人である教授の方は国家意思の形成に関与するというようなそういうことだけ遠慮していただく、そして教育なり研究なりそういうことに専念していただくというような道が開かれれば両方の要請が満たされるということになるかと思っておりますので、そういう方向でいろいろ検討してみる価値はあるのだらうというふうに考えます。

○秦野章君　・・・そうすると、日本の国籍がなくても、公権力の行使あるいは国家意思の形成に参与しないという立法をとれば、学問、研究そのものに従事するというまともな教授、そういうものに採用するということとは、先進国がやっているように日本でもできるんだという立法論としての意見は、いま私が申し上げたとおりでよろしいわけですか。

○政府委員（真田秀夫君）　法律の改正が必要かと思えますけれども、おっしゃいますような方法は、これ

は別に憲法違反とかそういうことではないので、立法論の問題であろうというふうに考えます。

衆・内閣委 昭五三・三・二四  
〔今村人事院事務総局任用局長 答弁〕

○今村(久) 政府委員・・・公権力の行使または国家意思の形成にあずかる職員というものの範囲の問題で、実はこれは非常にむずかしい問題でございまして、いつも先生の方からそれが明確でないではないかという御質問があるわけでございます。根本的に言いますと、外国人の任用問題というものは、日本国憲法の基本理念であります自国の主権の尊重ということ、それから外国の主権の尊重、この二つのものを理念として出てきておるわけでございますから、その関係はきわめて重要な問題でございまして、やはりそういう関係について十分留意した上でこの問題を処理していかなければいけませんので、この基準を簡単に、明快に出すという段階には現在ありません。

それで、私どもの立場は、従前の法制局の見解あるいはいままでの事例に即しまして具体的に、個別的にその外国人の任用できる官職というものについての決定をしているという状況でございまして、これも御承知だと思えますけれども、たとえば国立大学における外国人の先生方あるいは病院における看護婦さんとか、あるいは特定の職場におきます技術的作業員というようなものについては、これは公権力の行使または国家意思の形成にあずからないから外国人を任用できるという事例を出しております。いままでのそういうやり方というのは、結局一般的な画一的な基準というものがなかなかむずかしいという前提でこういう状況が出ておるんだらうと思えます。・・・

〔参・外務委 昭五四・五・二四〕  
茂申内閣法制局第一部長 答弁

○政府委員（茂申俊君） 政府は、従来から、公務員に関する当然の法理といたしまして、公権力の行使とか、あるいは公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要といたしますけれども、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としないというふうに解しております、この点につきましては、国家公務員だけではなくて、地方公務員の場合も同様であるというふうにご考慮しております。

○政府委員（茂申俊君） ただいま公権力とかあるいは公の意思の形成への参画とは一体どういうものなのか、具体的にいわば公務員の職を分けて、これに当たるものと当たらないものについて資料を出してほしいというような御要望があったわけでございますが、公権力とかあるいは公の意思の形成への参画といひますのはきわめて抽象的な概念でございますとともに、公務員が携わる職務もきわめて複雑多岐にわたっておりますので、一般的にその範囲を確定するということは非常にむずかしいでございます。それで個々具体的に公務員の職の職務内容を検討しまして、そして個別に判定をするよりほかはないわけでございます。

ただ、公務員の職の職務内容が単に学術的あるいは技術的な事務を処理するとか、または機械的な労務を提供することにはすぎないようなものでございまして、これはここに言うところの公権力の行使とかあるいは公の意思の形成への参画というものには含まれてこないというふうにご考慮しております。

〔参・決算委 昭六三・四・一五〕  
味村内閣法制局長官 答弁

○政府委員(味村治君) ……公の意思の形成に参画するかどうかということは、その職務の内容として参画するかどうかという、そういう参画する職務になるかどうかということによって決まるわけでございまして、具体的にある行為が場合によってはそういったことではないというケースがあるかどうかということは別にいたしましたして、個別具体的に決めるわけではございませんで、職務の内容それによって決めるということとを申し上げておきたいと存じます。

それから、先ほどは国家公務員について申し上げたわけでございますが、この法理は地方公務員についても適用があるというふうに従前から申し上げている次第でございます。

○関嘉彦君 そうしますと、国立病院においても差し支えない、看護婦長になるとかというふうになればこれは別になるかもしれませんが、普通の看護婦であれば差し支えないというふうには、国立病院の場合でもあるいは国立大学の病院の場合でも、そういうふうには理解していいわけではございませんね。

○政府委員(味村治君) 国立大学の病院なり国立病院なりにおきます看護婦のお仕事、これは保健婦助産婦看護婦法に規定されている仕事と同じだろうと思うんですが、そういうものでございます限りは、これは先ほど申し上げました公権力の行使とか公の意思の形成への参画というような仕事とは別でございますので、それ以外のことだということでございますので、外国人の看護婦を国立病院等に任命することも可能であるというふうには考えております。

○関嘉彦君 そうしますと、ほぼそれと同じように考えられるところの栄養士であるとかそれに類する職種があるんじゃないかと思いますが、そういう人たちも国立病院あるいは国立の学校の栄養士として採用しても差し支えないというのが当然の法理として結論される、そう考えてよろしいでしょうか。

○政府委員(味村治君) 栄養士というのは、栄養士法によりますと栄養の指導に従事することを仕事ということになっておりますので、そういったような仕事を公務員として行うということでは、そ

これは単なる専門的な技術的な業務だということでございますので、当然国家公務員なり地方公務員に採用することも可能であるというように解しております。そのほかにもいろいろ職種としてあろうかと思いますが、先ほど申し上げましたように非常にたくさん職種があるものでございますので、公権力の行使に当たらない、あるいは公の意思の形成への参画をしないという基準で判断していただきたいと存するわけでございます。

参・地方行政委 平八・五・二三  
秋山内閣法制局第一部長 答弁

○政府委員（秋山収君） 公務員の国籍要件についてのお尋ねでございますが、政府は従来から、公務員となるにつままして日本国籍を必要とする旨の法律上明文の規定がない場合におきましても、公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としないものと解しております、このことは国家公務員のみならず地方公務員の場合も同様でございます。

その理由でございますが、理由といたしましては、自国の主権の維持及び他国の主権の尊重という憲法の前文にも触れられております基本的な理念を踏まえまして、公務員という職務の性質を考慮いたしますと、公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員は、国家に対し全体の奉仕者として全力を挙げて尽くし、またその信頼を十分に期待し得るものでなければなりません。このようなことから、そのような公務員に任用するには日本国籍を保有する者であることが必要であること、また外国人をそのような公務員に任用することは当該外国人の属する国の対人主権を侵害するおそれがあることなどが挙げられているところでございます。

(参考資料)

○自治大臣談話

(外国人の地方公務員への任用について) (平成八年一月一日)

外国人の公務員への任用問題につきましては、政府は従来から、公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには日本国籍を必要とするが、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としないものであり、このことは国家公務員のみならず地方公務員の場合も同様であると解しております。

最近、外国人の任用について一部の地方公共団体で議論がみられ、また、先頃、初めての司法の判断が示されたところであります。このため、有識者の方々から意見をお聴きしながら法的側面を中心に議論の整理をしてまいりましたが、これまで伺った有識者の方々の大方の考え方についてお話いたします。

1 「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには日本国籍を必要とするが、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という見解(いわゆる公務員に關する当然の法理)については、「日本国憲法は国民主権の原理を基礎としており、その主権を誰が行使するかということは、自国の主権の維持ということを踏まえて、主権者である国民が決める事柄である。主権者が他の者に統治作用を行わせることについて明文での定めはないのであるから、主権者である国民が自ら行うことを予定しており、公権力の行使等にたずさわる公務員への外国人任用を制約しているとするのが素直である。外国においても、一般的には外国人の公務員就任権の制限が認められていることも考えるべきである」とのことであります。

この法理の性格については、「國務大臣等法律でも例外を設けることのできない部分と、法律によってのみ特例を設けることのできる部分とがあるところの、憲法上の要請として法規範性を有するもの」との

ことでもあります。

また、地方公共団体へのこの法理の適用については、「地方公共団体の行使する権限は基本的には国家の統治権の一部と考えられるものであり、地方公共団体の事務の中にも、公権力の行使の事務や公の意思の形成に関する事務が存在する以上、この考え方は地方公共団体においても同様である」とのことでもあります。

なお、外国人をこの考え方に反して任用した場合に何が実際に問題であるのかということについては、「この法理自体は、国民主権の原則、自国の主権の維持ということから導かれる公務員制度の基本に係わる原則的な事柄であり、実際上の問題点の有無というような視点から考えるべき問題ではないが、そのような外国人が行った行為の法的評価について實際上議論となることもあり得る」とのことでもあります。

2 「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員」については、「一般的に『公権力の行使』とは、統治権の発動として行われる行為を広く指し示すものであり、国又は地方公共団体が、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接的な効果を及ぼす行為、『公の意思の形成への参画』とは、国、地方公共団体の活動について、その企画、立案、決定等に関与することをいう」とのことであり、また、「一般事務職等将来公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる職につくことが予想される職種に外国人を採用することについては、将来の人事管理に支障を生じるおそれがある」とのことでもあります。これに対して、その職務の内容が学術的若しくは技術的な事務を処理し又は機械的な労務を提供するようなものは、『公権力の行使又は公の意思の形成への参画』には含まれない」とのことでもあります。

3 なお、外国人の公務員への就任能力について立法化することについて、「基本方針なり職種区分を明文化したらどうか、わかりやすいのではないか」という意見がある一方、「地方公共団体の職種、人事運用

は千差万別であり、網羅的に法令で明示することは不可能ではないか」、「既に法規範性のあるものを今、明文化する必要はなく、実際の運用で対処していくべきではないか」、「国家公務員における考え方の関係も考えるべきである」等のさまざまな意見がありました。

以上、有識者の方々の大方の考え方を紹介したところですが、公務員の任用に関する基本原則として、国家公務員、地方公務員を問わず、公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍は必要ではないものであります。

最近、一部の地方公共団体が一般事務職等の採用試験について、日本国籍を有しない者は将来公権力の行使又は公の意思の形成に参画させないとする条件を付し、国籍要件を設けないことを決定し、試験が行われたところではありますが、自治省としては、一般事務職等について、このような条件で国籍要件を撤廃することは、将来にわたる適切な人事管理という点及び将来における公務員に関する当然の法理に基づいた任用の確保という点から見て適当でないと考えています。

これまで自治省としては、職位によっては業務の内容が公権力の行使又は公の意思の形成への参画に該当することとなる場合もあるが、一般的にその職種としての本来的業務を行う限り、必ずしも日本国籍を有することを必要としない職種としては、保健婦、助産婦、看護婦等の専門的・技術的な職種や、専ら技術的、機械的労務を提供する職種等があります。その他、これまで、地方公共団体からご相談があり、その職務内容、人事管理等を検討の結果、必ずしも日本国籍を有することを必要としないと判断した事例としては、専門職としての国際職、情報職等があります。この他、臨床検査技師等医療技術職、栄養士、保母等についても一般的には必ずしも日本国籍を有することを必要としないことが多いと考えられます。いずれにせよ、具体的にある職種が必ずしも日本国籍を有することを必要としない職種であるか

否かについては、地方公共団体の組織機構・職制等が千差万別であることから、一律にその範囲を画定することは困難であり、当該職種の職務内容、人事運用の実態等を検討の上、具体的に判断されるべきものであります。

各地方公共団体においては、公権力の行使等にたずさわる公務員となるためには日本国籍を必要とするとの原則を踏まえ、適切に対処して頂く必要があるとともに、この考え方に抵触しない範囲での外国人の採用機会の拡大について、ご努力頂きたいと思えます。自治省としても、地方公共団体からのご相談には積極的に応じて参りたいと考えているところであります。

## 二四 内政干渉

- 一 一般国際法上、国家は独立権を持ち、他国の国内事項には干渉してはならない義務を負う。これを、一般に、内政不干渉義務という。すなわち、国家の政治体制（元首、政体、政府、議会、行政組織、司法制度等）、経済体制、関税、移民、国籍等の問題は、国家が自ら決定処理することができる問題、すなわち国内事項ないし内政と考えられており、国際法上、他国はこれに干渉してはならない義務を負うものとされている。もっとも、国内事項とされている問題であっても、それについて関係国間で条約規定が設けられれば、国内事項ではなくなる。その意味で、国内事項の範囲は、流動的であるともいえる。
- 二 干渉とは、国家が、武力その他強制力をもって、自国の意向に相手国を従わせようとすることをいう。したがって、単なる勧告や周旋・仲介の申出は、干渉に当たらない。

## (国会答弁例)

〔衆・外務委 昭五七・七・三〇〕  
 栗山外務省条約局長 答弁

○土井委員 今回、教科書記述において事実を歪曲した部分に関する中国側から日本政府に対する申し入れがあったわけですが、日中共同声明第六項の中で、「主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、」ということをはっきり述べられております。また、日中平和友好条約の第一条の一項でも、「相互不可侵、内政に対する相互不干渉、」ということが明記されているわけでありま

す。私は、今回のような中国側からの申し入れはこの共同声明第六項……さらに条約一条一項に言うところの内政干渉の中身には反しないというふうを考えております。……この点に対してどういうふうに解釈なすっていらっしゃるんですか。……

○栗山政府委員 ……日中共同声明、それから日中間の平和友好条約で言っておりますところの内政に対する相互不干渉、これは国際法で言うところのお互いの内政事項に対する不干渉という意味と私は理解しておりますが、そういう意味におきまして、国際法上の干渉というのは、ある種の武力その他強制力をもって一国が自国の自由裁量で決定し得る事項に対して圧力を加えて自国の意向に相手国を従わせようという行為を内政干渉あるいは国内問題に対する干渉ということと国際法的には認識されておるものであろう。日中共同声明あるいは日中平和友好条約に言っておりますところの内政不干渉というのは、そのようなものに対する禁止というふう理解しております。

○土井委員 そうすると……今回のような場合は内政干渉には当たらない、このように解釈してよろしいですね。

○栗山政府委員 国際法で言うところの内政不干渉という問題ではなからうと存じます。

○土井委員 国際法上と言うところの内政不干渉ということですが、……今回の事例は日中平和友好条約の一条一項、それに先立つ共同声明の第六項に言うところの内政不干渉という、この項目には反しないというふう理解してよろしいでしょうか。

○栗山政府委員 多少言葉が足らなかつたかと思いますが、法的に申し上げて、いま私が御説明いたしましたような意味で内政干渉に当たるといふ性格のものではなからうというふうな考え次第でございます。

○土井委員 そうすると、これを称して内政干渉というふうには言えないということでありませう。まずこのことをはっきり確認したいと思うのです。……

(参考資料)

○国際法辞典 国際法学会編(昭和五五年)——干涉

○有斐閣 新法律学辞典 第三版 竹内昭夫・外編——国内問題

○国際法講義 有斐閣大学双書 波多野里望・小川芳彦編

3-12 不干涉義務

(1) 憲義 国家が国際法上負っている義務の中で、もっとも重要なものは、不干涉義務である。この義務は、国家の対外主権すなわち独立権に対応しており、どの国家も独立権をもつから、国家は、他国の国内・国外事項の処理に干渉してはならないのである。不干涉義務は、沿革的には、他国の国内事項に干渉してはならないというかたちで主張された。国家の政治組織・経済体制・関税・移民にかんする問題が、従来、国内事項としてよくとりあげられてきた。

ところで、一般国際法上、国内事項とされている問題であっても、それについて関係国間で条約規定が設けられれば、国内事項でなくなる。その意味で、国内事項の範囲は「流動的」である。つまり、国内事項とは、内容が国際法によって規律されない事項である。これに対し、内容が国際法によって規律される事項が、国外事項である。ただ、国内事項と国外事項とが密接に関連する近年、不干涉義務の範囲は、国外事項にも拡大される傾向にある。たとえば「国家の権利及び義務についての宣言案」第三条は、「すべての国は、他国の国内または国外事項に干渉することを慎む義務をもっている」と記したし、米州機構憲章第一五条も、「国または国の集合は、理由のいかんを問わず、直接又は間接に、他の国の国内又は国外事項に干渉する権利を有しない」と定めた。

また、干涉(intervention)とは、国家が、現実の状態の維持・変更のため、その意思を他国に強制的に押しつけることである。したがって、武力による威嚇、外交・通商関係の断絶、なんらかの不利益措置を示

唆して、一定の措置を要求すれば、それは、干渉となるであろう。たんなる勧告や周旋・仲介の申出は、干渉にならない。

(2) 合法的干渉 国際法上、原則として、干渉は違法であり、それだからこそ、国家は、一般に不干渉義務を負う。ただ、つぎの場合に限り、干渉は合法的であると主張されることがあるが、国際法として確立しているとはいえず、とくに(ハ)の場合については議論が多い。

(イ) 条約規定に基づく場合 条約によって独立を制限されている国家が、その制限に従わないならば、他の当事国は、干渉する権利をもつ。アメリカは一九〇三年条約に基づいてパナマに干渉し(一九〇四年)、同じく一九〇三年のハバナ条約に基づいて、秩序回復のため、キューバにも干渉した(一九〇六年)。

(ロ) 国際法違反に対する場合 違法行為に対して防衛のために必要な場合(自衛)、または、違法行為に対して中止もしくは救正を求めるために必要な場合(復讐)には、干渉に当たる行為を行なってもさしつかえない。違法行為が一般国際法に違反するときは、被害国だけでなく、その他の諸国が干渉を行なっても、違法ではない。たとえば、もし国家が公海上で他国の商船に管轄権を行使しようとするならば、それは、関係当事国間の事項であるのみならず、他のすべての国家も、上記の行為が普遍的に承認された公海自由の原則に反することを理由に、干渉する権利をもつであろう。

(ハ) 人道的干渉の場合 一八二七年のギリシア内乱のさい、ギリシアのキリスト教徒がトルコに支配されることを恐れたイギリス・フランス・ロシアは、共同出兵し、人道的干渉を行なった。一八四〇年から六年にかけても、イギリス・フランスなどの列強は、レバノンおよびシリア地域に居住するキリスト教徒が多数派の回教徒に殺害されたことを理由に、再三、トルコに軍事干渉した。これらの先例に照らすと、この時期の人道的干渉と見られるヨーロッパ諸国の東方に対する干渉は、キリスト教文明の保護を特色とした。それは、当時のヨーロッパ諸国のキリスト教徒一般にアッピールしたとしても、人間一般の生命や信仰の尊

重という人権に固有の属性である普遍的価値の保障ではなかった。なお、一国による人道的干渉として、一八七七年、ロシアがブルガリアの民族主義者のためにトルコに干渉した例がある。今日でも、人道的干渉は、弱小国に対する軍事大国の圧迫手段として利用される危険性を多分にもっている。

(ニ) 集团的干渉の場合 前記一八二七年および一八四〇年から六一年にかけてのトルコに対するヨーロッパ諸国の干渉は集团的であったから、列強間の相互監視機能が作用し、干渉国の国家的エゴイズムの実現を若干緩和したといわれる。しかし、一八九五年、遼東半島還付に関しロシア・フランス・ドイツが日本に對して行なつたいわゆる「三国干渉」をみると、集团的干渉は必ずしも干渉国の公平無私を示さない。なぜなら、一八九八年、ロシアは、問題の遼東半島を清国から租借したからである。なお、国際連合による強制措置は、高度に組織化された集团的干渉の意味をもつが、国連憲章に基づく行動であつて、合法的であることに問題はない。

一 白書とは、中央官庁が編集する政府刊行物で、その内容が、政治経済社会の実態及び政府の施策の現状について、国民に周知させることを主眼とするものをいう。したがって、法令制度等の解説書、単なる統計調査報告書、現業官庁における事業の紹介等は含まれない。

二 政府の発行する刊行物のうち、世上いわゆる白書と呼ばれるものの中には、(1)法律上、特にその作成が義務付けられておらず、各省庁によって任意に作成されているものと、(2)法律上、講じた施策等について、国会等に対する報告が義務付けられている場合に、その報告書を白書として刊行しているものがあり、前者については、その白書を閣議に配布する場合と閣議に配布することもなく、事実上作成、公表しているものがある。

三 青書とは、外務省が、毎年一回作成、公表する「外交青書 わが外交の近況」のことであり、他の省庁が出す白書と区別して、表紙が青いことから、外交青書と呼ぶが、そのことに特別の意味はない。

四 白書の取扱いに関しては、「政府刊行物（白書類）の取扱いについて」（昭和三十八年十月二十四日事務次官等会議申合せ）により、その内容、編集及び公表についての責任体制、手続等が定められており、白書という名称の使用についても、この申合せの中で、「政府刊行物のうち、正式書名中に白書という文字を用いるのは、別表に掲げる白書類に限る」とされ、新たに各省庁において白書類を刊行しようとする場合において白書と称するためには、閣議了解を求めるとされている。このため、実質的には、上記の白書の性質を備えていながら白書という名称を用いていないもの（たとえば、総務庁年次報告）がある。

五 白書、青書という言葉の由来は、英国政府が外交の内容を国民に知らせるために出した文書の表紙が白

かったところから、その文書を白書white paperと呼んでいたことに、また、英国議会と枢密院会議の報告書には青表紙がついているため、青書blue bookと呼んでいたことにあり、我が国でもこの習慣にならって、一般に政府の公式文書に白書、青書という言葉を用いるようになった。

六 我が国では、昭和二十二年七月、片山哲内閣のときに発表された経済白書（経済実相報告書）が、白書のはじまりである。

〔国会答弁例〕

〔参・予算委 平二・六・六〕  
坂本内閣官房長官 答弁

○国務大臣（坂本三十次君） 白書というものは中央官庁の編集する政府刊行物である、そしてその内容は政治、経済、社会の実態及び政府の施策の現状について国民に周知させることを主眼とするものである、こういうことであります。だから、国民の皆さんに現実の政治あるいは行政の動きをよくお知りをいただいて、そして御批判を願う、そして御協力をいただく、それが私は眼目だろうと思えます。

〔参考資料一〕

○政府刊行物（白書類）の取扱いについて

昭和三八年一〇月二四日  
事務次官等会議申合せ

各省庁が編集する政府刊行物のうち白書類(その定義は、備考に掲げるところによる。)は、政治経済社会の実態及び政府の施策の現状について国民の認識を深めるとともに、各種の調査研究の重要な資料を提供するという点でその果たしてきた役割は小さくないが、その内容等について多少問題もあるので、つぎのようにその改善を図ることとする。

1 白書類は、政治経済社会の実態を国民に周知させることを主眼とするものであるので、将来の見通し及び施策の方向(以下将来の見通し等という。)については、付随的にふれる程度に止める。

2 将来の見通し等にふれる場合においては、極力一般的抽象的な意見に止めるよう配慮するとともに、特に政府の重要な施策に関連する事項について具体的な将来の見通し等を述べようとするときは、すでに政府の公式見解として決定されている範囲のものを除き、事前にその要点について閣議の了解を経るようとする。

3 白書類の編集及び公表についての責任体制を確立するため、

(1) 別表に掲げる白書類にあつては、

各省庁の名において編集し、その旨を前文中に明らかにするとともに、閣議に報告又は配布し、閣議の了解を得た後に公表する。ただし、法律に基づいて国会に提出した報告書をそのまま刊行するものについては、改めて閣議の了解を得る手続を要しない。

なお、正式新聞発表は閣議終了後に行なうものとし、予報のため白書類を報道関係者に手交する場合は、正式発表があつた後に報道されるよう取り計らう。

(2) その他の白書類(参考資料参照)にあつては、

各省庁部長以上(参考資料参照)の責任において編集し、その旨を前文中に明らかにするとともに、公表については、当該白書類の重要性等に応じ大臣、事務次官又は外局の長の了承を得ることとする。

4 政府刊行物のうち、正式書名（副題を含む。）中に白書という文字を用いるのは、別表に掲げる白書類に限る。

なお、白書類の印刷発行については、「政府刊行物の普及の強化について」（昭和31年11月2日の閣議了解）に定められたところにより、特に大蔵省印刷局を活用するものとする。

5 以上の措置については、その実効を期するため、総理府におかれては「政府刊行物普及協議会」（上記の閣議了解により設置）において十分な連絡を図る。

なお、各省庁において新たに白書類（不定期に刊行されるものを含む。）を刊行しようとする場合においても同様とする（白書と称することができるものを閣議了解により追加することができる。）。

（備考）

ここにいう白書類とは、つぎに掲げる要件を備えたものをいう。

(1) 中央官庁が編集する政府刊行物であること（政府刊行物とは、上記の閣議了解によれば、「政府機関が編集する印刷物で販売又は頒布するもの」とされている。）。

なお

イ 官職を付した個人名で編著するものは含まない。

ロ 非売品であつても広く頒布するものは含むが、部内資料は含まない。

ハ 図書の形をとるもの限り、原則として月刊誌、パンフレット類等は含まない。

(2) 内容は、政治経済社会の実態及び政府の施策の現状について国民に周知させることを主眼とするものであること。

従つて、法令制度等の解説書、単なる統計調査報告書、現業官庁における事業の紹介書等は含まない。

別表

19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
自治省	建設省	労働省	〃	〃	運輸省	通商産業省	厚生省	文部省	大蔵省	外務省	法務省	科学技術庁	〃	〃	〃	経済企画庁	総理府		所管省庁名
火災の実態と消防の現状	建設白書	労働白書	海上保安の現状	海運白書	民間航空の現状	通商航空の現状	厚生白書	日本の成長と教育(37年版)	わが外交の近況	わが外交の近況	犯罪白書	科学技術白書	世界経済白書	国民生活白書	国民所得白書	経済白書	原子力白書	青少年白書	表題
	国土建設の現状	労働経済の分析	日本海運の現状				教育の展開と経済の発達(37年版)	人口革命(37年版)	概観(38年版)	犯罪と犯罪者処遇の概観(38年版)			活と生活革新の現段階(37年版)	景気調整下の国民生活(38年版)	先進国への道(38年版)				副題
	消防白書		海上保安白書	航空白書			教育白書	外交青書											通称名

(二)ロメモ



(参考資料二) 閣議で決定、配布等が行われている白書

閣議に配布される白書

白書名	正式名称	所管省庁等
警察白書	同上	警察庁
青少年白書	青少年問題の現状と課題	総務庁
防衛白書	日本の防衛	防衛庁
経済白書	年次経済報告	経済企画庁
国民生活白書	同上	同上
世界経済白書	年次世界経済報告	同上
科学技術白書	同上	科学技術庁
原子力白書	原子力年報	原子力委員会
原子力安全白書	原子力安全年報	原子力安全委員会
犯罪白書	同上	法務省
外交青書	外交青書わが外交の近況	外務省
教育白書	我が国の文教施策	文部省
厚生白書	厚生行政年次報告書	厚生省
通商白書	同上	通商産業省

国会に対する報告又は報告書を白書として刊行するもの

白書名	正式名称	所管省庁	根拠法	備考
公務員白書	(人事院)年次報告書	人事院	国家公務員法24条	a
観光白書	観光の状況に関する年次報告書 次年度において講じようとする観光政策 (公正取引委員会)年次報告	総理府	観光基本法5条	b
独占禁止白書		公正取引委員会	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律44条	c

白書名	正式名称	所管省庁等
運輸白書	運輸経済年次報告書	運輸省
海上保安白書	海上保安の現況	同右
通信白書	通信に関する現状報告	郵政省
労働白書	労働経済の分析	労働省
建設白書	国土建設の現況	建設省
消防白書	同上	自治省

(注一)ここに掲げられた白書については、特に、閣議決定、閣議了解、閣議報告といった手続きはとらず、閣議においてそれを配布しているものである。

(注二)「白書名」は、正式名称と同一のもの以外は通称であり、大蔵省印刷局等で市販される場合の名称を記載している。

(注三)「正式名称」とは、閣議に、当該白書が配布される際の名称を記載している。

公害紛争処理 白書	公害等調整委員会	公害等調整委員会設置法17条	c
交通安全白書	総務庁	交通安全対策基本法13条	b
環境白書	環境庁	公害対策基本法7条	b
防災白書	国土庁	災害対策基本法9条	b
土地白書	国土庁	土地基本法10条	b
農業白書	農林水産省	農業基本法10条	b
漁業白書	農林水産省	沿岸漁業等振興法7条	b
林業白書	農林水産省	林業基本法9条	b
中小企業白書	通商産業省	中小企業基本法8条	b
地方財政白書	自治省	地方財政法30条の2	b

(注一) 「備考」欄のa、b及びcの意味は次のとおりである。  
 a 報告は、国会及び内閣に対して行われる。(国会に対しては、内閣を経由せず人事院から直接報告され、内閣に対しては、閣議での配布、説明がおこなわれる。)  
 b 報告は、閣議決定の後国会に提出される。  
 c 報告は、内閣総理大臣を経由して、国会に対して行われる。(国会送付について閣議決定が行われる。)

(注二) 「白書名」は、大蔵省印刷局で市販される場合の名称を記載している。  
 (注三) 「正式名称」は、閣議決定等が行われる際の名称を記載している。

一 我が国が史上唯一の被爆国であるとの事実等に基づいてとられている、核兵器（注）を「持たず、作らず、持ち込ませず」とする重要な政策をいう。佐藤内閣以後の各内閣は、この非核三原則を「国是」又は「国是ともいうべきもの」として厳守することを、繰り返し明らかにしている。なお、衆議院及び参議院の外務委員会で、この原則を政府が遵守すべきことを求める決議がなされている。

二 憲法は、自衛のための必要最小限度を超える核兵器のみを禁止しているのに対し、この原則は、政策として、どのような核兵器についても、保有し又は製造しないとされるものである。なお、現行法制度上は、我が国における核兵器の保有及び製造は、原子力基本法及び核兵器の不拡散に関する条約によって、全面的に禁止されている。

三 外国の軍隊による我が国領域内への核兵器の持込みについては、憲法上の禁止の対象となるものではないが、「持ち込ませず」との方針により、あらゆる外国軍隊の我が国領海・領土・領空内への核兵器持込みをすべて認めず、米国についても、日米安保条約に基づく核持込みの事前協議がなされた場合には、これを拒否することとされている。また、これに関して、核を装備する外国軍艦の我が国領海の通過については、我が国として無害通航とみなさないとの見解がとられている。なお、この政策は、我が国としての権限が及ぶ範囲内にとられるものであって、公海上の米軍等の行動を対象とするものではない。

（注）原子核の分裂又は核融合により生ずる放射エネルギーを破壊力又は殺傷力として使用する兵器をいう。

(質問主意書・答弁書)

(昭五〇・一・一〇 対檜崎弥之助・衆)

一及び二について

非核三原則にいう「核」とは核兵器を指し、核兵器とは、原子核の分裂又は核融合反応より生ずる放射エネルギーを破壊力又は殺傷力として使用する兵器をいうと考える。

(昭五七・一・二二 対草川昭三・衆)

八について

・・・非核三原則は、我が国が史上唯一の被爆国であるとの事実等に基づいて定められた重要な政策である。・・・

(昭五六・五・二九 対檜崎弥之助・衆)

一について

1 核装備を有する米軍艦の我が国への寄港及び我が領海の通過が事前協議の対象となるということは、合衆国軍隊の装備における重要な変更を事前協議の対象とする交換公文の規定及びいわゆる藤山・マツカーサー口頭了解から十分に明らかであり、この点に関し日米間に了解の違いはないと考える。

2 (略)

3 核装備を有する米軍艦の我が領海の通過については、政府は、いわゆる安保国会当時からそのような通過が一般国際法上の無害通航に該当する場合には事前協議の対象とならないとの見解を明らかにしていたところである。その後、昭和四十三年の国会において領海及び接続水域に関する条約について審議

が行われた際、国会における論議、当時政府が政策として打ち出した非核三原則等を踏まえて、一般国際法上の無害通航制度について改めて検討した結果、政府は、核装備を有する外国軍艦の我が領海の通過は無害通航とは認めないとの考え方を昭和四十三年四月十七日衆議院外務委員会において政府統一見解として明らかにした。この統一見解以後は、核装備を有する米軍艦の我が領海の通過は無害通航に該当せず、核の持込みという観点から事前協議の対象となるというのが、政府の見解である。この点については、昭和四十九年十二月二十五日参議院内閣委員会における政府統一見解においても明らかにしているところである。

(昭六一・五・一六 対矢山有作・衆)

### 三の6から8までについて

非核三原則は、我が国が主体的意思に基づき我が国においては核兵器の存在を許さないことを内容とする政策であるところ、日米安保条約の下において、同条約及び関連取極の規定に従って行われる核攻撃力を有する米軍部隊と自衛隊の共同対処行動自体は、非核三原則に反するものではない。・・・

(平五・一二・三 対立木洋・参)

### 四について

我が国には固有の自衛権があり、自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法第九条第二項によっても禁止されていない。したがって、核兵器であっても、仮にそのような限度にとどまるものがあるとすれば、それを保有することは、必ずしも憲法の禁止するところではない。他方、右の限度を超える核兵器の保有は、憲法上許されないものである。政府は、憲法の問題としては、従来からこ

のように解釈しており、この解釈は、現在でも変わっていない。

なお、憲法と核兵器の保有との関係は右に述べたとおりであるが、我が国は、いわゆる非核三原則により、憲法上は保有することを禁ぜられていないものを含めて政策上の方針として一切の核兵器を保有しないという原則を堅持し、また、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）及びNPTにより一切の核兵器を保有し得ないこととしているところである。

〔国会答弁例〕

衆・本会議 昭四三・一・二七

〔佐藤内閣総理大臣施政方針演説〕

○内閣総理大臣（佐藤栄作君）・・・まず第一に、二十世紀後半の人類は核時代に生きております。この核時代をいかに生きるべきかは、今日すべての国家に共通した課題であります。

われわれは、核兵器の絶滅を念願し、みずからもあえてこれを保有せず、その持ち込みも許さない決意であります。・・・

衆・本会議 昭四三・一・三〇

〔佐藤内閣総理大臣 答弁〕

○内閣総理大臣（佐藤栄作君）・・・御承知のように、わが国の核政策につきましては、大体四本の柱、かように申してもいいかと思えます。

第一は、核兵器の開発、これは行なわない。また核兵器の持ち込み、これも許さない。また、これを保持しない。いわゆる非核三原則でございます。・・・

〔衆・予算委 昭四三・三・一七〕  
三木外務大臣 答弁

○三木外務大臣 ……日米安保体制は、米国の核抑止力を含め、戦争抑止力としてわが国の安全に寄与している。この核抑止力は、わが国への核持ち込みを必要とせず、両者は別個の問題である。一方、このような安保体制のもとにおいて、わが国は核兵器の製造、保有・製造せず、保有せず、また持ち込みを認めないという政府の核兵器三原則が成り立つものである。

〔衆・内閣委 昭四六・五・一五〕  
吉國內閣法制次長 答弁

○吉國(一) 政府委員 先ほど、非核三原則としておあげになりました、わが国が核兵器を保有せずと申しますのは、みずから製造して保有する場合も入りまじ、他国の製造したものを輸入してみずから保有することも、いずれをもさしていつておるわけでございます。

〔衆・予算委 昭五三・三・六〕  
福田内閣総理大臣 答弁

○福田内閣総理大臣 政府といたしましては、もちろん非核三原則を厳守する、こういうことを宣明しておるわけですから、これは私は問題ない、こういうふうに思いますが、なお、いかなる政府ができません、国会が非核三原則を遵守すべしということを決議いたしておるわけでありますから、この決議が健在である以上、その決議はいかなる政府によっても守られなければならないし、守られる、かように考えます。

○福田内閣総理大臣 安保条約に基づきまして核兵器の持ち込みについて了承を求め、こういう協議があ

りました場合に、わが国の回答はいかなる場合におきましてもノー、このように御理解願います。

〔参・本会議 昭五五・一一・七〕

〔鈴木内閣総理大臣 答弁〕

○国務大臣（鈴木善幸君）・・・核兵器の保有について御質問がありました。政府は、従来から、自衛のための必要最小限度を超えない実力を保持することは憲法上禁止されておらず、したがって、その限度の範囲内にとどまるものである限り、核兵器であると通常兵器であるとを問わず、これを保有することは憲法の禁ずるところではないとの解釈をとっているところであります。しかしながら、憲法上保有を禁じられていない核兵器についても、わが国は非核三原則を国是とし、さらに原子力基本法及び核兵器不拡散条約の規定により一切の核兵器を保有しないこととしておるのであります。・・・

〔参・予算委 昭五七・四・五〕

〔角田内閣法制局長官 答弁〕

○政府委員（角田禮次郎君） 核兵器と憲法との関係については、これまで再々申し上げておりますが、基本的に政府は自衛のための必要最小限度を超えない実力を保持することは、憲法九条二項によっても禁止されておらない。したがって右の限度の範囲内にとどまるものである限り、核兵器であると通常兵器であるとを問わずこれを保有することは同項の禁ずるところではない、こういう解釈を従来から政府の統一見解として繰り返して申し上げているところであります。したがって、核兵器のすべてが憲法上持てないというのではなくて、自衛のため必要最小限度の範囲内に属する核兵器というものがもしありとすればそれは持ち得ると。ただし非核三原則というわが国の国是とも言うべき方針によって一切の核兵器は持たない、こういう政

策的な選択をしている、これが正確な政府の見解でございます。

(参考資料)

○非核兵器ならびに沖縄米軍基地縮小に関する決議(衆・本会議 昭四六・一一・二四)

一 政府は、核兵器を持たず、作らず、持ち込まさずの非核三原則を遵守するとともに、沖縄返還時に適切な手段をもって、核が沖縄に存在しないこと、ならびに返還後も核を持ち込まないことを明らかにする措置をとるべきである。

一 (略)

右決議する。

○核兵器の不拡散条約に関する件(衆・外務委 昭五一・四・二七)

核兵器の不拡散条約の批准に関し、核拡散の危機的状況にかんがみ、政府は、左の事項につき誠実に努力すべきである。

一、政府は、核兵器を持たず、作らず、持ち込まさずとの非核三原則が国是として確立されていることにかんがみ、いかなる場合においても、これを忠実に履行すること。

二、五(略)

(注) 昭五一・五・二一 参・外務委においても同様の決議がなされている。

(二)ロメモ

## 「核兵器の使用」

(質問主意書・答弁書)

(平七・三・一五 対翫正敏・参)

## ○質問主意書

二 核兵器使用に関する国際法上の解釈について

核兵器使用に関する政府の国際法上の解釈について以下明らかにされたい。

- 1 政府は、国際法上核兵器の使用は無条件に合法と考えているのか。
- 2 政府が核兵器使用が合法となる場合には条件があると考えているのであれば、その条件全てを明らかにされたい。
- 3 核兵器の使用が違法か合法かについて未だ確立された国際慣習法がないならば、国際慣習法として確立されるまで、我が国を含め個々の国々がその合法・違法についてそれぞれ独自の意見を持つことは認められると考えるが、政府の見解はどうか。
- 4 「核兵器の使用が今日の実定国際法に違反するという判断が国際社会の法的認識として確立するまでに至っていないというのが従来からの政府の見解」(一九九四年六月一三日参議院予算委員会における羽田総理大臣答弁)とされているが、この「国際社会の法的認識として確立」したと政府が認めるには、いかなる要件が必要であるのか。

## ○答弁書

二の1から3までについて

唯一の被爆国である我が国としては、核兵器が二度と使用されることがあってはならず、究極的な核廃絶に向けて努力すべきであると考えている。また、核兵器の使用は、その絶大な破壊力、殺傷力のゆえに、

国際法の思想的基盤にある人道主義の精神に合致しないと考える。このような我が国の立場については、これまでも国際場裡において表明してきたところである。

二の4について

国際慣習法が成立するためには、諸国家の行為の積み重ねを通じて一定の国際的慣行が成立していること(一般慣行)及びそれを法的な義務として確信する諸国家の信念(法的確信)が存在することが必要である。

(国会答弁例)

参・予算委 平一〇・六・一七  
大森内閣法制局長官 答弁

○政府委員(大森政輔君) お尋ねの件につきましては、委員も重々御承知だろうと思いますが、実は昭和五十三年三月三十一日の参議院予算委員会におきまして、当時の法制局長官、真田秀夫でございますが、真田法制局長官から、「核兵器の保有に関する憲法第九条の解釈について」という文書に基づく説明をしております。

その要旨は・・・「自衛のための必要最小限度を超えない實力を保持することは憲法第九条第二項によっても禁止されておらず、」ということから、論理的な帰結として、要するに、右の限度の範囲内にとどまるものである限りは核兵器であるからといって禁止されていないと・・・そういう答弁をしているわけでございます。

○高野博師君 僕は、保有じゃなくて使用について聞いているんです。

○政府委員(大森政輔君) 核の保有の問題についての憲法上の問題点と申しますのは、即使用についての

問題点にも当たるわけでございます。

委員は、先ほど若干触れられましたいわゆるICJ、国際司法裁判所におきます平成八年七月八日の勧告的意見との関係を念頭に置かれているんだらうと思いますが、あの勧告的意見では、使用という点と国際法規、特に国際人道法及び中立性の原則でございますか、それとの関係についての考え方を述べているわけでございます。

日本国憲法第九条との関係につきましては、保有との関係において先ほど述べられました法理は、純法律上の問題として使用との関係においても妥当するものであろう、一応そういうことが言えようかと思えます。

ただ、この問題は国際法、国際社会においてもるその考え方が推移している問題でございますので、その国際的な考え方の推移に応じて常に検討を重ねていくべき問題ではあろうというふうに考えております。

○高野博師君 核保有に関する政府の解釈は、使用についても妥当するということである、使用もできるということでよろしいでしょうか。念のため確認します。

○政府委員（大森政輔君） 先ほど引用いたしました昭和五十三年三月十一日の当時の真田法制局長官の見解をベースといたしますならば、核兵器の使用も我が国を防衛するために必要最小限度のものにとどまるならばそれも可能であるということに論理的にはなろうかと考えます。

（参考資料）

○核兵器の違法性に関する国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見（一九九六年七月八日）の関係部分

（仮訳）

核兵器による威嚇又はその使用は、武力紛争時に適用される国際法の規則、特に人道法の原則と規則に、一般的に反する。

しかしながら、国際法の現状及び裁判所が取り扱った事実を鑑みれば、国家の存続自体が問題となるような自衛の究極的状況における、核兵器による威嚇又はその使用が合法か違法かについて、明確な結論を出すことはできない。

二七 秘密(国家公務員法第一〇〇条)

一 国家公務員法第一〇〇条にいう「秘密」とは、一般に知られていない事実であって、他に知られないことについて相当の利益を有するものをいう。すなわち、非公知性と秘匿の必要性の二要素を具備しているものをいう。

二 国家公務員法第一〇〇条第一項にいう「職務上知ることのできた秘密」とは、職員が職務の執行に関連して知り得た秘密のすべてを言い、①職員が担当している職務に直接関係する秘密のほか、②担当職務外の秘密であっても職務の遂行に関連して知り得たものが含まれる旨一般に解されている。

三 国家公務員法第一〇〇条第二項にいう「職務上の秘密」とは、右①の範疇に属する秘密を指す旨一般に解されているが、他方、右②の範疇に属する秘密であっても、プライバシーの保護や円滑な行政運営確保の観点から、所轄庁において秘匿すべき理由がある場合には、やはり「職務上の秘密」に該当すると解する見解もある。

四 秘匿の必要性の有無は、行政目的を遂行・達成するため、実質的にもそれを秘密として保護するに値するかどうかの観点から、個々の具体的事例ごとに判断されるべきである。個人的秘密の場合には、第一次的には、他人に知られないことによって利益のある事実であるかどうかの観点より判断されるべきであるが、二次的には、それを公にすると私人その他との間の信頼関係が損なわれ、ひいては行政目的の遂行・達成に支障となるかどうかの観点から判断されることになる。

五 従来、国家公務員法第一〇〇条にいう「秘密」とは実質秘をいうか、それとも形式秘をいうかの点について争いがあったが、最高裁判例(昭和五二・一二・一九最高裁決定)により、実質秘ということで決着をみた。なお、形式秘とは、秘密の指定権限を有する者が秘密と指定したものをいう。

（参照条文）

○国家公務員法（昭二二・一〇・二二 法二二〇）

（秘密を守る義務）

第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

② 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表するには、所轄庁の長（退職者については、その退職した官職又はこれに相当する官職の所轄庁の長）の許可を要する。

③ 前項の許可は、法律又は政令の定める条件及び手続に係る場合を除いては、これを拒むことができない。

④ 前三項の規定は、人事院で扱われる調査又は審理の際人事院から求められる情報に関しては、これを適用しない。何人も、人事院の権限よつて行われる調査又は審理に際して、秘密の又は公表を制限された情報を陳述し又は証言することを人事院から求められた場合には、何人からも許可を受ける必要がない。人事院が正式に要求した情報について、人事院に対して、陳述及び証言を行わなかつた者は、この法律の罰則の適用を受けなければならない。

（参考資料）

○秘密文書等の取扱いについて（昭四七・五・二六 内閣参事官室）

・・・なお、各省庁の実情を勘案して、秘密を分類し、「国家機関における各種の秘密の基準」を作成したので参考までに添付する。（後略）

○国家機関における各種の秘密の基準

(内閣官房)

(二〇メモ)

I 外交・国際経済、防衛に関するもの

例 示	秘 密 に す る 理 由
外交交渉の過程における訓令報告等	秘密が保たれなければ外交交渉にあたって自らの交渉上の立場を不利にするおそれがある。
国際通貨問題に関する国際会議の議事内容	関係諸国の利害に重大影響を及ぼすため、秘密にすることが要請され、国際信義上もこれを守らなければならない。
暗号	秘密を維持するための手段として秘匿する必要がある。
武器の性能諸元	防衛上秘匿する必要がある。

II 個人の秘密に関するもの

例 示	秘 密 に す る 理 由
公庫等の貸付業務に関して得た企業の財務内容	公表されると当該企業の信用をあやうくするおそれがある。
特殊な病気に関する療養所への入所決定通知	公表されると個人の名誉を損なうとともに家族に苦痛を与えるおそれがある。
人事に関する資料	人事記録には個人の秘密に係る事項を含んでいる。

III 職務の特殊性に由来するもの

--	--

例示	秘密にする理由
捜査関係資料	もし漏れれば捜査活動の妨げとなるおそれがある。
巡視船艇等の配備計画	巡視船艇等の動静が漏れることは、警備業務上重大な支障をきたす。
事業所等への立入検査の計画	もし漏れることがあれば、対象者の対策策定を可能にし、所期の目的を達成することができない。
裁判・審決・審判等の評決	合議体としての一体性を保障し、裁判官等が当事者に遠慮したり、世評をおそれたりすることなく自由に所信を述べるようにする必要がある。
発注工事の予定価格	契約当事者としての利益を守るために秘密にする必要がある。

IV 一定期間秘密にする必要があるもの

例示	秘密にする理由
人事異動案	発令前に漏れることは職務執行上さしつかえを生ずる。
基準外国為替相場の変更	利害関係者が多く、予め漏れると特定の者が不当な利益を得るおそれがある。
公開競争試験の問題	試験の実施前に漏れると試験が不可能となる。
特許出願書類	秘密が維持されなければ特許出願者が不測の損害を蒙るおそれがある。

（質問主意書・答弁書）

（平七・六・二一 対駈正敏・参）

一及び二について

国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百条第一項及び第百九条第十二号に規定する「秘密」は、秘密の指定の有無にかかわらず、一般に知られていない事実であって、他に知られないことについて相当の利益を有するもの、すなわち、非公知性と秘匿の必要性の二つの要素を具備している事実をいう。

（国会答弁例）

参・内閣委 昭五五・一一・二八  
角田内閣法制局長官 答弁

○政府委員（角田禮次郎君） 秘密の意義につきましては、私どもはこのように解しております。

秘密とは、一般に知られていない事実であって、他に知られないことについて相当の利益を有するものと言うと、すなわち非公知性と秘匿の必要性の二つの要素を具備している事実であるというふうに言っております。

参・内閣委 昭六三・五・一七  
味村内閣法制局長官 答弁

○政府委員（味村治君） この「秘密」の意義につきましては、私どもは以下のように解しております。

秘密と申しますと一般に知られていない事実であって、そしてそれを他に知られないということについて相当の利益を有するものというふうに考えておりまして、つまりは非公知性とそれから秘匿の必要性とこの二つの要素を具備しているものであるというふうに考えております。

○政府委員（味村治君） 私が今申し上げました秘密の定義はいわゆる実質秘、実質的な秘密の定義を申し

上げたわけでございます。これに対しまして形式的な秘密、形式秘と言われるものがございます。これは官庁におきまして秘密の指定の権限を持つ方が秘密として指定した、これは形式上秘密扱いになっているわけでございますので、それを形式秘と呼んでいると理解しております。

○峯山昭範君 わかりました。結局今長官が御説明になったこの二つの点は、いわゆる実質秘ですね。わかりました。

そうしますと、そういう守秘義務が退職後の公務員にも適用されるということになっているわけでございますが、退職した公務員が過去のいわゆる自分が取り扱ったいろんな事例、それを公表するに当たっていわゆる実質秘に触れることがあるのではないか。あるいはその実質秘に触れるような場合にその取り扱いをどういうふうにしたらいいのか。それは解除されることがあり得るわけですか。

○政府委員（味村治君）これは具体的なケースによるわけでございますが、先ほど私が申し上げましたような実質秘でございます以上は、それを仮に退職した公務員が発表する時点においても実質秘であるというときには、これを公表するということは守秘義務に違反するということになるわけでございます。

参・金融経済特委 平一二・五・二二

津野内閣法制局長官 答弁

○政府特別補佐人（津野修君）・・・ここに言います「秘密」と申しますのは、一般に知られていない事実であって、他に知られないことについて相当の利益を有するものを言うということで、非公知とそれから秘密の秘匿性の二要素を具備しているというようなものを秘密ということに解釈されているわけでございます。・・・秘密の要素の一つである秘匿の必要性の有無というものは、行政目的を遂行、達成するために実質的にそれを秘密として保護するに値するかどうかとの観点から個々の具体的な事案ごとに判断され

るべきである。

個々の事案において特定の事項が秘密に当たるかどうかの判断と申しますのは、これは当該事項に係る事務を所掌する行政庁において行うべきものでありまして、私どもといたしましては、この事務を所掌しておりませんので、具体的な事実を承知していない私どもといたしましてお答えすることはできない、ということでございます。

(判例)

○徴税虎の巻事件決定(昭五二・一二・一九 最高裁・第二小法廷)

．．．なお、国家公務員法一〇〇条一項の文言及び趣旨を考慮すると、同条項にいう「秘密」であるためには、国家機関が単にある事項につき形式的に秘密の指定をしただけでは足りず、右「秘密」とは、非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいうと解すべき．．．

二八 平和の目的

一 「平和の目的」という用語は、原子力基本法及び宇宙開発事業団法の各規定及び宇宙の開発及び利用に関する国会決議において用いられており、いずれの場合においても、非軍事を意味するものと解されている。

二 原子力基本法

(1) 原子力基本法第二条は、「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、……これを行うものとし、」と規定している。これは、我が国における原子力の軍事利用を禁止する趣旨であり、原子力基本法における中心的理念となっている。

(2) 自衛隊による原子力の研究、開発及び利用については、次のように考えられている。

① 自衛隊が原子力を殺傷力ないし破壊力として用いること、すなわち核兵器を保持することは、原子力基本法の認めないところである。また、原子力を殺傷力ないし破壊力としてでなく、自衛艦の推進力として使用することも、船舶の推進力として原子力利用が一般化していない現状においては、同じく認められない。

② 自衛隊が、原子力を使う武装をするということは原子力基本法に抵触するが、放射線防護の観点からの研究は、本条に違反しない。

(3) 憲法第九条は、自衛のための必要最小限の実力を保有することを禁止していないから、核兵器であってもそのような限度にとどまるものであれば、これを保有することは、憲法の禁止するところではない。原子力基本法は、憲法上は保有することが禁じられていないものを含めて、立法府の政策的判断として、核兵器の研究、開発及び利用を禁じたものである。

(4) 核爆発エネルギーの平和利用（例えば、運河の掘削）については、本条は禁じていない。しかし、政府は、核爆発エネルギーの平和利用と軍事利用の区別がついていない現状においては、核爆発エネルギーを平和利用することは想定していないという立場に立っている。

(5) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において、主務大臣は、核燃料物質を使用しようとする者又は原子炉を設置しようとする者から、それぞれ使用の許可又は設置の許可の申請があった場合においては、その申請が「平和の目的以外に利用されるおそれがない」と認められるときでなければ、当該許可をすることはならない（第二四条、第五三条）とされ、また、動力炉・核燃料開発事業団法においては、「動力炉・核燃料開発事業団は、原子力基本法（昭和三〇年法律第一八六号）に基づき、平和の目的に限り・・・行ない」（第一条）と規定されている。

### 三 宇宙開発事業団法

(1) 宇宙開発事業団法第一条は、「宇宙開発事業団は、平和の目的に限り、人口衛星及び人口衛星打上げ用ロケットの開発、打上げ及び追跡を総合的計画的かつ効果的に行ない、宇宙開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるものとする。」と規定し、同法第二条は、業務の範囲として「事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう」と規定している。これは、宇宙開発事業団の事業目的に、「平和の目的」という制限を課したものである。

(2) 「平和」とは、非攻撃的ないし非侵略的という意味ではなくて、非軍事という意味である。したがって、宇宙開発事業団が軍事的利用を目的として、宇宙開発事業団法第二条の業務を行うことはできないと解される。

(3) 昭和四四年に、宇宙開発事業団法が成立した際に、両議院において宇宙の開発及び利用に関し附帯決議がなされ、衆議院の決議においては、宇宙に打ち上げられる物体及びその打ち上げ用ロケットの開発

及び利用は「平和の目的」に限るものとされ、参議院の決議においては、宇宙の開発、利用は、「平和の目的」に限るものとされている。

国会決議の有権解釈は、あくまで国会が行うものであるが、政府は、これらの決議中の「平和の目的」とは、宇宙開発事業団法第一条の「平和の目的」と同義であり、「非軍事」という意味であると解している。

(4) 米国が打ち上げた軍用通信衛星（フリートサット）の自衛隊の使用については、国会決議の「平和の目的」に限りとは、自衛隊が衛星を直接、殺傷力、破壊力として利用することを認めないことはもちろんのこと、その利用が一般化しない段階における自衛隊による衛星の利用を制約する趣旨のものと解される。したがって、その利用が一般化している衛星及びそれと同様の機能を有する衛星については、自衛隊による利用が認められるものと解される。フリートサット衛星は、米軍用の通信衛星ではあるが、既にその利用が一般化しているインテルサット（国際通信衛星）、インマルサット（国際海事通信衛星）、CS-12（さくら二号）のような衛星と同様な通信中継機能を有するものであるから、このようなフリートサット衛星を自衛隊が利用することは、国会決議の「平和の目的」の趣旨に反しない。

(5) また、SDI（戦略防衛計画）への参加については、我が国の参加の態様が米国が策定する個々の具体的プロジェクトの特定の局面に参加することにとどまるものであり、同計画に対するこのような形で参加まで本件決議が禁じているものではないと解されている。

(6) BMD（弾道ミサイル防衛）システムに係る日米共同技術研究については、従来国会で示されている、「平和」を「非軍事」とする解釈の下においては、専守防衛のための政策の必要性、相当性につき国会の理解を求め、国会での予算議決を通じて、国会決議との調整がなされるべきものである。

なお、「弾道ミサイル防衛（BMD）」に係る日米共同技術研究に関する官房長官談話」（平成一〇年

一二月二五日)においては、「宇宙の開発及び利用に関する国会決議との関係については、もとより国会決議の有権解釈は国会においてなされるべきものであるが、政府としては、近年弾道ミサイルが拡散している状況にあるところ、BMDシステムが、我が国国民の生命・財産を守るための純粹に防衛的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段であることを踏まえれば、BMDシステムに関して我が国が主体的に取り組んでいくことは、本件国会決議の趣旨及びそのよって立つ平和国家としての基本理念にも沿ったものであり、国民各位の御理解をいただけるものと考えている。」とされている。

一 原子力基本法

(参照条文)

○原子力基本法(昭三〇・一二・一九 法一八六)

(基本方針)

第二条 原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。

○原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭三二・六・一〇 法一六六)

(目的)

第一条 この法律は、原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)の精神にのっとり、核原料物質、核燃

料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保するとともに、これらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する必要な規制等を行うほか、原子力の利用等に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制等を行うことを目的とする。

(設置の許可)

第二十三条 原子炉を設置しようとする者は、次の各号に掲げる原子炉の区分に応じ、政令で定めるところにより、当該各号に定める大臣の許可を受けなければならない。

- 一 発電の用に供する原子炉（次号から第四号までのいずれかに該当するものを除く。以下「実用発電用原子炉」という。） 経済産業大臣
  - 二 船舶に設置する原子炉「第四号又は第五号のいずれかに該当するものを除く。以下「実用船用原子炉」という。） 国土交通大臣
  - 三 試験研究の用に供する原子炉（前号、次号又は第五号のいずれかに該当するものを除く。） 文部科学大臣
  - 四 発電の用に供する原子炉であつて研究開発段階にあるものとして政令で定める原子炉 経済産業大臣
  - 五 発電の用に供する原子炉以外の原子炉であつて研究開発段階にあるものとして政令で定める原子炉 文部科学大臣
- 第二十四条 主務大臣は、第二十三条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
- 一 原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

二〇四 (略)

2 (略)

(使用の許可)

第五十二条 核燃料物質を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、文部科学大臣の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一〇五 (略)

2 (略)

(許可の基準)

第五十三条 文部科学大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

一 核燃料物質が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

二〇四 (略)

○核燃料サイクル開発機構法(昭四二・七・二〇 法七三)

(設立の目的)

第一条 核燃料サイクル開発機構は、原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)に基づき、平和の目的に限り、高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理並びに高レベル放射性廃棄物の処理及び処分に関する技術の開発を計画的かつ効率的に行うとともに、これらの成果の普及等を行い、もつて原子力の開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるものとする。

(国会答弁例)

〔衆・科学特別委 昭四〇・四・一四〕  
愛知科学技術庁長官 答弁

○愛知国務大臣 . . . 原子力基本法第二条には、「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、」云々と規定されており、わが国における原子力の利用が平和の目的に限られていることは明らかであります。したがって、自衛隊が殺傷力ないし破壊力として原子力を用いるいわゆる核兵器を保持することは、同法の認めないところであります。また、原子力が殺傷力ないし破壊力としてではなく、自衛艦の推進力として使用されることも、船舶の推進力としての原子力利用が一般化していない現状においては、同じく認められないと考えられます。

○愛知国務大臣 . . . 推進力として原子力の利用が一般化した状況というものが現在においては想像の域を出ないので、そのような想像をもとにして政府の方針を述べるわけにはまいりませんが、現時点において言う限り、原子力基本法第二条のもとで、原子力を自衛艦の推進力として利用することは毛頭考えておりません。

〔衆・科学特別委 昭三〇・一二・一三〕  
中 會 根 委 員 答 弁

○中會根委員 . . . 具体的に、原子力研究所が原子力を直接爆弾やその他に兵器として使うことは絶対に禁止する、また、それから出てくる成果というものを日本の自衛隊が直接的に利用する、このことも私は禁止すべきだと思えます。従って、原子力研究所というものと自衛隊というものは、明確にみぞを置いて接着

させてはならぬ、こういうように思います。しかし、日本の原子炉がどんどん普及してきまして、それが材料試験をいろいろやり、それで非常にいい鋼鉄が生まれてきた、そういう副産的な科学技術上の発明、発見というものを、日本が小銃に使うとか何に使うことは許されるべきでありましょう。しかし、核燃料を使った爆発物やその他を兵器を使うということは、直接的利用でありまして、これは絶対に禁止すべきだと思います。

〔参・商工委 昭三〇・一二・一六〕  
中 會 根 委 員 答 弁

○衆議院議員（中會根康弘君） 原子力の軍事的利用というのはわれわれの解釈では、原子燃料を使って人を殺傷するために使う、そういう兵器、武器である。こういう概念を立てております。従ってたとえば原子力研究所におきまして原子炉を使って、中性子を使って新しい鋼鉄を発見するとか、そういうことが日本の科学や材質の向上、水準を上げて、それが関連的に機関銃の材質がよくなることは、そういうことはこれはあり得ることであると思うのであります。しかし原子燃料を使って直接人間を殺傷するための武器を作ろうとしたりなんかすることは許されません。こういうように考えておるわけでありまして。従ってアイソトープを使っていろいろな材質をよくすることはあるいはあり得るのではないかと思っております。あるいは患者をなおすとかあるいはガンをなおすとかいう研究も、衛生方面では行われることもあり得ると思えます。

〔衆・予算委 昭四二・三・二五〕  
三 木 外 務 大 臣 答 弁

○三木国務大臣 科学技術の進歩というものは、なかなか予測できない。たとえば原爆のようなものが、こういうように開発されるというようなことを、石橋君、前に予想されたでしょうか。なかなかこれは予想されないので、やはり一国の政治は後世の国民の立場も考えて、大事をとるという面があってもいいと思は思ふのです。いまのところでは、核爆発エネルギーが軍事利用と平和利用と区別できて、そうして平和利用にいますぐ使えるというようなことは、私は考えられないと思う。しかし将来、核爆発エネルギーが放射能の被害もないようになり、何か小型のようなもので、あるいはいろいろな掘さくなどに使うような場合、たとえば大きな運河などの掘さくなどに使われるような場合がないとはいえないと思う。まあ、いまはちょっと考えられぬけれども、後世の国民のために大事をとっておきたいという考えでございます。

〔衆・科学特別委 昭四三・四・一〕  
鍋島科学技術庁長官 答弁

○鍋島国務大臣 …… 自衛隊も、日本にございます日本の自衛隊でございますから、事実上において自衛隊が原子力を使う武装をするということは、原子力基本法に抵触するものだと考えております。

○鍋島国務大臣 防衛庁において原子力の開発とかあるいは生産といえますか、そういったものをしておるとは私は考えませんし、そういうことを行なえば、これは原子力基本法に抵触するものだと考えます。私が聞いているところによりますれば、防衛庁はいわば防衛的立場に立って、いわば放射能の武器がある場合、いかにしてそれを防護するかというようないわばそれを開発するとか、あるいは生産するとか、放射能を出すとかというようないわばなくして、あった場合これをどう防護するかという点の御研究はなすっておるといふことは、予算委員会等で防衛庁長官の答弁によって存じておりますけれども、事実上生産するとかあるいはこれを使用するとかということになれば、これは平和目的でないわけでございますから、原子力

基本法に抵触をしてそういうことはできないのだというふうに考えるわけでございます。 . . .

〔参・予算委 昭四五・四・一七〕  
高辻内閣法制局長官 答弁

○政府委員（高辻正巳君） . . . 原子力利用が一般化する、推進力として使うということが一般化するという場合には、自衛艦だけが旧式の推進力でなければならぬということはないだろう。一般化したものに從ってやっても、それは殺傷力、破壊力に用いられるのではないから、原子力基本法に違反するとまでいふことはあるまいというような結論になって、統一見解としてお話を申し上げたことがございます。要するに、これは政府の見解としてはりっぱにでき上がって、すでに皆さまにも統一見解としてお示ししたことであることをつけ加えておきます。

〔参・予算委 昭六一・三・一八〕  
河野科学技術庁長官 答弁

○上田耕一郎君 . . . 原子力基本法第二条の平和目的、この中に防衛庁による核防護研究、これは入るんですか。

○国務大臣（河野洋平君） 我が国の原子力の研究、開発及び利用は、原子力基本法のもとで平和の目的に限りこれを進めていくということになっております。御指摘の防衛庁が行っている研究は放射線防護の観点からのものと承知いたしております、原子力基本法の平和利用の趣旨に何ら反するものではない、こういう理解でおります。

二 宇宙開発事業団法

(参照条文)

○宇宙開発事業団法(昭四四・六・二三 法五〇)

(目的)

第一条 宇宙開発事業団は、平和の目的に限り、人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケットの開発、打上げ及び追跡を総合的、計画的かつ効率的に行ない、宇宙の開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるものとする。

(業務の範囲)

第二十二条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- 一 人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケット(以下この条及び第三十九条第一項において「人工衛星等」という。)の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発
  - 二 その開発に係る人工衛星等の打上げ及び追跡並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発
  - 三 第一号の開発並びに人工衛星等の打上げ及び追跡並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発で、委託に応じて行なうもの
  - 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務
  - 五 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務
- 2 事業団は、次の業務を行なう場合には、主務大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。
- 一 前項第二号の人工衛星等の打上げ
  - 二 前項第三号に掲げる業務
- 3 事業団は、第一項第五号に掲げる業務を行なおうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(二〇メモ)

い。

4 事業団は、第一項の業務を行なうほか、主務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、その設置する開発のための施設及び設備を宇宙の開発を行なう者の利用に供することができる。

(参考資料)

○わが国における宇宙の開発及び利用の基本に関する決議(昭四四・五・九 衆議院)

わが国における地球上の大気圏の主要部分を超越する宇宙に打ち上げられる物体及びその打ち上げ用ロケットの開発及び利用は、平和の目的に限り、学術の進歩、国民生活の向上及び人類社会の福祉を図り、あわせて産業技術の発展に寄与するとともに、進んで国際協力に資するため、これを行なうものとする。

○宇宙開発事業団法案に対する附帯決議(昭四四・六・一三 参議院科学技術振興対策特別委員会)

政府は、本法の施行にあたり、次の事項に留意すべきである。

- 一・すみやかに、宇宙開発基本法の検討を進め、その立法化を図ること。
- 一・わが国における宇宙の開発及び利用にかかわる諸活動は、平和の目的に限り、かつ、自主、民主、公開、国際協力の原則の下にこれを行なうこと。

一・人工衛星及びその打ち上げ用ロケットの研究、開発及び利用にあつては、各種研究機関との連携を密にし、学術の進歩、産業技術の発展、国民生活の向上及び人類社会の福祉を図ること。

なお、本事業団の発足にあつては、優秀な人材を結集しうるようその処遇等についても十分配慮すること。

右決議する。

(質問主意書・答弁書)

(昭六一・九・三〇 対近江巳記夫・衆)

○質問主意書

四 S D I計画は、我が国の宇宙平和利用を求めた国会決議の精神に抵触すると考えられるが、政府は、抵触しないという理由を明確にされたい。

○答弁書

四について

国会決議の有権的解釈は、もとより国会においてなされるべきものと理解しているが、政府としては、我が国における宇宙の開発及び利用の基本に関する国会決議については、同決議は、我が国における開発及び利用を対象としたものであって、他国の開発及び利用に対する我が国の関与は、我が国自らが行う開発及び利用と同列に論じられるべきではないと考えている。S D I研究計画の場合は、あくまでも米国が策定し、推進している計画であつて、我が国の参加の態様は、このような計画の個々の具体的プロジェクトの特定の局面への参加にとどまるものであり、本件決議がこのような参加までも対象としているとは考えられない。

しかも、S D I研究計画は、非核の防衛的手段によつて弾道弾を無力化し、究極的に核廃絶を目指すものであり、平和国家としての我が国の立場に合致するものであるのみならず、かかる研究計画への我が国の参加は、日米安保体制、日米信頼関係の維持・強化にも貢献するものであることを考えれば、本件決議がこのような参加までも禁じているとは到底考えられない。

(二〇メモ)

(国会答弁例)

〔参・科学特別委 昭四四・六・六〕  
木内科学技術庁長官 答弁

○森元治郎君 . . . それから、使用目的は平和目的に限る、これが宇宙開発の基本だということはお互い  
にわかっているわけだね。そこで、いつも同じ議論、質問応答があるのですが、平和じゃない利用とは何だ  
ということの定義が、あるいはディフィニションというか、こういうふうに使えば非平和的なものなんだと  
いうことを明らかにしてもらおうと、私は理解が早いと思うのですがね。

○国務大臣(木内四郎君) この前衆議院でもお答えしたのですが、軍事目的は平和の目的でない、こうい  
うことに私ども解釈しております。

〔参・安保特別委 昭五八・五・一六〕  
角田内閣法制局長官 答弁

○寺田熊雄君 . . . あなた方の解釈としても軍事的な目的の衛星を打ち上げるとは、宇宙開発事業団法  
第一条の趣旨から言って許されないという理解であると聞いてよろしいか。

○説明員(辻栄一君) そのように存じます。

○寺田熊雄君 法制局長官も、いまの科技厅の審議官があなたの御答弁を踏まえて答弁したわけですが、い  
まままでの論議を踏まえて、開発事業団法第一条の趣旨にのっとって、軍事目的の衛星は打ち上げるとは許  
されない、現行法上、そういうふうにあなたの御答弁を正しく解釈してよろしいでしょうね。

○政府委員(角田禮次郎君) 理屈を申し上げるようで恐縮でございますけれども、先ほどの御質問はいわ  
ゆる偵察衛星、それについての御質問だったと思います。そういうものを上げるとは宇宙開発事業団はで

きないというふうにはお答えしたと思います。そのとおりだと思います。いまの科学技術庁の方の答弁もそのとおりだと思います。

○寺田熊雄君 偵察衛星というのは私は非軍事にあらざる、つまり軍事的な用途だから偵察衛星ということをお話ししたわけですよ。そういう理解でいいんでしょう、いかがです。

○政府委員(角田禮次郎君) そのとおりでございます。

〔衆・予算委 昭六〇・二・六〕  
加藤防衛庁長官 答弁

○加藤国務大臣 矢野委員の昨日の御質問に関し申し上げます。

昭和四十四年五月衆議院において宇宙の開発利用に関し国会決議がなされ、そこにおいて、我が国における宇宙の開発利用は平和の目的に限り行うこととされており、

この「平和の目的に限り」ということにつきましては、これまで国会で非軍事を意味する等との御議論がなされてきたところであり、政府といたしましても、これらの御議論を踏まえ、慎重に対処しなければならぬと考えてきたところであります。

今般、海上自衛隊の派米訓練の際にフリートサット衛星を経由した放送により訓練に必要な情報を受信するための装置を、昭和六十年政府予算案に計上するに当たり、この国会決議の趣旨について政府内において慎重に検討いたしました。

もとより、国会決議の有権解釈は国会でなされるものでありますが、政府といたしましては、この国会決議の趣旨について、次のように理解をしているところでございますので、よろしく御理解いただきたく存じます。

国会決議の「平和の目的に限り」とは、自衛隊が衛星を直接、殺傷力、破壊力として利用することを認めないことは言うまでもないといたしまして、その利用が一般化しない段階における自衛隊による衛星の利用を制約する趣旨のものと考えます。

したがって、その利用が一般化している衛星及びそれと同様の機能を有する衛星につきましては、自衛隊による利用が認められるものと考えております。

御議論のありましたフリートサット衛星は、米軍用の通信衛星ではありますが、既にその利用が一般化しているインテルサット(国際通信衛星)、インマルサット(国際海事通信衛星)、CS2(さくら二号)のような衛星と同様な通信中継機能を有するものでありまして、このようなフリートサット衛星を自衛隊が利用することは、国会決議の平和の目的の趣旨に反しないものと考えております。

衆・予算委 昭六〇・二・六  
〔中曾根内閣総理大臣・茂串内閣法制局長官 答弁〕

○塚本委員・・・それでは、昭和五十八年の五月十六日、参議院の質疑で偵察衛星というのは非軍事にあらざるものとして軍事的用途であると理解していいのかという野党の質問に、当時の内閣法制局長官は、そのとおりであると答弁しておられます。この政府答弁では偵察衛星は軍事的利用であり、平和利用に反することになり、自衛隊は偵察衛星を持ってないことになっております。・・・

○茂串政府委員・・・ただいま塚本委員の御指摘のとおり、一昨年(昭和五十八年)の五月十六日の参議院の安保特別委員会で当時の角田前法制局長官が宇宙開発事業団が偵察衛星を打ち上げることはできないという答弁をしていることはそのとおりでございますが、この答弁は、当時偵察衛星の利用がまだ一般化している状況にあるとは言えないという認識に立ってされたものであると理解しております。したがって、先ほど防衛庁長官

のお読み上げになりました統一見解と軌を一にするものである、こういう理解でございます。

○中曾根内閣総理大臣 法制局長官が答えたとおりであります。

ここで思い出しますのは、原子力基本法をつくりましたときに、我が国の原子力は平和の目的に、そういうふうを書いてあるわけです。そのときに社会党の松前重義先生等とも相談をして、私は提案の責任者でありましたから、国会で答弁をする、そのときに、もし原子力推進というものが一般化して、商船や運送船その他でどんどん使われるようになった場合に、自衛隊の潜水艦が原子力推進でない場合には、それよりスピードが遅くなってしまう。追いかけれない。それでは目的を達するわけにはいかぬ。したがって、原子力平和利用といっても、それがもし一般化した場合には、自衛隊の潜水艦に原子力推進を使ってもこれは平和の目的というものに反しない、そういうことに決めまして、そういう答弁を私は国会でおるのでございます。それ以来政府は何回かこういう答弁をできておまして、この趣旨に沿って、したがって今回の衛星の問題につきましても、これが一般に使われてきた、インテルサットもそうであろうし、そのほかいろいろの打ち上げられている衛星によって、夜みんなテレビでニューヨークの特派員の話聞き、パリの特派員の話聞けるようになっていいますから、それは自衛隊においても、そういう一般の利用、通信手段として使うのであって、殺傷とか破壊の手段として直接的に使っているのではない、そういう考えに従ってやっているわけがあります。

ところで、偵察衛星の問題でございますが、趣旨は同じである。この場合でも同じである、しかし、最近、じゃそれが一般化したかということになりますと、最近平和利用で使われているのはランドサットがありますね。これは地質の調査をやっておる、あるいは魚群の探知なんかでも衛星で使われ始めているようなこともあります。そういうような点で、ある程度は民間でも利用されてきているという面がございますが、一般の今のインテルサット程度ほど、普通の通信衛星ほどまだ普遍化はしていない、そういう考えに立って法制

局長官はお答えしたのだろうと思います。

〔参・内閣委 昭六一・四・二〕  
加藤防衛庁長官 答弁

○国務大臣（加藤紘一君） 宇宙の利用というものは、衛星もありましようし、その他いろんな兵器体系があらうかと思えます。その全般につきまして私たちはいわゆる国会決議の解釈をいたしておるわけでございますが、その中の衛星に限って昨年度は議論されたわけでございます。そして、私たちが申しているのは、その衛星というものを直接殺傷力、破壊力として利用するケースはいろいろ疑問があるだろうと申しておりまして、具体的なケースとしてはキラー衛星というものがあられるわけでございます、これはどうか。しかし、例えば衛星を通信に利用するような場合は、その機能が一般社会でもう広く使われているわけですから、そういう段階では自衛隊が利用することも国会決議の解釈としては許される範囲ではないかな、こう申しているわけでございます。と申しますのは、例えばアメリカで行われておりますゴルフトーナメントが衛星を通じて私たちの茶の間の中にリアルタイムといえますかその場に入ってきてますし、バレーボール大会の緊張した場面もすぐに画面になってくるわけですから、それを自衛隊が使って悪いということではないんじゃないかというふうには私たちが考えるわけです。それほど一般化しているんじゃないだろうか。

そうすると、今委員の御指摘は、それを使って例えば通信で私たちが護衛艦に連絡をしたとか、それから陸上部隊との間の連絡をした場合に、その陸上部隊は現実には戦車も持っておりますし、護衛艦は小型のハーブーンも持っていますから、その指揮に従って動いたとするならば、戦車もハーブーンも破壊力、殺傷力を持つているわけですから、それは違反になるんじゃないだろうかという御指摘でなからうかと思うんですけれども、私たちはそういった通信というものについては、その面はいいんではないだろうかというふうには

思っているわけですが、その機能ということを考えるならば、そういう解釈でございまして、その情報の中身を論ずるのではなくて、その衛星そのものが殺傷力、破壊力として直接使用されるかどうかに着目して考えるべきではないだろうかというふうに申し上げておるわけでございます。

衆・本会議 昭六一・九・一六  
中曾根内閣総理大臣 答弁

○土井たか子君 . . . しかも、S D I は、日本も賛成した国連の宇宙軍拡防止決議にも、もちろん日本国憲法にも、そして国会における宇宙の開発及び利用に関する決議にも明白に違反します。政府自身が繰り返し述べてこられた日米安保条約の限定的性格さえも超え、さらに国家秘密法を誘う性格を持っております。総理は、それでも平和国家の立場に合致するとお考えなのでしょうか。私は、改めて、S D I 研究参加に関する閣議決定を撤回するよう強く求めます。御見解を承りたいと存じます。 . . .

○内閣総理大臣 (中曾根康弘君) . . . S D I の問題でございしますが、米国は、軍備管理、軍縮交渉努力と並行しつつ非核による高度の防衛システムについて研究を行って、究極的には核兵器を廃絶しようという基本理念のもとにS D I 研究計画を推進しております。言いかえれば、今までのような攻撃的な兵器体系から防衛的な兵器体系へ転換しよう、それから核兵器を廃絶するという究極的目的を実現しよう、そして非核の防衛体系を建設しよう、これがS D I の基本理念であります。これは、レーガン大統領から私は直接聞いたところでもあります。これらの考え方は、我が国の平和国家としての立場に矛盾するものではありません。また、S D I 研究計画への我が国の参加は、日米安保体制の効果的運用に資するものであり、かつ、我が国の関連技術水準の向上にも影響を及ぼす可能性がございます。

しかし、問題は、国会決議に抵触するかないかという問題がございます。これらにつきましても、国会

決議に抵触しないと政府は考えました。決議につきましては国会が有権的に解釈すべきものであると考えておりますが、これは、米政府が主体的になって行おうのような兵器研究でありまして、そこに部分的に、局部的に我々が参加するということは国会決議には反しない、そう考えておるところでございます。・・・

衆・予算委

平一〇・一二・八

〔小淵内閣総理大臣・竹山科学技術庁長官 答弁〕

○齊藤（鉄）委員・・・今回導入される衛星、名前は多目的の情報収集衛星ですが、実質は導入の経緯からいっても明らかに軍事偵察衛星でございます。この偵察衛星は、宇宙の平和利用を規定した昭和四十四年五月九日の国会決議に抵触しない、このようにお考えでしょうか。

○内閣総理大臣（小淵恵三君） 宇宙平和利用の決議に關しましては昭和六十年に政府見解が出されておりました、それによりますれば、その利用が一般化している衛星及びそれと同様の機能を有する衛星につきましては、自衛隊の利用が認められるものとされ、現在に至っております。情報収集衛星の導入につきましては、この政府見解にのっとって進めておりまして、昭和四十四年の国会決議等に抵触するものではないと考えております。

○国務大臣（竹山裕君）・・・ただいま総理からの答弁にもありましたが、昭和六十年の政府見解における一般化の考え方をとっているところでありまして、今回の情報収集衛星につきましては、民間における衛星の利用の状況及び将来における計画を踏まえれば、本件衛星の機能が一般化している場合に限って、防衛庁ないしは自衛隊が当該衛星を利用することを前提としている限りにおいて、本件衛星の導入は政府見解の一般化の考え方に反するものではないと考えておりまして、したがって、国会決議の「平和の目的に限り、」の趣旨に反するものではないと考えております。

また、宇宙開発事業団法の「平和の目的に限り、」についても、国会決議の「平和の目的に限り、」と同じ趣旨のものでありまして、このような考え方のもとで宇宙開発事業団が今回本件の情報収集衛星に関する研究に着手することは、宇宙開発事業団法の「平和の目的に限り、」の趣旨に反するものではない、こう考えるところでありまして、本件に関して、これまでの政府の認識の変更はありません。

〔参・本会議 平一一・一・二二〕

〔小渕内閣総理大臣 答弁〕

○梶原敬義君・・・弾道ミサイル防衛、BMDと宇宙の平和利用についてお伺いします。

政府は、来年度からアメリカとBMDの共同技術研究に着手することを決定し、予算は後年度負担といたしました。もとより、我が国には、宇宙の利用は平和目的に限るとの国会決議があるのでありますが、BMDが宇宙の軍事利用であることはだれの目にも明らかであります。政府が、BMDは平和利用限定の国会決議に反しないと言われる理由を明確に示していただきたい。・・・

○内閣総理大臣(小渕恵三君)・・・BMDと国会決議に関するお尋ねでございました。

もとより、国会決議の有権解釈は国会においてなされるべきものであります。政府といたしましては、近年の弾道ミサイルの拡散状況や、BMDシステムが純粹に防衛的かつ他に代替手段のない唯一の手段であることを踏まえますれば、BMDシステムに関する我が国の取り組みは、本件国会決議の趣旨及びそのよって立つ平和国家としての基本理念に沿ったものであり、国民各位の御理解をいただけるものと考えております。・・・

## 二九 予算と法律

一 予算と法律は国政運営上の二大規範であり、ともに国会の議決により成立するものであって、予算とこれに対応する法律との間に不一致を生ずるといふことは、本来的には予想されていないところであると考へられる。

しかしながら、両者は別個の議決形式とされ、その成立手続に相違があるため、両者の調整が図られず、結果的に両者の間に不一致が生ずる場合があり得ることは否定できない。

二 予算と法律の不一致については、これが憲法や法律の具体的条項に違反するという問題ではないとしても、実現しようとする規範内容に不統一が生じ不合理であるとともに、終局的にこれが是正されないときは、その実現が図られないこととなる。したがって、このような事態が生じた場合は、できるだけ速やかに是正措置を講ずべきであり、政府として採る得べき措置としては、例えば予算が成立したのにその裏付けとなる法律が成立していない場合には、その法律の速やかな審議をお願いすること、逆に予算を伴う法律が予算措置の範囲を超えて修正成立した場合には、予備費の使用その他の予算措置を講ずる等が考へられるところである。

三 なお、政府には、予算及び法律案の双方について国会に提出し得るといふ権能が与えられており、法律の改正案を提案するとともに、これに対応する予算案を編成して提案することは、当然許されるところであり、従来からの運用、慣行においても確立したものと考へられる。

## (国会答弁例)

〔参・補助金特別委 昭六〇・四・二二〕  
茂申内閣法制局長官 答弁

○桑名義治君 . . . . .そこで内閣法制局にお伺いするわけでございますが、これは一般論としてでございますが、予算の成立内容と法律内容とが不一致の場合には行政府としてはどのような対応をなすべきかという法律の見解を伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(茂申俊君) . . . . .ただいまの御質問、法律と予算が不一致となった場合には行政府としてはどのような対応をすべきかという御質問と承りましたが、私の立場上一般論として申し上げますと、予算と法律は国政運営上のいわば二大規範でありまして、ともに国会の議決により成立するものでありますから、予算とこれに対応する法律とが内容的に相矛盾したり不一致を来すというようなことは本来的には予想されないところであると思ひます。

しかしながら、両者の不一致を来す場合が全くないとは言えないわけでありまして、典型的な例といたしまして挙げられますのは、予算が成立したのにその裏づけとなる法律が成立していなかったり、あるいは逆に予算を伴う法律が予算措置を講じていないのに成立したような場合を挙げることができるわけでありまして、前者の例でございますれば、予算の裏づけとなる法律が成立、執行されない限りは関係予算の執行ができないこととなります。また、後者の例でありますれば、予算の面で所要の措置が講じられない限り当該法律の内容を執行することができないという問題が出てくるわけでございます。

そこで、このような場合に行政府としてはどのように対応すべきかということでございますが、前者の例でございますれば、その法律の速やかな成立を図るべく国会の御審議をお願いする。また、後者の例でありますれば、予備費の使用その他の予算上の措置をとるといふように、両者の不一致を解消するための所要の

対応策を講ずべきものと考えております。

なお、今回の場合のように、既に予算が成立しているのに、予算に対応する法律の改正案、それも歳出予算の縮減を伴うような改正案が国会で審議中のような場合がございますと、政府としては法律と予算をとものに誠実に執行すべきであるという立場に立って、法的に問題がない限り、その法律の成立を待つて処理するということも是認されるのではないかと、むしろ適当ではないかと、私どもは考えております。

〔参・補助金特別委 昭六〇・五・一三〕  
茂串内閣法制局長官 答弁

○和田静夫君・・・政府の予算編成権、提案権は法律の拘束を受ける、仮に法改正の作業をしていても、改正法が公布される以前であれば政府の予算提出は現行法によって行われるべきである、行政説をとるといふことになればそういうことだろうと思わぬがね。・・・

○政府委員（茂串俊君）ただいまの御質問につきましては、私どもはこう考えております。法律の提案権というものは政府にまずございます。これは憲法七十二条とかあるいは内閣法を引用するまでもなく確立された解釈であり、また運用でございます。また、予算の編成並びに国会への提出権、これはもう憲法に明示されておりますように内閣の専属的な権限として与えられておるものでございます。その意味におきまして、内閣なり政府の立場といたしましては、法律の改正につきましては案を作成して国会に提案するという権能は持つておるわけでございますし、また予算も先ほど申し上げましたようなことで提案権を持つておるわけでございますから、その両者につきまして、国会に対しまして御審議の素材という意味合いもいわば比喩的に言えば含めまして御提案を申し上げ、そして御審議をいただくということでございます。その意味で、先ほどお話のございましたように、現行の法律どおり予算を編成しなければならないという言葉は、若干あ

る意味では、何と申しますかはっきりしない点があるわけでございまして、先ほど申し上げましたように、法律の新規制定あるいは改正の案を政府として作成し御提案申し上げるとともに、それに対応するところの予算の案を組みまして提案するということは当然に許されてしかるべきであるし、また今までの運用、慣行におきましてもそれは確立したやり方であると、かように考えておる次第でございます。

三〇 有事

「有事」という言葉は、法令上の用語ではなく、その意味は必ずしも一義的であるわけではないが、国防衛に関連して使用される場合には、一般的には、自衛隊法第七六条の規定により防衛出動が命ぜられるような事態（すなわち、外部からの武力攻撃が現に存在する場合及び外部からの武力攻撃のおそれのある場合）をいうことが多いと考えられる。

有事法制の研究・有事来援研究とか、我が国有事の場合とかいう場合の「有事」とは、右のことを指しているものと考えられる。

(質問主意書・答弁書)

四について

「有事」という言葉は、法令上の用語ではなく、その意味は必ずしも一義的であるわけではないと思うが、国防衛に関連して使用される場合には、一般的には自衛隊法第七六条の規定により防衛出動が命ぜられるような事態をいうことが多いと考えられる。

(国会答弁例)

衆・内閣委 昭五三・八・一六

(二〇メモ)

竹岡防衛庁長官官房長 答弁、

○竹岡説明員 有事という言葉で正確な定義があるわけではございませんが、事あるときということですから、自衛隊が行動を起こすようなときというように一般的なには言われておりますけれども、われわれが今回有事法令の勉強ということで言っておりますこの有事というのは、これは自衛隊法七十六条に言いますように、外部からわが国に対します武力攻撃があるような場合、そして防衛出動が下令されるような場合、要するに外国からの武力攻撃があるような場合、有事法令の研究におきます有事というのをそのように定義しております。

〔衆・安保委 平一・一一・一八〕  
瓦 防衛庁長官 答弁〕

○国務大臣（瓦力君）・・・有事という言葉は法令上の用語ではございませんで、その意味は必ずしも一義的であるわけではございませんが、有事法制研究という有事につきましても、同研究は、自衛隊法第七十六条によりまして防衛出動命令が下令されました時点以降における自衛隊の円滑な任務遂行に係る法制上の問題点の整理を目的としておりまして、その意味で、ここで言う有事といえますのは、防衛出動命令下令事態ということになるわけでございます。

### 三一 領海侵犯

一 領海侵犯とは、無害通航権等の正当な権利がないのに、沿岸国の同意なしに、その領海に入ることを行う。

二 海洋は、通常、国家の領域である広義の領海と公海に二分され、広義の領海は、さらに内水と狭義の領海（以下「領海」という。）に区分される。

領海とは、国の領土及び内水を超えてこれに接続する水域で、その国の主権の及ぶ領域のことであり、沿岸国は、基線から測定して一二海里を超えない範囲でその領海の幅を定める権利を有する（海洋法に関する国際連合条約（以下「国連海洋法条約」という。）第二条及び第三条）。我が国は、領海及び接続水域に関する法律第一条第一項において、領海の幅を一二海里と定めている。国の主権は領海に及ぶが、無害通航権や外国船に対する管轄権の点で、領土に対する主権に比べてより強い国際法上の制約を受ける。

内水とは、領海の基線の陸地側の水域で、群島水域を除くものをいい（国連海洋法条約第八条第一項）、河川、湾、港、内海、湖等がある。内水については、原則として、沿岸国は領土と同様に排他的な主権を行使することができるが、領海におけるような船舶の無害通航権は認められない。

三 無害通航権とは、船舶が、沿岸国の平和、秩序又は安全を害することなくその領海を通過（内水への出入りのための通過を含む。）することができる国際慣習法上確立した権利である。国連海洋法条約でもこの権利が明記されているところ（第二部第三節）、これによれば、すべての国の船舶は、国連海洋法条約に従うことを条件として、領海において無害通航権を有することとされており、不必要な停船をせず、潜水船は海面上を航行して旗を掲げるなど、一定の態様に従うことが必要とされている。

我が国は、非核三原則を国是としているから、核兵器を装備した外国軍艦は、国連海洋法条約第一九条

にいう「沿岸国の平和、秩序又は安全を害しない」場合には当たらないと考えており、核兵器を装備した外国軍艦の通航は、無害通航には当たらない。

四 領海侵犯に対処する任務は、海上保安庁法第二条の規定により同庁の任務とされており、第一次的には同庁がこれに対する措置をとることとなるが、領海侵犯に係る船舶が暴力的不法行為に出る等、海上保安庁のみでは対処することが困難な場合には、自衛隊が、自衛隊法第八二条の規定に基づき、海上警備行動に出ることになる。

領海侵犯の場合には、領空侵犯に対する措置を定めた規定（自衛隊法第八四条）に対応する規定は設けられていないが、これに対処するため一定の措置をとることができる。

（参照条文）

○海洋法に関する国際連合条約（平八条約六）

第二部 領海及び接続水域

第一節 総則

第二条 領海、領海の上空並びに領海の海底及びその下の法的地位

- 1 沿岸国の主権は、その領土若しくは内水又は群島国の場合にはその群島水域に接続する水域で領海といわれるものに及ぶ。
- 2 沿岸国の主権は、領海の上空並びに領海の海底及びその下に及ぶ。
- 3 領海に対する主権は、この条約及び国際法の他の規則に従って行使される。

## 第二節 領海の限界

## 第三条 領海の幅

いずれの国も、この条約の定めるところにより決定される基線から測定して十二海里を超えない範囲でその領海の幅を定める権利を有する。

## 第四条 領海の外側の限界

領海の外側の限界は、いずれの点をとっても基線上の最も近い点からの距離が領海の幅に等しい線とする。

## 第五条 通常の基線

この条約に別段の定めがある場合を除くほか、領海の幅を測定するための通常の基線は、沿岸国が公認する大縮尺海図に記載されている海岸の低潮線とする。

## 第六条 礁

環礁の上に所在する島又は裾礁<sup>キス</sup>を有する島については、領海の幅を測定するための基線は、沿岸国が公認する海図上に適当な記号で示される礁の海側の低潮線とする。

## 第七条 直線基線

- 1 海岸線が著しく曲折しているか又は海岸に沿って至近距離に一連の島がある場所においては、領海の幅を測定するための基線を引くに当たって、適当な点を結ぶ直線基線の方法を用いることができる。
- 2 三角州その他の自然条件が存在するために海岸線が非常に不安定な場所においては、低潮線上の海へ向かって最も外側の適当な諸点を選ぶことができるものとし、直線基線は、その後、低潮線が後退する場合においても、沿岸国がこの条約に従って変更するまで効力を有する。
- 3 直線基線は、海岸の一般的な方向から著しく離れて引いてはならず、また、その内側の水域は、内水としての規制を受けるために陸地と十分に密接な関連を有しなければならない。

4 直線基線は、低潮高地との間に引いてはならない。ただし、恒久的に海面上にある灯台その他これに類する施設が低潮高地の上に建設されている場合及び低潮高地との間に基線を引くことが一般的な国際的承認を受けている場合は、この限りでない。

5 直線基線の方法が1の規定に基づいて適用される場合には、特定の基線を決定するに当たり、その地域に特有な経済的利益とその現実性及び重要性が長期間の慣行によって明白に証明されているものを考慮に入れることができる。

6 いずれの国も、他の国の領海を公海又は排他的経済水域から切り離すように直線基線の方法を適用することができない。

#### 第八条 内水

1 第四部に定める場合を除くほか、領海の基線の陸地側の水域は、沿岸国の内水の一部を構成する。

2 前条に定める方法に従って定めた直線基線がそれ以前には内水とされていなかった水域を内水として取り込むこととなる場合には、この条約に定める無害通航権は、これらの水域において存続する。

#### 第三節 領海における無害通航

A すべての船舶に適用される規則

#### 第十七条 無害通航権

すべての国の船舶は、沿岸国であるか内陸国であるかを問わず、この条約に従うことを条件として、領海において無害通航権を有する。

#### 第十八条 通航の意味

1 通航とは、次のことのために領海を航行することをいう。

(a) 内水に入ることなく又は内水の外にある停泊地若しくは港湾施設に立ち寄ることなく領海を通過する

こと。

- (b) 内水に向かって若しくは内水から航行すること又は(a)の停泊地若しくは港湾施設に立ち寄ること。
- 2 通航は、継続的かつ迅速に行わなければならない。ただし、停船及び投びようは、航行に通常付随するものである場合、不可抗力若しくは遭難により必要とされる場合又は危険若しくは遭難に陥った人、船舶若しくは航空機に援助を与えるために必要とされる場合に限り、通航に含まれる。

第十九条 無害通航の意味

- 1 通航は、沿岸国の平和、秩序又は安全を害しない限り、無害とされる。無害通航は、この条約及び国際法の他の規則に従って行わなければならない。

- 2 外国船舶の通航は、当該外国船舶が領海において次の活動のいずれかに従事する場合には、沿岸国の平和、秩序又は安全を害するものとされる。

- (a) 武力による威嚇又は武力の行使であって、沿岸国の主権、領土保全若しくは政治的独立に対するもの又はその他の国際連合憲章に規定する国際法の諸原則に違反する方法によるもの
- (b) 兵器（種類のいかんを問わない。）を用いる訓練又は演習
- (c) 沿岸国の防衛又は安全を害することとなるような情報の収集を目的とする行為
- (d) 沿岸国の防衛又は安全に影響を与えることを目的とする宣伝行為
- (e) 航空機の発着又は積込み
- (f) 軍事機器の発着又は積込み
- (g) 沿岸国の通関上、財政上、出入国管理上又は衛生上の法令に違反する物品、通貨又は人の積込み又は積卸し
- (h) この条約に違反する故意のかつ重大な汚染行為

- (i) 漁獲活動
- (j) 調査活動又は測量活動の実施
- (k) 沿岸国の通信係又は他の施設への妨害を目的とする行為
- (l) 通航に直接の関係を有しないその他の活動

第二十条 潜水船その他の水中航行機器

潜水船その他の水中航行機器は、領海においては、海面上を航行し、かつ、その旗を掲げなければならぬ。

第二十一条 無害通航に係る沿岸国の法令

1 沿岸国は、この条約及び国際法の他の規則に従い、次の事項の全部又は一部について領海における無害通航に係る法令を制定することができる。

- (a) 航行の安全及び海上交通の規制
- (b) 航行援助施設及び他の施設の保護
- (c) 電線及びパイプラインの保護
- (d) 海洋生物資源の保存
- (e) 沿岸国の漁業に関する法令の違反の防止
- (f) 沿岸国の環境の保全並びにその汚染の防止、軽減及び規制
- (g) 海洋の科学的調査及び水路測量
- (h) 沿岸国の通関上、財政上、出入国管理上又は衛生上の法令の違反の防止

2 1に規定する法令は、外国船舶の設計、構造、乗組員の配乗又は設備については、適用しない。ただし、当該法令が一般的に受け入れられている国際的な規則又は基準を実施する場合は、この限りでない。

- 3 沿岸国は、1に規定するすべての法令を適当に公表する。
- 4 領海において無害通航権を行使する外国船舶は、1に規定するすべての法令及び海上における衝突の予防に関する一般的に受け入れられているすべての国際的な規則を遵守する。

第二十二條 領海における航路帯及び分離通航帯

- 1 沿岸国は、航行の安全を考慮して必要な場合には、自国の領海において無害通航権を行使する外国船舶に対し、船舶の通航を規制するために自国が指定する航路帯及び設定する分離通航帯を使用するよう要求することができる。

- 2 沿岸国は、特に、タンカー、原子力船及び核物質又はその他の本質的に危険若しくは有害な物質若しくは原料を運搬する船舶に対し、1の航路帯のみを通航するよう要求することができる。

- 3 沿岸国は、この条の規定により航路帯の指定及び分離通航帯の設定を行うに当たり、次の事項を考慮する

- (a) 権限のある国際機関の勧告
  - (b) 国際航行のために慣習的に使用されている水路
  - (c) 特定の船舶及び水路の特殊な性質
  - (d) 交通のふくそう状況
- 4 沿岸国は、この条に定める航路帯及び分離通航帯を海図上に明確に表示し、かつ、その海図を適当に公表する。

第二十三條 外国の原子力船及び核物質又はその他の本質的に危険若しくは有害な物質を運搬する船舶

外国の原子力船及び核物質又はその他の本質的に危険若しくは有害な物質を運搬する船舶は、領海におい

て無害通航権を行使する場合には、そのような船舶について国際協定が定める文書を携行し、かつ、当該国際協定が定める特別の予防措置をとる。

#### 第二十四条 沿岸国の義務

1 沿岸国は、この条約に定めるところによる場合を除くほか、領海における外国船舶の無害通航を妨害してはならない。沿岸国は、特に、この条約又はこの条約に従って制定される法令の適用に当たり、次のことを行つてはならない。

(a) 外国船舶に対し無害通航権を否定し又は害する実際上の効果を有する要件を課すること。

(b) 特定の国の船舶に対し又は特定の国へ、特定の国から若しくは特定の国のために貨物を運搬する船舶に対して法律上又は事実上の差別を行うこと。

2 沿岸国は、自国の領海内における航行上の危険で自国が知っているものを適当に公表する。

#### 第二十五条 沿岸国の保護権

1 沿岸国は、無害でない通航を防止するため、自国の領海内において必要な措置をとることができる。

2 沿岸国は、また、船舶が内水に向かって航行している場合又は内水の外にある港湾施設に立ち寄る場合には、その船舶が内水に入るため又は内水の外にある港湾施設に立ち寄るために従うべき条件に違反することを防止するため、必要な措置をとる権利を有する。

3 沿岸国は、自国の安全の保護（兵器を用いる訓練を含む。）のため不可欠である場合には、その領海内の特定の水域において、外国船舶の間に法律上又は事実上の差別を設けることなく、外国船舶の無害通航を一時的に停止することができる。このような停止は、適当な方法で公表された後においてのみ、効力を有する。

#### 第二十六条 外国船舶に対して課し得る課徴金

- 1 外国船舶に対しては、領海の通航のみを理由とするいかなる課徴金も課することができない。
- 2 領海を通航する外国船舶に対しては、当該外国船舶に提供された特定の役務の対価としてのみ、課徴金を課することができる。これらの課徴金は、差別なく課する。

○領海及び接続水域に関する法律（昭五二・五・二 法三〇）

（領海の範囲）

第一条 我が国の領海は、基線からその外側十二海里の線（その線が基線から測定して中間線を越えているときは、その超えている部分については、中間線（我が国と外国との間で合意した中間線に代わる線があるときは、その線）とする。）までの海域とする。

2 前項の中間線は、いずれの点をとつても、基線上の最も近い点からの距離と、我が国の海岸と向かい合っている外国の海岸に係るその外国の領海の幅を測定するための基線上の最も近い点からの距離とが等しい線とする。

（基線）

第二条 基線は、低潮線、直線基線及び湾口若しくは湾内又は河口に引かれる直線とする。ただし、内水である瀬戸内海については、他の海域との境界として政令で定める線を基線とする。

2 前項の直線基線は、海洋法に関する国際連合条約（以下「国連海洋法条約」という。）第七条に定めるところに従い、政令で定める。

3 前項に定めるもののほか、第一項に規定する線を基線として用いる場合の基準その他基線を定めるに当たつて必要な事項は、政令で定める。

附則

(特定海域に係る領海の範囲)

- 2 当分の間、宗谷海峡、津軽海峡、対馬海峡東水道、対馬海峡西水道及び大隈海峡（これらの海域にそれぞれ隣接し、かつ、船舶が通常航行する経路からみてこれらの海域とそれぞれ一体をなすと認められる海域を含む。以下「特定海域」という。）については、第一条の規定は通用せず、特定海域に係る領海は、それぞれ、基線からその外側三海里の線及びこれと接続して引かれる線までの海域とする。
- 3 特定海域の範囲及び前項に規定する線については、政令で定める。

○海上保安庁法（昭二三・四・二七 法二八）

(任務)

第二条 海上保安庁は、法令の海上における励行、海難救助、海洋の汚染の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を行うことにより、海上の安全及び治安の確保を図ることを任務とする。

2 従来運輸大臣官房、運輸省海運総局の長官官房、海運局、船舶局及び船員局、海難審判所の理事官、灯台局、水路部並びにその他の行政機関の所掌に属する事務で前項の事務に該当するものは、海上保安庁の所掌に移るものとする。

○自衛隊法（昭二九・六・九 法一六五）

(海上における警備行動)

第八二条 長官は、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合には、

内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命ずることができる。

(質問主憲書・答弁書)

(昭五六・五・二九 対榎崎弥之助・衆)

一について

3 核装備を有する米軍艦の我が領海の通過については、政府は、いわゆる安保国会当時からそのような通過が一般国際法上の無害通航に該当する場合には事前協議の対象とならないとの見解を明らかにしていたところである。その後、昭和四十三年の国会において領海及び接続水域に関する条約について審議が行われた際、国会における論議、当時政府が政策として打ち出した非核三原則等を踏まえて、一般国際法上の無害通航制度について改めて検討した結果、政府は、核装備を有する外国軍艦の我が領海の通過は無害通航とは認めないとの考え方を昭和四十三年四月十七日衆議院外務委員会において政府統一見解として明らかにした。この統一見解以後は、核装備を有する米軍艦の我が領海の通過は無害通航に該当せず、核の持込みという観点から事前協議の対象となるというのが、政府の見解である。この点については、昭和四十九年十二月二十五日参議院内閣委員会における政府統一見解においても明らかにしているところである。

(国会答弁例)

衆・外務委 昭四三・四・一七  
三木外務大臣 答弁

○小泉委員 領海及び接続水域に関する条約の質疑の過程において、次の三点が明らかにされたと思えます

るが、なお外務大臣に確認を求めたいと思います。

一、(略)

二、ポラリス潜水艦その他類似の常時核装備を有する外国軍艦のわが領海の通航は、第十四条4にいうところの、沿岸国の平和、秩序または安全を害しない無害通航とは認めない。したがって、原則としてこれを許可しない権利を有する。

三、(略)

右の三点を確認しておきたいと思しますので、外務大臣にあらためて所見を伺っておきたいと思います。

○三木国務大臣・・・第二点については、ポラリス潜水艦その他核兵器を常備しておる軍艦の航行は無害通航とは考えない。原則としてこれを許可しない権利を留保したいと思います。

〔衆・農水・内閣・外務委連合 昭五二・四・二五〕  
 菫村海上保安庁長官 答弁

○菫村政府委員 いま先生からお尋ねがございましたように、まず私も海上保安庁法の第二条で、領海警備について責任を負っております。それから実際領海警備についてどういう法規で取り締まりを現状でやっておるかということにつきましては、領海条約で無害通航権というものが一般に外国の船舶にも認められておりますが、その無害通航に違反するような場合には沿岸国として必要な措置をとることができるということになっておりますので、それに基づいて海上保安庁法に基づいて立ち入り検査もやりますし、航路の変更も命ずる、停船も命ずる、いわば領海外に退去を求めるところで現実をやっております。それからまた国内法に違反するということになりますと当然国内法で、刑事訴訟法に基づいて逮捕するということが可能になります。

参・内閣委 昭五二・一一・二四  
伊藤防衛庁防衛局長 答弁

○政府委員(伊藤圭一君) 領海侵犯に対する対処の任務というのは、海上保安庁の任務でございます。したがって、領海侵犯の中に、潜水艦あるいはその他の軍艦等につきましては無害通航というのは許されておるわけですが、潜水艦の場合には、もぐったまま入ってくるというのは無害通航に当たらない通航だということになっております。したがって、そういうものに対する措置というのは、海上保安庁が任務になっているわけでございます。しかしながら、現実の問題として、それではそのもぐってきている潜水艦というものを海上保安庁が探知できるかどうかということになると、現時点においてはその能力というものはないと思います。したがって、私どもの方はそういった任務を持っておりませんから、潜水艦の領海侵犯に対してこれを排除することはいたさないわけでございますが、たとえば海上保安庁が、どうもこの辺に潜水艦がもぐっているようだから現実におるのかどうか探知してくれないかというような依頼があったような場合には、その付近で現実におるかどうかということを、いわゆる海上保安庁に情報提供するという形でやることはあり得るといふふうに考えておるわけでございます。

○政府委員(伊藤圭一君) . . . 自衛隊に正式に平時において与えられております警察行動の任務としては、領空侵犯措置というのがございます。これは自衛隊法によって与えられているものでございます。それと同じような形で、領海侵犯に対する措置というものが任務として与えられてはいないわけでございます。平時におきます自衛隊の任務といたしましては、そういった組織的な暴力的な行動というもので、いわゆる防衛出動に至る以前の行為といたしまして、八十二条に基づく警備行動というものがございます。しかしながら、これも総理大臣の承認を得まして長官の命令によってそれをやることになっておるわけでございます。ですので、平時におきます領海の中の侵犯を除去する活動というものは海上保安庁が担当いたしております、

それにももちろん十分協力するという任務は与えられておりますので、私が申し上げましたように、情報を提供したり、あるいは向こうの依頼によってその実態をつかまえるということはあることはあり得ると思えますけれども、その範囲を出ないわけでございます。

〔一三六回・平八・五・三一〕  
参・本会議・二二二号九頁〕

○須藤美也子君・・・また、核兵器積載艦船の我が国領海における無害通航について、これまで政府は、我が国の平和と安全に害があり無害通航とは認めないと答弁してきました。この条約でも、核兵器積載艦船の我が国領海通航は、平和、秩序または安全に害があるとする立場に変わりはないはずですが、どうですか・・・非核三原則を貫く以上、米軍を含むすべての核兵器積載艦船は我が国領海の無害通航として認めない旨この本会議場でしかと明言するよう、総理の答弁を求めます。

○国務大臣（橋本龍太郎君）・・・核搭載艦についての御質問ではありますが、我が国は、核搭載艦の我が国領海通航は無害通航とは認めないとの立場を今後ともとっていく所存であります。

国連海洋法会議における我が国の姿勢についての御意見をいただきましたが、我が国の基本政策である非核三原則を条約の規定との関係で維持できなくなるようなことがあってはならない。十分な注意を払ってこの会議に臨んだ次第であります。そして、これまでも申し上げてまいりましたとおり、国籍にかかわらず核搭載艦の我が国領海通航は無害通航とは認めないという立場であります。

〔一四五回・平一一・五・一三〕  
衆・安全保障・四号三〇頁〕

○佐々木(陸)委員・・・自衛隊法八十二条の初めての発動ということが先ほどから言われているわけですが、この八十二条の発動の要件については、一九八一年の四月十七日の参議院の安全保障特別委員会で、かなりきっちりした見解を防衛庁が述べておられます。当時の夏目防衛庁官房長ですが、これは、前の年にソ連の潜水艦が四隻日本の領海に入ってきたという事件があったということを受けて出されている見解であります。それを讀みます。

昨年ソ連の潜水艦が領海を侵犯した件については、いま御指摘のように八十二条は当然のことながら出なかつたわけでございますけれども、第一義的に、領海侵犯、こういった海上における警察行動については海上保安庁の任務になっております。私どもが自衛隊法八十二条で規定しておりますところの海上における警備活動というのは、先ほど防衛局長が述べたように、有事が近くなって、海上における不審船舶によってわが方の海上交通が著しく阻害されるような場合、あるいは海賊的な行為が頻発するようなことがあってわが方の国民の生命、財産を守る必要があるときに、海上保安庁の手に負えなくなるような事態に、内閣総理大臣の命令を受けて出動するというものでございまして、先般の領海侵犯がたまたまあったからといって、すぐさまそういうものが発動されるものでもありません。

つまり、もう一回繰り返しますと、有事が近くなって不審船舶によって我が方の海上交通が著しく阻害されているような場合だとか、海賊的な行為が頻発するようなことがあって我が方の国民の生命財産を守る必要があるときに、海上保安庁の手に負えなくなったような事態がある、そういうときに八十二条が発動されるのだということを確認に述べておられるわけです。

まのうの場合には、手に負えなくなったというはどういうことかといったら、足が届かないとか油が切れとかという話でありまして、とてもこういう事態ではないと感じられるのですが、防衛庁長官、この見解と

昨日来の行動の関係について説明をしていただきたいと思ひます。

○野呂田国務大臣　今、委員が挙げられた答弁は、防衛庁の見解として正しい見解だと思っております。

海上保安庁におきまして、船足が相手に全く及ばない、あるいは小型船舶ですから燃料がなくなってしまう、こういう事態になりまして、私どもは、この二そのの船舶は大変悪質そのもので、日本の治安を大変著しく損ねる事態である、日本の船舶の既に廃船になった名前を使って詐称し、さらに現在別にあります船籍の名前を勝手に使って詐称している、しかも、再三再四こちらが呼びかけをし、威嚇射撃をし、あるいはいろいろな手を尽くしているのかかわらず、一切無視をして逃走を図るということでもありますから、これほど日本の主権を害し治安の維持を阻害するものはないという点で私どもはこれを大変重視しているわけでありまして、そういう意味では先ほどの答弁の趣旨とかなうものである、こういうふうを考えております。

一四五回・平一一・五・一三  
衆・安全保障・四号二五頁

○野呂田国務大臣　・・・海上における警備行動を命ぜられた自衛官には、警察官職務執行法七条、これは武器の使用の規定が準用されますが、同条の要件に該当する限りにおいて、船舶の航行を不能にする射撃を実施することは法律的には可能である、こういうふうには思ひます。

しかしながら、航行を不能にする射撃に伴い、今局長からも答弁したとおり、船体のみならず人にも危害を与えることとなる場合には、正当防衛や緊急避難等の危害許容要件に該当する場合はなければいけない、こういうふうには解釈しております・・・。

(参考)

○我が国の領海及び内水で潜没航行する外国潜水艦への対処について(平八・一二・二四 閣議決定)

一 防衛庁は、我が国の領海及び内水で潜没航行する外国潜水艦を発見次第速やかに外務省及び海上保安庁にこの旨を通報し、当該外国潜水艦への対処に当たっては、防衛庁、外務省及び海上保安庁は相互に緊密に調整し、協力するものとする。

二 内閣総理大臣は、自衛隊法第八二条の規定に基づき、防衛庁長官から、我が国の領海及び内水で潜没航行する外国潜水艦に対して海面上を航行し、かつ、その旗を掲げる旨要求すること及び当該外国潜水艦がこれに応じない場合には我が国の領海外への退去要求を行うことを自衛隊の部隊に命ずることに付いての承認を求められた場合において、海上における治安の維持のため必要があり、かつ、海上保安庁のみでは当該要求を行うことができないと認められるときは、当該承認をすることができる。

## 三二 領空侵犯

一 国際法上、国家はその領域上の空間において、完全かつ排他的な主権を有することが認められており、他国の航空機の自国領空における飛行や領域への着陸を許可するか否か、また許可する場合の条件は、すべて当該国家の自由意思にゆだねられている。領域国の同意なしに領空に入れば、領空侵犯として、国際法上の不法行為を構成することになる。

二 右のような国際法上の法制を前提とし、自衛隊法第八四条は、長官は、外国の航空機が領空侵犯したときは、自衛隊の部隊に対し、これを着陸させ、又は退去させるため必要な措置を講じさせることができることを規定している。

三 この場合の「必要な措置」については、一般的にいえば、自衛隊機が緊急発進をし、領空侵犯機を確認し、着陸又は退去をさせるための警告をし、あるいは着陸をさせるための誘導をする等の措置を講ずることが、含まれているものと解される。

四 次に、「必要な措置」として、領空侵犯機に対して武器を使用することができるかについては、外国の航空機が単に領空侵犯をしたということだけで、直ちに武器を使用することができるとはいえないが、自衛隊機が警告、誘導等の措置を講じてもこれに従わず、自衛隊機に発砲する等実力をもって抵抗してくるような場合、すなわち、個人でいえば、正当防衛ないし緊急避難に当たる場合には、第八四条の「必要な措置」の一環として武器を使用することができるかと解される。この点については、政府として、従来から度々答弁しているところである。

## (国会答弁例)

参・予算委 昭五三・一〇・九  
真田内閣法制局長官 答弁

○政府委員(真田秀夫君) . . . いまの領空侵犯の場合は八十四条に対処する規定がございますが、これは前から申しておりますように、一種の警察活動の場合のことだろうと思うのです。その場合に退去させあるいは着陸させるために必要な措置をとることができるという趣旨のことが書いてございます。それで、退去をさせ、あるいは着陸させるための措置をとっているときに、敵が―敵といえますか、侵入機が自衛隊の要撃機に対して発砲してきたと。その場合に、全然それに対してこちらが応戦できない―応戦と言ったら言葉が行き過ぎかもしれませんが、対抗手段がとれないということでは、これでは自衛隊の八十四条が予定している任務すら実は行使できないわけなんですから、そういうぎりぎりの場合に、つまり正当防衛に該当するような場合に、侵入機に対してこちらが発砲するということをも八十四条が禁止しているというふうにはとる必要はないのだろうというふうにごえられる. . .

○上田耕一郎君 武器使用についてはほかは全部書いてあるじゃないですか、法律で。領空侵犯には書いてないじゃないですか。

○政府委員(真田秀夫君) ほかの場合になるほど書いてあることは確かでございますが、八十四条の場合には通例は余り起こらないんですね。通例は、これは平時の場合の領空侵犯ですから、日本の領空を侵犯して自衛隊機に見つかれば、むしろ逃げて行ってしまおうというのが通例の領空侵犯なんです。それがまかり間違つて敵が発砲してきたという場合に、黙っていなきゃいかぬかといえば、それはいかに何でも、いかに自衛官であっても、そういう犬死にをしないというような法律であろうとは思えないわけなんです、そういう

危惧の場合に侵入機に対して発砲することすら八十四条は禁止しているというふうには解釈する必要はないというふうを考えます。

〔参・予算委 昭五三・一〇・一一〕  
真田内閣法制局長官 答弁〕

○政府委員(真田秀夫君) . . . 自衛隊法の八十四条には「(領空侵犯に対する措置)」という規定が置いてございます。この中で、航空自衛隊は、わが国の領空に対する侵犯機があった場合に、いわゆるスクラムをかけて、そしてその当該侵犯機を着陸させ、または領海外に退去させるために必要な措置をとることができると、長官がさせることができると書いてあるわけでございまして、この規定によって、その業務に従事中に相手方の侵犯機が不法にも発砲してきたと、その発砲を受けて自衛隊機は何もしないで飛行機と一緒に落っこって犬死にをしないというのを八十四条が命じているとはとても考えられないわけなんのでございまして、この八十四条に規定しておる任務、その任務の一環として、そういう場合に、少なくとも正当防衛に該当する場合には、過剰防衛に至らない限度でこれに対して反撃をするということは当然八十四条の許容するところであると、こういうふうには解釈しているわけでございます。

〔衆・予算委 昭五四・三・六〕  
真田内閣法制局長官・佐々防衛庁参事官 答弁〕

○佐々政府委員 . . . 自衛隊法八十四条によりますと、長官は、外国の航空機が国際法規または航空法等の国内法規に違反をしてわが国の領域の上空に侵入してきた場合には、これに対してわが国の領空外に退去させるかあるいは着陸させるため、自衛隊の部隊に対し必要な措置を講じさせることができるということに

なっております。したがいまして、自衛隊法八十四条が根拠でございますが、この八十四条に基づいて緊急発進をいたしました要撃機は、ただいま御指摘のような確認、警告あるいは誘導、さらにこれに必要な強制的な措置、すなわち最寄りの指定をした空港に着陸をさせるか、あるいは領空外に退去させるかのため必要な措置を講ずるわけでございますが、これに対して指示に従わず実力をもって抵抗をしてくるというような場合には、この領空侵犯措置の実施のための一環として、必要な措置として武器の使用が認められる、かように解釈をいたしております。

○真田政府委員 . . . 領空侵犯に対する措置の具体的な根拠規定は自衛隊法の八十四条でございます。

そこで、八十四条で、. . . まず確認をし、あるいは警告を發し、誘導して、本来ならばそこで目的を達するわけなのですが、その侵犯機が何と言っても退去しない、それは非常に困るわけなので、警告を發し、あるいは警戒的な発射をすることもあるでしょう。それに対して、侵犯機がスクランブルをかけた自衛隊機に対しても発砲するあるいは発砲しかけるといふような場合には、これは自分の身を守らなければなりませんし、飛行機と一緒に落ちこちてしまったのでは大死になるわけですから、そうすれば自衛隊法の八十四条が命じている必要なる措置、つまり着陸させたり退去させるというような、そういう職務を行うことすらもちろんできなくなるわけですから、そういう場合にはもちろん反撃をして発砲してもよろしいというふうに考えるわけでございます。

〔衆・予算委 昭五五・二・九〕  
〔角田内閣法制局長官 答弁〕

○角田政府委員 . . . 御指摘のように、八十四条というものはもともと部隊活動の規定として規定されている、これはそのとおりだ。その次に、八十四条に直接武器を使用するという根拠条文といえますか、そう

いう部分がないこともこれも御指摘のとおりだと思います。．．．そこで、．．．八十四条というものは、領空侵犯に対処する措置として部隊行動として防衛庁長官が命令をすることができるといふ規定になっているわけです。そこで、その必要な措置の一環として、万一相手方から攻撃をされて、そしてその攻撃に対して何にもできないということであれば撃ち落とされてそれでおしまいということになるわけですから、そこで必要な措置というものを命ぜられた業務を遂行するための一環として何かができるかということを考えてわけです。そこでそのときに、普通の治安出動だとか何かの場合も武器の使用はできませんけれども、そこまではないかないで、恐らく個人の場合ならば正当防衛なり緊急避難という、先ほど佐々政府委員は危害許容要件と申し上げましたけれども、そういうものに該当するより狭い範囲内においては武器の使用を禁止してはいいないであろう、こういうことを．．．申し上げたわけです。

ですから、そういう意味において、確かに積極的な明文の規定はございません。しかし、その明文の規定のあるものはもっと広く武器の使用ができるわけです。しかしこの場合は、必要な措置の一環としてぎりぎり、もう撃ち落とされても何もできないというようなことは余りにも不合理ではないかというので、非常に狭い範囲内で、言いかえれば、個人で言えば正当防衛なり緊急避難に当たるといふ場合にのみ許されるであろう。同時に、それは従来内訓で、私は内訓の中身は知りませんが、ここで説明を聞いている限りでは、そういう場合に武器が使用することができるかと書いてあるわけです。その意味も、いま申し上げている部隊活動としてとらえた場合におけるものと私は変わらないと思います。そういうことを申し上げておるわけです。

参・内閣委 昭五五・四・二二二  
味村内閣法制局第一部長・佐々防衛庁参事官 答弁

○政府委員（佐々淳行君）　ただいまの御指摘にございましたような事態につきましては、国際慣例は必ずしも統一されておりません。その国の力関係あるいは政策によりまして、たとえば伝えられております昔のアメリカのU2型機のソ連上空偵察行動に対するソ連の措置は撃墜ということだったわけでございますし、また、大韓航空の領空侵犯に際してソ連がとった措置も、これもやはり警告を繰り返した上領空侵犯機を目標として射撃をし、そのために不時着をしたと、このような事態があったようでございます。

どこの国もそれではそういう措置をとっておるかとお申しますと、必ずしもそうではなくて、中国の場合なんかは外交的措置で、朝鮮戦争あるいはその当時領空侵犯、領海侵犯をしたアメリカ軍用機または艦艇に対して外交上の抗議を繰り返しておったというような事情もあるようでございまして、必ずしも国際法上、直ちに武器の使用をしてこれを撃墜するという事で固まっておるわけではないようでございます。

防衛庁の措置といたしましては、領空侵犯機に対しては警告を繰り返して退去をさせ、もしくは着陸をさせる努力を続けるという段階でございまして、相手方が武器を使用せずに指示に従わないという場合は微妙な問題でございます。政策判断も入ろうかと存じますけれども、この点なお十分研究してまいりたいと考えております。

○政府委員（味村治君）　．．．仮に、領空侵犯機がこちらの方の自衛隊機に対しまして実力をもって抵抗してくるというようなことがございました場合には、これはこの自衛隊法の八十四条の「必要な措置」の一環として武器を使用することができるといふふうに従来から御答弁を申し上げているわけでございますが、そのようなことはない、単に警告に従わないというだけでは、やはり相交わらず警告を続けるとか、そういう場合にいかにして効果的な措置を講ずるかということとは、これは防衛庁の方で御検討になつていふふう聞いております。

衆・安保委 平一一・三・三  
野呂田防衛庁長官 答弁

○野呂田国務大臣 対領空侵犯措置の任務を実施している要撃機の武器の使用は正当防衛または緊急避難の要件に該当する場合のみ許されるというのが政府の考え方であります。例えば、領空侵犯機が実力をもって抵抗するような場合や、あるいは領空侵犯機により国民の生命及び財産に対して大きな侵害が加えられる危険が間近に緊迫しており、これを排除するためには武器の使用を行うほかはない緊急状態もこれに該当すると考えております。必ずしも領空侵犯機が発砲するまで武器を使用できないわけではない、こういうふうに考えます。

三三三 教育勅語

教育に関する勅語は、およそ半世紀にわたって我が国の教育の指導原理とされてきたが、戦後の諸改革が行われた中で昭和二十三年六月一九日、衆議院において排除の決議が行われ、また、参議院において失効確認の決議が行われた。したがって、教育に関する勅語をもって教育の指導原理とすることは否定されている。これを復活することはもとより考えていないが、その中には多くの普遍的な人倫の基本を示した部分もあり、形式を超えて現代にも通ずるものがあるといえると思う。

(国会答弁例)

(衆・本会議 昭四九・三・二八)  
田中内閣総理大臣 答弁

○内閣総理大臣(田中角榮君) . . . 教育勅語についての御発言がございましたが、教育に関する勅語は、およそ半世紀にわたってわが国教育の根本理念とされてまいりましたことは、承知のとおりであります。戦後の諸改革が行なわれた中で、昭和二十三年六月十九日、衆議院において排除の決議が行なわれ、また、参議院において失効の決議が行なわれたことは、そのとおりでございます。したがってこれを復活することとは考えておりません。しかし、その中には、多くの普遍的な人倫の大本を示した部分があることもまた事実でございます。でありますから、形式を越えて現代にも通ずるものがあるという事実を徹し、それらについては、国民の共感を得られるような状態で世論に問うべきではないかという考え方を持っております。でございます。

○ 國務大臣（福田赳夫君） 教育勅語は、これはもう廃棄された問題でありまして、これをよみがえらせる  
すべはありません、そういうふうに思います。

しかし、あそこに盛られておる人の道ですね、これは私はもう非常に貴重なものである、こういうふう  
に思います。「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ」「博愛衆ニ及ホシ」、本当に人間のかくあるべしと  
いうことをりっぱに表現しておる。あそこに盛られておる精神がこれが廃棄された、こういうふうには考  
えません。

（参考）

○ 教育勅語等排除に関する決議

（衆・本会議 昭二三・六・一九）

民主平和国家として世界的建設途上にあるわが国の現実、その精神内容において未だ決定的な民主化  
を確認するを得ないのは遺憾である。これが徹底に最も緊要なことは教育基本法に則り、教育の革新と振興  
とをはかることにある。しかるに既に過去の文書となつてゐる教育勅語並びに陸海軍軍人に賜わりたる勅諭  
その他の教育に関する諸詔勅が、今日もなお国民道徳の指導原理としての性格を持続しているかの如く誤解  
されるのは、従来の行政上の措置が不十分であつたがためである。

思うに、これらの詔勅の根本理念が主権在君並びに神話的国体観に基いてゐる事實は、明かに基本的人權  
を損い、且つ国際信義に対して疑点を残すものとなる。よつて憲法第九十八条の本旨に従い、ここに衆議院  
は院議を以て、これらの詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言する。政府は直ちにこれ  
らの詔勅の謄本を回収し、排除の措置を完了すべきである。

右決議する。

○教育勅語等の失効確認に関する決議

(参・本会議 昭二三・六・一九)

われらは、さきに日本国憲法の人類普遍の原理に則り、教育基本法を制定して、わが国家及びわが民族を中心とする教育の誤りを徹底的に払拭し、真理と平和とを希求する人間を育成する民主主義的教育理念をおごそかに宣明した。その結果として、教育勅語は、軍人に賜はりたる勅諭、戊申詔書、青少年学徒に賜はりたる勅語その他の諸詔勅とともに、既に廃止せられその効力を失っている。

しかし教育勅語等が、あるいは従来の如き効力を今日なお保有するかの疑いを懐く者あるをおもんばかり、われらはとくに、それらが既に効力を失っている事実を明確にするとともに、政府をして教育勅語その他の諸詔勅の謄本をもれなく回収せしめる。

われらはここに、教育の真の権威の確立と国民道德の振興のために、全国民が一致して教育基本法の明示する新教育理念の普及徹底に努力をいたすべきことを期する。

右決議する。

○勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ隆ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ威其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽